

令和 4 年

小樽市議会第 2 回定例会

令和 4 年 6 月 7 日開会

令和 4 年 6 月 27 日閉会

令和4年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月7日～6月27日（21日間）

1 会議日程

| 月 日（曜日） | 本 会 議 | 委 員 会 |
|----------|--|-------------------------|
| 6月 7日（火） | 提案説明 | |
| 8日（水） | 休 会 | |
| 9日（木） | ” | |
| 10日（金） | ” | |
| 11日（土） | ” | |
| 12日（日） | ” | |
| 13日（月） | 会派代表質問 [須貝・面野 両議員] | 議会運営委員会 |
| 14日（火） | 会派代表質問 [小貫・秋元 両議員] 質疑及び一般質問 [中村（岩雄）・小池 両議員] | 議会運営委員会 |
| 15日（水） | 一般質問 [松岩・高野・中村（誠吾）・ 丸山・横尾・山田 各議員] | 議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙） |
| 16日（木） | 休 会 | 予算特別委員会（総括質疑） |
| 17日（金） | ” | 予算特別委員会（総括質疑） |
| 18日（土） | ” | |
| 19日（日） | ” | |
| 20日（月） | ” | 予算特別委員会（総括質疑） |
| 21日（火） | ” | 総務・経済両常任委員会 |
| 22日（水） | ” | 厚生・建設両常任委員会 |
| 23日（木） | ” | |
| 24日（金） | ” | |
| 25日（土） | ” | |
| 26日（日） | ” | |
| 27日（月） | 討論・採決等 | 議会運営委員会 |

令和4年
第2回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6月7日（火曜日） 第1日目

| | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 出席議員 | 1 |
| 1 | 欠席議員 | 1 |
| 1 | 出席説明員 | 1 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 2 |
| 1 | 開 会 | 3 |
| 1 | 開 議 | 3 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 1 | 日程第1 会期の決定 | 3 |
| 1 | 日程第2 議案第1号ないし議案第12号 | 3 |
| ○ | 提案説明 市長（議1～議11） | 3 |
| ○ | 提案説明 丸山議員（議12） | 7 |
| 1 | 日程第3 休会の決定 | 7 |
| 1 | 散 会 | 7 |

○ 6月13日（月曜日） 第2日目

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 出席議員 | 9 |
| 1 | 欠席議員 | 9 |
| 1 | 出席説明員 | 9 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 10 |
| 1 | 開 議 | 11 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 11 |
| 1 | 日程第1 議案第1号ないし議案第12号 | 11 |
| ○ | 会派代表質問 須貝議員 | 11 |
| ○ | 会派代表質問 面野議員 | 27 |
| 1 | 散 会 | 41 |

○ 6月14日（火曜日） 第3日目

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 出席議員 | 43 |
| 1 | 欠席議員 | 43 |
| 1 | 出席説明員 | 43 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 44 |
| 1 | 開 議 | 45 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 45 |
| 1 | 日程第1 議案第1号ないし議案第12号 | 45 |
| | ○会派代表質問 小貫議員 | 45 |
| | ○会派代表質問 秋元議員 | 66 |
| | ○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員 | 83 |
| | ○質疑及び一般質問 小池議員 | 87 |
| 1 | 散 会 | 91 |

○ 6月15日（水曜日） 第4日目

| | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 出席議員 | 93 |
| 1 | 欠席議員 | 93 |
| 1 | 出席説明員 | 93 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 94 |
| 1 | 開 議 | 95 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 95 |
| 1 | 日程第1 議案第1号ないし議案第12号 | 95 |
| | ○一般質問 松岩議員 | 95 |
| | ○一般質問 高野議員 | 99 |
| | ○一般質問 中村（誠吾）議員 | 106 |
| | ○一般質問 丸山議員 | 112 |
| | ○一般質問 横尾議員 | 118 |
| | ○一般質問 山田議員 | 129 |
| | 予算特別委員会設置・付託 | 136 |
| | 常任委員会付託 | 136 |
| 1 | 日程第2 休会の決定 | 136 |
| 1 | 散 会 | 136 |

○ 6月27日（月曜日） 第5日目

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 出席議員 | 139 |
| 1 | 欠席議員 | 139 |
| 1 | 出席説明員 | 139 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 140 |
| 1 | 開 議 | 141 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 141 |
| 1 | 日程第1 議案第1号ないし議案第12号、陳情及び調査 | 141 |
| | 予算特別委員長報告 | 141 |
| | 採 決 | 141 |
| | 総務常任委員長報告 | 141 |
| | ○討 論 酒井議員 | 141 |
| | 採 決 | 142 |
| | 経済常任委員長報告 | 143 |
| | ○討 論 高野議員 | 143 |
| | 採 決 | 143 |
| | 厚生常任委員長報告 | 144 |
| | ○討 論 丸山議員 | 144 |
| | ○討 論 山田議員 | 145 |
| | ○討 論 高橋（龍）議員 | 145 |
| | ○討 論 高橋（克幸）議員 | 145 |
| | 採 決 | 146 |
| | 建設常任委員長報告 | 146 |
| | ○討 論 小貫議員 | 147 |
| | 採 決 | 147 |
| 1 | 日程第2 議案第13号及び議案第14号 | 148 |
| | ○提案説明 市長（議13、議14） | 148 |
| | ○討 論 酒井議員 | 148 |
| | 採 決 | 149 |
| 1 | 日程第3 後志教育研修センター組合議会議員の選挙 | 149 |
| 1 | 日程第4 意見書案第1号ないし意見書案第13号 | 150 |
| | ○提案説明 中村（誠吾）議員（意1、意5、意7） | 150 |
| | ○提案説明 酒井議員（意2～意4、意6） | 150 |
| | ○提案説明 松田議員（意8） | 151 |
| | ○提案説明を省略することについて諮る（意9～意13） | 151 |
| | ○討 論 松岩議員 | 151 |
| | ○討 論 高橋（龍）議員 | 152 |

| | | |
|-------|------|-----|
| ○討 論 | 横尾議員 | 153 |
| ○討 論 | 川畑議員 | 153 |
| 採 決 | | 155 |
| 1 閉 会 | | 155 |

第2回定例会議事事件一覧表

| 議案番号 | 件名 |
|------|--|
| 1 | 令和4年度小樽市一般会計補正予算 |
| 2 | 令和4年度小樽市病院事業会計補正予算 |
| 3 | 小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 4 | 小樽市税条例等の一部を改正する条例案 |
| 5 | 小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案 |
| 6 | 小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案 |
| 7 | 工事請負契約について[旧色内小学校解体工事] |
| 8 | 工事請負契約について[(仮称)第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事] |
| 9 | 工事請負契約について[忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事] |
| 10 | 動産の取得について[ロータリ除雪車] |
| 11 | 小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について |
| 12 | 小樽市非核港湾条例案 |
| 13 | 令和4年度小樽市一般会計補正予算 |
| 14 | 小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について |

○意見書案

| | |
|----|--|
| 1 | 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書(案) |
| 2 | 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書(案) |
| 3 | 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書(案) |
| 4 | 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書(案) |
| 5 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案) |
| 6 | 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書(案) |
| 7 | 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案) |
| 8 | 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書(案) |
| 9 | 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める意見書(案) |
| 10 | 安心・安全の医療・介護・福祉を実現し国民の命と健康を守るための意見書(案) |
| 11 | 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案) |
| 12 | 地方財政の充実・強化に関する意見書(案) |
| 13 | 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書(案) |

質 問 要 旨

○会派代表質問

須貝議員（自由民主党）（6月13日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 ロシア軍事侵攻に起因する諸問題について
 - (1) 人権保護について
 - (2) 小樽市への影響
 - (3) 安全保障について
- 2 財政・経済・観光について
 - (1) 予算編成・財政に関して
 - (2) 企業誘致について
 - (3) 観光・クアオルトについて
- 3 小樽市の戦略について
 - (1) 小樽駅前再開発と新小樽（仮称）駅について
 - (2) 小樽港の戦略について
 - (3) ゼロカーボンについて
 - (4) 総合戦略室について
- 4 人口減少対策について
 - (1) 活動世代・子育て世代の満足度を高める
 - (2) 交流人口・関係人口の拡大
 - (3) シビックプライドについて
- 5 その他

面野議員（立憲・市民連合）（6月13日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 補正予算について
- 2 本市の諸課題について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症について
 - (2) 人口減少について
 - (3) 職員の配置について
 - (4) ふるさと納税について
 - (5) 小樽駅前広場再整備基本計画について
- 3 今後の文化財管理・活用について
- 4 その他

質 問 要 旨

○会派代表質問

小貫議員（日本共産党）（6月14日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 迫市政4年間を振り返って
 - (1) 就任からの変化について
 - (2) 次世代をつくる
 - (3) 安全をつくり、安心を生む
 - (4) にぎわいをつくる
 - (5) 未来をつくる
- 2 最近の社会情勢に対する見解について
 - (1) 物価高騰に関連して
 - (2) 気候危機打開について
 - (3) ロシアによるウクライナ侵略について
 - (4) 新型コロナウイルス感染症に関して
- 3 財政問題について
- 4 その他

秋元議員（公明党）（6月14日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 令和3年度一般会計決算見込みについて
- 2 補正予算案について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策事業費について
 - (2) 旧堺小学校擁壁改修事業費について
 - (3) 銭函小学校放課後児童クラブ新築関連経費について
- 3 第7次小樽市総合計画と行政評価について
- 4 並行在来線について
- 5 新型コロナウイルスに関連して
- 6 温室効果ガスの排出量実質ゼロを達成する取組について
- 7 その他

○質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（6月14日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新たな看護学校について
- 2 ウェルネスタウン構想による新たなまちづくり活動の推進について
- 3 町会活動支援員制度を含めた町会の活性化について
- 4 その他

小池議員（無所属）（6月14日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 児童館・放課後児童クラブについて
- 2 その他

質 問 要 旨

○一般質問

松岩議員（自由民主党）（6月15日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 離婚・別居後の共同養育支援について
 - (1) 配偶者により子供を連れ去られた方への対応について
 - (2) 住民基本台帳事務におけるDV支援措置について
 - (3) 親子交流等の円滑化について
- 2 公共施設のオンライン予約とキャッシュレス化について
- 3 その他

高野議員（日本共産党）（6月15日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 手宮公園について
- 2 痴漢被害について
- 3 働く場でのジェンダー平等について
- 4 その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（6月15日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 並行在来線について
- 2 カスタマーハラスメントについて
- 3 その他

丸山議員（日本共産党）（6月15日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽中央小公園と市内の緑化活動について
- 2 （仮称）北海道小樽余市風力発電所建設計画について
- 3 銭函デイサービスセンターの今後の予定について
- 4 その他

横尾議員（公明党）（6月15日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 公共交通の空白地域と利用促進について
- 2 新型コロナウイルス感染症罹患後症状（いわゆる後遺症）について
- 3 大雪対策について
- 4 旧北海製罐（株）小樽工場第3倉庫の活用について
- 5 ウィズコロナにおける観光客受入れについて
- 6 その他

山田議員（自由民主党）（6月15日6番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 災害訓練等について
 - （1）防災トイレについて
 - （2）非常用発電設備について
- 2 救急搬送等について
- 3 消防団員対策について
- 4 新型コロナウイルス感染症等について
- 5 育児介護休業法等について
- 6 青少年の育成等について
- 7 その他

令和4年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和4年6月7日

出席議員（24名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 横尾英司 | 2番 | 松田優子 |
| 3番 | 小池二郎 | 4番 | 中村岩雄 |
| 5番 | 面野大輔 | 6番 | 高橋龍 |
| 7番 | 丸山晴美 | 8番 | 酒井隆裕 |
| 9番 | 秋元智憲 | 10番 | 千葉美幸 |
| 11番 | 高橋克幸 | 12番 | 松岩一輝 |
| 13番 | 高木紀和 | 14番 | 須貝修行 |
| 15番 | 中村吉宏 | 17番 | 佐々木秩 |
| 18番 | 林下孤芳 | 19番 | 高野さくら |
| 20番 | 小貫元 | 21番 | 川畑正美 |
| 22番 | 濱本進 | 23番 | 山田雅敏 |
| 24番 | 鈴木喜明 | 25番 | 前田清貴 |

欠席議員（1名）

16番 中村誠吾

出席説明員

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 市長 | 迫俊哉 | 教育長 | 林秀樹 |
| 副市長 | 小山秀昭 | 総務部長 | 佐藤靖久 |
| 財政部長 | 上石明 | 教育部長 | 薄井洋仁 |
| 総務部総務課長 | 中村弘二 | 財政部財政課長 | 尾作考則 |

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 中 村 哲 也
主 査 柴 田 真 紀
議事係 長 深 田 友 和
書 記 三 上 恭 平
書 記 中 村 知 奈 津

事務局 次 長 佐 藤 典 孝
総務係 長 加 藤 佳 子
書 記 阿 部 久 美 子
書 記 相 馬 音 佳
書 記 成 田 昇 平

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和4年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月27日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第12号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第11号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和4年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、今定例会が私にとりまして今任期の締めくくりとなりますので、これまでの4年間の市政運営を振り返り、一言申し述べさせていただきます。

私は、4年前の平成30年8月に市長に就任しましたが、直後の9月6日には、道内に広く被害をもたらした北海道胆振東部地震が発生し、本市においては、地震による直接的な被害はなかったものの、市内全域での停電、いわゆる「ブラックアウト」が発生したため、速やかに災害対策本部を立ち上げて対応しました。

また、令和2年には、今なお全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の感染が本市においても拡大し、以降、市長任期のうち半分を超える期間、この感染症と向き合ってまいりましたが、この間、私たちの日常は、コロナ禍前には経験しなかった数多くの課題に直面し、感染防止と社会経済活動の維持という難題と対峙し続けました。

コロナ禍において、市としてはこれまで、各種事業者に向けた事業継続支援金の支給や、「まるごと小樽プレミアム付商品券」事業、「がんばる補助金」事業など、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」活用事業をはじめとして、長期的なダメージを受けてきた地域経済と市民生活に対する下支えを行ってまいりました。

一方で、この4年間には、脱炭素化やデジタルトランスフォーメーションといった社会変革の大きな動きが世界的に起こりました。市としましても、このような時代の要請に応えるため、令和3年5月に、「ゼロ・カーボンシティ小樽市」を表明し、地域再エネ導入戦略の策定に着手するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めているところです。

また、今年度、総務部情報システム課をデジタル推進室として体制を強化するとともに、一部窓口でのキャッシュレス決済や行政手続のオンライン化に着手したところです。

本市においては、最重要課題である人口減少対策のほか、財政調整基金に依存しない財政構造の構築、老朽化が進む公共施設への対応など、課題は山積しておりますが、これらの様々な課題に対し、第7次小樽市総合計画の基本構想において掲げた、「子ども・子育て」、「市民福祉」、「産業振興」、「生活基盤」、「環境・景観」、「生きがい・文化」の6分野のごとの「まちづくりの目指すべき姿」を基本に、

市政運営に取り組んでまいりました。

まず、子ども・子育て支援については、令和3年4月に、類似事業や関連性のある業務を集約し、子育て世代のニーズを捉えた施策を一層推進していくために、「こども未来部」を新設しました。

また、子育て世代包括支援センター「にこにこ」の開設や、子育て支援アプリの導入、子供の医療費の助成拡大などにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実に取り組んだほか、民間保育施設の施設整備等に対する補助や、病児保育事業の開始など、保育環境の充実に努めてまいりました。

さらに、子供の学習・生活支援事業として「おたる子ども未来塾」を開校し、学習の支援や困りごとの相談などの支援に取り組み、子供たちが希望する進路を選択できるよう努めました。

学校教育については、教材「小樽の歴史」の作成などを通じてふるさと教育の充実を図ったほか、いじめや不登校などへの対応のため、スクールカウンセラーの全校への配置を行い教育相談体制の充実に取り組みました。

また、司書の増員などにより、学校図書館の利用促進を図ったほか、全小・中学校に高速大容量の通信ネットワークと1人1台端末を配備し、教育におけるICTの活用を進め、さらに、学校施設の耐震補強やトイレ等の改修により、児童生徒の安全確保や教育環境の改善を進めました。

市民福祉については、ふれあいパスを持続可能な制度とするため、年間購入限度を設けるなどの一部見直しを行い、令和3年度から新制度として実施しました。

また、健康寿命延伸の取組として、健康診査について、生活習慣病の未治療者への受診勧奨や保健指導の実施、課税世帯の自己負担額無料化など、国民健康保険加入者や後期高齢者医療制度加入者の受診率向上に取り組みました。

さらに、福祉、医療、介護などの複合的課題に対応する窓口として、「福祉総合相談室」を設置し、多様な課題可決に向けて連携する支援体制の構築に努めました。

産業振興について、小樽の地場産業の販路拡大を図る取組としては、水産加工品のブランド化に対する支援、新商品開発や商談会への出展、催事開催などに対する支援を実施したほか、中小企業や小規模事業者に対しては、新規創業者に対する補助や事業承継支援、空き店舗対策支援事業を実施しました。

観光振興としては、小樽観光協会の観光地域づくり法人、DMOの登録に向けた取組を進めたほか、小樽港については、開発、利用及び保全の指針となる「小樽港港湾計画」を改訂し、また、第3号ふ頭においては、大型クルーズ船の受入環境整備やにぎわいづくりを目指して、岸壁の改良工事や、クルーズターミナル、基部緑地等の整備を進めているところです。

生活基盤について、防災・消防の取組としては、事前防災・減災と迅速な復旧の指針である「小樽市強靱化計画」や、災害発生時に市の業務を迅速かつ的確に行うための「業務継続計画」を策定したほか、小樽市総合防災訓練において初めて災害対策本部の運営訓練を行うなど、実践的な訓練を実施しました。

また、防災行政無線の整備やFMおたるの難聴地域の解消を進め、災害時の情報伝達能力の向上に努めたほか、消防署手宮支署の建設や消防車両の更新を進めるなど、消防体制の充実に取り組みました。

まちづくりの取組では、庁内の体制を新幹線・まちづくり推進室として強化するとともに、新幹線新駅の開業に向け、官民連携の「北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会」を設置し、官民一体となった新幹線新駅の開業に向けた取組を進め、「おたる新幹線まちづくりアクションプラン」を策定したほか、小樽駅前地区の整備に向け、「JR小樽駅前広場再整備基本計画」を策定しました。

また、公共交通では、生活バス路線運行費補助により、乗合バス事業者に対する補助を実施し、市内バス路線の維持及び確保に取り組みました。

さらに、持続可能で効率的なまちづくりに向けて、「立地適正化計画」の策定を進めているところです。

除排雪の取組としては、除雪対策本部を前倒しして設置し、計画的で効率的な除排雪の実施に努めたほか、ロードヒーティング施設の計画的な更新や、バス路線や主要な通学路等を優先した除排雪に取り組み、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めました。

環境・景観については、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園遊具などの更新を進めました。

生きがい・文化については、小樽市歴史文化基本構想を策定し、文化財の指定を促進しました。

また、図書館や美術館の施設改修、総合博物館の展示整備を実施したほか、国の重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店の耐震補強工事及び保存修理工事を進めました。

さらに、小樽市総合体育館長寿命化計画を策定し、プール機能を備えた新総合体育館の整備に向けた取組に着手したほか、手宮公園陸上競技場の設備等の更新を進めました。

その他主要な取組に関して、公共施設については、公共施設再編計画及びその実施時期を定めた長寿命化計画のほか、本庁舎及び総合体育館の個別の長寿命化計画を策定し、建物の性能や安全性を維持していくための方針を定めました。

また、国立小樽海上技術学校及び小樽市立高等看護学院の移転先として、旧北海道小樽商業高等学校の敷地及び施設を取得し、廃止の方向が示されていた海上技術学校を短期大学校として存置することができました。

「ふるさと納税」制度に係る取組としては、まず、専任職員を配置して体制を強化した上で、返礼品登録制度を導入し、返礼品の充実を図ったところであります。このことにより、令和3年度の寄附額はその前年度を大幅に上回り、過去最高額となる見通しです。

さらに、移住支援の取組としては、首都圏などからの移住者を対象とした「移住支援事業」を開始するなど、移住の促進に努めており、今年1月には「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」のスローガンを作成し、効果的な人口減少対策を図ることとしたところです。

最後になりますが、懸案となっております「高島観光船訴訟」の損害賠償金に係る前市長に対する求償権の行使について申し上げます。

この間、前市長を含めた当時の関係職員等に対する事情聴取などを行ってまいりましたが、結果、違法な許可等に関わって、前市長の行為には、国家賠償法第1条第2項に規定する「故意又は重大な過失」があったと判断するに至りました。

このことから、過日、報道発表をいたしましたとおり、前市長に対し、原告にお支払いしました6,553万1,865円と同額を市に納付するよう、本年6月1日付けで同項の規定に基づく求償権を行使したところであります。

今後におきましては、債権回収を図ることはもちろんのこと、違法な許認可等に至った経緯を明らかにし、市民の皆さんに対する説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。

以上、これまでの4年間で振り返り、主な施策・事業の概要を御説明いたしましたが、市政の運営に当たっては、市民の皆様との対話を重ねながら、安全で安心な生活を支え、強みを生かした経済政策や将来を志向したまちづくりを進めていき、人口減少に歯止めをかけ、市民の皆様が豊かで幸せに暮らせるまちを実現できるよう、取り組んでいくことが重要であると考えております。

これまでの市政の運営に当たり、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆さんから御理解と御協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和4年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第1号の一般会計補正予算の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴う対応として、これまで保健所で行っていた行政検査の外部委託経費や、入院医療費の公費負担増加分として「新型コロナウイルス感染症対策事業費」を増額するほか、自宅療養者の健康観察業務等を新たに外部へ委託するため、「クラスター対策事業費」を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、医療的ケア児の地域での活動を支援するため、保育所等へ看護師等を派遣する「医療的ケア児等総合支援事業費」や、銭函小学校の敷地内にある放課後児童クラブの建物を新築するための実施設計等に係る経費として「銭函小学校放課後児童クラブ新築関係経費」を計上したほか、プール機能を備えた総合体育館の建て替えに向けた基本構想を策定する「新総合体育館基本構想策定事業費」を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。以上の結果、一般会計における補正額は、4億5,894万2,000円の増となり、財政規模は、592億3,044万円となりました。

議案第2号の病院事業会計補正予算につきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し、医療機器の整備を行うため、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第11号までについて説明申し上げます。

議案第3号市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担の限度額を引き上げるものであります。

議案第4号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するとともに、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を見直すほか、令和4年度税制改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第5号重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療における被保険者の一部の自己負担割合が1割から2割となることに伴い、これに該当する重度心身障害者に対し、引き続き自己負担割合が1割となるように医療費の助成を行うとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第6号ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号工事請負契約につきましては、旧色内小学校解体工事の請負契約を締結するものであります。

議案第8号工事請負契約につきましては、（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事の請負契約を締結するものであります。

議案第9号工事請負契約につきましては、忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負契約を締結するものであります。

議案第10号動産の取得につきましては、ロータリー除雪車を取得するものであります。

議案第11号過疎地域持続的発展市町村計画の変更につきましては、総合体育館長寿命化計画の策定に伴い、総合体育館に係る記述を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（拍手）

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) 次に、議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

(7番 丸山晴美議員登壇) (拍手)

○7番(丸山晴美議員) 提出者を代表して、議案第12号小樽市非核港湾条例案の提案説明をします。

今年2月24日、ロシアのプーチン大統領が開始した隣国ウクライナへの軍事侵略は世界を驚愕させました。現在3か月を経過して、なお、収束が見通せず、長期化しています。力による現状変更は国連憲章違反であり、ロシア軍は学校、保育所、病院、原子力発電所まで爆撃しています。これはジュネーブ条約などの国際人道法に違反する暴挙です。

ウクライナ攻撃を続けるプーチン大統領は、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだと述べ、ロシアに通常兵器が使用された場合の核兵器の先制使用にまで言及しています。

しかし、ひとたび核兵器が使用されれば、想像を絶する非人道的な被害が引き起こされることは誰も否定できません。このような恫喝は許されません。ところが、プーチン大統領のこうした態度を口実に日本でも核兵器を配備しようとする動きがあります。これは周辺国との間の緊張を高め、日本を核戦争の脅威にさらすことにつながりかねません。どのような形であっても、日本の核兵器配備を進めてはなりません。

昨年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、1年4か月が経ちました。ウクライナ侵略により、世界が一層緊迫する情勢の中にあっても、5月17日、アフリカのコンゴ共和国は核兵器禁止条約を批准した61か国目の国となりました。核の脅威が高まる中であっても、核兵器をなくそうとする世界の動きは一步一步着実に進んでいます。

核保有大国の一つであるロシアの核兵器使用を示唆しての恫喝を利用し、日本に核兵器を配備させようとする動きの中で、本市が非核港湾条例を制定することは大変大きな意味を持ちます。小樽市は1982年核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。この宣言を実効性あるものにし、そして、非核三原則に則った小樽港とするために本条例案の制定を求めます。

以上、各会派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月12日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 横尾英司

議員 小貫元

令和4年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和4年6月13日

出席議員（25名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 横尾英司 | 2番 | 松田優子 |
| 3番 | 小池二郎 | 4番 | 中村岩雄 |
| 5番 | 面野大輔 | 6番 | 高橋龍 |
| 7番 | 丸山晴美 | 8番 | 酒井隆裕 |
| 9番 | 秋元智憲 | 10番 | 千葉美幸 |
| 11番 | 高橋克幸 | 12番 | 松岩一輝 |
| 13番 | 高木紀和 | 14番 | 須貝修行 |
| 15番 | 中村吉宏 | 16番 | 中村誠吾 |
| 17番 | 佐々木秩 | 18番 | 林下孤芳 |
| 19番 | 高野さくら | 20番 | 小貫元 |
| 21番 | 川畑正美 | 22番 | 濱本進 |
| 23番 | 山田雅敏 | 24番 | 鈴木喜明 |
| 25番 | 前田清貴 | | |

欠席議員（0名）

出席説明員

| | | | |
|------------------|------|---------|------|
| 市長 | 迫俊哉 | 教育長 | 林秀樹 |
| 副市長 | 小山秀昭 | 総務部長 | 佐藤靖久 |
| 財政部長 | 上石明 | 産業港湾部長 | 渡部一博 |
| 産業港湾部長 港湾担当部長 | 佐藤文俊 | 生活環境部長 | 松井宏幸 |
| こども未来部長 | 安部俊克 | 保健所長 | 田中宏之 |
| 建設部長 | 松浦裕仁 | 教育部長 | 薄井洋仁 |
| 総務部総務課長 | 中村弘二 | 財政部財政課長 | 尾作考則 |

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 中 村 哲 也
主 査 柴 田 真 紀
議事係 長 深 田 友 和
書 記 三 上 恭 平
書 記 中 村 知 奈 津

事務局 次 長 佐 藤 典 孝
総務係 長 加 藤 佳 子
書 記 阿 部 久 美 子
書 記 相 馬 音 佳
書 記 成 田 昇 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第12号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）（拍手）

○14番（須貝修行議員） 自由民主党を代表して、会派代表質問をいたします。

まず質問に先立ち、一言申し上げます。

本年2月24日、一方的な理屈によりロシアがウクライナに軍事侵攻し3か月超経過いたしました。戦闘が長期化する中で、東部では全インフラが破壊され、6月5日には首都キーウにミサイルによる攻撃がなされました。6月10日の報道では、穀物の略奪も行われているようであります。また、学校、病院なども攻撃対象とされ、子供を含む多くの民間人が犠牲になっております。まさに世紀の蛮行であり、強く非難するものであります。いかなる理由があろうとも、これらの行為は国際法違反であり、国際秩序の破壊行為であります。

我が国においては、国際社会と連携を図り、ロシア軍の即時撤退とウクライナ人の人命保護を果たすべく、しっかりと役割を果たしていただくことを強く希求するものであります。

それでは、質問を始めさせていただきます。

第1項目め、ロシア軍事侵攻に起因する諸問題について。

人権保護について。

国連難民高等弁務官事務所によると、ロシア軍の侵略に伴い、住む場所を追われた方は約800万人、避難民登録をされた方は約600万人と発表されております。日本にも5月29日現在、1,122人、うち北海道に12人と少なからず避難民の受入れがなされております。

避難民の受入れには、単に居住場所の提供だけではなく、就学・就労支援や言葉の問題、身元保証人など課題は多くありますが、本市を希望するウクライナ人の受入れ、さらには一歩進んで積極的な受入れ態度を示すことも検討すべきかと考えます。本市として、ウクライナ避難民の支援に関しての見解を伺います。

一方、ロシア軍侵攻以降、日本国内でロシア人に対するヘイトが広がり、一部ではロシア人差別や排斥などの言動も見られると伺います。悪いのはプーチン大統領とその周辺の戦争指導者であり、一般市民に罪はないことは言うまでもありません。本市にも少なからずロシア人が居住しております。本市としてロシア人差別等の事例はありますか。

また、本件に関して本市の明確なメッセージを求めたいと思います。

小樽市への影響。

本市において、ロシア人との交易、対岸貿易は歴史も古く重要と認識しております。特に水産物や最近のLNGの資源輸入は、本市経済において少なからず影響を及ぼすものと推察いたします。世界的にロシア経済に対する制裁が唱えられている中、今後、ロシアとの経済活動の縮小が予測されます。本市経済に対するロシア経済制裁の影響をどのように見ているのか、見解をお示しください。

次に、姉妹都市提携に関して伺います。

ロシアと日本全国で48組の姉妹都市提携が行われており、本市も昭和41年にナホトカ市と姉妹都市の提携を交わしております。しかしながら、今回の軍事侵攻を踏まえ、多くの自治体が交流をどうすべきか検討しているようであります。アメリカでは提携解消をした都市もあるようですし、また、東京都も速やかに交流停止を表明しております。

そこで、本市とナホトカ市との間で予定していた交流事業及び姉妹都市提携の継続に関する見解を伺います。

今回の軍事侵攻は私たちに多くのことを考える機会を与えてくれました。私たち大人はもちろんのこと、子供たちも多くのことを感じ、そして考えたと思います。小樽市の小・中学校で今回の軍事侵攻に対し、児童・生徒へどのような指導をしているのか伺います。

安全保障について。

5月18日、フィンランドとスウェーデンがNATOへの加盟申請をいたしました。また、デンマークは6月1日、国民投票でEUの共通安全保障・防衛政策に参加する方針が決定されました。中立を捨て、これらの決断をした背景は、もはや自国の外交、安全保障の努力だけでは国際法違反の侵略を続けるロシアに対処できないと判断したからにほかなりません。今回学んだ教訓に、自国の安全は自国で守ること、そして、1国で対応するのではなく助け合う国が必要であるということが挙げられると思います。

一方、南・東シナ海や我が国近海においても緊張感が漂っております。これらの状況を平和裏に解決し、民主主義国家が連携し強い意思表示をする目的で、自由で開かれたインド太平洋の理念の下、航行の自由作戦やQUADによる連携の重要性が確認されているところであり、それは5月のバイデン米大統領や各国首脳との会談で再確認されたところです。イギリス、ドイツ、フランス等も賛同し、南・東シナ海、台湾海峡や日本近海の航行による意思表示、警戒活動を行ったことは御承知のとおりです。このように、日本近海及び南・東シナ海の秩序と各国の安全を維持することを目的に展開する、外国艦船の乗組員の休息や衛生、艦船の補給に貢献することは、国家安全保障戦略上、必然と言わざるを得ないと考えます。

本市では、米国艦船だけではなく、海上自衛隊自衛艦の入港もためらう雰囲気があるように感じます。過去にも米国艦船が入港できなかったことや、また、昨年の海上自衛隊自衛艦が小樽港外一昼夜停泊した際には、見識ある多くの方々から心配の声をいただきました。これらを踏まえ、本市の外国艦船及び海上自衛隊自衛艦入港に関しての見解を伺いたいと思います。

第1項目めを終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、ロシア軍事侵攻に起因する諸問題について御質問がありました。

初めに、人権保護についてですが、まずウクライナ避難民の支援につきましては、受入れ時に課題となる項目につきまして庁内で調査したところ、諸課題があり、その中でも言語に伴う問題が大きいと考えております。戦禍をくぐり抜けた避難民の方の不安を取り除くには、言語の問題を含め、親類や縁者の方の協力が必要でありますので、条件を整えば前向きに受入れを検討してまいりたいと考えております。

次に、本市におけるロシア人差別等の事例につきましては、現在のところ把握いたしておりません。

次に、ロシア人差別等に関する本市の明確なメッセージにつきましては、人権はいかなる場合であっても尊重されるべき基本的な権利であり、ロシア人に限らず、国籍による不当な差別、偏見、いじめは決して許されるものではないと考えております。

次に、小樽市への影響についてですが、まずロシアへの経済制裁による本市への影響につきましては、主なものとしては、輸入品の規制により木材が輸入禁止となっており、市内建設事業者において建築資材費が高騰しているほか、改正関税暫定措置法の施行による関税引上げにより、サケやカニなどのロシア産水産物を扱う市内食品関連事業者において原材料費が高騰していると認識しております。

私といたしましては、昨年からの原油価格、物価高騰が多くの市内事業者に影響を及ぼしている状況に、このたびのロシアによるウクライナ侵攻の影響も加わっていると考えられることから、市内経済の業況悪化の長期化を懸念しているところであります。

次に、本市とナホトカ市との間で予定していた交流事業に関する見解につきましては、本年度は実施に向けて具体的に進めていた交流事業はありませんが、4年後の2026年には姉妹都市を提携してから60周年となりますので、記念行事の実施につきましては、今後の国際情勢や市民感情を考慮しながら判断していきたいと考えております。

次に、姉妹都市提携の継続に関する見解につきましては、小樽市とナホトカ市は1966年に姉妹都市提携をしてから半世紀以上の長い年月をかけて双方の公式使節団や少年少女使節団などの交流事業を通じて友好を深めてまいりました。その歴史というものは簡単に覆るものではありませんし、また、ロシアとの窓口を一方的に閉ざすことが市として得策とは考えられないことから、現時点で姉妹都市提携の解消は考えておりません。

次に、安全保障に関してですが、本市の外国艦船及び海上自衛隊自衛艦の入港に関する対応につきましては、小樽港では従前より商業港としての港湾機能に支障を来さないよう留意してきたことから、外国艦船や自衛艦の寄港打診の際には、入出港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、さらに外国艦船に対しては、核兵器搭載の有無の3要素に基づき受入れ判断をしてきたものであります。過去に商船と岸壁利用が錯綜したことから寄港を断った事例もありますが、今後もこれまでの判断基準に沿って対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 須貝議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、ロシア軍事侵攻に起因する諸問題について御質問がありました。

初めに、小樽市への影響についてですが、小・中学校におけるロシア軍による軍事侵攻に関する児童・生徒への指導につきましては、各学校においては、学習指導要領で示されている戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成するとともに、人間の生命の貴さ、平和の尊さを自覚することができるよう指導していくこととしており、本市におきましても、各学校に配備している新聞記事等を活用し、授業等で戦争が市民にもたらす影響や平和の尊さについて考える学習を行ったり、校長が全校朝会等で同様の講話を行い、児童・生徒に考えるきっかけを与えたりするなどの指導を行っているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、須貝修行議員。

(14番 須貝修行議員登壇)

○14番(須貝修行議員) 第2項目め、財政・経済・観光について。

予算編成・財政に関して。

令和4年度予算編成において、税収不足や財政基盤硬直化など厳しい状況の中で工夫し、収支均衡を図

られたその手腕は大いに評価するところであり、引き続き、財政健全化に取り組んでいただきたいと考えております。一方で、限られた予算の配分は総花的なものではなく、今取り組まなければならない事業に果敢にチャレンジすることも必要ではないかと考えます。例えば、人口減少対策、近隣のどの都市をも圧倒する子育て支援策に注力し内外にアピールすることも必要と考えます。本市の最重点課題に予算をダイナミックに傾斜配分をするというような考え方に対しての市長のお考えをお聞きいたします。

また先日、1－3月期のGDPマイナスの発表では、特に旅行、外食を含むサービス消費が落ち込んでいるとあります。コロナ禍での自粛、原油高、物価高などで消費者の生活防衛意識が働くのもうなずけます。この状況は本市においても同様と考えますが、これらを踏まえて本市としてこの落ち込みに対し、これまでどのように対策したのか、また、今後どうするのか見解を伺います。

相変わらずのガソリン価格や灯油価格の高値が続いております。現状では元売業者への補助金対応が実施されておりますが、大きな値下げにまでは至りません。その中で、ガソリン価格を引き下げるトリガー条項がしばしば話題に上ります。2月22日、総務省の発表では、トリガー条項を発動した場合、地方自治体の税収が5,000億円減り、国と地方合計では1兆5,700億円減収との見解が示されております。本市税収に当てはめると、地方揮発油譲与税が該当するかと思いますが、仮にトリガー条項を発動した場合の本市税収への影響について見解をお示しください。

法定外目的税について。

コロナ禍により毀損した地方経済を回復させる自主財源確保策は重要と考えます。本市も自主財源確保策としてここまで観光税導入に向けて準備を進めてまいりました。しかしながら、コロナ禍によりあらゆる状況が変化し、進展に遅れが出ております。まずは、観光税導入がどの段階にあるのか、また、今後の見通しについてお示しください。

以前は最良であった策も、大きな環境変化により導入時期の見極めも難しい状況にあると考えます。一方で、自主財源確保は小樽市にとって命題であり、他の手だても並行して研究準備していくことも必要と考えます。そのような中で、私は、環境目的税に着目しております。他市の例を見ますと、今注目を浴びているのが岡山県美作市の太陽光パネル税であり、ほかにも大阪府箕面市の緑化負担税や福岡県北九州市の環境未来税などがあります。小樽市周辺では再生可能エネルギー開発において洋上風力発電や大規模ウインドファームなど多くの大型案件もめじろ押しであります。これらの開発に対して小樽市単独ではなく石狩市、余市町、赤井川村などと共同で環境目的税を検討する価値は大いにあると考えます。新たな法定外目的税として今お示した環境目的税に関して本市の見解を伺います。導入まで長いプロセスを要します。並行した研究、準備を開始することを望みます。

企業誘致について。

企業誘致に関して、私は最近よく目にする次の3プラス1のキーワードに着目しております。それは、テレワーク、サテライトオフィス、データセンター、本社機能一部移転、政府機関の移転であります。

テレワーク、サテライトオフィスについて。

コロナ禍においてテレワークが俄然注目を浴びております。テレワークは感染症対策としてだけではなく、業務の効率化、社員のワークライフバランスやQOL、さらには労働意欲の向上とメリットも多く、導入企業も増えているようです。国・道もテレワーク環境整備補助金事業にて助成推進を図っておりますが、このテレワークを推進していく上でサテライトオフィスが注目されております。個室型やコワーキングスペースなど形態や料金は様々で、道内では札幌市や函館市にあります。札幌市で検索をしてみると、快適なオフィスビルに6か所ヒットいたします。サテライトオフィスの特性を考えると、交通の利便性がよく、かつ自然環境豊かな小樽市は最適地の一つと考えます。自治体主導で整備している例として、石川

県小松市や千葉県館山市などがありますが、本市としてサテライトオフィス整備の必要性に関しての見解を伺います。

データセンターについて。

多くの大企業がデータセンターに様々な情報を保管する現代において、データセンターは必要不可欠な存在となっております。経済産業省によると、関連市場規模は24年に2兆円とも推測され、政府も成長戦略としてデータセンターを盛り込んでおり、東京、大阪以外の主要都市に大規模拠点5か所、地方に中小規模拠点を10か所検討しております。また、北海道もゼロカーボン北海道の重点項目にデータセンター誘致を入れており、札幌市も重点施設にデータセンターを追加し、このほど札幌市、苫小牧市、石狩市が連合で誘致候補に名のりを上げております。これ以外にも、民間大企業の多くがデータセンターの地方への設置を考慮し、道内では既に8市38か所に設置されておりますが、残念ながら小樽の名前はそこにはありません。データセンター誘致は次の関連企業を連れてくる副次的効果も大きいと言われており、データセンター設置においては万全な災害対策や電力の安定供給などが求められますが、これは小樽市の内陸部、新幹線新駅予定地周辺は最適地ではないかと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、データセンター立地に関する本市へのメリットや経済効果についての見解と、今後の取組について伺います。

また、データセンターが本市に立地する今後の可能性について見解を伺います。

本社機能の一部移転について。

コロナ禍において、またBCPの観点から、大企業の本社機能の一部移転の話題を目にする機会が増えたように思います。株式会社帝国データバンクの2021年、首都圏・本社機能移転動向調査によると、2021年度は北海道に過去最多33社が移転しており、つい最近も大手保険会社が札幌へ移転したとの報道がありました。移転を決定するためには、税法上などのメリットで背中を押してやる必要があると考えます。長野県では3年95%、富山県、石川県では3年90%の法人税減免等のインセンティブが設けられております。また、佐賀県唐津市ではコスメに業種を絞り、アジア、ヨーロッパの有望会社を洗い出し、効率的なアプローチを展開しているようであります。ジャパン・コスメティックセンターを設立し、化粧品、健康食品などの美容健康産業の振興と集積を図り、関連産業や国外企業を巻き込んだ国際的コスメティッククラスターの形成を目指すといえます。小樽市にとっても本社機能移転や業種を絞ったアプローチ、構想は大いに参考になると考えます。本社機能一部移転と業種を絞ったアプローチについて、本市の今後の進め方について伺います。

政府機関の移転。

岸田首相の方針にデジタル田園都市国家構想があり、その中の取組の一つに、政府関係機関の地方移転があります。東京一極集中を是正し、地方における「しごと」、「ひと」の好循環を促進することを目的とし、42道府県から69機関の提案があるようです。北海道からは四つの提案が出されておりますが、私はこの中で観光庁に着目しております。観光を主産業に掲げる我が小樽市は、観光庁移転先として最適地であると考えます。令和4年3月8日に第5回有識者会議が実施され、今後、サテライトオフィス設置や業務の在り方、課題の整理などを踏まえて決定されるようであります。本市として政府機関移転に対する見解と、この観光庁誘致、移転に対する見解を伺います。

以上、四つのキーワードに関して指摘させていただきました。私は、小樽市はまだ間に合うと確認しております。ぜひとも検討、そしてアクション開始を切に望みます。

観光・クアオルトについて。

私は、2019年第3回定例会予算特別委員会と2020年第4回定例会会派代表質問で、このクアオルトにつ

いて取り上げさせていただきました。ドイツ型を基本に地域資源や温泉などを活用しながら、日本の風土に合った健康保養地を目指す朝里川温泉はまさにその最適地であること、小樽観光の次の一手になり得ることを指摘させていただきました。答弁では、効果、費用、課題や情報を基に検討したいとの回答をいただきました。またその後、日本クアオルト協議会の加盟料が高額であることなどの報告をいただきましたが、まずはクアオルトに関する研究、検討をした結果がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

朝里川温泉組合はクアオルト型健康保養地を目指して観光庁の実証実験に取り組んでおり、いろいろな可能性に挑戦されておりますが、その取組についての本市の評価をお聞かせください。

朝里川温泉組合の活動に加え、株式会社小樽ベイシティ開発のウエルネスタウン構想や、さらに森林の保健・レクリエーション機能を加え、クアオルトを小樽市全体のものとして展開し、住みたいまち、健康なまちを目指すのはどうかとの提案もいただいているところです。協議会加盟料も小樽市単独ではなく、企業との連合体を考慮してはいかかと考えます。これらを踏まえ、いま一度、日本クアオルト協議会加盟に関しての本市の見解を伺います。

第2項目めを終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政・経済・観光について御質問がありました。

初めに、予算編成・財政についてですが、まず、本市の最重点課題への予算の傾斜配分につきましては、これまで限られた財源の中、子育て支援では、子供の医療費助成の拡大や公立保育所のエアコン整備、教育環境の改善では、学校施設の耐震補強やトイレ改修などに力を注いでまいりました。

また、いまだ収束の見通せない新型コロナウイルス感染症対策や、社会変革への対応として脱炭素化やデジタル・トランスフォーメーションといった新たな重要課題に対しても取り組んでいるところであります。今後においても、不測の財政需要の発生や新型コロナウイルス感染症の収束時期によってはさらなる歳入減が懸念されますが、本市における喫緊の課題解決に当たっては、予算の重点的な配分の視点も持ちながら、今後必要となる施策に適切なタイミングで取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消費の落ち込みに対する対策につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、飲食店応援クーポン事業、まるごと小樽プレミアム付商品券事業、宿泊・観光事業者支援事業及び宿泊施設誘客促進事業費補助金などを実施しており、今年度につきましても、もっとオタル観光ギフト券事業及びおたるプレミアム付商品券事業を実施いたします。

また、今後につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も視野に、消費喚起に結びつくような事業を検討してまいりたいと考えております。

次に、トリガー条項が発動された場合の本市税収への影響につきましては、トリガー条項が発動されますと、地方揮発油税の税率が1キロリットル当たり現在の特例税率5,200円から本則税率4,400円に引き下げられることとなり、率にして約15.38%の減となります。仮に1年間発動が続いたとした場合、地方揮発油譲与税が令和4年度当初予算7,500万円に対し、約1,200万円の減収になると試算しております。

次に、観光税導入の段階及び今後の見通しにつきましては、令和3年12月に開催しました第3回小樽市観光税導入に係る有識者会議におきまして、宿泊税導入に向けたスケジュールや宿泊税制度概要案について議論していただいたところであり、本年2月には第4回会議を開催し、観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言をまとめる予定でありましたが、北海道全域がまん延防止等重点措置の実施区域とな

ったことから会議は延期をされております。

今後の見通しといたしましては、有識者会議の御意見を踏まえ、改めて宿泊施設に対するアンケート調査を実施する予定であり、その結果を踏まえて、今後予定されている有識者会議からの御提言を基に、制度概要や宿泊税導入に向けたスケジュールについて判断をしまいたいと考えております。

次に、法定外目的税につきましては、環境目的税などの自主財源の確保は脱炭素の取組を進める上で貴重な財源になるものと考えられますが、市では現在、再生可能エネルギーの導入の方向性や基本方針を策定する段階にあることから、現時点においては環境目的税を導入することを考えてはおりませんが、国や他都市の動向に注視をしまいたいと考えております。

次に、企業誘致についてですが、まず、本市におけるサテライトオフィス整備の必要性につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したサテライトオフィスの整備について、人口減少対策と企業誘致施策の一つとして市が設置する場合、民間が設置するサテライトオフィスに支援を行う場合などについて、関係部署が連携し課題の整理など研究を進めているところであります。

今年度実施するテレワークモニターツアーの参加者や、小樽市立地環境視察費用補助金の助成を受けて市内の視察を行った事業者から意見の聴取などを行い、市によるサテライトオフィス整備の必要性について総合的に判断をしまいたいと考えております。

次に、データセンター立地に関する本市へのメリット等の見解につきましては、データセンターの設置は一般的に投資規模が大きいことや、将来的に増設するケースも多いことから、固定資産税などの増収効果がメリットとして考えられます。また、情報通信産業など関連企業の立地が見込まれるため、取引拡大や雇用増など、市内経済への波及効果も期待できるものと認識をしております。

今後の取組につきましては、北海道へのデータセンター立地活動などを行う、北海道ニュートピアデータセンター研究会に令和3年4月に加入をしており、引き続き、必要な情報収集を図っていくとともに、本年5月に開催された企業立地フェアをはじめ、関連する産業展で企業立地促進条例における課税免除などの優遇制度や本市における立地環境などのPRを行うなど、誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市への今後のデータセンター立地の可能性につきましては、本市はデータセンターが集積する大都市圏と比較すると冷涼な気候のため、データセンターの省エネ化が図られるほか、リスク分散の観点において、大都市圏と遠距離にある同時被災の可能性が低いなどの優位性があることに加え、災害リスクが少ないことや新千歳空港を含めた道央圏からの交通ネットワークも充実していることから、データセンター立地の可能性はあるものと考えております。

次に、本社機能の一部移転と業種を絞った企業誘致の今後の進め方につきましては、今年度、市として全国の企業を対象に設備投資動向に関する調査を実施する予定であり、その中で本社機能の一部を地方へ移転する企業の動向が把握できることから、今後、その調査結果を十分に活用して企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

また、本市では、良質で安全な水産資源を活用した水産加工業をはじめとする食料品製造業や物流関連の企業誘致に取り組んでおりますので、引き続き、こうした業種をターゲットに企業誘致の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、政府機関の移転につきましては、本市の定住人口や交流人口の増加に一定の効果があるものと認識をしておりますが、国では政策の企画・立案業務など、関係省庁との調整が不可欠なものは対象としないなど、地方移転の考え方を示しており、移転には多くの課題があるものと考えております。しかしながら、東京一極集中を是正するため、政府機関を可能な限り地方へ移転する方向で今後も国において検討を

進めていただきたいと考えております。

次に、観光庁誘致、移転につきましては、国の政府関係機関移転基本方針において、観光庁を地方に全面的に移転するのではなく、地方ブロックごとの観光施策を推進するため、地方運輸局の機能の拡充、強化のための体制を整備するとの方向性が示されていることから、本市に誘致することは難しいものと考えております。

次に、観光・クアオルトについてですが、まず、クアオルトに関する研究、検討を行った結果につきましては、令和元年11月に、関係部署による庁内勉強会を開催したところであり、地域住民や来訪者の健康増進を図ることができる健康保養地を目指す取組であることが分かりました。しかしながら、クアオルトの名称は商標登録がされており、この名称を使用するためには自治体として日本クアオルト協議会に加盟しなければならないこと、また主たるプログラムである健康ウォーキングについては、専用コースの設置やガイドの養成など様々な取決めがあり、要件を満たすためには多額の費用を要すること、さらに市としては、同種の事業として既にノルディックウォーキングに取り組んできており、市民に一定程度定着していることなどの理由から、市民の健康づくりとしてはクアオルトに取り組まないことといたしました。

次に、朝里川温泉組合が行っている健康保養地を目指す取組につきましては、令和2年度の観光庁実証事業では、健康をテーマとした各種イベントやウォーキング体験を組み込んだモニターツアーなどが実施されましたが、これらはコロナ禍にあって注目度の高いアウトドア体験型、滞在型コンテンツとして参加者にも好評を博したと認識をしております。

私といたしましては、朝里川温泉地区は自然や温泉といった恵まれた環境があり、こうした資源を活用したクアオルト型の健康保養地を目指す取組は、滞在型観光を目指す本市にとりましても大変有効なものと考えております。今後も引き続き、朝里川温泉組合と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、市として日本クアオルト協議会に加盟することにつきましては、温泉などの地域資源を活用した健康づくりに取り組む企業や団体と連携しながら、市民の健康づくりに取り組むことは重要であると考えておりますが、先ほど申し上げた理由から、現時点において日本クアオルト協議会に加盟することは考えておりません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）

○14番（須貝修行議員） 第3項目め、小樽市の戦略について。

小樽駅前再開発と新小樽（仮称）駅について。

小樽駅前の再開発計画は難航しているとの報道もありますが、まずはJR小樽駅前広場の再整備と小樽駅前第1ビルの再開発計画について、これまでの状況と今後の見通しについてお示ください。

小樽駅前の再開発事業は、小樽の顔としてだけでなく、新たな交通拠点の整備や、さきに示したようなビジネス環境の整備、新たなにぎわい空間の創出など、大変重要な事業であると考えます。基本計画にあるにぎわいや魅力ある空間をつくり、若い世代の集う場所として次の50年に引き継ぐものであってほしいと考えます。まずは、駅前空間をどうあるべきか明確なビジョンを描き、従来型の思考から脱却することも肝要です。そして、それを達成するためには、実績と信頼ある大手デベロッパーと手を組むことが最良と考えます。このほど、札幌駅前の新ビルの概要が発表されましたが、宿泊主体型ホテルを中層階、国際水準ホテルを上層階と別ブランドのホテルを配置し、多様化するニーズを取り込むとあります。このよう

な着眼点こそ必要と考えますし、加えて、今の小樽に足りないIT環境の整ったオフィス階層をぜひとも検討いただきたいと思います。基本計画にある魅力、にぎわいとは何か、また、JR小樽駅前広場空間、再開発ビルをどのようなものにしたのか、本市の見解を伺います。

北海道新幹線新駅の駅舎デザインについて、歴史的建造物をイメージしたレトロな雰囲気とするよう要望したとあります。そのことはよいと思いますが、もっと重要なことは、新幹線は誰のために、何のために造り、どのように活用するのかの視点であります。

私は昨年、新神戸駅から新尾道駅へこだまで参りました。途中、各駅で後続車を待ち、所要時間1時間30分、降車人数は6人、うち家族が4人、土産物店は閑散、駅前にタクシーは3台、駐車場の利用は7割、数社のレンタカー会社、横に尾道の悲願達成の石碑がありました。私は大変厳しい現実を突きつけられた思いと、そこには重要な視点が欠けていると思いました。それは、新幹線駅を造ることが目的になっており、それをどのように活用するのかの視点が後回しになっていたことであります。JR在来線と結節していない新小樽（仮称）駅の現状を踏まえ、改めて伺いたいと思います。

新幹線は誰のため、何のために必要なのか。では、どのように活用し、まちと融合させていくお考えなのかお示しいただきたいと思います。強い危機感を持って取り組んでいただくことを切に望みます。

小樽港の戦略について。

小樽港の戦略に関して、令和元年度及び2年度の代表質問で議論させていただきました。ここまでを振り返ると、やはり平成22年、民主党政権下での重点港湾に選定されなかったこと、これがターニングポイントであったと見ておりました。当時、平成22年第3回定例会で、我が会派の濱本議員の代表質問でも、小樽市の対応の遅れや将来的な港湾の展望について指摘されておりますが、本市の答弁は見識も見通しも残念なものと感じました。しかしながら、政権も代わり、事業ごとに費用対効果を検証して予算配分するとした方針になってきていることも理解いたしました。今日の石狩湾新港の発展ぶりを見るにつれ、改めて国の意思決定への情報収集、対応の遅れ、時の政治力の違いを痛感させられます。

そこで、改めて伺いますが、小樽港の基本的戦略は何か、それは揺るぎないのか、確信を持っているのか伺いたいと思います。

観光・交流の基盤強化やフェリー機能に関しては具体的に進展が見られていると評価します。一方、穀物基地や対岸貿易拠点の形成についてはどうでしょうか。いずれも大きな予算を必要としますが、ハード、ソフト両面において懸念を抱いております。まずは穀物基地の形成や対岸貿易拠点の形成についての課題と今後の取組をお示しく下さい。

次に、石狩湾新港との差別化戦略です。

今回、改めて、石狩湾新港管理組合議会会議録を読みましたが、そこには小樽港に対する配慮はなく、自港発展の戦略の報告と議論がなされております。小樽市は同組合に一定のプレゼンスを持つものとして、両港の共存共栄にイニシアチブを発揮してほしいと考えます。本市の見解を伺います。

穀物やコンテナも利便性や需要に大きな変化があればそちらへ動く可能性があり、私はその点、大いに危惧を抱いております。小樽港の活性化は、小樽経済にとって核心であると確信しております。各港、各都市がしのぎを削る中で生き残りを図り発展していただきたいと強く思います。

ゼロカーボンについて。

本市も昨年5月、ゼロカーボンシティ宣言を表明いたしました。私は令和2年第4回定例会でまず宣言表明をしませんかと問い、令和3年第2回定例会で本市の遅れと先進事例を指摘いたしました。本市においてクールチョイスによる市民啓発と、本年2月、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】がようやく示されました。そこで、小樽市全体の計画はいつ示されますか。お示しく下さい。

目標値は国に準じ、ガス別に削減目標を設定しておりますが、そもそも現時点において国と取組状況が異なるのに本当に達成できるのか、絵に描いた餅にならぬか、目標の転移が起きるのではないかと心配になります。まずは計画の全体像及びロードマップ作成の必要性を感じます。本市の見解を伺います。

私は、ゼロカーボン達成のポイントはエネルギー戦略、森林整備、ごみ排出量、食品ロス、市民意識であると考えます。先行地域は先行メリットを享受しております。環境省は脱炭素先行地域100か所に200億円の予算づけをし、北海道からは札幌市、石狩市、苫小牧市など6市町が名のりを上げました。また、苫小牧市は、CO₂事業に経済産業省より2022年度概算要求で85.8億円もの予算がつきました。北海道においても、新エネルギー加速化基金において、令和4年約9.4億円、令和4年から8年総額で約60億円の予算をつけ、事業支援を開始しております。小樽市として、国及び道の支援策を活用しているのか、または検討しているのか見解を伺います。

総合戦略室について。

以上、ここまで多くの問題を提起させていただきました。大多数の課題は、各部署の専門性を発揮して解決いただきたいと思いますが、私は、戦略構想力やスピードに関して、議員になって以来、3年間ずっと不満を抱いて見ておりました。私は民間と役所の一番の違いは競争とスピードであると考えております。しかしながら、今日のように、各自治体がしのぎを削り生き残りを図る、情報を駆使する近年においては、やはり競争もスピードも必要と考えます。そのためには、縦割りではなく横断的に機能し権限を持つ司令塔的な存在、総合戦略室が必要ではないかと考えます。本市の見解を伺います。

第3項目を終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽市の戦略について御質問がありました。

初めに、小樽駅前再開発と新小樽（仮称）駅についてですが、まず、JR小樽駅前広場につきましては、令和2年4月にJR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会を設立後、本年5月にJR小樽駅前広場再整備基本計画を策定し、配置計画を3案としたところであります。

今後は、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合などの関係団体と配置計画案について実現の可能性を協議し、その協議結果と安全性や利便性等を総合的に勘案し、配置計画を決定したいと考えております。

また、小樽駅前第1ビルの再開発につきましては、平成29年に小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合が設立され、これまで再開発の区域など様々な検討が行われております。今後は、JR小樽駅前広場の配置計画を決定した後、準備組合で再開発事業の事業計画を策定し、地権者などの合意形成が図られた後、事業に着手すると伺っております。

次に、JR小樽駅前広場再整備基本計画の魅力、にぎわいにつきましては、国の登録有形文化財であるJR小樽駅、港が見える小樽独特の風景、JR小樽駅の背後に広がる山並みといった小樽を代表する景観が魅力であり、その魅力を生かしたオープンスペースを整備することで様々なイベントを開催することが可能となり、にぎわいが創出されると考えております。

次に、どのような駅前広場空間などにするかにつきましては、安全性や利便性の確保、にぎわいの創出、市民の皆さんや観光客の方にとって、中心市街地への歩き出しの起点となる駅前広場を目指しております。

再開発ビルについては、どのような用途の建物にするかは準備組合が検討を進めているところでありますが、本市においては、都市計画マスタープランで示されている土地の高度利用、都市機能の更新が図ら

れるよう準備組合と協議してまいりたいと考えております。

次に、新幹線の必要性につきましては、新幹線の整備により全国の各都市と高速ネットワークで結ばれることは、本市にとりまして、市民の利便性向上や交流人口の増大、新たな経済交流、周遊観光による地域経済の活性化など様々な効果が期待される所であり、地域振興のために必要であると考えております。

次に、新幹線の活用などにつきましては、広域交通の利便性向上という本市の新たな強みを、観光振興をはじめ、テレワークの普及のような時代の変化も踏まえた移住・定住の促進や、企業誘致など多方面にわたる施策に活用していく考えであります。また、新小樽（仮称）駅と観光地などを結ぶ利便性の高い二次交通の確保や、新駅周辺エリアが周遊ルートの一つとなるような魅力づくりにより、まちの連続性を高めるとともに、戦略的に利用促進を図ることで開業効果を高め、まちづくりに最大限活用してまいりたいと考えております。

次に、小樽港の戦略についてですが、まず、小樽港の基本的な戦略につきましては、港湾関係者などの意見を踏まえて策定した小樽港長期構想において、基本理念として、「フェリーを核とした物流機能の強化やクルーズ振興などによる賑わいの創出により、ひと・ものが世界と行き交う北海道日本海側の物流・交流拠点港としての発展を目指す」とした方針を掲げており、この実現に向けて、小樽港長期構想で位置づけている各プロジェクトを官民で連携して進めてまいりたいと考えております。

次に、穀物基地と対岸貿易拠点の形成についての課題と今後の取組につきましては、穀物基地の課題としては、特に配合飼料の供給先が道東方面に集中しているため、港の立地で不利があるほか、船舶の大型化への対応などもあり、今後の取組としては、道産小麦の移出や小樽港の背後に立地している製粉工場、飼料工場の増産につながる企業の誘致に取り組むとともに、宅地のしゅんせつ等、必要な事業を進めてまいりたいと考えております。

また、対岸貿易拠点の課題としては、中国とのコンテナ航路では輸入超過、ロシア貿易では輸出超過となっているほか、コンテナ置場やロシア船接岸場所が分散して非効率になっており、今後の取組としては、新たな貨物の開拓に取り組むとともに、分散している機能の集約化を進めてまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港管理組合に対する見解につきましては、石狩湾新港管理組合は北海道、小樽市、石狩市の3者による一部事務組合であります。このため、これまでも石狩湾新港管理組合とは、港湾の長期計画や港湾整備の年度計画、組合予算などについて協議を行いながら石狩湾新港の管理運営に携わってきたところであります。

小樽港と石狩湾新港については、北海道日本海側の拠点港として発展するよう、それぞれの特性を生かしながら役割分担が果たせるよう相互に連携してまいりたいと考えております。

次に、ゼロカーボンについてですが、まず、市全体の実行計画の策定期間につきましては、今後9月をめぐりに小樽市温暖化対策推進実行計画の区域施策編の素案策定について、庁内会議を経て小樽市環境審議会へ諮問し、年度内に答申をいただく予定であります。その後、議会へお示しをした後、パブリックコメントの手続きを行い、令和5年7月の完成を目指しております。

次に、計画の全体像及びロードマップ作成につきましては、議員の御指摘のとおり、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すには、全体像やロードマップが必要であるため、小樽市温暖化対策推進実行計画の区域施策編の中でお示しをしてみたいと考えております。

次に、国や道の支援策活用の検討につきましては、市では再生可能エネルギーの導入の方向性や基本方針を策定する際に、環境省の地域再エネ導入戦略策定支援事業の活用を予定しておりますが、今後、カー

ボンニュートラルに向けた取組を進める中で、利用可能な支援事業を活用していきたいと考えております。

次に、総合戦略室についてですが、私といたしましても議員の御指摘に共感をいたしますし、それ以外にも職場間での政策連携の不足、政策の先進性や独自性の不足といった課題を感じており、自治体間の競争の面から、また政策効果の面からもその解決は急がれるものと考えております。しかしながら、組織は組織ありきではなく、その実効性が担保されるかどうかことが重要であることから、ただいま申し上げたような組織上の課題の解決を実現できる体制について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）

○14番（須貝修行議員） 第4項目め、人口減少対策について。

活動世代・子育て世代の満足度を高める。

小樽市人口対策会議でも議論いただいておりますが、人口動態や原因分析をすると、今後の小樽市の方向性として、海のある札幌のベッドタウンと位置づけ、活動世代の交通の利便性を高め、住みやすい環境を整える、そして、他市もうらやむ子育て支援の拡充を図る、このようなビジョンもよいのではないかと考えます。交通の利便性を高める、シームレスな交通網を構築することの重要性は、これまでも指摘させていただきまし、また、各種アンケートにおいても伺えます。この際のポイントは二つ、一つ目は、早朝と夜遅い時間のJRとバスの連結であります。そして、二つ目は、朝・夜の通勤時間の短縮であります。現在、JRの小樽－札幌間のダイヤを見てみますと、1日75.5往復、うち快速が22本で、朝は8時18分が最初になり、朝の通勤においては不便です。首都圏や関西圏では、通勤時間帯に快速、準快速、準急、快特など名称は様々ですがうまく組み込まれております。快速を朝7時台及び20時台のダイヤに組み入れることはできないものかと考えます。本市単独ではなく、江別市や岩見沢市との連携を図り、要望活動を行ってはいかがでしょうか、本市の見解を伺います。

本年度もゼロ歳、1歳児の入所待ち児童が発生しており、それは現在も続いておりますが、子育て世代にとって入所待ち児童ゼロは必須の要件であります。いずれも保育士の不足によるものと聞いており、これは全国的な問題と通じます。保育士不足の要因は給与、業務量、就業時間や責任の重さなどと分析されており、政府も本年2月より保育士、幼稚園教諭の収入3%、月額9,000円を引き上げる措置を開始し、本市においても本年度事業に組み込まれておりますが、まだ十分なものとは言えず、業務量と報酬が見合っていないとの声も多いようです。北海道62自治体では新たな人材を育成する手段として、保育士、介護士などの職業限定の奨学金返済補助が行われており、また、保育士確保のため就職支援準備金制度や住宅補助制度を導入している自治体もありますが、このような保育士確保策に対する本市の見解をいただきたいと思います。

子供の数の減少や施設の老朽化により、今後、保育所の再編を視野に入れていかなければならない状況下での人材確保は難題ではありますが、まずは目の前の入所待ち児童ゼロを強く望みます。本市として、入所待ち児童が発生していることに関する見解を伺います。

交流人口・関係人口の拡大。

定住人口が減少している小樽市にとって、交流人口・関係人口を拡大させることは、人口減少による影響を緩和させ、地域の活力をもたらすものと考えます。まずは、本市の交流人口・関係人口に関する見解を伺います。

まず、交流人口拡大策として次の二つを提案いたします。

一つ目は、学校誘致であります。

振り返ると、小樽市では、小樽短期大学と北海道薬科大学の2校がなくなりました。今回、その経緯を調査いたしました。もう少し方法があったのではないかと考えると残念でなりません。2020年のデータでは、札幌市内の大学生の定員が4万9,506人で、道内の大学に占める割合は54.9%です。札幌市の人口の道内比は37.8%です。ここに小樽市や近隣市町からの通学者も入れると、推定で道内大学生の60%以上が札幌にいることとなります。加えて、各種専門学校もありますので、19歳から24歳までの学生の偏在は問題視すべきと考えます。これらを踏まえ、ターゲットを定め、小樽市に新たにサテライトキャンパスも含めた大学を誘致する、専門学校を誘致することは大変有用と考えます。本市の見解をいただきます。

二つ目は、北海道施設の移転であります。先の項で政府機関の移転を提案いたしました。北海道においても札幌一極集中の是正は大きな問題と考えます。これは、オール北海道で取り組んでいただきたい最重要課題と考えますが、愛媛県や奈良県では、県がイニシアチブを取って取組を開始しており、ぜひとも道には掛け声だけではなく実効性ある取組を期待するところです。道施設に関しては、これも過去に銭函にあった道立小児総合保健センターの手稲区への移転があります。これも会議録を読みましたが、それでよいのか北海道、小樽市と言わざるを得ないものでした。道施設の移転も道内各都市と連携して取り組む必要があると考えますが、本市の北海道施設移転、誘致に関する見解をいただきたいと思っております。

関係人口の拡大にはSNSの発信力が威力を発揮するようで、自治体のSNSフォロワー数が住民数を上回る自治体が既に48市町村もあり、この発信力がふるさと納税に直結するなど、経済への波及効果もあるようです。人口の20倍のフォロワー数を持つ北海道壮瞥町では、移住相談も増加しているとあります。そこで伺いますが、本市のSNS発信状況とフォロワー数、また今後のSNS戦略などがあれば見解をお示しください。

シビックプライドについて。

シビックプライド醸成の重要性についてはこれまででも議論させていただきました。市民の小樽への愛着、一体感を高めていただく方法として、今回は、小樽市民の歌の活用を提案いたします。小樽市民の歌は、市制50周年を記念し、昭和47年に歌詞を募集して制定されました。小樽の夜明けと未来に向けての市民の心意気を歌ったものであります。最近ではスポーツの応援として地域一体感を演出する目的で自治体歌が欠かせないものとなっており、JリーグやBリーグではよく使用されているようであります。

そこでお尋ねいたしますが、小樽市民の歌の持つ意味合いと現在の活用状況、今後どのように活用していくお考えなのか見解をお示しください。

小樽を離れた若者がふと小樽市民の歌を口ずさみ小樽を思い出す、そして帰郷する、そんなきっかけになれば幸いです。市制50周年を記念して制定してから50年がたち、今年100周年です。そして、次の50年に多くの市民に口ずさまれる、郷土の誇りを感じられるものとしてぜひ普及、活用を希望いたします。

再質問を留保し、代表質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口減少対策について御質問がありました。

初めに、活動世代・子育て世代の満足度を高めることについてですが、まず、7時台、20時台に快速列車を組み入れることにつきましては、現在運行されている普通列車を快速列車に置き換えた場合、小樽から札幌への通勤、通学者のことを考えますと、速達性の面からは有効と思っておりますが、沿線では利便性の低

下する利用者が新たに生じてしまうなどの課題があるものと考えております。

また、新たに快速列車を増発する場合は、現在のダイヤに組み込めるのか、運行車両は確保できるのかなどの課題があるものと考えております。このような課題を含め、まずは本市単独でJR北海道の見解を伺った上で、他市と連携した要望活動の必要性について判断してまいりたいと考えております。

次に、保育士確保策に対する本市の見解につきましては、保育士確保は本市においても恒常的に生じている入所待ち児童を解消する上で喫緊の課題であると考えております。そのため、現在、市内保育所等へのアンケートや、近年採用された保育士等へのヒアリングにより、施設での採用状況や保育士の志望動機など実態調査を進めているところであり、他都市の事例なども参考にしながら保育士確保策の実施に向けて、具体的な取組内容について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、入所待ち児童に関する本市の見解につきましては、入所待ち児童を解消することは、安心して子育てができるまちづくりの観点からも大変重要なことと考えております。入所待ち児童が生じている要因の一つとして保育士不足の課題がありますので、先ほど申し上げたとおり、本市の保育士確保策について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、交流人口・関係人口の拡大についてですが、まず、本市における交流人口と関係人口に関する見解につきましては、第2期小樽市総合戦略の中で、観光客や通勤客、通学者などの交流人口の拡大とともに、ふるさと納税を行っていただいている方や各地の小樽会の方々など、多彩に関わりがある方との関係を通じ、本市のまちづくりに関わっていただける、いわゆる関係人口の拡大に努めることとしております。

次に、大学、専門学校の誘致につきましては、若年層の定住人口や交流人口を増加させる一定の効果があるものと認識しております。大学や専門学校などでは学生を確保するため、若年層が多く交通便利性の高い都市部での立地を重視しているものと考えられることから、札幌市に隣接する本市の強みを生かして誘致の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、北海道の施設の移転、誘致につきましては、平成7年に市が土地を取得して当時の北海道立地下資源調査所海洋地学部庁舎を誘致しており、一定の効果があったと考えております。今後につきましても、地域振興に資する施設等の移転、誘致の可能性があれば検討していきたいと考えております。

次に、本市のSNS発信状況とフォロワー数につきましては、現在、小樽市公式のSNSとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINEを発信しており、フォロワー数につきましては5月末時点で、フェイスブックが6,580人、ツイッターが1万1,180人、インスタグラムが1万1,500人、LINEの友達登録が2,150人となっております。

次に、今後の本市におけるSNS戦略につきましては、現在、SNSを使った市からの情報発信は、その目的や内容により、それぞれのSNSのユーザー層や特性に合わせて使い分けております。今後は、さらなるフォロワー数の増加のため、季節や時期に合わせたタイムリーな情報や目的を明確にしてターゲットを絞った情報、見目で引きつける写真を活用した投稿など、効果的な情報発信に努めるとともに、他の自治体の好事例を参考とするなど、戦略の研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、シビックプライドについてですが、まず、小樽市民の歌の持つ意味合いにつきましては、この歌は市制施行50周年を記念し歌詞を公募して作られたものであります。公募に当たっては、小樽を郷土として生きる誇りと喜びを素直に表現し、市勢の発展を願い、希望あふれる生活を明るく朗らかにまとめ、いつでもどこでも誰もが歌える小樽市民の歌として募集をしており、これがこの歌の意味合いにあると考えております。

次に、小樽市民の歌の現在の活用状況につきましては、現在は市役所庁舎において毎朝の始業時に放送しているにとどまっている状況にあります。今後につきましては、市制施行100周年記念事業のほか、様々

な場面で流し、市民の皆さんの耳に触れる機会を増やすことで思い出に残るような活用を検討してまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

○14番（須貝修行議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、前向きな御答弁をいただいたことを深く感謝いたします。

お聞きしたいことはたくさんあるのですが、予算特別委員会でも掘りもさせていただきたいと思うので、何点かこの場所で再質問と、それから、改めてお願いということでお話をさせていただきたいと思います。

まず、最初に、小樽港の外国艦船及び海上自衛隊の入港に関して御見解をいただきました。その中で、三つの基準を示していただいたと思います。この三つの基準を聞きますと、いずれもいかようにでも取れるなと思って聞いていたのですけれども、特に二つ目におっしゃっていた商業港としての港湾機能への影響というようなお話がありましたが、具体的に商業港として港湾機能への影響というのはどのようなことを指すのかお示しいただければと思います。

それから、二つ目には、法定外目的税に関して御答弁いただきました。それで、ここまでも観光税については御検討いただいて、実は多くの時間がかかっている、スケジュールもお示しいただきましたけれども、多分この後、条例制定までには、まだしばらくかかるのだらうと認識しておりますが、そのような長い期間がかかるものとしては、やはり今後並行して研究していくことは私はやはり必要なのだらうと思います。有効だとは考えるが現時点では考えていないというような御答弁をいただきましたけれども、そういったことを考えると、やはり私は並行して、しかもここで問題なのは、この税も目的別に各部署で考えるというようなことなものですから、非常にこれは時間を要するなと私は思っています。ぜひその点もう一度御答弁いただければと思います。

次に、本社機能の一部移転と業種を絞ったアプローチということで御質問させていただきました。

この中で、本市の食品加工業の集積というような御答弁をいただきましたけれども、それはもちろんすばらしいことだとは思ってはいるのですが、私は今回、いみじくもお示したのは佐賀県唐津市の例で、唐津市は御承知のように小樽市と規模的には同じくらいのまちかと思っておりますけれども、ここはコスメに焦点を当てたということで、実は、川上から川下まで包括的な企業誘致を行うという考え方を示しているのです。私はこういう考え方もありだなと思ってお聞きしたのですが、試行的にもう少し大きなスケールで物を考えていただいたらいかがでしょうかということで御質問したのですけれども、ぜひその点についてもコメントいただければと思います。

五つ目として、日本クアオルト協議会に関して、現時点としてはどのようなお話をいただきました。これはネックになっているのが何なのかもう一度少しお聞かせいただきたい。御答弁を聞く限りにおいては加盟料が大きいということと、それからノルディックウォーキングとの有意差がないというような御答弁にも聞かえたのですけれども、もう一度、何がネックになって考えがないのかということでお話いただければと思います。

最後に、要望ということで最後まで前向きな答弁をいただきましたけれども、まずは保育士に対する支援策です。質問の中でも申し上げていますが、近隣の都市を上回る小樽市としての圧倒的な支援策をぜひお示しいただきたいということをお願いして、質問をこれで終わらせていただきます。お願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 須貝議員の再質問にお答えをいたします。

4点、質問があったかと思いますが、順にお答えをさせていただきたいと思います。

外航船の小樽港入港時に関する三つの要素のうち、商業港としての港湾機能への影響とはどういうものかということをございますけれども、仮に外航船と入港がバッティングした場合には、いわゆる荷役ですとか運輸、物流に関しての影響があるということで私どもは認識をしており、そのことを一つの判断材料にさせていただいているということをございます。

それから、2点目の法定外目的税の考え方でありますけれども、基本的に私どもとしても否定するものではありませんし、今の収支改善プランの中でも観光税なども検討することになっておりますが、必要がありまして合理性があれば、それは基本的には前向きに法定外目的税については検討していかなければならないというふうには思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、企業誘致のお尋ねでございますが、少し私の受け止め方が間違っているかもしれませんが、業種を絞るということではなくて、それに附随するあるいは関連する企業も併せて誘致をすることが必要なのではないかということで私は受け止めましたけれども、これはまさに御指摘のとおりだというふうに思っております。誘致した企業が多くに関連企業を有するということは、それだけ雇用なり地域経済に及ぼす影響とか効果というものは大きいわけでありまして、もちろんそういった視点も持ちながら企業誘致に努めていくことは大切なことだというふうに考えているところでございます。

最後に、日本クアオルト協議会の関係なのですが、実は、私が市長に就任して間もなくのことですけれども、朝里川温泉地区で日本クアオルト協議会の勉強会が開催されましたし、当時関係者の方が市長室にお見えになりまして、その有効性に対してはお話をし、私も大変興味を持ってお伺いをいたしました。ただ、その後、協議会に加入することによって、その負担金の問題もそうですけれども、様々な制約があるということではなかなか自治体としての自主性を発揮できるような状況ではないということが分かったため、今回小樽市として協議会に加盟することについては考えていないということで御答弁をさせていただいたわけではあります。

ただ、先ほど申し上げましたように、私としても非常に、朝里川温泉地区にとっては可能性のある事業だということに思っております。それは自然があつて保養ができてということで、この考え方は自然が病院だという考え方でありますので、日本クアオルト協議会に加盟しなくても、こういったことができないかどうかということは、朝里川温泉地区なり関係者の皆さんとは引き続き協議はしていきたいなというふうに思っておりますし、地域の特性を発揮できる事業ではないかというふうには思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) こども未来部長。

○こども未来部長(安部俊克) 須貝議員の再質問にお答えいたします。

保育士の確保策につきまして、近隣、他都市を上回るような施策をという観点からの御質問かと思っておりますけれども、市長からの答弁でも申し上げましたとおり、現在、保育施設ですとか保育士に対してのアンケート、ヒアリングを行っております。その結果を見ながら、また他都市の取組自体もしっかり参考にしながら、ぜひ有効な施策についてこれから検討してまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 須貝議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。
（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。
（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○5番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表して質問いたします。

令和4年第2回定例会に上程されました議案第1号一般会計補正予算について伺います。

初めに、銭函小学校放課後児童クラブ新築関係経費について伺います。

本施設の老朽化が原因となり、新築の検討が進められてきたと伺いました。現状の老朽化の状態について御説明ください。

少子化の影響や共働き世帯の増加など、社会環境の変化によって子育ての在り方にも変化が生まれてきていると認識しています。そういった背景を踏まえると、単純に人口推計などの数値的な試算を基に施設規模や利用定員を定めるのではなく、社会環境などによる需要も勘案し、施設規模を検討する必要があると考えますが、これまでの登録児童数の傾向をお示しいただき、新施設の施設規模はどのように検討されているのか御説明ください。

次に、児童クラブの需要は登録児童数のみではなく、生活環境、社会の変化によって求められるサービスも時代とともに変化してくるものだと考えます。最近では、学校教育の中にタブレット端末が取り入れられるなど、ICT化も進んでいます。通信環境やタブレット端末を活用した放課後の過ごし方などを考えても、放課後児童クラブに必要な設備、サービスを検討する必要もあると考えますが、どのようにお考えでしょうか、御所見を伺います。

児童福祉法第6条の3第2項では、「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」と規定されています。その精神にのっとり時代に合った新たな放課後児童クラブの開設に向けて検討していただくようお願いいたします。

次に、旧ごみ焼却場解体事業費について伺います。

旧焼却場は昭和41年に稼働が開始し、平成13年度をもってその役割を終え、施設は解体されずに今日までに至っています。稼働を終えてから現在までどのように管理されてきたのか、また、解体に向けた計画はどのように進められてきたのか、さらに、当該施設の解体に当たっては、どのような物質の調査が必要になるのか、概略を御説明ください。

次に、当事業費の中に地質調査の実施が含まれています。解体作業を進めるための地質調査の必要性和、その結果からどのような懸念が想定されるのか、御説明ください。

次に、計画策定後、本格的に撤去作業が進められることになると考えますが、解体事業費、工期はどのように考えられていますか。

また、解体事業に係る財源についても御説明ください。

次に、新総合体育館基本構想策定事業費について伺います。

本市の公共施設の配置や老朽化対策に関する指針となる小樽市公共施設長寿命化計画が策定され、順次、個別施設への取組が開始されてきているところです。とりわけ、大きな公共施設の中で新庁舎を検討する本庁舎別館と総合体育館については、別途計画を策定の上進められることとなりました。今回、補正

予算案に計上されました新総合体育館基本構想策定事業費は、総合体育館と新市民プールを併設する施設に関する基本構想を策定する事業費であると認識していますが、どのような内容が登載される構想になるのでしょうか。基本構想の目的と概要を御説明ください。

次に、基本構想の策定業務を委託する事業者の選定方法について御説明ください。

これまで公共施設の再編に関する調査特別委員会にて、様々な議論が行われ、その中で施設規模や利用率については幾つかの試算モデルが示されています。しかし、PPPなどの官民連携を活用した際には、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することによるハード面の整備やソフト面の充実など、試算を超える効果的な施設の建設やコンテンツに結びつく可能性も残されていると考えます。基本構想の内容によって施設建設やサービスの自由度に制限がかかることになれば、本来の官民連携のメリットを損なってしまうのではないかと危惧するところですが、御見解をお示しくください。

次に、昨年度、内閣府はPPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）を発表しました。改定内容の大きな点は、「「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づいて優先的検討規定を定め、的確な運用が求められる地方公共団体を人口20万人以上から人口10万人以上の団体に拡大し、令和5年度末までの策定を促すこと」と示されており、この条件は本市にも当てはまっています。そのことを踏まえ、新総合体育館の建設に関してPPP/PFI手法導入に当たっての検討基準となる優先的検討規定の策定についてどのように進めていくのか、お示しくください。

また、先日閉会した札幌市議会にて、スポーツ関連施設の指定管理者選考に関する条例改正案が可決されたと伺っております。秋元札幌市長は、提案説明の中で、同一の指定管理者に継続的に管理・運営を行わせることが特に必要であることから、既存の管理者が良好な運営を行われている場合に限り、公募によることなく当該管理者に申込みを求めることができるようにするものであると述べられております。その目的として、先日の北海道新聞記事の中で、10年、20年と長期的視野に立った運営を行ってもらうためと札幌市スポーツ局のコメントが掲載されていました。5年置きの時限的な指定管理者制度の下では、次回の指定管理に選定される保証はなく、長期的な運営計画を策定することができず指定管理する事業者は、施設に対する大型投資に消極的であるそうです。その結果、選手の育成に対する継続的な支援が行われにくいという課題が生まれ、今回の条例改正に至ったものだと考えます。

本市に限らず、行政としては、様々な契約を制度化する場合、公平性や安全管理など民間事業者とは違う側面から考えてきました。それに加え、先日のPPP/PFI推進アクションプラン等の動きが出てきた中で、今後は民間企業の方やノウハウ、投資を求める際に、企業が求める運営方法も柔軟に検討した上で、両者に有益な公共サービスの向上を目指していく時期なのかとも思います。そういった視点も人口減少が進む中では、施設の持続可能な維持管理とともに、選手育成のサポートには必要になってくることだと思います。有識者の中には、指定管理者制度の非公募化に対する課題の指摘もあるところですが、どのようにその課題を解決し、公共施設の維持に向き合っていくか、本市でも官民連携の新たな在り方を研究していただきたいと考えますが、御所見をお示しくください。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、補正予算について御質問がありました。

まず、銭函小学校放課後児童クラブの施設の老朽化の状態につきましては、建物全体の鉄骨のさびや腐

食による損傷が進んでいるほか、床下排気口の損傷、居室スペースの床のたわみ、トイレの床下地の腐食などを確認しており、損傷等の程度に応じて、その都度修繕を行いながら安全で衛生的な環境の維持に努めておりますが、そうした修繕の頻度が増してきていることから、このたび、できるだけ早期に環境改善を図る必要があると判断をしたものであります。

次に、銭函小学校放課後児童クラブのこれまでの登録児童数の傾向と新施設の規模につきましては、まず、登録児童数の傾向についてですが、銭函小学校在籍児童数は、令和元年度以降は増加傾向にあり、放課後児童クラブ登録児童数は年度により増減はありますが、おおむね45人で推移しております。

また、新施設の規模については、現施設は定員51人ですが、銭函地区は若い世代の転入などによる人口の増加が見込まれることから、若干の余裕をもって60人の定員を想定しております。

次に、銭函小学校放課後児童クラブに必要な設備やサービスの検討につきましては、このたびの新築は、できるだけ早期に老朽化した施設の環境改善を図るものであり、子供が安心して過ごせる生活の場を整えることを目的としております。議員の御指摘のとおり、通信環境などを整備することで放課後児童クラブでの過ごし方の選択肢が増え、生活環境や社会の変化に対応した活動ができるというメリットがあると認識しておりますが、このことは本市の放課後児童クラブ全体の活動として検討すべき課題と考えておりますので、運営方法や経費、他市の取組状況を踏まえながら整理をする必要があると考えております。

次に、旧ごみ焼却場解体事業費につきましては、まず廃止後の施設の管理については、平成15年に北海道が策定した廃止済み焼却炉点検マニュアルに基づき、2か月に1回点検を行い、損傷がある場合には適宜補修を行っております。

また、解体に向けた計画については、解体するに当たっては、アスベスト、ダイオキシン類及び有害物質として指定される鉛など26種類の調査が必要となります。そのため、令和2年度には当該物質に関わる建物と土壌の調査を実施しており、令和3年度には前年度の調査結果を踏まえ、所管である北海道と協議した上で、土地利用の履歴を調査する地歴調査と土壌の汚染状況を確認する土壌汚染状況調査、さらに土壌中のダイオキシン類の汚染状況を調査するダイオキシン類調査を実施しており、今後は地下水位の調査と解体工事実施計画及び解体工事発注仕様書を作成する予定であります。

次に、地質調査の必要性等につきましては、この地質調査は、地下水位により解体工事の施工方法が変わることから、事業地全体の地下水位等を把握するために必要な調査となります。この調査で判明した地下水位によっては、土壌調査で検出された鉛を地下水を經由して流出させないための遮水壁が必要になるなど、施工費用の増加が懸念されるところであります。

次に、解体工事につきましては、令和5年度と6年度の2か年で実施する予定であります。その費用については、平成31年に業者から徴した見積りでは約6億円でしたが、その後、鉛の検出によりその対応が必要になったことや、今後調査する地質調査の結果などを踏まえる必要があることから、改めて全体の事業費を算出することになります。なお、財源については補助等がないため、全額一般財源となります。

次に、PPP/PFI手法導入優先的検討規定の策定の進め方につきましては、今後大規模な公共施設の整備等を進めるに当たり、民間の資金や運営ノウハウを活用するPPP/PFI手法について、優先的検討規定を策定し、従来手法と比較検討することが必要であると考えております。策定に当たっては、今後、他都市の先行事例等を参考にしながら、庁内議論を重ね、今年度末をめどに優先的検討規定を策定してまいりたいと考えております。

次に、官民連携の新たな在り方につきましては、新総合体育館の管理運営に当たりましては、施設管理のみにとどまらず、民間事業者の運営ノウハウを導入し、より質の高いサービスを提供することに重点を置きながら運営していくことが求められると考えておりますので、施設の特性を考慮した官民連携の仕組

みづくりについて調査・研究をしてみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、補正予算について御質問がございました。

まず、新総合体育館基本構想の目的と概要につきましては、本構想はこれまでの議会議論や市民の皆さんのニーズを踏まえながら、本市に適した新総合体育館の在り方について基本的な考え方を取りまとめることを目的に策定するものであります。掲載する内容につきましては、新総合体育館の基本理念、基本方針、規模、機能のほか、現状と課題、概算事業費、事業手法の比較、スケジュールなどがあります。

次に、基本構想策定業務を委託する事業者の選定方法につきましては、本業務は基本構想の策定のほか、市民の皆さんへのアンケート調査や説明会の実施などを委託するものであり、専門的な知見に基づく提案や実施能力、企画力などを総合的に判断する必要があるため、公募型プロポーザル方式により業者を選定することとしております。

次に、基本構想の内容によっては官民連携のメリットを損なってしまうとの危惧につきましては、基本構想は今後の取組に向けた規模、機能をはじめとした施設に対する基本的な考え方を取りまとめるものであり、詳細な内容まで決定するものではないため、事業者からの提案を阻害するものではないと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

(5番 面野大輔議員登壇)

○5番(面野大輔議員) 次に、本市の諸課題について伺ってまいります。

初めに、新型コロナウイルス感染症について伺います。

コロナ禍は新たな局面を迎えたと感じます。政府の方針では4回目のワクチン接種については対象者を縮小、外国人観光客の入国制限の緩和、加えてマスク着用の緩和についても有識者や政府高官の意見が述べられ始めています。本市は、市民の生活圏に加え、通勤・通学、観光客などの来訪を含む交流人口の多い自治体となっていますが、本市では今後、規制強化や制限緩和、協力要請などについてどのように決定し、市民や観光客に対してそれらを発信していくのか御所見を伺います。

国の令和3年度補正予算による本市の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額は約6億6,153万円です。令和4年度当初予算で計上された33事業で、事業費総額は約4億6,040万円となり、令和3年度予算に充当された1億円を除き、充当残額は約1億2,226万円となりました。また、本年4月には、コロナ禍において原油高騰や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)が創設され、本市の交付限度額は約5億3,511万円となっております。

国の令和3年度補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当残と、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分については、市内コロナ禍と物価上昇などの影響に鑑み、必要に応じて効果的な事業費へと充当されると理解しておりますが、効果的な事業をどのように選択されていくのか御説明ください。

感染状況や重傷者数、死亡者数など、コロナ禍が始まった当時とは大きく変化し、それに伴い、私たちの生活も少しずつ日常を取り戻しているかのように感じているところです。しかし、政府からは6月末と

されていた雇用調整助成金の期限の延長に関して方針が示されました。コロナ禍で影響を受けた業種は多岐にわたり、また、影響の度合いも業種や事業規模によってまちまちであると聞きます。本市の基幹産業の一つである観光業の中でも客層によって消費するものや場所が異なってきます。今後の影響や業績の回復はさらに細分化され、これまでどおりの大きな枠組みでの支援が効果的に発揮するかは分かりません。ぜひ市内の感染状況、経済動向、市民生活の変化を的確に捉え、効果的な支援につなげていただきたいと思います。

次に、人口減少について伺います。

本市は、人口対策会議などの議論を基に総合戦略を軸として人口減少対策を進めてきたところです。若年層や子育て世代に対する仕事、子育て、移住を重点項目として様々な事業を推進し、直近ではひと旗プロジェクトが始動され現在に至っています。しかし、本市が令和2年度に改訂した小樽市人口ビジョンでは、現在、年齢3区分別の人口増減に着目した人口減少段階によると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が維持、微減しているいわゆる第2段階とされており、3年先の2025年頃には年少人口、生産年齢人口及び老年人口の全ての年齢区分が減少する第3段階に入ると示されています。近い将来、フェーズが変わることを示唆していることと考えます。本市の人口は11万人を切り、いまだ人口減少に歯止めがかからない実情を抱えていますが、現在の人口減少段階は人口ビジョンと比較してどのような状況になっているのか、お示してください。

令和2年度に改訂された小樽市人口ビジョンでは、自然動態、社会動態など様々な観点から数値的に分析されており、人口推計については、これまでの推計がほぼ正確に推移されていることだと感じます。そして、人口ビジョンの終盤では、人口減少が将来に与える影響について触れられており、その中で本市の財政状況への影響、歳入・歳出に関する事項が示されています。

しかし、歳入・歳出いずれも過去の実績値で、税込減や扶助費増についてまとめられていますが、今後の具体的な数値については示されていません。他自治体の人口ビジョンを拝見したところ、千葉県市川市の市川まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン編では、将来の市財政状況について、税収の減少ポイントや扶助費の中でも増加する経費、減少する経費について過程値を定め算定し、一部具体的な数値を示しています。人が減れば税収が減る、高齢化が進めば扶助費が増える、イメージ的には誰しもが想定できることですが、具体的に税収が何割減ってしまうのか、扶助費が何割増えることになるのか、そういった推計方法について、今後、改訂の際には検討していただきたいと考えますが、御所見を伺います。

今年度、小樽市役所に採用された方が新卒であれば2040年頃には40歳ぐらいで人口推計どおりに推移した場合、小樽市の人口は7万人を割り、年齢構成も大きく変化しています。今は新しい職場で慣れない業務をこなすことで目いっぱいかもしれませんが、異動を繰り返し、各部署で人口減少の影響を目の当たりにすることになると思います。そういったときに、具体的な数値が頭の片隅にでもあればその時々の効果的な事業や政策に結びつくかもしれません。具体的な数値化が直接的な人口減少対策に結びつくことはありませんが、市民の皆さんをはじめ、市役所で働く皆さんの意識的な備えになることと考えますので、将来的な市の財政状況への影響に関する具体的な数値化の検討をお願いいたします。

次に、職員の配置について伺います。

本市では、職員定数条例に定められている配置数以内で職員を各部局へ配置しています。例年、新年度を迎える頃には人事異動が実施され、その都度、慢性的に欠員の話を目にします。そこで今年度、市長部局、教育委員会、水道局、病院局、それぞれの欠員数をお示してください。

次に、本市ではノー残業デーを設けるなどして、極力時間外勤務削減の取組を行っていますが、就業時間を超えた時間に市役所前を通ると電気がついている執務室を度々見かけるなど、なかなか全ての部署で

時間外勤務の削減が進んでいないように推測いたします。加えて、コロナ禍を迎え、本来業務のほかにコロナ対策などの業務が追加されている部署も昨今では増えていることと考えます。コロナ禍以前、以後で1人当たり平均の時間外勤務が多い上位3部署をお示しください。

次に、時間外勤務の命令をする場合、労働基準法第36条、いわゆる三六協定が必要となります。市長部局、教育委員会、水道局、病院局のうち、公営企業職員等については全般的に労働関係法が適用されますので、水道局、病院局については三六協定が締結され、法令が遵守されていると思いますが、昭和23年に出された通達によると、地方公務員は三六協定が不要とされています。しかし、別表第1に掲げられた事業は非該当であり、三六協定が必要となります。市長部局、教育委員会における三六協定締結が必要な部署をお示しください。

非現業の地方公務員一般職については、三六協定は不要ですが、幾らでも上限なく働かせてよいというわけではありません。2019年4月1日から働き方改革関連法によって、時間外労働時間に上限が設けられたように、労働者の超過勤務が健康にもたらす悪影響は社会問題となっています。法の適用がないからといって過酷な超過労働の末に職員の未来を奪い、組織や地域の発展が閉ざされていくこととならないよう、職員に対して十分に配慮し健全な運営が行われることを強く要望いたします。

次に、公務員の定年を65歳に延長する関連法が可決されました。本制度は2023年度から段階的に開始されると伺っています。本市においても条例や規則の改正スケジュール、職員団体との交渉、新規採用の考え方など様々な点で準備を進める必要があると考えます。

初めに、定年が65歳までに延長される目的、概要について、法改正の背景と本市の御見解についてお聞かせください。

次に、定年引上げを実施するに当たり、対象者の把握や条例・規則の改正、職員団体との交渉、新規採用の方針など、準備、調整の取組が必要になってくることと考えますが、現在想定している取組とスケジュールについて御説明ください。

次に、総務省では、法改正の概要として60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられると示しています。10年をかけて段階的に定年引上げを実施されることと考えますが、本市の対象職員数の推移について傾向をお示しください。

次に、定年の引上げ経過措置の期間は2年に1度で、定年退職者がゼロになる年度が存在します。その結果、2年に1度、正規職員数が減らないという現象が起こります。その年度の新規採用についてどのようにお考えかお示しください。

次に、60歳を超えた時点で役職や報酬、手当などの待遇はどのようになるのか、お示しください。

定年延長に関する大まかなスケジュール、制度の概要は今お聞きしましたが、定年延長の制度設計については基本労使協議事項ですので、十分な協議時間を確保し、しっかりと労働組合と協議をしていただきたいと考えます。

また、年金制度の社会保障制度の改正、健康寿命の延伸など、社会情勢が一昔前と比較しても大きく変化しています。そのような背景を踏まえ、公務員だけではなく、民間企業でも働く期間や環境に変化が生まれています。社会情勢に合った働き方を計画的に進めていただきたい反面、人件費や人材育成、配置なども踏まえた上で、労働環境の向上を目指していただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税について伺います。山形県笛吹市では、旅先で行えるふるさと納税の返礼品として、e街ギフトを活用した通称旅先納税を導入しました。ワイナリーに併設されているショップのレジ横のチラシにあるQRコードを読み取ると、笛吹市のふるさと納税サイトにジャンプし、スマートフォンで申込みをして、5分ほどで返礼品の電子商品券が届くそうです。その電子商品券はお土産用のワインの支払い

に利用できるという仕組みです。そのほか、フルーツ農園や土産物店、温泉旅館などのおよそ60か所で商品券が利用できるそうです。この旅先納税は現在後志の倶知安町や伊達市などを含む全国五つの自治体で導入されていて、1,000万円近くの寄附金があった自治体もあると報じられていました。今後の地域振興の起爆剤としても注目され、他都市でも導入が広がっていくとも言われています。

既存のシステムでは、返礼品の恩恵を受けられる事業者はメーカーや小売店など、商品のラインナップも限定的ですが、旅先納税であれば飲食店や体験型コンテンツアクティビティなど、恩恵を受けられる事業者の幅が広がると考えられます。ぜひ旅先納税の導入を前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、静岡県藤枝市では、昨年末頃から全国初となる民間設置型ふるさと納税自販機を設置、実際に来訪した方をターゲットとして、共感納税というふるさと納税本来の趣旨に即したスタイルを目指し、民間事業者が市内商業施設に自販機を設置して運用を開始しました。現在、23台の自動販売機が稼働しており、県外から訪れた方が立ち寄りやすい駅とホテルから直結した場所に設置し、地場産品や地元施設に魅力を感じた県外の方がその場で返礼品を選定し、納税する仕組みとなっています。返礼品の中には、市内ホテルの宿泊券やゴルフ場の利用券などもそろえられており、再来訪の期待度も高まっているようです。本市の観光入込客数はコロナ禍以前には、およそ800万人の方が訪れている統計が示されています。中には、外国人観光客や納税非対象者など、ふるさと納税の対象者ではない方もいらっしゃることは思いますが、小樽を訪れたときに、その場でふるさと納税を活用できることは自宅などのインターネットでセレクトすることとは別の満足感が得られることと思います。さきに述べた旅先納税を含めて、小樽へ来訪し、その場でふるさと納税ができる仕組みの導入について、考え方をお示してください。

次に、J R小樽駅前広場再整備基本計画について伺います。

小樽駅前地区市街地再開発事業の完了から40年以上が経過し、自家用車の普及、観光客数増加などの社会変化によって、J R小樽駅前広場の利用状況が変わり、歩行者と車両の輻湊や車路を歩行者が乱横断するなどの安全上の課題が基本計画の冒頭に示されております。

初めに、J R小樽駅前広場の再整備を検討している土地の所有者と管理状況について伺います。

現在のJ R小樽駅前広場の面積は7,400平方メートルで、土地所有区分はJ R北海道が2,892.11平方メートル、小樽市が4,507.89平方メートルとなっています。J R小樽駅前広場の管理運営主体と市の土地における占有者について、どのような状況を担っているのか、お示してください。

次に、現在再整備案が3案示されています。プランの中には、現状の面積から増える案も示されています。プランの中の建物一体型については、現状のJ R小樽駅前広場の面積から大幅に増える案となっておりますが、増加分の所有者はどなたになるのか、お示してください。

次に、再整備に係る全体費用についてです。基本計画では、安全性や交通利便性について整理されていることについては読み取れますが、再整備に係る費用については記載されていません。理想的なJ R小樽駅前広場の再整備は望むところですが、再整備に係る費用、工事中の代替施設にかかる経費などを算出し、さらに本市の財政状況や将来負担など、財政面での検討も重要な側面であると考えます。計画策定に当たり、検討委員会の中で、整備事業費などは検討されてきたのでしょうか。

また、財源として有用な補助制度などを含め、想定されていることがあれば御説明ください。

次に、基本計画の中では、完成図が3案示されています。最終案の選択の考え方、決定主体について、御説明ください。

次に、最終案が選定された後、工事実施に当たり、利用団体、J R北海道などの地権者や関係者とはどういった内容の協議、調整を想定されているのでしょうか。御見解をお示してください。

以上、第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、本市の諸課題について御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてですが、まず規制緩和など、対応の決定と情報の発信につきましては、本市における新型コロナウイルス感染症対策は、これまで国や北海道の対策に沿って決定をしており、そのことをすぐホームページやSNS、FMおたるなどで発信してまいりました。

今後につきましては、これまでの発信方法に加え、観光客の増加も考えられますことから、観光施設に対しては、観光庁が作成をした感染対策の多言語多様リーフレットの掲示を促すとともに、関係団体のホームページにも市の取組を掲載してもらうなどの依頼をしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の効果的な事業の選択につきましては、現在コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けた生活困窮の方々や子育て世帯などの生活支援、中小・小規模事業者の負担軽減に資する事業について、市内の実態を把握した上で、また国や北海道が実施する事業を踏まえた上で、支援対象の絞り込みや速やかな実施に向けた検討を担当課に指示をしているところであります。限られた財源を有効に活用し、効果的な事業を選択してまいりたいと考えております。

次に、人口減少についてですが、まず現在の人口減少段階と人口ビジョンの比較につきましては、令和元年から年少人口及び生産年齢人口の減少に加え、老年人口の減少が始まり、令和3年末の老年人口は前年比446人の微減となっている状況にあります。つまり、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が微減の状況にありますことから、人口ビジョンでの推計どおり第2段階となっております。

次に、人口ビジョンにおける財政収支推計の掲載につきましては、財政収支の推計は期間が長くなるほど、特に歳入については今後の社会情勢の変化や制度改正により、見通しの精度が低くなることから、財政状況の全体を示すことは難しいものと考えております。しかしながら、他の自治体の人口ビジョンを見ますと、一定の条件を下に、個人の市民税などの将来推計値を示していることから、どのような推計方法なら掲載が可能なのか、今後研究をしてまいりたいと考えております。

次に、職員の配置についてですが、まず今年度の各部局の職員の欠員数につきましては、6月1日現在で市長部局が34人、教育委員会が7人、水道局が4人、病院局が12人となっております。

次に、コロナ禍以前と以後で、1人当たり平均の時間外勤務が多い上位3部署につきましては、令和元年度と令和3年度の実績で申し上げますと、令和元年度が多い順に財政部、病院局、産業港湾部。令和3年度が多い順に会計課、保健所、建設部となっております。

次に、市長部局と教育委員会における労働基準法別票第1に掲げる事業に該当する部署につきましては、市長部局においては、保育所、葬斎場、清掃事業所などのいわゆる現業職員が勤務する部署、教育委員会においては、小学校、中学校、図書館、博物館などの教育研究に関わる部署が該当するものと認識しております。

次に、定年を65歳まで延長する法改正の背景と本市の見解につきましては、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑、高度化する行政課題への確に対応するため、高齢期の職員の能力と意欲を最大限活用し、次世代にその知識、経験などを継承していくことが必要とされ、国家公務員においては、定年を段階的に引き上げ、管理監督職の勤務上限年齢制などを導入するための法改正が行われ、地方公務員においても、国家公務員に準じて、定年を引き上げるなどの条例改正を行うこととされております。本市におきましても、法改正の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じた定年の段階的な引上げなどを行っていか

なければならぬと考えております。

次に、定年引上げを実施するに当たり、想定される取組とスケジュールにつきましては、国家公務員と同様に段階的に定年を引き上げていくことや管理監督職の勤務上限年齢制を導入することなど、定年引上げに関する制度の設計を行い、庁内での協議、職員団体との交渉を経て必要となる条例の改正案について、本年の第4回定例会までには提案できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、定年延長の対象となる職員数の推移につきましては、最初に対象となる令和6年度末で61歳にて定年退職となる職員は30人程度ですが、その後、令和8年度から令和14年度までは2年置きに定年退職となる職員が発生し、各年度の対象職員数は50人前後で推移する見通しであります。

次に、定年退職者がゼロとなる年度の新規採用につきましては、本市の財政状況等を考えますと、必要数以上に職員を新規採用することは難しいため、年度によって、採用者数が一定程度増減することはやむを得ないものと考えておりますが、職員の年齢構成の平準化に配慮しながら各年度の新規採用の必要性について判断をしまいたいと考えております。

次に、60歳を超えた時点の役職や待遇につきましては、国家公務員においては、組織の新陳代謝を促進する観点から、原則として管理監督職は60歳に達した年度末をもって非管理監督職となる。管理監督職の勤務上限年齢制が設けられ、給与については基本給と基本給を基礎として算定される時間外勤務手当などは60歳に達した年度末に受けていた金額の7割の額となります。

次に、ふるさと納税についてですが、まず旅先納税の導入検討につきましては、本市では既に導入している自治体に対し、旅先納税のメリットや課題について情報収集を進めているところであり、今後それらの検証結果を踏まえ、導入について判断をする必要があると考えております。

次に、その場でふるさと納税ができる仕組みの導入につきましては、本市を訪れた観光客がその場で電子マネーなどの返礼品を受け取ることができることにより、寄附者の利便性の向上や寄附額の増加につながる可能性もあることから、費用対効果も含め、本市にとって効果的な仕組みについて研究をしまいたいと考えております。

次に、J R小樽駅前広場再整備基本計画についてですが、まず現在のJ R小樽駅前広場の管理運営につきましては、土地所有者である市と北海道旅客鉄道株式会社が行っております。

また、市の土地における専用車は有償で使用しているのは北海道中央バス株式会社と小樽ハイヤー協会、無償で使用しているのは小樽市駅前広場駐車場の指定管理者である小樽駅前ビル株式会社となっております。

次に、建物一体型によって、J R小樽駅前広場の面積が増加した場合の所有者につきましては、駅前広場の面積増加分はバス乗降施設として整備するものであり、この増加分につきましては、小樽駅前第1ビル周辺の再開発事業で生まれる保留床を道路管理者が取得し、所有者になると考えております。

次に、J R小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会における整備事業費の検討等につきましては、同委員会はJ R小樽駅前広場の課題等を解決する配置計画案の作成を目的としていることから、現時点では整備事業費についての検討は行っておりません。

なお、整備事業費の財源につきましては、現段階では社会資本整備総合交付金の活用等を考えております。

次に、最終案選択に対する考え方などにつきましては、市、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合、道路管理者及びバス事業者で配置計画案の3案について、実現の可能性を協議した上で、市がその協議結果と安全性や利便性、にぎわいの創出などを総合的に勘案し、配置計画を決定してまいりたいと考えております。

次に、工事实施に当たり想定される関係者等との主な協議につきましては、公共交通事業者とは乗降場の代替場所に関わる協議、土地所有者とは造成や管理区分に関わる協議、再開発準備組合とは隣接して行われる再開発事業との工事工程の協議を想定しております。工事の実施においては、駅を利用される方々や公共交通事業者の作業の安全を確保しながら円滑な工事实施が図られるよう、協議、調整を行っていく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 第3項目、今後の文化財管理活用について伺います。

戦後間もない頃に制定された博物館法の改正が今年度国会で可決されました。今回の法改正は法律の目的、博物館の事業の見直しを行うとともに、博物館登録制度を改め、博物館の底上げ、盛り立てを図るものです。制定から約70年が経過する中で、博物館数の増加、設置主体の多様化など、博物館を取り巻く状況は大きく変化してきました。また、この間、文化芸術基本法や文化観光推進法が新たに成立し、文化観光やまちづくりへの貢献など、博物館に求められる役割、機能は多様化、高度化しているところです。文化庁では、「この改正を踏まえ、より多くの博物館が地域や社会に貢献するとともに、地域住民に親しまれ、信頼される存在となるように、文化庁としても様々な手段を講じてまいります」と述べています。

初めに、法改正による目的を進めるため、どのような点が変更されたのか、御説明ください。

次に、改正前の博物館法第19条の条項が削除されました。条文は、「公立博物館は、地方公共団体の教育委員会（又は地方公共団体の長）の所管に属する。」というのですが、今回の改正によって、所管を首長部局へ移管することが可能となりました。改正の大きなテーマである文化芸術基本法でいう、文化観光やまちづくりへの貢献などの波及を見越しての条文削除と推測するところですが、本市の文化観光やまちづくりの現状を踏まえると、博物館の機能は社会教育施設にとどまらず、改正法にマッチした施設であり、博物館の位置づけも文化観光、まちづくりの連携には必要な施設であると考えられます。仮に、教育委員会から市長部局へ博物館の所管を移管した際、どのようなことがメリットになるのか、御見解をお示しください。

次に、博物館資料のデジタルアーカイブ化について伺います。

博物館法の改正によって博物館の事業に関して、見直しが図られました。その中に、博物館の収蔵資料をデジタルアーカイブ化することが努力義務として位置づけられています。資料のデジタルアーカイブ化は限られた展示スペースに関係なく、収蔵資料を御覧いただけることや想定外の災害で収蔵資料が消失、破損してしまった場合にも、おおむねの情報量は担保されることになり、半永久的に保存が可能であるという利点であります。

しかし、デジタルアーカイブ化を推進するためには、カメラやスキャナーなど、デジタル化に必要なハードウェア、取り込んだデジタルデータを適切な形式にアーカイブするソフトウェア、加えて、ソフトウェアを扱う人、大量のデータを保存するドライブやクラウドにかかる経費など、直営化、外注のいずれにしても、費用面で大きな負担となります。そういった課題を踏まえると、段階的に収蔵資料のデジタルアーカイブ化を進めていくことが現実的であると考えます。

現在、小樽市総合博物館では、収蔵資料のデジタルアーカイブ化を進めていると聞きますが、現状、小樽市総合博物館では、どのような収蔵資料をどの程度デジタルアーカイブ化されているのか。

また、デジタルアーカイブ化された収蔵資料をどのように来場者へサービス化されているのか御説明く

ださい。

次に、写真や書類のような、いわゆる紙物のデジタルアーカイブ化は比較的優しい作業だと考えますが、立体物に関しては難しい作業となります。今後、収蔵資料のデジタルアーカイブ化を進めるに当たり、立体物に関しても、デジタルアーカイブ化を進めるべきであると考えますが、小樽市総合博物館を例として、御見解をお聞かせください。

次に、本市では博物館の収蔵資料以外にも歴史的、文化的に価値の高い建物をはじめ、構造物や社会インフラなどの文化財が市内各所に多数存在していると把握しています。ここ数年を思い返してみると、指定文化財などの対象ではないですが、はしけや妙見市場など、解体を惜しむ声も多く聞きました。古くは小樽運河をはじめ、旧国鉄手宮線や北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫などは市民の関心や行政の働きかけで存続することができていますが、本市の財政面や存続の必要性によって、これからも解体を余儀なくされる文化財に相当するものが点在しています。

また、余市一小樽間の鉄路上にも、珍しい文化財とされるトンネルや防風林などが点在しているとも聞きます。もし、バス転換が進み、鉄路が廃線になれば、これらの施設もどのように扱われるかは分かりません。現物を保存するには多額のコストや労力を要する場合が多いと思います。やむを得なく解体という最期を迎えた際に、せめて行政の役割として、市が所有するものも、そうではない文化財に相当するものをデジタル保存として進めていただきたいと考えます。

文部科学省では、文化資源等のデジタルアーカイブ化の必要なものについて、「文化財保護法で定義されている文化財にとどまらず、美術作品や様々な学術資料、古文書、日常的な生活文化、市民アート、さらには無形の文化財等も含まれる。」と示しています。しかし、様々なハードルがあると思います。文化資源等に当たるといふ根拠、定義などのレギュレーション、市が所有していないものの情報管理、デジタル化にかかる費用などですが、一度解体されたものは二度と取り戻すことはできないので、博物館の収蔵資料以外の文化資源等のデジタルアーカイブ化に関して、前向きに検討していただきたいと考えますが、御所見を伺います。

70年ぶりに大幅改正された博物館法ですが、本改正では、有識者や関係者から博物館の将来に対する懸念を示す声も上げられています。また、改正案は賛成多数によって可決されたものの、ほとんどの政党や会派からは附帯決議によるたくさんの注文が付き、課題が山積する現状を強く印象づけられる結果となりました。特に博物館を中核で支える学芸員制度の見直しが先送りされたことについて、関係者から悲観的な意見が出されています。国の示す方向性と地域の実情に一致する博物館の在り方は今後も検討を重ね、博物館の本質である資料の収集や保管、調査、研究が担保されつつ、同時に文化観光の推進を図り、地域の活力向上にも寄与するバランスの取れた運営が求められることと考えます。これからも、本市に点在する文化財の保護、活用の観点からも、関係法令、補助制度などに注視していただき、市民にも観光客にも愛される文化財の有効活用に努めていただきたいと思います。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、今後の文化財管理・活用について御質問がございました。

初めに、博物館法の改正点につきましては、その目的に社会教育法に加えて、文化芸術基本法の精神に基づくことが定められたほか、法に規定する博物館の事業として、資料のデジタルアーカイブ化が追加されるとともに、他の博物館等と連携すること、文化観光などを通じて、地域の活力向上に取り組むことな

どが努力義務とされました。

また、設置者要件が改められ、法人の種類にかかわらず、登録博物館として申請できるように見直されたほか、公立博物館において、所管を教育委員会とする規定が削除されたことが主な改正点となります。

次に、教育委員会から市長部局へ博物館の所管を移管した際のメリットにつきましては、今回の法改正により、博物館は社会教育施設だけではなく、文化観光施設としての機能が加えられたことから、一般論としては、まちづくりや観光振興を所管する市長部局へ移管することにより、密接に連携した施策を展開できることがメリットであると考えられます。

一方で、本市の小樽市総合博物館においては、法改正前から多数の教育旅行をはじめとした各種団体の受入れや日本遺産の構成文化財を生かした事業など、文化観光施設としての視点を持ちながら、施設運営を行ってきており、このたびの法改正の趣旨を踏まえ、今後も関係部署との連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合博物館の収蔵資料のデジタルアーカイブ化と来館者への対応につきましては、既存資料のうち、古い絵はがきや写真など、約2万点については既にデジタルアーカイブを作成しており、新たな資料については、収集時に写真撮影を行い、デジタルデータとして保存をしております。

また、デジタルアーカイブ化したデータにつきましては、キーワード検索などにより、館内のパソコンで自由に閲覧できるようにしております。

次に、立体の資料のデジタル化につきましては、現在職員が平面写真での作業を行っておりますが、近年、3次元デジタル化の技術が進んでおりますことから、令和2年度には市内事業者と連携した試行として、総合博物館本館の屋外展示車両の一部を3次元コンテンツ化し、インターネット上で公開したところであります。3次元デジタルでの公開は、手法として魅力的であると認識しておりますので、デジタルミュージアムを進めております北海道の動向も踏まえながら、デジタルアーカイブ化の在り方について、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合博物館の収蔵資料以外の文化資源等のデジタルアーカイブにつきましては、有形、無形の文化的な資源を将来に残し、活用できるよう保存する仕組みとして、その有効性は認識しておりますが、御質問にございましたとおり、どのような資源をデジタル保存の対象にするかなどのルールづくりや財政的な負担のほか、デジタル化に対する職員の知識や技能の習得などの課題があると考えられます。

近年、情報通信技術が飛躍的に進歩する中、デジタル保存への期待はこれまで以上に高まると想定されるとともに、民間事業者においても、様々な利活用がなされているとお聞きしておりますので、本市においてどのように進めることができるのか、先進事例などを研究してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

○5番(面野大輔議員) 再質問をさせていただきます。

まず、補正予算についての中で、銭函小学校放課後児童クラブ新築関係経費です。

まずこちらで、市長から御答弁いただいた内容で、結構老朽化が進んでいるので、早期の新築の取組が必要だというふうにお伺いしたのですが、もし決まっていらっしゃればのお話なのですが、新築の施設で運営するというのは、どのくらいの時期をめどとして、考えられているのかということをお伺いいたします。

それから、放課後児童クラブのサービスや設備については、全市的な放課後児童クラブに一律にといいますか、1施設だけというわけにはいかないという多分そういう趣旨の御答弁だったと思うのですが、他の自治体の放課後児童クラブでは、見守りシステムとかという、利用する児童が放課後児童クラブに入っ

たとか、退館したとか、そういったような保護者が手元のスマートフォンなどで見られるようなシステムですとか、あと、新・放課後子ども総合プランは、厚生労働省で出されている指針なのですけれども、ここにもいろいろ民間主体による高付加価値型サービスを提供することも考えられる。これは、かなりハードルの高いものになると思うので、なかなかすぐに市内の放課後児童クラブに搭載させるということは難しいと思うのですが、そういったサービスというのを少しずつでも検討していくことが、さらに人口減少対策にある子育て支援とかというところにもつながっていかれるのかと思いますので、私としてはせっかく新しくなる放課後児童クラブなので、そういったところから、試行的に新しい取組というものをやってみたらどうかという趣旨だったのですけれども、全市的というお答えだったので、その辺でもし考え方があれば、お示ししていただきたいと思います。

それから次、新総合体育館基本構想策定事業なのですが、基本的な考え方ですとか、スケジュールとか、施設の規模、スペックなどという基本的なことで官民連携に自由度を狭めることはないというようなお答えをいただいたのですが、イメージ的になかなか想像しづらいのですが、基本構想の内容で、小樽市の独自性というようなものがあらわれるような、そういった内容のものというのは掲載されるのかというのを伺いたかったのです。

次に、本市の諸課題についての中で、新型コロナウイルス感染症で、これからの効果的な事業の決め方について、市内の実態を把握する、原部原課の方が調査するというようなことを伺いたのですが、これまでも結構経済センサスとか、市の小樽市経済動向調査などというのを支援策の根拠にされていたと思うのですが、私も本質問の中で触れたとおり、支援が必要というか、影響の度合いというのが同じ業種の中でもかなり細分化されてきていると思うので、これまでよりも大きな枠組みではなくて、もう少し細かい仕組みというか、支援も必要なのかと思うのです。ただ細かくすると、申請する側もなかなか手間取るというか、難しいし、行政としてもそこまで捨てるかという問題というか、課題は結構あると思うのですが、その辺は今回こういった実態把握に努めていかれるのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、職員配置についてなのですが、先ほど市長部局、教育委員会、水道局、病院局の欠員数をメモを取らせていただきましたけれども、欠員に関しての対策、欠員をどう解消していくかという考えなのですが、大きくは補充するか、配置数を見直すかという、まず二つの選択肢が大きくあるのかと思うのですが、この辺は現状どのお考えなのか、お示しいただきたいのと、あと、時間外勤務の上位3部署を示していただきましたけれども、これと欠員数との因果関係というのはあるのか、ないのか、どう分析されているのか、お示しいただきたいと思います。

それから、最後の文化財の保存活用についてなのですが、法令上、努力義務とはいえ、所蔵資料のデジタルアーカイブ化ということが義務付けられておりましたけれども、なかなか人もそうですし、時間も労力もお金もかかると思うのですが、法令を進めていかれる関係省庁に対して、こういうことがかなえば、もう少し進められるのだけれどもとかという、今必要な部分について、何か御見解があれば伺いたいなと思いました。

最後に、今、小樽市の取組として、文化財の活用という大きなテーマで言うと、例えば日本遺産の認定を目指したり、歴史的風致維持向上計画の策定を進めていたり、それから北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用の取組を進めていたりするのですが、教育委員会の所管だったり、観光振興室の所管だったり、建設部の所管だったり、企画政策室の所管だったりということで、時限的というか、必要に応じて横断的な連携を取るということは、以前からも聞いてきたのですが、私たちの会派は日本遺産の認定のときに、もう少し恒久的な組織化をしてみたいかという提案もさせていただいたのですが、

これからこういった取組を進めるに当たって、恒久的な組織化ということも必要なかと思うのですが、その辺の見解についてもお伺いできればと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再質問にお答えをいたします。

1 点目は銭函小学校の放課後児童クラブの開設時期についてお尋ねがありました。今予定しておりますのは、今年度中に実施設計と地質調査を終えまして、令和5年度になりましてから、工事に着手。ですから、5年度の当初予算に予算案は提出することになりますけれども、5年度に工事を行いまして、5年度の11月には新しいクラブを開設し、その後、旧施設を撤去するというようなスケジュールで考えているところであります。

それから、放課後児童クラブのサービスについてお尋ねがありまして、基本的には全市一律で同じような形でサービスを提供していくのは望ましいというふうには考えておりますけれども、今、見守りサービスなどを一例として挙げていただきましたが、時代も変化しておりますので、やはり新しいサービスも求められるのだらうなというふうに思っております。これは、利用者の皆さんの御意見も伺いながら、どのようなサービスを求められているのかといったこともお伺いしながら、試行的にというお話もありましたけれども、そういったことも含めて考えていかなければいけないだろうと。御質問にもありましたが、時代に合わせたサービスというのは必要になってくるのだらうなというふうに思っております。

それから、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねがありましたけれども、同じ業種によっても差があるから、細やかにということでもございましたが、一つにはやはりスピード感も求められておりますので、その辺も踏まえて対応をさせていただきたいなというふうに思っております。あわせて実態把握をどのようにしていくのかということでもございますけれども、担当では事業者からいろいろとお話も伺っておりますし、私どもには関係団体と、あるいは政党の皆さんからも要望をいただいておりますので、そういった要望の中で、実態を把握しているというふうに認識しておりますので、財源に限りはありますけれども、それに沿ったような形で、あとは、スピード感を持って、新型コロナウイルス感染症対策に当たっていきたいというふうに思っております。

それから、欠員の対策についてでありますけれども、背景といいますか、原因としては、基本的には比較的若い職員の早期退職ですとか、あるいは採用辞退というケースです。やはり改めてここに来て、採用試験の時期を早めにするなどいろいろな対策をしていますけれども、そういった小手先の対策ではなくて、本当に抜本的な人事戦略を立てていかないと、なかなかこの問題については解決できないだろうというふうに思っております。このまま欠員の状況を放置するわけにもいきませんので、しっかりと抜本的な、どういった形がいいかもまだこれからなのですけれども、お話によりますと、時間外の問題があったりということもあるように聞いていますし、処遇といいますか、そういったものにも課題があるのかもしれないというふうに思っておりますので、そういったことも考えながら、抜本的な人事戦略を市として考えていききたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（佐藤靖久） 面野議員の再質問にお答えしたいと思います。

私からは職員配置の関係で時間外と欠員の因果関係ということで御質問があったかと思っておりますので、その点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

基本的には欠員の生じたところにつきましては、会計年度任用職員を任用するというので、人工的には基本的に埋めるという形になっているので、直接的に時間外が極端に増えていくということにはなっていないと思うのですが、現実的には専門的だとか、そういうような理由もありまして、会計年度任用職員をはめることができないような部署では、やはり一定程度時間外勤務が増える要因にはなっているのだろうというふうには感じているところでございますので、そういうところで、因果関係はあるというふうには考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 面野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初に、新総合体育館の整備に関わっての御質問ですけれども、官民連携のお話もございましたが、独自性が図られるのかというお話ですけれども、まず基本構想の策定に当たりまして、業者を選定していく。選定に当たって、まず専門的な知見、それから、そういったものに基づく提案でありますとか、実施能力、企画力、こういったものを重点として、総合的に判断していこうということとしております。

この後の部分に関わっては、例えば、優先的検討規定などもこの後、整理されることになっておりますので、この後どういう形で、これに関わっていくかということは、どういう内容によるかもまだ分からない状態なので、それを踏まえて必要であれば、そういうことも検討をしていくということになります。そういう中で、できるだけ独自性、民間の方々の知見を拝借して、計画に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

それからもう1点が、デジタルアーカイブ化に関わって、国の省庁に、どのようなものを求めていけば、これが完成していくのかと、進んでいくのかという御質問だというふうに思います。私どもが一番懸念しているのは、やはり財政面でございます。人的な部分でいけば、今かなりの業者の方がこういう事業に参入できるというところまでできているのかというふうに思いますので、そういったことを押さえていくなれば、委託事業みたいな形で整理ができるのが、一番時間も労力もかけずに対応できるのかというふうに思います。ただそのためには、財政面での確保が必要になりますので、国においては、そういうところで支援をしていただければというところでございます。

それから3点目でございますけれども、恒久的な組織化でございます。これは、いつも我々も大変悩ましいところでございます。それぞれの強みがあって、それぞれのところで、いろいろなところから情報を得て仕事をしているというような状況ですので、教育委員会にあればいいのかとか、市長部局にあればいいのかということではなくて、よりトータル的な仕事ができる、そういうような形で推進できればいいのかというふうに思っているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時27分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松田優子

議員 高野さくら

令和4年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和4年6月14日

出席議員（25名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 横尾英司 | 2番 | 松田優子 |
| 3番 | 小池二郎 | 4番 | 中村岩雄 |
| 5番 | 面野大輔 | 6番 | 高橋龍 |
| 7番 | 丸山晴美 | 8番 | 酒井隆裕 |
| 9番 | 秋元智憲 | 10番 | 千葉美幸 |
| 11番 | 高橋克幸 | 12番 | 松岩一輝 |
| 13番 | 高木紀和 | 14番 | 須貝修行 |
| 15番 | 中村吉宏 | 16番 | 中村誠吾 |
| 17番 | 佐々木秩 | 18番 | 林下孤芳 |
| 19番 | 高野さくら | 20番 | 小貫元 |
| 21番 | 川畑正美 | 22番 | 濱本進 |
| 23番 | 山田雅敏 | 24番 | 鈴木喜明 |
| 25番 | 前田清貴 | | |

欠席議員（0名）

出席説明員

| | | | |
|------------------|------|---------|------|
| 市長 | 迫俊哉 | 教育長 | 林秀樹 |
| 副市長 | 小山秀昭 | 総務部長 | 佐藤靖久 |
| 財政部長 | 上石明 | 産業港湾部長 | 渡部一博 |
| 産業港湾部長 港湾担当部長 | 佐藤文俊 | 生活環境部長 | 松井宏幸 |
| 福祉保険部長 | 勝山貴之 | こども未来部長 | 安部俊克 |
| 保健所長 | 田中宏之 | 建設部長 | 松浦裕仁 |
| 教育部長 | 薄井洋仁 | 総務部総務課長 | 中村弘二 |
| 財政部財政課長 | 尾作考則 | | |

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 中 村 哲 也
主 査 柴 田 真 紀
議事係 長 深 田 友 和
書 記 三 上 恭 平
書 記 中 村 知 奈 津

事務局 次長 佐 藤 典 孝
総務係 長 加 藤 佳 子
書 記 阿 部 久 美 子
書 記 相 馬 音 佳
書 記 成 田 昇 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、須貝修行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第12号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、質問します。

今定例会は、迫市長1期目最後の議会ですので、最初に、1期4年間を振り返って質問します。

就任からの変化について伺います。

迫市長は、就任直後の議会で、議会や経済界との信頼関係が構築されず、経済界と連携して取り組むべき重要課題の解決が滞っていたと感じていた。こうした状況の正常化や、このまちが抱える多くの課題解決に、私の35年の行政経験が即戦力として期待されたと述べました。このとき述べられたことが、この4年間でどのように変化したと受け止めていますか、お答えください。

また、職員の意識改革を促すとともに、市民本位のまちづくりにつなげる決意を述べていました。職員の意識改革や市民本位のまちづくりはどの程度進みましたか、具体的事例も含め、市長の感触をお答えください。

市長は提案説明で、高島観光船訴訟の損害賠償金について、前市長に対し求償権を行使したと述べました。この事件は、職員の条例解釈が誤っていたからではなく、前市長によって行政がゆがめられたことが事実です。二度とこのようなことは起こしてはなりません。事の真相を市民に明らかにするとともに、再発防止策を徹底するべきです。市長の見解を示してください。

さらには、三つの政治姿勢を表明し、四つの政策の柱を述べました。この項目に沿って、幾つか質問します。

一つ目の「次世代をつくる」です。

市長は、安心して子供を産み育てることができ、全ての子供たちが能力や可能性を發揮できるまちを目指すと仰いました。子供の医療費助成は、小学校卒業まで初診時のみの実質無料、中学生の入院での助成拡大をしてくれました。日本共産党として歓迎します。

しかし、残念ながら、昨年の出生数は417人と減少を止めることができません。出生数の減少を止められていない要因をどのように捉え、どのような対策を行ってきたのですか。医療費助成以外でお答えください。

保育料についてです。

保育所・認定こども園の市内児童2号・3号の2022年4月1日現在、保育料階層別人数では、市民税所得割が7万1,100円から9万7,000円未満までの階層が最も多くなっています。この階層で札幌市と比較しますと、小樽市の保育料は2万8,800円、札幌市は2万2,550円と6,250円小樽市のほうが高い現状です。例えば、市民税所得割が8万円の世帯の場合、道内主要10市で比較しますと、釧路市に次いで高い保育料です。

また、次に人数が多い階層は、所得割9万7,000円から12万2,100円未満の世帯ですが、小樽市3万5,600円、札幌市3万2,500円と、5,350円も高い保育料を徴収しています。保育料について、札幌市との比較で、

小樽市が保護者から高い保育料を徴収していると思いませんか。この差についてどのように考えますか、お答えください。

札幌近郊の自治体の保育料の状況を調べ、引下げの検討に入ってはいかがですか。

昨年の住民基本台帳による人口動態では、一昨年に続き、年少人口は50人のプラスで、30歳から64歳までは97人のプラスでした。昨年の答弁では、分析は難しいがアンケートなどにより人口動態を把握・分析していくと答えていました。その後、どのように分析したのか説明するとともに、昨年の年代別の人口動態について、「次世代をつくる」の観点から、市長の感想を述べてください。

二つ目の「安全をつくり、安心を生む」です。

健康で生きがいと夢を抱きながら、安心・安全に暮らすことができるまちを目指すと言いました。

しかし、実際には、ふれあいパスの利用制限を実施しました。制度は継続しましたが、制度の趣旨は守りませんでした。健康で生きがいと夢を抱くために利用制限の撤回が必要です。考え直すよう求めます。

市長の公約では、高齢者の方々が、地域社会との接点を持ち、健康寿命を延ばし、元気に生活できる生涯現役社会を目指すとあります。この公約実現のために、高齢者への補聴器助成制度を提案します。高齢になれば、耳が遠くなるものです。しかも、今はマスクをしている上に、耳元でしゃべることもはばかれます。高齢者にとっては、補聴器というのは社会参加の必需品です。現在、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度で補聴器を支給していますが、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方となっています。この聴力レベルは40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないものです。

一方、WHOでは、41デシベル以上で補聴器をつけることを推奨しています。WHOが41デシベル以上で補聴器をつけることを推奨している理由について、市長はどのように認識していますか、お答えください。

介護保険の認定を受けるときの調査項目で聴力の調査があります。一昨年の10月から昨年の9月の1年間の介護認定調査で6,816人中、大声が聞こえる方は1,020人で15%、ほとんど聞こえない方は64人で1%でした。ほとんど聞こえない方は障害者手帳に結びつけることが必要ですが、大声が聞こえる方の場合、補聴器が必要です。医療費控除の適用については、非課税の方は受けようがありません。1,000人を超える方が聴力に不安があるとする調査結果について、市長はどのような感想をお持ちですか。

市長の公約に照らしても、高齢者への補聴器補助制度、1期目の最後に実現への道をつくることを求めます。お答えください。

市長は、通院や買物の足を守るため、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通ネットワークの維持に努めますとも言いました。ところが、鉄道については、小樽から長万部の鉄道を剥がすことを進めようとしています。バスについては、バス会社の赤字が続き、減便が余儀なくされています。就任当時、維持に努めると言った政治姿勢はなくなってしまったのですか。沿線自治体に鉄道の存廃を決めさせる法的根拠はどこにあるのですか、お答えください。

3月29日、北海道新聞は社説で、並行在来線の廃止は全国2例目で、長大区間では初めてだ。明治以来の幹線を失うことになる。在来線による国土軸整備を放棄した国の重い責任を感じるべきだ。広域交通網維持を担うはずの道も、赤字線廃止のときと同じく、自ら将来像を示すことはしなかったと報道しました。新幹線を通す代わりに並行在来線を存続させる場合、沿線自治体に負担をかぶせる国の対応について、住民の移動する権利を保障しない無責任な対応だと思いませんか。

ブロック会議では、バス1台60人乗車する計算で、バス転換でも必要な増便は1本程度と説明されています。北海道は、高速バスに使われるハイデッカーは補助席を含め60人とし、路線バスで使用されるノンステップバスは、立ち乗りで70人から80人乗れるであろうと1台60人としています。そのバスはどこから

融通するのか説明もありません。余市－小樽間を優先するために、市内路線バスを減らされるのではないかと、市民が不安に思っています。

小樽市として、市内路線バスに影響しないで、余市－小樽間の運行ができるのかどうか、バス事業者からどのように説明を受けているのですか、お答えください。

北海道運輸局の調査では、バス運転手は50歳代以上が過半数を占め、北海道の調査では、運転手が不足している事業者は7割を超えています。この現状でバス転換は不可能ではありませんか、お答えください。

三つ目は、「にぎわいをつくる」です。

市長は、豊かな自然や歴史・文化を生かし、市民に根差した観光のまち、地域経済を支える中小企業が元気に事業を続けることができるまちを目指しますと言いました。この課題は、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、効果を判断するには難しいところがあります。市長が就任以降新たに取り組んだ小規模事業者の振興策と効果について、説明してください。

事業継続を支援する上でも、群馬県高崎市をはじめとして、全国で実施されている店舗リニューアル助成制度があります。道内でも苫小牧市などで店舗改装への補助金を出しています。これら他都市の事例に学び、店舗リニューアル助成制度をつくることで、小規模事業者の振興策になります。検討してください。

四つ目の「未来をつくる」です。

これが問題です。JR小樽駅前、小樽港の整備、新幹線の活用など、人や物が活発に交流するまちを目指すというのです。これが過去失敗した大型公共工事の継続です。JR小樽駅前の安全対策、小樽港の老朽化対策を進めることは当然ですが、それをきっかけとして夢物語を広げて、施設を整備すれば、人が来る、金を落とすと必要のない事業まで広げています。北海道新幹線や第3号ふ頭再開発、JR小樽駅前広場の再整備を実施することでの、今後の事業費と市の負担はどのように試算していますか。維持費についても、市の負担をどのように試算していますか、お答えください。

これら大型工事から公共事業への投資は、学校や保育所、公共施設の老朽化対策など市民型へ切り替えるべきです。そうしてこそ地元経済への経済効果も生まれます。結局は、需要を外に期待する日本の高度成長期の思考から止まったままです。

補正予算案で防波堤工事の予算が計上されました。市内のインフラは至るところが老朽化です。ない物ねだりはやめ、小樽市民の力を生かし、安心して暮らせるまちをつくってこそ潤います。市長の感想を聞かせてください。

北海道新幹線札幌延伸工事で、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、札幌工区のトンネル掘削土を石狩湾新港西地区の海面処分用地に仮置きすることを進めています。関係者への説明を行ったと聞いたので、機構に情報開示請求をしました。届いた書類は全12ページのうち11ページが黒塗りで、黒塗りされていない1ページ目は、「北海道新幹線、札幌トンネル（札幌）トンネル掘削土判定ヤード仮置き場候補地（石狩湾新港地区）判定ヤード・仮置き場に係る対策案について」とあります。これしか公表しない。渡島トンネル工事で、環境基準を270倍も超えるヒ素が検出されたとき、国への報告は2年間されていませんでした。こうした隠蔽体質を持つ機構には新幹線工事を実施する資格がないと思いませんか。

また、今回の説明資料を黒塗りで開示したことは、住民への説明と理解を得る行為ではないと思いませんか、市長の見解を述べてください。

さらに、説明資料の開示を市として求めるべきではないですか、お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の市政4年間の振り返りについて御質問がありました。

初めに、就任からの変化についてですが、まず、議会や経済界との信頼関係の正常化等につきましては、議会に対しては、可能な限りの情報提供に努めたほか、丁寧な答弁や説明を心がけ、意思疎通を図ってきたと思っております。

また、経済界とは、定期的に地域経済連携懇談会やスクラムミーティングなどを開催することで意見交換を行い、市政へ反映してまいりました。これらの取組により、議会や経済界との信頼関係の正常化や重要課題の解決は、着実に前進したものと考えております。

次に、職員の意識改革や市民本位のまちづくりにつきましては、私はこれまで、研修などの機会を活用して、職員に対し、市民の声を酌み取り、行政と市民間のミスマッチを解消することの重要性を伝えてまいりました。

市民ニーズを捉えて取り組んできた事例としましては、子供・子育ての分野では、おたる子ども未来塾を開校し、学習支援や困り事相談などの支援に努めたほか、市民生活の分野では、除雪対策本部の早期設置をはじめとする除排雪体制を整備し、また、FMおたるの難聴地域の解消を進め、災害時の情報伝達能力の向上に努めるなどしております。これらの取組により、市民ニーズ本位のまちづくりは着実に前進してきているものと考えております。

次に、高島観光船訴訟に係る求償権につきましては、高島漁港区における観光船事業に係る違法な許可等に関わって、前市長の行為には、国家賠償法第1条第2項に規定する「故意又は重大な過失」があったと判断するに至り、前市長に対し、本年6月1日付で行使したところであります。訴訟も視野に入りますことから、現時点で詳細をお示しすることはできませんが、今後債権回収を図る中で、違法な許可等に至った経緯を明らかにし、市民の皆さんに対する説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

また、本件に限らず、行政が違法な許可等を行うことは、言うまでもなくあってはならないことでありますので、二度とこのようなことが起きないように、私自身襟を正すとともに、再発防止に万全を期してまいります。

次に、「次世代をつくる」についてですが、まず、出生数の減少を止められていない要因とその対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年の国の人口動態統計では、過去最低の出生数となったことから、出生数の減少は全国的な傾向と考えておりますが、本市の出生数の減少を止められていない要因についても、国の少子化社会対策大綱で主な原因とされている未婚化や晩婚化と、有配偶出生率の低下の影響が大きいと考えております。

さらに、本市においては高齢化率が高く、子供を産み育てる世代の人口が少ないことも大きな要因の一つと考えられます。

このようなことから、子育て世代の人口対策として、この間、子育て支援策の拡充を図ってきたところであり、子育て世代包括支援センター「にこにこ」の開設や、子育て支援アプリの導入などにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実に取り組んだほか、おたる子ども未来塾を開校し、子供の学習・生活支援に努めたところであります。

次に、札幌市の保育料との差につきましては、本市と比較し、おおむね札幌市のほうが低い設定となっておりますので、保育の利用に係る負担は、札幌市において本市より軽減されているものと考えております。

次に、保育料の引下げの検討につきましては、まずは札幌近郊と本市の保育料の設定にどういった違いがあるのか調査を行い、その分析を踏まえながら、引下げについて検討してまいりたいと考えております。

次に、人口動態の分析状況と、年代別の人口動態に対する感想につきましては、転入・転出の詳細な分析を行い、地区ごとの人口動態を把握するとともに、アンケート調査の実施により、転入・転出の理由、居住地の選択理由などの実態把握を行った結果、特に星野町や新光町の新興住宅地で子育て世代の転入が多くあることが分かりました。

また、札幌市内の地価上昇などを背景に、全転入者に占める札幌市からの転入者の割合が増加しており、これまでの子育て支援の取組などに加え、交通利便性のよい地域を中心に、住宅用地の潜在的な需要に応える施策の検討を進めていかなければならないと考えております。

次に、「安全をつくり、安心を生む」についてですが、まず、ふれあいパス事業につきましては、事業を継続させるために購入冊数の上限を設けましたが、本事業の制度趣旨は、社会参加と生きがいの創出を促進することを目的としており、一定程度の外出を支援していることから、制度趣旨は維持されているものと考えております。

また、本市の限られた財源の中、持続可能な制度とするため見直しを行ったものであり、撤回は考えておりません。

次に、WHOが、41デシベル以上で補聴器をつけることを推奨している理由につきましては、41デシベル以上の聴力レベルの方は、1メートル離れた距離では、大声で話さなければ会話を聞き取ることができないことから、補聴器を使用しなければ、日常生活に支障が生じるおそれがあるためと認識をしております。

次に、要介護認定の調査時において、1000人を超える方が聴力に不安があると回答された結果につきましては、聞こえにくさを感じておられる市民の皆さんが一定程度いらっしゃることを改めて認識した次第であります。

次に、高齢者への補聴器補助制度につきましては、市として独自の補助制度を設けるためには多額の事業費が必要となることから、現在の本市の財政上に鑑みると、現時点では難しいものと思っておりますので、引き続き、全国市長会を通じ、補聴器補助制度の創設を国に要請してまいりたいと考えております。

次に、公共交通を維持する政治姿勢につきましては、並行在来線については、持続可能で利便性の高い代替交通を確保し、将来にわたり沿線住民の足を維持できるよう取り組んでいるところであり、市内バス路線については、生活バス路線運行費補助金を創設するなど路線の維持に努めていることから、就任当時の姿勢に変わりはありません。

次に、鉄道の存廃決定の法的根拠につきましては、沿線自治体が廃線を決定する法的根拠はなく、このたびの北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議における、函館本線長万部一小樽間についての決定は、当該路線が北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された後、沿線自治体が鉄道運行を引き継ぐことの断念という意味決定であり、それをもって事実上の鉄道廃止となるものであります。

次に、並行在来線に対する国の対応につきましては、北海道新幹線の着工に先立ち、整備新幹線の整備に関する基本方針に基づき、並行在来線のJR北海道からの経営分離に沿線自治体が同意しており、その基本方針には、経営分離された並行在来線は「地域の力で維持することが基本」とあり、その枠組みの中でバス転換という判断をしたものであります。

次に、バス転換の市内路線バスへの影響につきましては、現在のところ協議会の担当者レベルでバスのルートやダイヤ等を検討している段階であり、バス事業者と市内路線バスへの影響の有無については協議をしております。

次に、バス運転手の不足や高齢化につきましては、協議会でも課題の一つとなっておりますので、今後、その対応についても協議がなされるものと考えております。

次に、「にぎわいをつくる」についてですが、まず、私が就任以降、新たに取り組んだ小規模事業者の振興策につきましては、稼ぐ力向上実践事業や小樽産品販路拡大強化支援事業、経営力強化支援事業などを実施しております。

また、以前より実施しておりました創業支援事業及び空き店舗対策支援事業につきましては、内容を一部拡充し、実施をしております。

効果につきましては、事業の利用者からは、新たな商談につながったことや、内装工事の追加ができたこと、創業時の資金繰りがより楽になったなどの声を聞いており、小規模事業者の支援につながったものと考えております。

次に、店舗リニューアル助成制度につきましては、市といたしましては、現在、新規雇用の創出や市外在住者の転入の促進、中心商店街の空き店舗の解消を目的に、創業者や既存事業者に対して、内外装工事の補助を実施しているところであります。

御質問の店舗リニューアル助成制度につきましては、小規模事業者の振興につながるものと認識しておりますが、対象者が相当数見込まれ、そのための財源も必要となることから、活用可能な国の制度の紹介など、小規模事業者に対しきめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、「未来をつくる」についてですが、まず北海道新幹線等の今後の事業費等につきましては、現時点での試算ですが、北海道新幹線については、北海道新幹線建設費負担金と新駅周辺駐車場等整備費用の合計が約11億円、そのうち国の交付金や交付税措置を踏まえた市の実質負担額は約6億円と見込んでおります。

第3号ふ頭及び周辺再開発事業については、検討を進めている観光船ターミナルや、港湾庁舎移転に係る経費は含まれておりませんが、全体事業費は約24億円、そのうち国の補助金等や交付税措置を踏まえた市の実質負担額は約3億3,000万円と見込んでおります。

JR小樽駅前広場の再整備については、配置計画案が定まっていないことから、事業費や市の負担額をお示しすることができません。

なお、これら三つの事業の維持費につきましては、試算をいたしておりません。

次に、公共事業への投資につきましては、北海道新幹線、第3号ふ頭の再開発、JR小樽駅前広場の再整備などの大型工事は、本市のまちづくりを考える上で欠かせないものであり、引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。

その一方で、市民の皆さんの活力を引き出すためには、市民生活に密着した施設の整備や老朽化対策も重要であり、優先順位や地域経済への波及効果も考慮しながら、今後とも必要な整備・改修を進めてまいりたいと考えております。

次に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の情報開示に関する対応などにつきましては、私も開示された資料を拝見させていただきましたが、今回の対応については、地域住民の理解を得て進めていくべき案件であるにもかかわらず、不誠実であると感じたところであります。

機構は、昨年7月に鉄道・運輸機構改革プランを発表し、説明責任の向上を改革の視点の一つに掲げておりますことから、今後はその視点に立った上で対応いただくよう、本市としても申し入れてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

〇20番（小貫 元議員） 次に、最近の社会情勢に対する見解について質問します。

第一に、物価高騰に関連して質問します。

物価が急上昇しています。小樽市の生活必需品小売価格調査結果では、灯油平均価格は前年比約29%、マグロ約32%、サラダ油約37%の値上がりです。原因は新型コロナウイルス感染症とウクライナ侵略だけではありません。異次元の金融緩和が異常円安と物価高騰を招きました。

加えて、日本は賃金が上がらない国になっています。小樽市労働実態調査によれば、約36%が非正規雇用です。パートタイム労働者の勤続年数は、5年以上在職が46.7%になり、5年前の43.4%から上がり、正規労働者から非正規労働者への転換が進んでいます。基本給の平均額で、5年前と比較すると、1,181円しかアップしておらず、消費税増税の負担を除いたらマイナスです。このように、小樽市民の懐を寂しくした要因の一つに、弱肉強食の新自由主義による雇用の悪化があります。市長はどのように考えますか、お答えください。

5年間で小樽市統計書から計算した1人当たりの老齢年金は、63万2,898円から63万1,304円に減額されています。6月から年金の支給額がさらに減額されます。物価高騰時に年金を下げる。市長、あまりにも理不尽だと思いませんか。

政府の物価対策はガソリンなどごく一部です。しかし、物価高騰は全般に及び、特に食料品や水光熱費など生活必需品が上昇し、所得の少ない人への打撃は深刻です。市民の暮らしを守る上で、国による生活全体を支える物価対策が必要だと考えませんか。

また、市独自の対策はどうするのですか、お答えください。

憲法第26条では、義務教育の無償化をうたっていますが、給食費負担は年々増加しています。本来ならば国の制度として給食費無償化を進めるべきです。小樽市の場合、10年前の2013年度、小学校低学年の給食費は3,650円でした。今年度は4,150円と500円の値上がりです。市長就任前の2018年度は3,910円でしたが、2度の値上げで240円の値上げを決行しました。そこに物価高の襲来です。

文部科学省は事務連絡を4月5日に発出しました。事務連絡では、昨今の経済状況を踏まえ、臨時交付金が可能な事業例として、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業が示されたとしています。札幌市や函館市など、既に物価高騰による負担軽減に取り組んでいます。釧路町では今年度、給食費を無料にすると報道がありました。

教育長に伺います。小樽市としても臨時交付金を活用し、給食費負担軽減に取り組むべきです。お答えください。

また、今年限りの負担軽減だけでなく、一般会計からの補助を出し、憲法第26条を実現すべく、来年度以降の給食費無償化を求めます。お答えください。

高校卒業後の市内就職について昨年も質問しました。市長は、学生には地元にも多くの企業や業種があることを知ってもらい、興味を持ってもらうことが地元定着につながると答弁しました。この答弁に基づく取組の成果と課題についてお答えください。

新型コロナウイルスの感染拡大で、高校卒業後、就職ではなく進学を選ぶ生徒が増えたとのこと。以前実施していた、高卒者雇用奨励金の復活で、市内就職のきっかけをつくってはいかがですか。

また、学生の市内居住を図るために学生支援策の拡充を求めます。お答えください。

第2に、気候危機打開についてです。

日本のエネルギー自給率は10%程度と先進国で最低の水準です。原油価格高騰はいつでもエネルギーを外国に頼る危うさを示しています。日本共産党は、2030年までに、省エネルギーと一体に再生可能エネルギーで電力の50%を賄い、二酸化炭素を2010年比で最大60%削減する2030戦略を提案しています。

小樽市は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明しました。小樽市として2030年までの目標をどのように設定し、具体的にどのように進めようとしているのか、お答えください。

国際的には、昨年10月から11月にかけて開かれ、グラスゴー気候合意を採択したCOP26は、2015年のパリ協定と並ぶ重要な会議でした。パリ協定は、平均気温の上昇を工業化前から2度を十分に下回り、1.5度に抑えるよう努力するという温度目標の達成を目的としました。そして、COP26で1.5度目標を持ち続ける決意が確認され、2030年まで2010年比45%減を合意しました。この合意に照らして、小樽市の削減目標も、2030年までに2010年比で国際合意を上回る削減目標になりますか、お答えください。

二酸化炭素の排出量を削減するには、産業界の排出削減が鍵を握ります。加えて、日本のエネルギーの約3分の1は建築物で消費されています。住宅や公共施設、民間ビルなどの省エネ対策が急がれます。

小樽市の住宅エコリフォーム助成制度は、10分の1助成の上限30万円、利用者数が住宅リフォーム助成制度と比べて少なくなっています。日本共産党は、住宅リフォーム助成制度の復活を求めています。市は聞く耳を持ちません。札幌市は補助金額が50万円です。省エネ促進のために、エコリフォーム助成制度の補助金額を引き上げることで、ゼロカーボンに近づくのではないですか。市長の考えを聞かせてください。

中小事業者向けに省エネや再生可能エネルギー設備の設置費などを補助する制度の検討を求めます。

泊原発についてです。

北海道内の住民1,201人が、北海道電力泊原発は安全性に問題があるとして、運転差止めと廃炉を求めた廃炉訴訟判決が5月31日、札幌地方裁判所でありました。裁判長は、津波に対する安全性の基準を満たしていないとして、泊原発の1号機から3号機の運転差止めを命じました。生命や健康が脅かされるのは人格権の侵害だとする原告住民らの訴えを認めたものです。原発推進ありきの姿勢が、いかに安全置き去りにつながるのかを判決は改めて浮き彫りにしました。北海道電力は、差止めの司法判決に真摯に向き合うべきだと思いませんか。市長の見解を示してください。

泊原発は運転を中止するだけでなく、廃炉にすることが必要です。見解を求めます。

第3に、ロシアによるウクライナ侵略についてです。

この惨劇が一日も早く終わってほしい。日本と世界の人々の切実な願いとなっています。ロシアの行為は国連憲章違反であり、国際人道法にも反するものです。国連では、140を超える国と地域、国家体制も宗教や文化も異なる国々が、ロシア非難決議に賛成しました。この国連憲章を守れの国際世論を大きく広げていくことが必要です。市長は、ロシアのプーチン政権による、国連憲章違反や核の使用宣言による威嚇をどのように捉えていますか、市長の思いを聞かせてください。

ウクライナ支援について、市長は、令和4年第1回定例会総務常任委員会で、酒井議員の質問に対し、何ができるかどうかこれからしっかり考えていきたい、ウクライナ大使館からのメッセージの中の一つ目が、ウクライナ支援の運動に参加していただくようお願い申し上げますということですから、しっかりとお答えできるよう考えていきたいと答弁していました。小樽市はウクライナ支援募金に取り組み、大使館や日本赤十字社に届けたと聞いています。在日ウクライナ大使館に募金を送金したときに、大使館とはメールのやり取りがあったとのこと。今後、大使館へ募金を送付する連絡を取りながら、募金以外の支援について大使館に要望を直接聞き、市として可能な支援を広げることも必要ではないですか。

日本共産党は、憲法9条が生かされ、平和な日本を目指します。政府は、敵基地攻撃能力を保有する考えを排除していません。しかも、集団的自衛権行使の場面でも、敵基地攻撃はあり得ることになります。そうならば、相手国からしてみたら、日本からの先制攻撃で、日本本土への反撃の理由を与えることにな

ります。そうなれば、小樽港には毎年のようにアメリカ軍の艦艇が寄港している港ですから、攻撃の対象になり、市民の命を危険にさらします。敵基地攻撃能力の保有により、市民の命が危険にさらされるという認識はありますか。

被爆国の日本国内で一部の政党から、核共有の主張が行われています。もちろんこの主張は、国の非核三原則に真っ向から反するものです。核兵器を共有することは、核兵器を積んだ艦艇の寄港を許すことになり、小樽市民を核兵器の危険にさらすことになります。市長は、核共有の主張が非核三原則の破壊だと考えませんか。

岸田首相は、日米共同声明でアメリカの核戦力に拡大抑止の重要性を確認しました。拡大抑止とは、いざとなったら核を使うことを前提とする議論であり、核兵器のない世界に逆行するものです。核兵器禁止条約に86か国が署名し、61か国が批准しているのに、唯一の戦争被爆国である日本が背を向けています。21日から開かれる同条約の第1回締約国会議に日本は参加すべきだと思いませんか。今年は核兵器廃絶平和都市宣言から40年が経過しました。例年の平和事業から拡大して取り組んではいかがですか。お答えください。

第4に、新型コロナウイルス感染症に関連して質問します。

保健所の体制についてです。

2010年に国は、新型インフルエンザ対策総括会議報告書において、地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた、感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員の大幅な強化を提言しました。ところが、保健所の正規職員数は、2010年64人、保健師16人から、2021年51人、保健師11人と減らされ、普通交付税の保健衛生費措置額は、2010年1億3,022万円から9,103万円へと減らされました。新型コロナウイルス感染症の影響で、保健所の管理職を除く職員の残業は、2019年度、1,709時間から2021年度は9,462時間と7,753時間も増加しました。職員の抜本増のために交付税措置の拡大が必要であり、国に強く要求すべきです。お答えください。

子供たちへの感染拡大が心配されます。今年に入ってから5月末現在で、小・中学校の感染者は994人になります。学校で定期的に検査できる体制が必要です。まん延防止等重点措置区域に指定された場合、直ちに学校や保育所等での定期的検査の体制を取ることを求めます。

また、感染が確認されたクラスの児童・生徒への検査実施で、感染拡大を早期に発見できる体制確保を求めます。お答えください。

国民健康保険の傷病手当金についてです。

国保の傷病手当金を自営業者へ対象拡大するには、自治体が判断すればできます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業主も対象にすべきではありませんか。お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、最近の社会情勢に対する見解について御質問がありました。

初めに、物価高騰に関連してについてですが、まず、議員のおっしゃる新自由主義による雇用の悪化につきましては、本市の労働実態調査によりますと、調査回答事業者の全従業員数に対する非正規労働者の割合は、平成29年度34.9%、30年度32.6%、令和元年度35.7%と推移しておりましたが、2年度には37.9%に増加し、3年度も36.4%となっていることから、非正規労働者の増加の理由は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による部分もあるものと考えております。

次に、年金支給額につきましては、年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとな

っており、今年度の年金支給額の引下げは、年金制度を支える現役世代の賃金変動率がマイナス0.4%になったことが主な要因となっております。

物価が上昇している状況にあって、今回の年金の引下げは、年金を受給している市民の皆さんにとって大変厳しいものであると思っておりますが、改定のルールに基づいており、制度上やむを得ないものと考えております。

次に、国による物価対策の必要性につきましては、現在、国において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として物価高騰に直面する生活困窮者等の支援が行われており、その動向を注視しております。

今後、社会情勢や経済動向の急激な変化により、さらなる対策が必要となった場合については、市長会などを通じ、国に対して追加支援策などの要望活動を行わなければならないと考えております。

また、市独自の対策につきましては、国や北海道が実施する事業を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに創設された原油価格・物価高騰対応分を活用した生活困窮者等の生活者支援を検討してまいります。

次に、学生の地元定着につきましては、地元定着につなげるために、企業出前説明会や合同企業説明会などの取組を実施しており、市内事業者への就職割合は、コロナ禍においても一定程度維持されていると考えておりますが、定住人口を確保するためには、さらに就職割合を向上させる必要があるものと認識しております。

また、課題につきましては、学生により多くの地元企業を知ってもらうため、参加企業数を増やしてほしいとの要望を受けておりますので、今後も引き続き、多くの企業に参加していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高卒者雇用奨励金事業につきましては、これまで平成22年度、23年度に実施した経緯がありますが、当時のアンケートでは、奨励金を新人研修などに使えるため有効であるとの回答がある一方、半数以上の企業が、奨励金の有無と採用計画とは直接関係がないと回答しておりますので、現時点では、この奨励金事業を実施することは考えておりません。

私といたしましては、先ほど御答弁したとおり、高校1、2年生の早い段階から地元企業を知り、興味を持ってもらうことが地元定着につながると考えておりますので、引き続き、この取組を進めてまいります。

次に、学生の市内居住を図るための学生支援策の拡充につきましては、小樽商科大学の学生が合同会社を設立し、学生の市内居住や人と人が出会い、小樽を面白くする取組を始めたところであり、このような取組を行う学生からも御意見をいただき、学生の市内居住の拡大に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、気候危機打開についてであります。まず、二酸化炭素排出量の目標の設定につきましては、小樽市温暖化対策推進実行計画の区域施策編を策定する中で、国と同じ2030年度に、2013年度比で46%削減を目標の基本として検討することを考えております。

また、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策、資源循環などを基本として、具体的な施策を実行計画に示し、小樽市全体で脱炭素に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、市の削減目標と国際合意との比較につきましては、2013年を基準年とする小樽市の場合の削減率は46%、2010年を基準年とする国際合意の場合の削減率は45%となりますが、削減後の二酸化炭素排出量が同じと仮定すると、2010年を基準年とする国際合意の場合の削減率は35%となることから、削減率45%を下回るようになります。

次に、住宅エコリフォーム助成制度につきましては、本制度は環境負荷の低減を目的としており、「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明した本市にとって重要な施策の一つであることから、今後、さらなる利用の促進に向けて本制度の内容を検討してまいりたいと考えております。

次に、中小企業者向けに省エネなどの設備費の補助を検討することにつきましては、今後策定する小樽市温暖化対策推進実行計画の区域施策編の内容を踏まえて、事業者に求められる取組を示すことになりまますので、その実現に向けて、市としてどのような支援を実施すべきか検討をしてみたいと考えております。

次に、北海道電力は司法判断に真摯に向き合うべきとの考えに対する見解につきましては、北電は既に札幌高等裁判所に控訴し、泊原発の安全性等を主張・立証していくとのことですが、原発は安全性が大前提であり、現在も原子力規制委員会の審査が続いておりますので、今後の推移を注視していきたいと考えております。

次に、泊原発の廃炉に対する見解につきましては、現状、道内では老朽化している火力発電所もあり、災害等で稼働できなくなる事態も想定して備える必要があると思っておりますが、いずれにいたしましても、市民の安全・安心を守ることが第一でありますので、繰り返しになりますが、司法や原子力規制委員会の判断を注視してまいりたいと考えております。

次に、ロシアによるウクライナ侵略についてですが、まず、プーチン政権による国連憲章違反などにつきましては、国連事務総長は、武力による威嚇や武力の行使を一般的に禁止している国連憲章にロシアの侵攻が違反しているとの見解を示しており、また、核による威嚇については、平和首長会議の一員として、核兵器のない世界の実現に向けた取組を進めてきた者として許し難いものがあります。

いずれにいたしましても、私といたしましては、この状況が一刻も早く終わることを願っているところであります。

次に、募金以外の支援を広げることにつきましては、この間、ウクライナへ直接支援物資を届けたいと希望する方もおりましたので、市から在日ウクライナ大使館に問い合わせたところ、手続の困難さや高額な輸送費の問題があり、最終的には、大使館が指定する銀行口座に入金したという経緯があります。

なお、支援策の一つとして避難民の受入れが考えられますが、受入れについては、言語の問題を含め、親類縁者の方の協力が必要でありますので、条件が整えば、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、敵基地攻撃能力の保有に対する認識につきましては、敵のミサイル基地などを攻撃するいわゆる敵基地攻撃能力に関し、反撃能力への名称変更も含め、その能力の保有について、政府において議論されていると認識しております。これは、専守防衛が議論の前提となっているものと認識しておりますことから、この能力の保有のみを理由として、市民の命を危険にさらすということには直接つながらないものと考えております。

次に、核共有の主張につきましては、政府においても、米国の核兵器を日本の領土に配備し、共同運用する核共有については、非核三原則の持ち込まずとは相入れないとの見解を示しており、私といたしましても非核三原則に反するものと考えております。

次に、核兵器禁止条約の第1回締約国会議への日本の参加につきましては、政府は核兵器に関する議論に参加することの重要性から、締約国会議に先立って開催され、核兵器の使用がもたらす人道上的リスクを話し合うための国際会議に参加することを表明しておりますが、締約国会議に参加することには慎重な姿勢を示しております。外交・防衛に関わる問題は国の専管事項でありますことから、参加の有無は政府の判断によるものと考えております。

次に、平和事業の拡大につきましては、本年度は核兵器廃絶平和都市宣言から40周年であり、また、法制施行100周年の年にも当たりますことから、平和事業の実施に当たっては、それらの記念事業としての冠をつけて実施することを考えております。

事業内容につきましては、例年の事業の中でどのような取組ができるか、検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連してですが、まず、保健所職員の増員につきましては、これまでも保健所業務に支障を来すことがないよう、市内の感染状況に応じて、庁内他部局の保健師や事務職などを一時的に保健所に配置して業務に従事させるほか、会計年度任用職員の採用や、人材派遣会社からの保健師等の派遣により対応してきたところです。

国からは、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外は、外部委託や、都道府県等における業務の一元化を原則とする旨が示されており、本市においても、自宅療養者の健康観察業務や濃厚接触者の行政検査業務等の外部委託を進めてきたところであります。

今後も感染拡大が生じた場合には、こうした取組を迅速に実施するとともに、必要に応じて、国や北海道に支援を要請するほか、業務逼迫の継続が見込まれる場合には、保健所職員の増員に向けた交付税措置の拡大を求めることについても検討してまいります。

次に、まん延防止等重点措置区域に指定された場合の学校や保育所等における定期的検査につきましては、その際に、国から発出される基本的対処方針を踏まえるとともに、市内の感染状況を勘案しながら検討してまいります。

次に、感染拡大を早期に発見できる体制確保につきましては、現在市内の小・中学校では、学級内に複数の感染者が発生するなど感染拡大の可能性がある場合に、直ちに学級閉鎖を行っており、有症状者については、市内医療機関ですぐに検査を受けられる体制も整っていることから、現在の感染状況で、小・中学校における検査体制を拡大することは考えておりません。

次に、傷病手当金の自営業者への対象拡大につきましては、個人事業主は、療養の際の収入減少の状況も多様であり、所得補償として妥当な額の算出が難しいという課題があるほか、持続化給付金など傷病手当金とは別の支援策があることから、対象の拡充は考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、最近の社会情勢に対する見解について御質問がございました。

初めに、物価高騰に関連してについてですが、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した給食費の負担軽減につきましては、給食で提供している食材の価格が、昨今、急激に高騰を続ける中であって、国から、同交付金の活用が可能な子育て世帯への支援として学校給食費の負担軽減が例示されておりますので、現在、市教委において、その実施についての検討を進めているところでございます。

次に、来年度以降の給食費無償化につきましては、生活保護世帯や就学援助世帯に対しては、既に給食費を全額公費で負担する支援を行っておりますが、これらを除く世帯の給食費の無償化については、現状の児童・生徒数で換算すると、約2億4,000万円の財源を要することから、実施に当たっては、慎重な検討が必要と考えております。

全国においては、人口対策や少子化対策における子育て世帯への支援策の一つとして、何らかの給食費負担軽減策を行っている自治体があることも承知しておりますが、限られた財源の中での取組の必要性

や、他の事業との優先順位、その手法の在り方などについても検討しながら、市長部局と協議していく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

○20番（小貫 元議員） 最後に、財政問題について質問します。

2021年度の決算見込みが示されました。5年連続で赤字だった実質単年度収支が14億9,100万円の黒字となる見込みです。地方交付税が、2020年度決算と決算見込みでは、14億2,100万円の大幅な増額となりました。譲与税・交付金は7億3,000万円増です。本来、市税や交付金等が増額すれば、普通交付税の減になりますが、決算見込みでは、地方交付税は増となっています。2015年度決算も大きな黒字となりました。2014年度地方消費税交付金は16億1,400万円、それが2015年度には26億4,700万円に、約10億円増えました。地方交付税は約2億円減らされました。ところが、2016年度決算で、地方消費税交付金は23億2,100万円と約3億円減になったのに、地方交付税も約3億円減られ、返還金は増えたため、2016年度から単年度収支が赤字になりました。この例と同じようなことにならないか心配しています。国の動向によって小樽市財政が左右されます。もし譲与税・交付金や交付税が減らされた場合に、財政への影響を少なくするために、市長はどのように行動するのですか。

先ほど述べたように、今回の黒字が一時的な要素があることは否めません。必要な基金に積むことと同時に、貴重な黒字ですから市民に還元されることが必要です。説明では、国庫支出金等の超過交付金約5億円を差し引いた2億8,700万円を一般財源として活用するとのことでした。庁舎建設資金基金にはどの程度積む予定でしょうか。

また、財政調整基金に積んだ後、来年度以降の当初予算で基金積立ては考えているのか、お答えください。

市民への還元では、国民健康保険料や介護保険料などの負担が、物価の高騰や年金が下がる中で重くなっています。それなのに、国保料は低所得者に対して負担増を実施します。低所得者に対する保険料軽減に取り組むべきです。一般会計からの繰入れも含めて国保料や介護保険料の引下げを求めます。お答えください。

介護・保育の労働者に対し処遇改善措置が、9月までは国の直接支援で実施されています。保育では、10月以降は交付税措置の対象となります。保育の処遇改善が交付税措置に移行後、必要な分処置される保証はありますか。

また、引上げ額が不十分であり、国の責任でさらなる財政措置が必要ではありませんか。

介護では、介護報酬で対応しますが、介護報酬の場合、国の負担は25%ですから、国の予算が大幅に減ります。処遇改善の財源を介護報酬に求めることになれば、利用者・被保険者の新たな負担増が懸念されます。この心配は無用だと市長は言えますか、お答えください。

前述したように、新幹線や港、駅前などの事業を続けようとしています。小樽市の財政が厳しいのなら、毎年2億5,000万円の負担金を払っている石狩湾新港にメスを入れるべきです。石狩湾新港の今年度予算では、使用料収入を大きく減らして計上しています。王子エフテックス株式会社のパルプ製造中止によるものです。このことは、西ふ頭が事実上の王子エフテックスの専用埠頭だったことを示しています。石狩湾新港管理組合は、西1号岸壁について、多くの企業に利用していただくために整備したと言いますが、結果として、多くの企業に利用されていなかったのではないですか。市長の見解を示してください。

西地区の荷役機械は、王子エフテックス専用の荷役機械であり、王子エフテックスが使用料を払うことで起債償還を行っていく計画でした。ところが、今年度の償還額9,177万円は、使用料が入らないのに払わなければなりません。荷役機械の利用が決まるまで、王子エフテックスに負担させるべきではありませんか。北防波堤延伸は、木材チップを輸入するために、静穏度を確保する目的でした。今年度は、14億円の事業規模に対する管理者負担が予算計上されました。木材チップの輸入がないのですから、国の事業再評価のやり直しが必要だと思いませんか、市長の見解を示してください。

石狩湾新港の直轄事業全体で34億4,800万円、管理者負担は8億3,235万円です。この負担金は、過去10年の当初予算で最大となっています。この期に及んで巨額の直轄事業負担金の予算計上は、今後の小樽市の負担金に大きな影響があると考えませんか、お答えください。

この石狩湾新港への巨額の投資をやめれば、市の負担金が減少し、市民生活に回す予算を増やすことができます。1割減らしても2,500万円です。負担金1割減らすことで中学生までの医療費助成が実現できます。負担金を削減し、市民の生活への投資へと切り替えるべきではありませんか。お答えください。

再質問は留保します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、譲与税・交付金や交付税が減らされた場合の対応につきましては、令和4年度の当初予算においても、財政調整基金の取崩しによる収支均衡予算を編成したことから、引き続き自主財源の確保や事業の厳選に努める必要があるものと考えております。

また、社会情勢の変化や、国の制度改正などに伴う年度間の財源の不均衡が生じた場合には、財政調整基金で対応することになるため、不測の事態に対応できるよう、同基金の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、庁舎建設資金基金への積立てにつきましては、庁舎建設に必要な一般財源の単年度負担の軽減を図るためには、現在の計画では、建設工事事手までに15億円程度の積立てが必要となります。そのための具体的な積立て方法について検討するように指示をしたところであります。

次に、国民健康保険料などの引下げにつきましては、国保料は北海道国民健康保険運営方針において、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入れは解消・削減すべきとされていることから、一般会計からの繰入れは考えておりません。

また、介護保険料は、第8期小樽市介護保険事業計画に基づき、令和3年度から5年度までの3年間の保険料を定めていること、制度として給付と負担の関係が明確に定められていることから、一般会計からの法定外繰入れを行い、保険料を引き下げることはできません。

次に、保育の処遇改善につきましては、国は令和4年10月以降の地方負担について、地方交付税措置を講ずる予定としていることから、現時点で詳細は示されておりませんが、国において措置されるものと考えております。

また、全国的な保育人材の確保の観点からも、国の責任において、さらなる処遇改善と財政措置の充実が図られるよう北海道市長会などを通じ、国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、利用者・被保険者への新たな負担増への懸念につきましては、今後、生産年齢人口の急速な減少が見込まれる中、介護に従事する人材を確保していくためには、処遇改善は欠かせないものと考えております。そのために必要な負担は、これまでも介護報酬の中で、国・都道府県・市町村及び被保険者それぞれ

れが、ルールに基づき負担してきましたので、今後もその枠組みで行うことはやむを得ないものと考えております。

次に、石狩湾新港における西1号岸壁の利用につきましては、この岸壁は、平成18年に供用開始され、これまで木材チップの取扱いのほか、LNG発電所や風力発電の機材などの利用がありましたが、木材チップ以外では十分な利用が図られていないと認識しており、このたびの木材チップの取扱い停止により、岸壁の利用も大きく減少することから、管理組合には、引き続き、利用促進に取り組んでいただくよう要請をしまいたいと考えております。

次に、西地区の荷役機械につきましては、当該施設の使用料については、使用された月数に応じて徴収しており、使用していないものから負担していただくことはできないものと考えております。

なお、管理組合からは、令和8年に稼働を予定している王子グリーンエナジー江別株式会社のバイオマス発電の燃料の調達に当たり、当該施設などの利用を要請していると聞いており、施設の早期利用が図られるよう、取組を進めていただきたいと考えております。

次に、国の西地区国際物流ターミナル整備事業の事業再評価につきましては、管理組合からは、国が事業実施後、一定期間が経過している事業や社会経済情勢の変化により、必要が生じた場合に再評価を行うこととしており、適切な時期に事業の見直しがされるものと聞いております。木材チップの取扱いがなくなった状況ではありますが、現在、管理組合では施設利用の要請を行っていることから、事業の再評価については、今後の施設利用の動向を注視することが必要であると考えております。

次に、石狩湾新港の直轄事業負担金につきましては、令和4年度の国直轄事業は、国防波堤の延伸事業と、東地区の岸壁及び港湾施設用地の築造事業などとなっております、それぞれ静穏度の確保や大型船への対応を目的として行っているものでありますが、管理組合に対しては、効率的、効果的な事業の執行などにより、母体負担金の低減に努めていただくよう、引き続き要請をしまいたいと考えております。

次に、石狩湾新港への負担金と市民生活への投資につきましては、石狩湾新港においては、今後も静穏度対策や大型船などへの対応が必要と考えていることから、一定の負担はやむを得ないと考えておりますが、これまでどおり、効率的、効果的な事業の執行により、負担金の低減に努めていただくよう要請をしまいたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再質問をいたします。

まず、市長の4年間を振り返っての部分です。出生数の減少の部分から行きますけれども、未婚化・晩婚化という話がありましたが、なぜこれが起きていると感じているのか、お答えください。

また、保育料についてですけれども、札幌市と比べて高いことについては、札幌市のほうが保育料が軽減されているということでお答えになりました。そして、その後の他都市の保育の状況を調べたらどうかというところについては、分析・検討していくというふうに答えたのですけれども、子育て施策を進める上で、保育料の問題は重要だと思っておりますが、どのくらい待てば、今答弁された分析・検討というのが出てくるのか、お答えください。

次に、最初の質問の職員の関係のところ、市民ニーズ本位のまちづくりを着実に進めていくという話がありましたけれども、関連して補聴器の問題ですが、これはニーズがある問題なのです。WHOの報告書を、英文なのであまり正確にはつかみ取れないのですけれども、やはり41デシベル以上が重度の聴覚障害に分類されて、早期発見が効果的だと。リハビリに利用可能な措置として補聴器を上げているわけです。そういう方が1,000人いるのですけれども、一定程度いると認識したと市長は言われました。助成に

については多額の事業費が必要なのだということで答弁があったのですが、ただ、既に他都市ではどんどん進められている制度です。高齢者とお話しすると、耳鼻科には行ったのだけれども、年齢のせいですね、加齢性難聴ですねと言われた。でも、補聴器は高くて手が出ないという方です。こういう方というのは、大抵本当に大きい声を出さないと聞こえないほどです。チャイムを鳴らしても聞こえない方がいるのです。中でテレビの音は鳴っているのですけれども、何回も呼びかけないといけないということなので。やはりもうひと押し、市長の公約にも照らして必要ではないかと述べましたけれども、多額の事業費が必要だと言うのだったら、1年間の限度額をつけるなりなんなりで対応してはどうかということで、再度答弁をお願いいたします。

あと、鉄道の関係です。

代替輸送で住民の足を守るために取り組んでいるという答弁がありましたけれども、さらにバスの関係では、バス事業者とは協議していないという話もありました。結局、国の基本方針のことも言っていましたけれども、本来並行在来線の経営の在り方も着工の条件の中に入っていた。だけれども、あとは沿線自治体で協議をというふうに会議の資料に書いただけで、それはこの会議の主題ではありませんみたいな感じで投げ捨てて、認可してしまった。だから無責任だと言っているのです。

代替輸送との関係で、紹介したように、1台に立ち乗りで70人以上が乗車すると、こういう話ですよ。これが、バリアフリー法だとか障害者差別解消法だとか、そういう観点から見て、望ましい状況だと市長は感じているかどうか、お答えください。

次に、「未来をつくる」の部分ですけれども、新幹線は約11億円、第3号ふ頭は約24億円という話で、JR小樽駅前広場は出ないという話でしたが、維持費はどれも試算はできていないと。こうやって大型事業についてはやるのだということで、維持費は計算できないけれども、やっていく。だけれども、私が幾つか提案したことはやらないという答弁が、この財政問題でということで、財源の確保でということで幾つか返ってきました。やはりそこを変えていく必要があるのではないかと思いますけれども、維持費とかというのは、最低限きちんと示すべきではないかと思うのですが、これについてお答えください。

次に、物価高騰の関連ですけれども、国や道を踏まえて検討していくという話なのですが、物価高騰で今、直接市民が受けているという状況で、他都市ではこういう対策を取りますよという報道がされていく中で、いつまで待てばいいのかというところがありますので、いつ市の独自対策を示す予定なのか、めどをお示しください。

関連して、教育長のほうですけれども、給食費の負担軽減の話です。実施について検討を進めているということで、検討していただくのはいいのですけれども、これも先ほど市長に質問したと同様に、検討した結果、やらないということはあり得るのでしょうか。それをまず聞きたいと思います。

あと、関連して、今年だけではなくてということで、無償化すれば2億4,000万円だと。他都市は何らかの負担軽減をしているというところまで把握しているのです。私は無償化という提案をしましたがけれども、他都市でやっているような何らかの負担軽減は、取り組む意思なのか、そういうのはあるのかどうか、お答えください。

次に、気候危機との関係です。

国の基準に従ってやります。2013年比で設定するから、国際合意については下回るという答弁でした。札幌市の場合、2016年比で55%削減するとしています。そしてこの数字は国際合意である2010年比で約45%削減だと、これと同じだという説明をしているのです。隣の札幌市ではそういうことで提案しているので、別に何も国の基準に従う必要はないと思うので、他都市の事例も参考にしながら、もう一度この辺については検討し直してはいかがでしょうかということをお聞きします。

次に、新型コロナウイルス感染症の関係ですけれども、学校での定期的検査の体制、まん防のときという限定で質問しました。国の基本的対処方針を踏まえて考えると言うのですけれども、それだとやはり遅いのです。全国的に広がるよりも前に、例えば小樽市で広がる、まん防に指定されるということも考えられますので、今の時点から、こうなった場合はこうしますという積極的な体制確保が必要ではないかと思えますので、それについて再度お答えください。

次に、財政の関係です。

庁舎建設資金基金の分については、今の答弁を聞くと、今すぐは積まないみたいなことで聞こえましたけれども、このことで私が聞きたかったのは、まず、一つは、国の動向で交付税削減など考えられるので、しっかり備えなければいけないというのと、庁舎建設資金基金は、一定積む必要はあると思うのですが、過度に積む必要はないと。その分、市民に還元すべきではないかということの観点で聞いたのですけれども、市民に還元という面で、国保料や介護保険料のことを言いましたが、これは、一般会計からの繰入れというのはふさわしくないということで拒否していましたけれども、それ以外の手法で何かしら市民への還元を考えないのか、お答えください。

あと、石狩湾新港との関係です。

本当に巨額の事業費が使われていますし、荷役機械についても、市長は、使用していないのだから取れないのだという話でしたけれども、この荷役機械は、王子エフテックスしか使ってこなかった荷役機械ですよ。

そして、さらなる今、江別市で計画されている発電所のほうの材料で輸入があるのではないかという答弁でしたけれども、そういう利用が、今、起債償還にふさわしい使用料収入に見合う分だけ、いつからそれが見込めるのだと判断しているのか、お答えいただきたいのと、それまでの管理者負担はやむを得ないという判断なのか、お答えください。

あと、小樽市の負担金との関係ですけれども、これは毎回同じような答弁が返ってきますが、軽減に努めるよう効率的にやってほしいという話でしたけれども、どうすれば負担軽減が可能になると考えているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、私から保育料の関係をお答えさせていただきたいと思います。

これは分析にどのくらいかかるのかという御質問ではあったのですが、札幌市との保育料の比較の問題につきましては、これまで庁内であまり十分議論はしてこなかったわけでありまして、これは私にも至らないところがあったというふうに反省しております。平日頃申し上げていますとおり、隣接する特に札幌市との間で、できるだけ政策の差をなくしていくということは心がけていかなければいけないというふうに思っております。特に子育て支援策については、それが当てはまるのだろうというふうに思っております。

財政状況ですとか、将来を見据えてということも必要だと思いますけれども、ただいま申し上げましたように、現実的に札幌市との間での保育料はかなり差がありますので、できるだけ早い時期に検討させて、できれば早めに実現できればというふうに考えているところでございます。

それから、補聴器の補助制度についてお尋ねがありました。

実は先日、これは視覚障害者の方々なのですけれども、市長と語る会をやらせていただきまして、改め

て、私自身、政治姿勢に「対話」というのを掲げているのですが、その重要性を感じたところです。その中でも障害をお持ちの方から、提供されている機材の拡充を求める要望がありまして、担当には検討を指示したところなのですが、可能であれば、聴覚障害者の皆さんからも御意見などお聞かせいただければ、現実的にどういった対応が考えられるのかということをもう少し踏み込んで考えられるのかというふうに思っておりますので、そういった御意見もいただきながら考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、鉄路の下でバス転換に関してのお話だったかと思います。代替輸送に伴いまして、立ち乗りが望ましいと思うのかどうかということでございますけれども、並行在来線のバス転換になりますと、市内路線ではありませんので、基本的には、立ち乗りは望ましいものではないというふうに考えているところでございます。

それから、新幹線などの大型工事に関わっての維持費を、まだ示していないことについてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、当然維持費については算定をしていかなければいけませんし、時期については明確に申し上げられませんが、しかるべき時期には明示させていただきながら、議会の御意見もいただければというふうに思っているところでございます。

物価対策に係る生活支援についてですけれども、交付金を活用しながら実行していくわけでありまして、実は、本日庁内で予算のヒアリングをやることになっておりますので、その中で、限られた財源ではありますけれども、どういった支援が可能かどうかということで、庁内での議論をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（小山秀昭） 私からは、財政問題で1問答えさせていただきます。

庁舎の基金や国保・介護のお話ありましたが、結局は黒字をどう一般市民に還元するのかというお話だと思います。黒字になったからといって、それを全て市民のために、いわゆるばらまきといいますか、そういうものに使うわけにはいきませんので、答弁にもありましたように、基金の問題、これから行わなければならない庁舎建設などの資金の問題、それらを含めて全体のバランスの中で考えていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（佐藤靖久） 小貫議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、出生数の減少ということで、未婚化・晩婚化についての理由ということでお尋ねだったかと思いますが、先ほど、市長から御答弁させていただきました少子化の出生数の減少の理由ということで、未婚や晩婚化と有配偶出生率の低下の影響というところなのですが、これについては、国の少子化社会対策大綱の中で主な原因とされているということで、ここの引用をさせていただいたということでございます。

市としては、ほかに高齢化率が高くて、子供を産み育てる世代の人口が少ないことも、大きな要因の一つということでお答えをさせていただいたので、御理解をいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、新型コロナウイルス感染症に関して学校の定期的検査のことでお答えをいたします。

現在の国の基本的対処方針が、先月23日に発出されておりますが、その中におきましては、緊急事態措置区域や重点措置区域に指定された特定都道府県等は、集中的実施計画を策定して、感染多数地域の小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行うということとされているところでございます。

幸い現在の小樽市の感染状況は、比較的落ち着いた状況になりつつございますけれども、また新しい変異種等の出現などによりまして感染状況が悪化するというような事態に至った際には、その際の国の基本的対処方針なども踏まえて、適切に検査体制についても検討してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 港湾担当部長。

○港湾担当部長（佐藤文俊） 小貫議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、石狩湾新港関係の御質問について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の西地区の荷役機械の使用料の今後の回収の見込みというところでございますけれども、管理組合からは、王子グリーンエナジー江別株式会社のバイオマス発電の2号機の稼働が、令和8年4月ぐらいからになるのではないかとというふうに向ってございまして、この稼働に向けて、現在、石狩湾新港の利用について要請をしているというふうに向ってございます。

市長の答弁にございましたけれども、できるだけ早い利用を進めていただきたいというふうを考えてございますが、それまでの利用されない期間につきましては、管理組合での負担についてはやむを得ないものというふうを考えているところでございます。

2点目の御質問ですけれども、負担金の低減に向けてどのように取り組んでいくのかという御質問でございまして、母体負担金につきましては、御承知のとおり管理組合におけます歳入歳出収支の不足分を負担している形になってございまして、母体負担金につきましては、特に使用料収入ですとか、また管理経費、そして港湾整備に伴う起債償還が大きなポイントになってくるというふうを考えているところでございます。

管理組合に対しましては、今後とも効率的、効果的な事業の運営により、管理経費や港湾整備事業に伴う起債償還の平準化ですとか、低減に取り組んでもらうとともに、使用料収入の増に向けまして、港の利用拡大に努めていってほしいということについて、要請をしてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

小樽市温暖化対策推進実行計画の区域施策編に対する削減目標の設定について御質問がございました。

市長からの答弁につきましては、国と同じ目標設定を基本と考えていくということで御答弁させていただきましたけれども、これにつきましては、国が定めている計画の策定に対しますマニュアルがございまして、その中の一つの設定方法として、国の目標と同水準の考え方も選択できるということで、基本的にはそういう形でつくっていきたいということで御答弁させていただきましたが、当然、他市の状況等も踏まえて今後検討していくことになると思いますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小貫議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目が、今年度の給食費の負担軽減対策ですけれども、やらないということはあるのかというお話をすけれども、実施に当たりまして、これから、本日初めて協議をさせていただくことになっておりま

す。もちろん保護者の負担増は避けたいというふうに思っておりますけれども、現段階で実施するということについての明言はできません。

次に、来年度についての負担軽減策を実施するのかということでございますけれども、先ほども御答弁させていただきましたが、次年度の取組につきましては、限られた財源の中での取組ということになります。

それから、優先順位、子供たちの教育環境の改善という点で、まだまだ実施していかなければならない事業もございます。その取組の中で、市長部局とも議論をしてみたいというふうに思っております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再々質問をいたします。

最初に、バスの関係です。

代替交通との関係で、結局路線バスとは違うから立ち乗りは望ましくないという話でしたけれども、ただ、北海道の資料は立ち乗りも排除していないのですが、結局ハイデッカーの都市間交通のバスを導入することになると、そういったものが本当に融通できるのかどうかというのは、本質問の答弁では、バス事業者とは協議していないという話ですから、ということになると、1台増便でできますよというのは、あくまでも現実的などころから出発したのではなくて、北海道による試算の結果だということで、そうなってくると、それに対して、今本当にそれだったらバス転換でいいですよという決断をしましていいのかと思うのです。やはり、実態把握が十分ではないと思うのですけれども、今直ちに並行在来線の廃止という決断は早いのではないかと思います。これについてお答えをください。

次に、三つの事業の維持費の関係について、算定していかなければいけないという話で市長から答弁いただきましたけれども、少なくとも新幹線の新駅は既におたる新幹線まちづくりアクションプランもつくられて、いろいろ前に動いている事業ですので、これについては維持費の部分は、早期に出す必要があるのではないかと思います。これについて、できれば期限なども示していただければと思います。

物価対策の部分ですけれども、今日、庁内で議論するという話なので、問題は、議論の結果をいつ議会に予算計上できるのかということになります。臨時会という話になると、1週間前に招集告示ということになり、市長の選挙にも関わってくるような時間になりますので、そうなってくると、やはり最終本会議までに予算計上をできるよう努力をしていただきたいということを思いますけれども、これについてお答えをください。

関連して、給食費との関係で、教育長は、本日やるから実施できるとは明言できないという話でしたけれども、市長部局に伺いますが、今の教育長の答弁だと、臨時交付金の活用で、提案はされていると思うのです。その中で、給食費の部分を排除するという考えは市長部局としてあるのかどうか、お答えをください。

あと保健所との関係です。

検査の頻回実施を行うということが、教育関係の従事者については示されているということなのですが、本当は私は児童にも拡大すべきだとは思いますが、そこは取りあえず置いておいて、検査の頻回実施をまん防になったときにやらないというふうには考えているのですか、それについてお答えください。

あと石狩湾新港の関係です。

再質問で聞いたのは、令和8年4月に稼働する第二発電所との関係ですけれども、今までの計画の償還額ありますよね、負担してもらう、それに見合うだけの使用料収入が、令和8年4月の段階で仮にきちんと

頂けるのか。その辺のめどは立っているのですかというところについて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

1点目は、バス転換について、代替交通についてお尋ねがありましたけれども、基本的にはこの間、バス転換を決めるに当たりまして、北海道が作った資料に基づいて議論をしてきたわけであります。当然北海道がバス転換に係る資料を作成するに当たりましては、事務レベルではありますけれども、鉄道事業者なり、JR北海道なり、バス事業者と協議をした上での資料だったというふうに判断しておりますので、北海道から提出いただいて議論したことについては、問題ないというふうに思っております。

ただ、バス転換を決めた以降、これから具体的にバス事業者と協議する場も設けられるのではないかとこのように思っておりますので、議員から御指摘いただいた点については、そういった会議の中で、小樽市としての考え方をしっかり述べていきたいというふうに考えているところでございます。

維持費の関係でございますけれども、三つの大きな事業についての維持費ということでお尋ねありまして、とりわけ新駅についての維持費について、いつ出すのかということでございますが、時期は明確に申し上げることはできませんけれども、できるだけ早めにお示ししたいというふうに考えているところでございます。

物価高騰に係る生活支援に関してですけれども、先ほど御答弁申し上げましたとおり、今日この後、庁内で協議をさせていただきます。

既に各部に指示は出しておりますので、その指示に基づいた各部の考え方が今日提出されることになっておりまして、議論いたしますけれども、基本的には今の状況を考えますと、私たちとしてはスピード感を持って取り組みたいというふうに思っておりますので、できるだけ早めに着手できるものについては、最終本会議で御審議をお願いしたいというふうに考えておりますし、そうではないものについては、また別の機会に御審議をいただければというふうに考えているところでございます。

給食費の負担について、排除する考えはあるのかというお尋ねでございましたけれども、今日各部から様々な案件が上がってくるというふうに思っております。財源が限られておりますので、その中でそれぞれの事業の優先度合い、あるいは必要性、金額、そういったものを総合的に判断させていただく中で、事業を選択していきたいというふうに思っておりますので、今の時点で給食費の支援を排除する考えはありません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 小貫議員の再々質問にお答えをいたします。

学校の定期的検査に関する重ねての御質問でございますけれども、小樽市が重点措置区域に指定された場合には、その際の感染状況を十分考慮する必要はございますが、国の基本的対処方針を踏まえて、教育委員会との協議の下に、検査の実施頻度等の具体のやり方を検討しなければなりませんけれども、検査を実施する方向で検討してまいりたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 港湾担当部長。

○港湾担当部長（佐藤文俊） 小貫議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

私からは、石狩湾新港の西地区の荷役機械の関係について、御答弁をさせていただきます。

西地区の荷役機械の利用について、王子グリーンエナジーに利用を今要請しているというところで、管理組合から聞いておりますけれども、具体的な利用の月数ですとか、利用の仕方というところについては、具体的な話はまだ見えていないということで、単年度単位での起債償還に対して、それに見合った使用料収入が取れるかということは、現時点ではまだ分からない状況でございます。

しかしながら、この機械の投資額につきましては、管理組合でも利用要請を行い、また、他の利用者も含めまして、将来的には回収できるように取り組んでいってほしいと考えてございまして、その旨管理組合には要請してまいりたいというふうには思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時25分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 令和4年第2回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症がいまだに収束の見通しができない中、お亡くなりになりました方々に心より哀悼の意を表しますとともに、現在も治療されている方々に対しましてもお見舞いを申し上げます。

また、市内におきましては、感染者数も減ってはきておりますけれども、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症と戦っている多くの皆さんに、この場をお借りしまして、感謝を申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

令和3年度一般会計決算見込みについて質問いたします。

令和2年より新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ウクライナ問題や燃油高騰に伴う物価高、人口減少や少子高齢化問題など、過去に例のない難しい財政運営を余儀なくされております。そのような状況下、昨年11月には、現在の財政状況をより現状に即した形で把握するために、小樽市収支改善プランの収支見通しを令和2年度決算及び令和3年度予算を踏まえて時点修正しました。推計した昨年の社会状況と現時点の社会状況が大きく変化する中で、今後新たな収支見通しを見直す可能性があるのか、国から示されているものなどあればお知らせください。

昨年時点修正された収支見通しと今定例会で示された決算見込みでは、見込額に乖離が見られます。あくまで出納閉鎖前の決算見込みなのは十分承知した上でお聞きしますが、主な乖離理由や見込額について、分かる範囲で構いませんので説明してください。

令和3年度一般会計決算見込の歳出では、予算現額と決算見込みの差額が翌年度繰越額を除き23億9,500万円となっておりますが、乖離幅が大きいものの主な理由とハード、ソフト両事業への影響はなかったのかお知らせください。

補正予算についてです。

今定例会に一般会計補正予算として4億5,894万2,000円が上程されましたが、その約64%がいまだ先の見えないコロナ対策予算となっております。感染症対策には万全を期していただきたいと思いますが、コロナ対策に関連する予算について、まず新型コロナウイルス感染症対策事業費1億2,975万4,000円のうち約

5,900万円が無症状濃厚接触者に係る行政検査を市内医療機関に委託するというものです。この検査体制について、これまでと何がどのように違うのか、今後どのように検査が行われることになるのか、説明してください。

今回のコロナ対策関連予算で一つ感じたのは、予算の内容からも市として今後、感染者数の増加に伴う検査数や患者数が増えるとの考えを持っているということが見てとれます。5月11日に開かれた厚生労働省の専門部会で5月の中旬には、東京都、大阪府で感染者が急増するとの見方も発表されていましたが、幸いにも予想に反して感染数は減少傾向が続いています。市内の感染者数もかなり減少していますが、市として感染者の急増に備えるという意味での対策費なのか伺います。

次に、旧堺小学校擁壁改修事業費の1,000万円です。この事業は今年3月28日に、この擁壁と隣接する住宅にお住まいの方から擁壁の一部が崩落しているとの相談があったことで、現在は調査後土のう設置とブルーシートをかけて応急措置がされているとの説明を受けました。人や民家への被害はなかったということで安堵しましたが、今回の件でこれまでの経緯について担当部署から説明を受けましたが、住民からは過去にも擁壁の件で相談があったとのことですので、改めて過去からの経緯と今後のスケジュールについて説明してください。

擁壁が崩落した地域は以前近くに住んでいたこともあり、よく知っていますが、擁壁は人の身長よりも高く民家までもあまり距離がない箇所もあります。隣接するお宅に住んでいる方は対策工事が終わるまで不安であることを考えると、一日も早い対応をお願いしたいと思います。市としてどのような見解をお持ちですか。

今回の崩落箇所はかなり老朽化が進んでいたそうですが、現在本市には統廃合などにより廃校になった学校施設やそれ以外の市所有施設などでも老朽化が進んでいる施設もあるのではないのでしょうか。市民に被害が及ぶ前に市有施設等の安全確認を行う必要があるのではないかと考えますが、お考えをお聞きます。

次に、銭函小学校放課後児童クラブ新築関係経費についてです。

説明資料の内容では現在の銭函小学校放課後児童クラブの建物は老朽化が進んでおり、児童の居場所の環境改善や安全確保の観点から早急に建て替えを行う必要があるため、補正予算を計上したとのことあります。

これまでの経緯では、平成19年度から学校敷地内で開設したものの、経年による老朽化が進んでおり、児童の安全確保から急を要するものはその都度小修繕を繰り返しながら使用してきたこととありますが、説明資料に、早急、早期、急を要するなどの文言が多いことに驚きました。令和3年度から検討を進めてきたこととありますが、建て替えに急を要するほどの危険な状態なのか、改めて施設の状況について説明してください。

また、今までどのように施設を管理されてきたのか、お知らせください。

さらには、保護者から施設について、要望や相談はなかったのか、お答えください。

新たな施設の規模等では現在の施設と建て替え後の施設規模についての説明が掲載されています。現在の施設は二階建てとのことですが、現在2階部分は未使用とのこと。市の定員基準1人当たり1.88平方メートルからすると、2階も使用することにより定員数も現在の51人から増やせたのではないかと思います。いつから2階部分を使用しなくなったのか、その理由と定員数を51人とした理由についてお知らせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求める前に、秋元議員にお聞きしますけれども、第2項目めまで質問事項に入りましたので、そこまで御一緒に答弁しますが、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) それでは、説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、令和3年度一般会計決算見込みについて御質問がありました。

初めに、新たな収支見通しの見直しにつきましては、現在の収支見通しは、収支改善プランの計画期間において総務省の地方財政に関する概算要求資料などを参考に推計しているところであります。

今後、新総合体育館や新庁舎の整備などの大型建設事業を予定しており、公債費などの財政負担の増が見込まれることから長期の収支見通しについてどのような推計方法が可能なのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、昨年11月に時点修正を行った収支見通しと今回お示した決算見込みの乖離の主な理由と額につきましては、昨年11月にお示した収支見通しは令和3年第3回定例会における補正後の予算額であり、その後の増減補正が反映されていないことから決算見込額と大きな乖離が生じているところであります。

主なものでは、歳入では市税が個人市民税の増などにより約4億円、贈与税・交付金が地方消費税交付金の増などにより約3億円、地方交付税が普通交付税の再算定などにより約10億円、それぞれ増加した一方、歳出では公債費が元利償還金の減により約1億円、特別会計及び企業会計への繰出金が約2億円、それぞれ減少したものであります。

次に、令和3年度一般会計決算見込みの予算現額と決算見込みの差額の主な理由につきましては、現在決算数値の詳細な内容を分析中ではありますが、人件費が職員給与費の減などにより1億8,500万円、扶助費が生活保護費の減などにより6億5,500万円、行政経費が新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び接種体制確保事業費の減などにより5億1,400万円、建設事業費が橋りょう長寿命化事業費や塩谷小学校の校舎等耐震補強等事業費の減などにより2億7,600万円、貸付金が商工制度融資の貸付金の減などにより2億8,100万円、それぞれ減少したことによるものです。

またハード、ソフト事業での影響につきましては、ハード事業では国庫補助金の配分額に伴う建設事業を一部先送りしたものがあり、ソフト事業ではコロナ禍によるクルーズ船の寄港中止に伴う関連事業の減やイベントの縮小や中止などが挙げられます。

次に、補正予算について御質問がありました。

まず、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてですが、まず行政検査の委託につきましてはこれまで保健所が直営で行っていた陽性者と同居すると無症状濃厚接触者を対象とした行政検査を市内の医療機関において行うこととするものです。対象者が検査を希望する場合は、発熱者相談センターに検査実施医療機関を問い合わせいただき、案内された医療機関に直接検査を申し込むこととなります。

次に、事業費の算定につきましては、今後の感染者数の増減を精緻に予測することは困難であることから、補正予算の算定に当たってはオミクロン株による本年当初からの感染拡大以降、現在まで一定以上の感染者数の発生が継続していることに鑑み、本年9月までの見込みとして3月及び4月の感染状況が継続すると想定をしたものであります。

次に、旧堺小学校擁壁改修事業費についてですが、まず擁壁についての過去からの経緯につきましては、平成19年5月に住民の方から当該擁壁の目地から水がにじみ出ている擁壁が膨らんで見えるとの連絡があり、点検を実施いたしました。特に危険性がないことを確認しております。

また、平成30年8月には、隣接するブロック塀点検の際、同様の相談がありましたので、翌年のブロッ

ク塀の解体工事に合わせて目地からの水漏れを抑えるための補修工事をしております。

今後のスケジュールにつきましては、擁壁の改修を行うためには事前に測量や設計が必要となり、それが相応の期間を要することに加え、現場は民家が近接する急勾配な地形であることから安全確保を図るため、雪解け後の着工を予定しております。

次に、一日も早い対応への見解につきましては、現在は崩落の危険防止と悪化を抑える応急処置をしておりますが、住民の方には長期間にわたって御心配、御迷惑をおかけすることになりますので、工事を開始するまでの期間におきましても小まめに状態を把握し、誠意を持って適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、市所有施設等の安全確認につきましては、各施設を所管する部署において現在も定期的に巡回を行い、土地の状況や建物の外壁、内部、屋上、屋根等についての確認を行っておりますが、今後、巡回数を増やすことや危険性が高い施設については早急に対応するよう指示をしたところであります。

次に、銭函小学校放課後児童クラブの新築関係経費についてですが、まず施設の状況につきましては建物全体の鉄骨のさびや腐食による損傷が進んでいるほか、床下排気口の損傷、居室スペースの床のたわみ、トイレの床下地の腐食などを確認しており、損傷等の程度に応じてその都度修繕を行いながら安全で衛生的な環境の維持に努めておりますが、そうした修繕の頻度が増してきていることから、このたびできるだけ早期に環境改善を図る必要があると判断をしたものであります。

次に、施設の管理につきましては、日頃から放課後児童クラブ支援員が施設・設備に損傷等がないか確認をしており、損傷等があった場合にはその都度報告を受け、現地で状況の確認を行いながら修繕等の対応を行っております。

また、保護者からの要望や相談につきましては、これまでありませんでした。

次に、2階部分の使用と定員数の設定利用につきましては、まず2階部分については平成19年度に放課後児童クラブが当該施設に移転した際の登録児童数が32人であり、1階のみで面積基準を満たしていたことから当初より放課後児童クラブは2階部分を使用しておりません。

また、定員数の設定理由につきましては、1階の居室面積が96.7平方メートルでありますので、児童1人当たりの面積基準1.88平方メートルで割り返した51人と設定をしているものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 大変失礼いたしました。

それでは、第3項目めの質問に入らせていただきます。

第7次小樽市総合計画と行政評価について質問いたします。

令和2年に国内で初めて新型コロナウイルス感染症が発見されてから、間もなく2年半になるうとしております。いまだ新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、事業自体の中止や延期、変更など大きな影響を受けてきたと思います。そのような状況下で実施した事業について、点検した令和3年度行政評価の内容は第7次小樽市総合計画における「まちづくり6つのテーマ」全32施策に設定している市民アンケート指標及び各施策を構成する小施策に設定した指標の推移を確認するとともに、各小施策の主な取組に関連する予算事業等を点検し、事業の改善等の必要性について検討を行ったとのことです。

小樽市自治基本条例第22条第2項では、「市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます」と規定しており、その評価結果に

についても既に市ホームページでも公表されております。私も評価結果の内容を確認させていただきましたが、分からない点がありましたので確認させていただきます。

まず、評価結果が12項目あり、結果によっては理解しづらいのではないかと感じます。指標推移の記号とその内容はAからDの4段階、改善内容は1から3までの3段階で、組合せにより12種類の判断結果になる場合があります。分かりやすくするためにも、もう少しシンプルにする必要があるものと考えます。例えば今回の評価調書では、「指標の推移は順調でない」という最低のD判定にもかかわらず、改善内容は「主な予算事業等をこのまま継続して推進する」という施策がありました。行政評価の本来の目的に照らせば、見直しや改善をするべきではないのかと率直に感じました。このような結果とした理由を説明願います。

また、このような判断になった理由について、もしコロナ禍の影響があったのであれば、理由をもう少し具体的に記載し、さらに分かりやすいものになるよう改善が必要と考えますが、いかがですか。

次に、評価結果の取扱いについてです。

これまでの説明では評価結果に基づく各部局の見直し、検討の結果や予算措置の状況等に関しては、令和4年度当初予算の編成後に取りまとめるとのことであり、「評価結果を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや、新たな取組に着手することで、より効果的・効率的な施策の展開を図り、第7次小樽市総合計画に掲げる目標達成に向けて事業を推進していきます」としています。

まず、各部の検討結果と予算措置の状況について説明してください。

また、新たな取組で効果的・効率的な施策の展開に寄与するものがあれば説明してください。

令和4年度からは、施策や事業の効果、事業の妥当性を判断していく上で外部評価を導入することでしたが、外部評価委員の構成についてお知らせください。

また、外部評価の導入に伴い、昨年度行った一次評価、二次評価のスケジュールにも変更があるかと思えます。既に準備を進めていると思いますが、年間スケジュールの変更点と改めて内部評価、外部評価の方法をお聞きいたします。

行政評価の今後についてです。

第7次小樽市総合計画は策定から5年後をめどに中間見直しを行うとしており、令和5年度中を見直し期間とし、令和6年度に見直しを反映するとしていますが、逆算すると令和4年度の行政評価結果を基に見直すことになると思います。

ここで少し心配なのが、本市の総合計画における指標、目標値は事業を行った実績数や結果といったものが多いように感じます。例えば相談者数の累計を目標値としているものや施設利用者の累計、サービス利用者数などといったものや基準値よりも増となることを目標値にしているものも少なからず見受けられ、効果・成果に直結する目標値がほぼ見られません。このことから、各事業が施策の目指している目標にどのように関連しているのかが分かりにくいものになっているのではないかと感じます。

本市の目標値は、アウトプット型、結果を重視したものとなっている一方で、アウトカム、成果目標や成果指標の定量的な設定がないために事業を行ってきて、最終的にどういう効果があったのかが分かりません。市ではどのように施策や事業の成果・効果を分析しているのかを分かりやすく説明してください。

市が公表している令和3年度行政評価の実施結果については、「17の施策において、指標の推移が順調（A）又は概ね順調（B）であった一方で、15の施策において、指標の推移はあまり順調でない（C）又は順調でない（D）との結果になりました」「この評価結果を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや、新たな取組に着手することで、より効果的・効率的な施策の展開を図り、第7次小樽市総合計画に掲げる目標達成に向けて事業を推進していきます」とありましたが、それで今後、何をどうするのが重要な

ではないでしょうか。何をどう見直すかには全く触れていません。行政評価の先進地では、最終的に診断結果の講評として結果を踏まえて今後何をどう見直すかまでしっかりと公表されています。講評とまでは言わないものの、評価結果を踏まえ何をどう改善していくのか市民に分かりやすく公表する必要があると思いますが、市長のお考えを伺います。

この項を最後に、今後見直しが予定されている第7次小樽市総合計画がより成果を重視した実効性のある計画となるよう、目標値の見直しと成果指標の設定も考えるべきだと思いますがいかがですか。

行政評価についても、他市では各事業がどう施策に影響を与えているかを貢献度や達成度、また有効性や効率性といった評価項目を設定しているところもあり、施策の目標がどの程度達成しているのかなど分かりやすく公表しております。本市の評価項目も見直すことは考えられないのか、お聞きいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、第7次小樽市総合計画と行政評価について御質問がありました。

まず、令和3年度行政評価における評価の判断理由につきましては、指標推移がDと判定された施策のうち、主な予算事業等をそのまま継続すると評価されたものは二つありますが、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により施策を構成する事業を予定どおり実施できなかった側面があったものであります。

また、記載の改善につきましては、議員より御指摘のあった点も含め市民の皆様にとって分かりやすいものとなるよう記載方法を工夫してまいりたいと考えております。

次に、評価結果に基づく各部局の検討結果と令和4年度当初予算措置の状況につきましては、各部局において評価を基に検討をし、予算反映した結果、当初予算で新たに措置された事業は12事業、増額された事業は45事業、減額された事業は26事業となっております。

次に、新たな取組で効果的・効率的な施策の展開に寄与するものにつきましては、一例として工業・企業立地の施策に係る事業が挙げられます。

行政評価の結果、この施策に関しては中小企業等が抱える課題を踏まえ、求められる支援の在り方について検討を行う必要があると判断され、検討の結果、今年度当初予算において新たに海外販路拡大ECサイト活用促進事業が措置されたところであります。この事業は海外のバイヤーとの取引に決済や商品発送に不安があり、ちゅうちょする事業者に対し、日本貿易振興機構が運営する世界60以上のECバイヤーが登録するサイトに商品登録を促し、その関係費用を補助するものであります。このサイトでの取引は国内納品、国内買取、円決済で行われるため、返品リスクも低く、本事業の実施により利用者の増加が見込まれ、地場産品の販路拡大と新たな市場開拓の効果が期待でき、ひいては工業・企業立地の展開に寄与するものであると考えております。

次に、外部評価委員の構成につきましては、今年度より外部評価のための有識者会議を設置し、隔年で開催することとしており、この会議には一般の市民の方や学識経験者のほか、公共的団体等から推薦される職員の方、合わせて7名の方に委員として御参加いただく予定であります。

次に、行政評価のスケジュールの変更点につきましては、今年度は指標の推移が順調ではない、一部の施策を対象として有識者会議による一次評価結果の点検を実施するため、一次評価の確定時期を昨年度に比べて2か月程度前倒ししております。

評価の方法につきましては、まず内部評価としまして所管部及び関係部において施策に掲げる指標の推移の確認や要因分析、施策の構成事業の点検を行い、指標推移の改善に向けた方向性などについて一次評

価を行います。

次に、外部評価としまして、有識者会議による点検の対象となった施策については、一次評価でお示した指標推移の要因や指標推移の改善に向けた方向性について、その妥当性などを委員の皆様にご点検をいただき、御意見をいただきます。

これらの一次評価結果や有識者会議による点検の結果を踏まえ、私を含む二次評価者で再度点検をし、最終評価とすることとしております。

次に、施策や事業の成果・効果の分析方法につきましては、総合計画では施策ごとに市民アンケート指標を設定しておりますが、これは行政サービスを受けた市民の皆さんの意識について満足している割合などについて数値化したものであり、定量的な成果指標の一つとなり得るものと考えております。

また、これらの指標の推移を確認し、その要因を分析するほか、施策を構成する主な事業を対象に施策を推進する上での有効性などの視点で点検を行うことにより、施策や事業の効果を分析しております。

次に、評価結果を踏まえた改善内容の市民への公表につきましては、例えば新年度当初予算議決後に評価結果と合わせて事業の見直し状況を公表するなどの方法が考えられますが、市民の皆さんにとって分かりやすい公表となるよう、公表の時期や内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、総合計画の目標値の見直しと成果指標の設定につきましては、先ほどの御答弁でも申し述べましたように、現在の総合計画における市民アンケート指標は成果指標の一つとなり得るものと考えておりますが、一方で各種指標の中には数年にわたり実績値が確認できないものなど、施策の推移を図る上で十分と言えない指標もあるため、指標の追加設定なども含め、今後の総合計画の見直し作業の中で検討すべき課題があるものと考えております。

次に、行政評価における評価項目の見直しにつきましては、御指摘のありました事業に着目した評価項目は各事業に対する細かな評価が可能と考えられる一方、本市で現在採用している総合計画において設定した客観的指標を評価項目とする手法は評価の客観性を高め、かつ総合計画との整合性を図りながら施策の展開につなげられるメリットがありますことから、引き続き総合計画における指標を用いた行政評価を実施することで考えております。

なお、今後、行政評価の評価項目の見直しを検討する必要がある場合には、総合計画の見直しの中で併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 次に、並行在来線について質問いたします。

2030年に予定されている北海道新幹線札幌延伸に伴ってJR北海道から経営分離される並行在来線がバス転換することに決定されましたが、今後どのように議論を進めていくのか、スケジュールも含め説明してください。

市長は5月27日の定例記者会見において、バス転換になった場合のポイントとして3点挙げられており、一つは利便性の確保、二つ目が地域負担、三つ目として経営分離の前倒しとJR北海道の支援です。市長が示されたポイントについて伺いたいと思います。

一つ目の利便性の確保です。

利便性の確保にも運行本数の問題とルートの問題があると考えます。これまで市が開催してきた市民との意見交換で寄せられた要望、意見も様々あったかと思いますが、その全てに応えることも難しいのも現

実です。今後、道も入れた上で余市町との具体的な協議が始まりますが、市は利便性確保についてどのような意見を持って臨む考えなのか伺います。

以前、市が示した資料のJR北海道による時間帯別最大輸送量の2018年特定日調査を見ますと、余市から小樽方向の朝7時台、8時台、9時台が473人で、通勤・通学の利用者が多く、この時間帯の便数を厚くする必要のあるとのことでありました。現在考えている輸送力確保案を説明していただき、そのメリット、デメリットについて説明してください。

これまでに示されたルート案の道道小樽環状線を通る案に関連していえば、現在道道の道路改築事業が進められていますが、最上トンネルの工事は遅れているようです。以前確認した時点ではトンネル掘削時における地下水の影響が懸念されるため、今後工法などの検討を行っていくということでしたが、工事の進捗状況次第ではルート決定に大きな影響があることから、現在までの状況と今後の工事スケジュールについてお知らせください。

仮に、道道小樽環状線を通るルートで話を進める場合、決定の前提となる条件はあるのか、あるとすれば説明願います。

これまで小樽市民、余市町民からは利便性の観点でどのような意見があったのか伺います。

また、意見に大きな違いなどはないのかについてもお答えください。

二つ目に、地域負担です。

昨年の第2回定例会でも負担割合について質問しました。答弁では根拠となる算定基準はなく、これまでの事例では関係自治体の協議により決まっているものと認識しているとのことでした。長万部ー小樽間がバス転換した場合、30年の累計で約70億2,000万円の赤字と試算されています。今後具体的な方向が見えてきた段階で、市民にも一定程度理解してもらえるような負担の在り方を示せるかが重要だと思いますが、各自治体からは様々な意見が出始めているとの報道もありました。具体的にどのような意見が出ているのかお答えください。

三つ目として、経営分離の前倒しとJR北海道の支援についてです。長万部ー小樽間のバス転換が決まり、並行在来線の経営分離の時期についても重要なポイントです。

ただ、経営分離の時期が早ければ早いほどJR北海道にとっては赤字負担が少なくなるのは事実で、市長も3月の記者会見において2020年度の山線の営業損益は28億円余りの赤字で、2年前倒しで50億円以上の負担減になると話されていました。報道では道は前倒した場合の負担減の扱いをJR北海道と協議する構えだとありましたが、その後JR北海道との協議の場はあったのか、あればその内容についてお知らせください。

また、いまだ協議の場をつくられていない場合、いつ頃をめどに協議を進める考えなのかについて、道から連絡などがなかったのかについても、お知らせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、並行在来線について御質問がありました。

初めに、今後の議論の進め方につきましては、現時点で予定されているものとして北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、バスのルートやダイヤ等の具体的な協議を進めていくとともに、バス転換時期の前倒しや北海道旅客鉄道株式会社、以下、JR北海道と言わせていただきますけれども、同社からの支援について検討することとしております。

スケジュールにつきましては、まずは本年秋頃までにバスのルートやダイヤ等の案がまとめられると聞

いており、その後、住民説明会でお示しする予定としております。

次に、利便性確保についての本市の意見につきましては、現在鉄道を利用している方の利便性が維持されるよう、塩谷駅周辺を通るバスルートの新設と便数の確保、高速バスの停車、バス待合所の整備など、JR北海道からの支援の可能性も踏まえながら、利便性確保に向けた意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、輸送力確保の案につきましては、協議会では現時点で具体的な協議に至っておりませんが、余市一小樽間の通勤・通学時間帯は一定程度の増便が必要と見込まれていることから、今後、バス事業者も交えて実際に必要となる便数を検討し、その確保策を協議していくものと想定をしております。

次に、道道の道路改築事業の現在までの状況につきましては、平成24年度の事業着手後、令和3年度までに用地買収や物件補償、最上トンネルの工事に必要な仮設道路、施工ヤードなどの工事が行われてきたところであります。

また、今後の工事スケジュールにつきましては、今年度、最上トンネルの本体工事に着手した後、令和7年度中にトンネル本体工事を完成させ、引き続き路盤、舗装などの道路改築工事に着手し、8年度末までの工事完成を目指していると北海道からは伺っております。

次に、道道小樽環状線ルート決定の前提条件につきましては、道路改築事業が完了し、現道の急勾配・急カーブを回避できることが一つの条件になるものと考えております。

次に、住民からの利便性に関する意見につきましては、小樽市民からはバスのルートやダイヤに関して、塩谷線の一部を塩谷駅前発着としてはどうか、道道小樽環状線と国道5号の循環ルートにしてはどうか、塩谷に高速バスを止めてほしい、JR並みの便数を確保してほしいなどの意見があったほか、バス待合所や駐車場の整備、線路跡地のバス専用道化などの意見がありました。

なお、余市町民の意見は把握いたしておりません。

次に、地域負担についての各自治体の意見につきましては、協議会ではまずはバスルートやバス転換前倒しに関する協議を進めることとしているため、地域負担についての協議には至っておりません。

次に、JR北海道との協議につきましては、北海道から現時点で進捗状況は示されておりませんが、まずはJR北海道の考えを確認し、その内容を踏まえて協議会で議論していきたいと聞いておりますので、年内には協議が行われるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、5項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 次に、新型コロナウイルス感染症に関連して質問します。

初めに、ワクチン接種についてです。

厚生労働省は今後の再拡大も念頭に置きつつ、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や現時点までに得られている4回目接種の有効性・安全性に関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目接種を特例臨時接種として位置づけ、早い地域では5月25日から4回目接種が始まりました。対象者は60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方としております。5月31日から小樽市においても対象となる方で、3回目接種から5か月以上経過した方に接種券の発送が開始されました。

4回目接種については60歳以上の方は、いつ頃を発送終了めどとしているのか、また、18歳から59歳以下の方はいつから発送を始める予定なのか、お知らせください。

また、3回目接種の対象となる方に対してもほぼ同じようなサイクルで発送作業が行われていると思いますが、3回目、4回目の対象者への発送作業はそれぞれどこで誰がどのように作業されているのか、お知らせください。

4回目接種の18歳以上59歳以下の方については、基礎疾患がある方や感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方ですが、これらの方々が速やかに接種できるように18歳から59歳以下までの方全員に接種券を発送するとのことで、接種予約に当たって対象者と非対象者の区別をどのように行う考えなのか伺います。

接種する医療機関で混乱などがないように対応していただきたいと思いますが、医師会、医療機関との連携はどのように行うお考えなのか、お知らせください。

市ホームページではワクチンの接種状況が掲載されていますが、今回国から示された4回目接種対象者は60歳以上と18歳から59歳と以前と異なることから、公表の仕方も変更するということがよかったですでしょうか。

また、示された区分に置き換えた場合の対象者数と可能であれば目標とする接種率について、お示しください。

現在公表している接種率は65歳以上の方に比べ、64歳以下の方の接種率が低く、特に3回目の接種率が5月29日時点で45.4%と5割にすら達していません。

そこで伺いますが、65歳以上、64歳以下の未接種者数と接種率をお答えください。

また、64歳以下の未接種の主な理由について、どのような見解をお持ちなのか伺います。

4回目のコロナワクチン接種事業では重症化の予防につながるということでありますが、副反応の懸念や仕事への影響などの理由から、接種することをちゅうちょされている方もいるのではないかと思います。そのような方々に対して、これまでどのように対応されてきたのか、また、3回目接種を受けていない方々への新たな取組など考えはあるのか、お知らせください。

次に、厚生労働省から5月19日に発出された事務連絡「高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種について」です。

この事務連絡では各自自治体に3点の要請がされており、1点目は高齢者施設等での接種体制の構築についてですが、「高齢者施設等に対して速やかに4回目接種について案内を行い、可能な限り早期に高齢者施設等の入所者等に対する接種体制を構築すること」としております。まず、本市で高齢者施設等に入所している方々の3回目接種方法と入所者の3回目接種率を把握されていればお知らせください。

また、先ほど述べた市ホームページで公表されている3回目接種者の接種を済ませていない65歳以上の方は約5,800名いることになっていますが、この中で入所されている方の人数は何名なのかお知らせください。

厚生労働省が求める速やかな接種には対応可能なのか、市内施設の状況や課題があればお答えください。

2点目は、「高齢者施設等と密接に連携し、接種の進捗状況を把握し、3回目接種から5か月経過後の可能な限り早期に、より多くの希望する入所者等が接種を受けられるよう、施設の入所者の進捗を管理されたい」とのことですが、基本的に各施設とはどのような頻度で連携し、取組の把握と進捗の管理はどの部署が行うのか、決まっているものがあればお示しください。

3点目に、今後3回目同様に高齢者施設等での接種状況調査を行い、結果を公表する予定で本年7月末までの接種の実施状況と、8月末までの接種実施見込みを調査し、公表するとしていますが、これには北海道も関係することから道からは既に連絡等が来ているのか、来ていれば内容について説明してください。

い。

この項最後に、ワクチンの大量廃棄問題です。

本日も新聞報道でもありましたが、先日の報道では3回目接種が若者を中心に低い接種率で余ったワクチンの使用期限が迫り、このままでは大量廃棄も懸念されており、既に大量廃棄に踏み切った自治体もあるようです。先日の議案説明の際の話では、本市ではまだ大量廃棄とまではならないのではないかという話もありましたが、実際の問題としてワクチンの種類と使用期限の短いものは何回分で、期限がいつまでなのか、お知らせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルスに関連して、御質問がありました。

まず、60歳以上の4回目接種の接種券につきましては、現時点では特例臨時予防接種事業の終了時期が9月30日となっておりますが、1回目から3回目接種も継続しておりますので、この事業が終了するまで接種券の発送を続ける必要があるものと考えております。

また、18歳から59歳の方の接種券につきましては、60歳以上の方と同様に5月31日から発送を開始しております。

次に、3回目、4回目の対象者への接種券発送作業につきましては、まず3回目接種券の発送作業につきましては、5月9日までは発送数も多く事業者に委託しておりましたが、5月16日からは減少したため対策本部職員が執務室で行っております。

また、4回目接種券の発送作業につきましては、9月末までは業者に委託して発送いたします。発送までの作業としましては市から事業者へ発送対象者のデータを渡し、事業者は接種券や予診票、その他の同封する文書を作成、印刷した後、封入・封緘し、郵便局への持込みまでを行っております。

次に、4回目接種の18歳から59歳の方の予約時における対象者と非対象者の区別につきましては、自身が対象となるかどうかを容易に確認できるよう、接種券に同封する基礎疾患一覧をカラーで目立つように作成いたしました。

また、対象者であることの確認をコールセンターでの予約時や医療機関での予約時に行っていただくこととしております。

次に、4回目接種の18歳から59歳の方の接種に関する医師会や医療機関との連携につきましては、医療機関での間違い接種を防止するため、これまで使用していないオレンジ色の接種券にすることや予診を行う医師に対象者に該当するかどうかの確認を徹底していただくこととしております。

こうした取組について5月19日に開催した市と医師会、薬剤師会で構成する小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策協議会において説明をし、了解を得たところであり、市内委託医療機関にもこの内容をお知らせして協力をいただいております。

次に、4回目接種対象者の公表区分につきましては、今後、国や北海道の公表方法に合わせて行いたいと考えております。

また、現時点で60歳以上の4回目接種の対象者数は、令和4年9月30日までに60歳に達する3回目接種から5か月を経過した5万750人、18歳から59歳の基礎疾患等のある4回目接種の対象者数は、国の推計方法に基づき約3,800人と見込んでおります。60歳以上の目標とする接種率につきましては、3回目接種を受けた全員が4回目の接種を行うことを目指してまいりたいと考えております。

次に、3回目接種の65歳以上と64歳以下の未接種者数と接種率につきましては、6月8日現在、65歳以

上の未接種者数は5,609人、接種率は87.8%、ゼロ歳から64歳以下の未接種者数は3万4,719人、接種率は47.7%となっております。また、64歳以下の未接種の理由につきましては、医療機関からの聞き取りでは前回副反応が重かったのが心配であることや仕事の都合がつかないといった理由があると伺っております。

次に、ワクチン接種をちゅうちょされている方々への対応につきましては、ワクチン接種に関する正しい情報をお伝えすることが何よりも重要なことと考えており、接種券の送付時にワクチンの有効性や安全性をお知らせする説明文を同封するとともに、市のホームページや広報おたるにも同様の情報を掲載してまいりました。

また、本年2月には老人クラブ連合会を通じたチラシの配布や町内会での回覧、市内医療機関や薬局などでのポスター掲示を行うとともに、6月からはワクチンに関する特設ホームページの開設やツイッターの活用、動画配信やバスでのポスター掲示のほか、ワクチン情報を掲載した冊子を全戸配布いたしております。

さらに若い世代や働いている方が接種を受けやすいよう、6月下旬から8月下旬にかけ、金曜日の夕方と土曜日の日中にウイングベイ小樽を会場に集団接種を行うことといたしました。

次に、高齢者施設等に入所している方の3回目接種方法につきましては、各施設において巡回接種やかかりつけ医での個別接種が行われております。

また、高齢者施設等の入所者は、昨年4月1日時点で3,008名で、このうち接種を希望する方が2,631名でした。本年5月22日時点で3回目接種の実績が2,604名であり、接種率は86.6%となりますが、当初接種を希望された方のほとんどが接種を受けたものと見込まれます。

次に、3回目接種を済ませていない65歳以上の方の中で、高齢者施設に入所している方の人数につきましては、昨年4月1日時点での施設入所者は3,008名であり、本年5月22日現在、3回目接種を終えた入所者が2,604名であることから、この間の入退所があるとは思われますが約400名が3回目接種を受けていないと考えられます。

次に、高齢者施設等での対応と課題につきましては、6月9日に高齢者施設や介護保険事業所に対して4回目接種券の送付予定表とワクチン接種委託医療機関の一覧表を送付し、接種計画を立てて速やかに接種を行うよう依頼をしております。

また、医師会及びワクチン接種委託医療機関には、高齢者施設等から接種の相談があった場合には必要なワクチンを配分するので、可能な限り速やかに対応していただくよう依頼をしております。

課題といたしましては、施設や医療機関で感染者が発生した場合に接種が遅れる可能性があることではないかと考えております。

次に、高齢者施設等の進捗状況の管理につきましては、ワクチン接種対策本部が行うこととなりますが、3回目接種と同様に4回目接種においても各施設に対して月1回程度メールや電話により、接種の進捗状況について把握をし、管理してまいりたいと考えております。

次に、高齢者施設等の接種状況調査に関する北海道からの連絡等につきましては、現時点ではまだ来ておりません。

次に、ワクチンの種類と有効期限につきましては、市が保管しているワクチンの中で期限が短いものはモデルナ社製ワクチンで、有効期限が8月8日のワクチンが122バイアル、1,830回分ありますが、これは6月末までに全て配分し、期限までには使用できる予定であります。

そのほかの保管しているワクチンにつきましても、有効期限までには使用できる見通しとなっております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 温室効果ガスの排出量実質ゼロを達成する取組について質問します。

令和2年10月、当時の菅総理大臣の所信表明において、脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出実質ゼロを達成する目標を打ち出しました。このことを受け、第4回定例会でも、迫市長に対し、それまで市として取り組んできた実績を踏まえ、小樽市も温室効果ガス排出実質ゼロ宣言をするべきだとの質問に、他都市の事例を参考にしながら判断していきたいとし、その後、令和3年5月28日、「小樽市は、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明し、この宣言を実効性のあるものとするために、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画を策定したものと認識しております。実行計画の対象範囲となっている事務事業や対象期間に関しましては、着実な取組により、目標の達成に期待しているところであります。

市の宣言では、「将来の世代へ安心して心豊かに暮らせる地球環境を引き継ぐため」との決意も示されていますが、そのために欠かせないのが、市民や事業者の協力だと思います。既に、市民向けには、「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」、事業者向けの「おたるエコガイド」を使用し、取組の周知を行っていると思いますが、まず、それぞれの配付状況や活用状況、その効果についてお知らせください。

また、その結果について、どのように周知されてきたのか伺います。

令和2年第4回定例会で、「今後、小樽市として二酸化炭素排出実質ゼロを進めていく上で、現在の排出量に対する吸収量の算出が必要になってきます。現段階で示せる数字があれば、排出量と吸収量について説明してください」との質問をし、市長は、「今後、本市において二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むためには、全市的な把握が必要と考えておりますので、排出量や吸収量を把握する手法について、調査・研究を進めてまいりたいと考えております」と答弁されていましたが、その後、排出量、吸収量を把握する手法について、現在まで調査・研究をした結果、どのようになったのかお知らせください。

次に、カーボンニュートラルについてです。

近年、環境問題で聞く機会が多いカーボンニュートラルですが、CO₂削減に取り組む上で重要な、カーボンオフセットの取組をさらに追求したものとされております。この考え方・取組は、本市が進める温室効果ガス排出実質ゼロを実現するため、大変重要だと感じますので質問させていただきます。

初めに、カーボンオフセット、カーボンニュートラルについて、分かりやすく説明してください。

また、この取組がもたらす効果について、どのような認識をお持ちなのか伺います。

カーボンオフセット、カーボンニュートラルを進めるに当たり、よく知られているもので、植物が光合成を通じて、二酸化炭素を吸収、固定するグリーンカーボン、そして、海藻類の光合成を通じて、二酸化炭素を吸収、固定するブルーカーボンがあり、その特性を利用し、事業化している自治体が出てきております。

ブルーカーボンは、グリーンカーボンに比べ約40倍の速さで炭素を貯留し、貯留期間もグリーンカーボンの数十年から数百年に対し、数千年程度であり、現在、6,000年以上貯留しているものも発見されております。この特性を利用する自治体もあります。福岡市の「ブルーカーボン・オフセット制度」は、博多湾に生息するアマモが吸収し、ため込んでいる炭素量を、クレジットとして販売し、削減しても、どうしても排出してしまうCO₂の分を購入し、相殺する仕組みで、個人や企業にクレジット販売する仕組みです。

1人が1年間に排出するCO₂の量を1トンとし、クレジットは0.1トン当たり800円ですから8,000円で、1トン分を購入することで、1人当たりの排出量を相殺し、収益は、藻場の環境整備に利用されます。

また、横浜市の「横浜ブルーカーボン・オフセット制度」で特徴的なものは、各種イベントでのオフセットの取組です。横浜シーサイドトライアスロンに参加される方々から1人50円の協力をいただき、自らの会場までの移動によるCO₂排出量を相殺し、収益を海の森の整備などに活用しております。大変重要な取組であり、本市が目標とする温室効果ガス排出実質ゼロの実現のために欠かせない取組だと思いますし、他市の動向を参考にではなく、ぜひ環境問題先進自治体となるべく、本市でもブルーカーボン、グリーンカーボンを利用した事業制度を構築していただきたいと思います。

まずは、導入に向け準備を始めていただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルについてです。

環境省によれば、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルはZEBと呼ばれ、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいい、環境省をはじめ国土交通省でも推進しております。本市でも、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画において、ZEB化の検討をする旨の記載がありましたが、現在どのような議論がされているのかお知らせください。

実行計画の記載では、ZEB化の導入は、建て替えなどの新築時とされていますが、環境省では、改修時でも、既存の汎用的な技術を組み合わせることで、エネルギー性能を高めているケースもあるとしていますが、あくまでも市は、新築時のみの導入と考えているのか、お答えください。

ZEB化は環境の改善をしながら、環境教育にも効果があることから、文部科学省、農林水産省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、令和4年度からは地域脱炭素ロードマップに基づく、脱炭素選考地域などの学校のうち、ZEBレディーを達成する事業に対し、文部科学省から8%の単価加算措置の支援が行われており、平成29年から今まで249校が認定を受けています。このことから、公共施設や学校施設の新築、増改築といった、大規模事業時だけではなく、照明器具のLED化や、窓の二重サッシ化といった部分的なZEB化についても、周知を行い、事業実施に当たり、各種補助金の活用も含めた取組も進めたいと思いますが、いかがですか。

また、直近の公共施設、学校施設などの改修に当たり、ZEBの検討はされているのかについてもお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、温室効果ガスの排出量実質ゼロを達成する取組について御質問がありました。

まず、各パンフレットの配付状況等につきましては、市民向けの「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」及び事業者向けの「おたるエコガイド」は、それぞれ令和2年度は222部、3年度は227部配付いたしました。

効果については、数字でお示しすることはできませんが、引き続き啓発に努め、温暖化に対する意識の向上につなげていきたいと考えております。

また、パンフレットの配布状況については、年に一回発行している「小樽市の環境」に掲載するとともに、その内容を市のホームページでも市民の皆さんに周知しております。

次に、温室効果ガスの排出量を把握する手法につきましては、環境省が各自治体の排出量の推計値を公表しており、令和元年度の小樽市の温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量は、117万4,000トンとなっております。吸収量につきましては、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルにおいて、森林吸収、都市緑化の吸収の推計方法について、複数の方法が示されております。排出量及び吸収量について、具体的にどの手法を採用するかは、今後、小樽市温暖化対策推進実行計画の区域施策編を策定する過程の中で決定をしていくこととなります。

次に、カーボンオフセット、カーボンニュートラルにつきましては、カーボンオフセットは温室効果ガスの排出をできるだけ減らした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスを、ほかの場所での吸収活動により埋め合わせるという考え方です。

カーボンニュートラルは、温室効果ガス排出総量の全てを他の場所での吸収量で埋め合わせされた状態のことです。カーボンオフセットに基づく取組は、温室効果ガスの排出削減の促進につながることから、カーボンニュートラルを達成しやすくする効果があると考えております。

次に、ブルーカーボン、グリーンカーボンの活用につきましては、海と山に囲まれた本市においては、海藻などの海洋生態系の生物を通じて吸収される炭素、いわゆるブルーカーボンや、森林などの陸上の植物を通じて吸収される炭素、いわゆるグリーンカーボンは2050年のカーボンニュートラルを目指す本市にとりまして、有効な方策となり得る可能性がありますことから、他市の事例を参考にするとともに、今後、策定する小樽市温暖化対策推進実行計画の区域施策編の中で議論してまいりたいと考えております。

次に、ZEB化の検討につきましては、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画の事務事業編において、情報収集や調査・研究に努め、経済性に留意しながら、将来的な導入について検討することとしており、市有施設の建て替えなど、新築時には導入を検討することとしております。

また、建物の改修時については、施設全体を改修するような大規模な改修の場合には、ZEB化の導入が可能であるか検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設や学校施設の小規模な改修につきましては、照明のLED化などの小規模な施設改修であっても、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画の事務事業編を進める上では重要な施策と考えており、部分的なZEB化を含め、利用できる制度がないか検討してまいりたいと考えております。

また現時点で、ZEB化を検討している施設はありませんが、今後市有施設の建て替えなどの際に検討していきたいと考えております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

○9番（秋元智憲議員） 再質問させていただきます。

行政評価についてです。

行政評価は、これまで何度も質問をさせていただきました。質問の中でも触れさせていただきましたとおり、小樽市の総合計画における目標値が、なかなか分かりにくいといいますが、例えば目標としている年度より、増という、増えれば進んでいるという判断をしているような事業もあります。例えば、基準値が22%で24%を達成していて、要するに、指標が自分たちの目標が達成されているという判断だったのですけれども、基準値となる、目標値となる22%、もっと言ってしまえば、子育てがしやすいと感じている市民の割合という指標がありまして、その目標値が非常に低いのです。その例えば二十数%を基準値にして、それより多ければ目標達成としていること自体が、小樽市総合計画が後期に入っていきますけれども、子育て対策として取り組んでいる上で、本当に最終年で、例えば25%になっていけば本当に目標を達成したと言えるのかというような思いで、この目標値の再設定をというようなお話をさせていただいた

のです。ほかにも少しいろいろと目標の設定自体に、なかなか理解できない部分があったのです。

先進都市の話もさせていただきましたけれども、やはり一つ一つの事業がどのように施策の目標達成に関連しているのかというのがよく分からない。先ほど市長からも御答弁いただいて、説明していただいたのですが、自治基本条例で言われているように分かりやすくということが大前提なのですが、私たちが読み込んでも、どういうふうに関連して、その施策の目標を達成しようとしているのかというのは、非常に分かりにくいという思いがずっと常々ありましたので、そこはやはり目標の再設定なり、例えばその考え方のところをぜひ他市を参考にさせていただきたいと思うのです。達成度みたいなのを評価項目に入れている自治体ですと、小樽市はどちらかという相談件数を増やすような目標の設定なのですけれども、その自治体は相談件数を減らすという目標の設定なのです。その代わり、減らした上で、どういう効果があったのかというのはしっかり書かれています。それがやはり見た目、累計で何人が相談したというのを見ても、実質何人の方が困っていらっしゃるのかというのが見えていない。これは以前から言っているのですけれども、だから、あまり累計で議論しても、総合計画の施策の目標を達成する上で、あまり有効ではないのではないかと思いますので、ぜひここは、先ほど市長から答弁していただきましたが、これから令和5年度中に見直しにかかっていくと思いますけれども、私はぜひここを見直していただきたいという思いもありますので、もう一度答弁いただきたいと思います。

それと、ワクチンの件で、これも先ほど市長から答弁いただきまして、64歳以下の方が非常に少なく、現在47.7%まで、若干増えたということでお話いただきました。

私も、特に若い方々とお会いして、いろいろと接種をしていない方々に聞くと、周りの方々も接種していないと。私が会った若い方の理由は、やはり仕事に影響があるということなのです。先ほど金曜日と土曜日に集団接種するというお話でしたけれども、副反応がなくても仕事を例えば昼から休むとか午前中休むとかしないと打てないということが、非常に足かせになっていると。では、どうすればいいと言ったら、やはり日曜日に打てるのだったら、ぜひ行きたいという方もいるのです。もし、日曜日とかも検討できるのであれば、ぜひ日曜日の接種も検討していただきたいと思いますし、あと先ほど、高齢者施設で、まだ未接種の方がいらっしゃるということで、お話いただきましたけれども、様々な理由で打たない方もいらっしゃると思いますが、やはりメリット、デメリットをしっかりと伝えていただきながら、3回目接種を済まされていない方にはぜひ啓蒙していただきたいと。

また、副反応、仕事の心配があるというようなお話も、先ほど市長からありましたので、これらもしっかり解決できるような、働きかけもぜひしていただきたいと思います。

それと、環境のカーボンオフセット、カーボンニュートラルについて。

先ほど市長から、各自治体の排出量も、今、国で示されていて、私も見させていただきました。これを見ますと、各産業分野別ですとか、例えば市民などが排出するというように結構分けられておりまして、非常に分かりやすいものでありました。あれを先ほど参考にしていくというお話でしたけれども、産業別、様々な業界別、何かみたいな記載もありましたので、ぜひその分野別に、しっかりどのように対策を図っていくのかについてもしっかりと議論していただきたいと思います。

2050年というまだ長いようで、あっという間になりますので、ぜひこの計画も、もちろん昨日からほかの議員の方からも、質問ありましたけれども、しっかりと実効性のあるものとしていくことが重要だと思いますので、再生可能エネルギーの導入ももちろん大事なのですが、再生可能エネルギーを導入するにも非常に時間がかかる部分もあると思いますので、ぜひ早く、実行できるものからどんどん進めていただきたいと思いますので、グリーンカーボン、ブルーカーボンの必要性について、また利用についても、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それと事業化の話で、ほかの自治体の話もさせていただきました。非常に面白いというか、取組でありまして、これも先ほど市長も、山と海があるということをお話いただきましたけれども、本当に私もそのように思っております。漁師の方々にお話を伺うと、海藻の取れる量がやはりどんどん少なくなってきているという部分で、やはり藻場の整備なども非常に重要だと思いますし、今、釧路市ですか、国と連携して、藻場の造成もやっておりますので、そういう事例も参考にして、ぜひ小樽市として先進的に取り組んでいただきたいと思いますので、最後にその点伺って再質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、総合計画の目標値の再設定についてお答えをさせていただきます。御質問の中にもありましたけれども、私といたしましても、成果目標とか、成果指標の定量的な設定がやはりないがために、それが達成されたことによって、政策の効果が上がったのかどうかということが、非常に分かりづらいというふうには感じているところでありまして、御質問の内容はごもっともだというふうには感じているところであります。

総合計画につきましては、間もなく中間見直しのための作業に取りかかってまいりますけれども、今御指摘のありました、目標の達成度が分かりづらいということで、再設定についての御指摘がありました。今後、中間見直しの作業を当たるに当たりまして、そのことができるのかどうか、あるいは全てできないにしても、できるところがあるかどうかなどの検討は、させていただきますというふうには思っておりますので、御理解をいただきたいというふうには思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

私からはワクチンのことについてお答えをいたします。

まず、若い人たちへの働きかけが大切ではないかということでしたが、ようやく40歳代後半で50%を超えるぐらいの3回目の接種率で、それ以下はまだ50%に至っていないという状況でありますので、この層への働きかけが極めて大事だというふうに考えております。これまで行ってきた情報提供に加えて、このたび4回目接種が始まるという時期に合わせて、SNSを使った様々な周知に取り組むこととしたところでございます。ツイッターを活用するかユーチューブで動画配信を行うとか、そういったことも行って、まず若い人たちに届く媒体で、情報提供に意を用いているということでございます。

それから、日曜日に接種機会を設けられないかということだったのですが、実は3回目の集団接種の際に、土曜日と日曜日に両方接種日を設けたのですが、土曜日は予約枠を大きくあふれるほどの来場者があったのですが、日曜日はもうスカスカの状態、なかなかそこには若い方々も大勢来ていただくということにならなかったということも経験をして、土曜日、日曜日にお休みの方が多いということで、金曜日の夕方から土曜日にかけての接種機会を設けたということでございます。

しかしながら、集団接種のセッティングはもう終わりましたので、これ以上の機会拡大は難しいのですが、個別接種については、日曜日の接種機会を、今ここでどれだけ設けているところがあるのか分かりませんが、日曜日にも接種機会を設けてもらうことができないか、接種委託医療機関に働きかけは行っていきたいと思っております。

それから3点目、高齢者施設への働きかけのことでございますけれども、市長からも御答弁させていた

いただきましたが、施設と医療機関の双方に働きかけをして、できるだけ早く、多くの方に打っていただくということを、これまでも働きかけてきたところがございますので、御本人がどうしてもやはり受けられないと、受けたくないという方も中にはいるものですから、そこはなかなか無理に受けていただくというわけにはいきませんが、御理解いただいて4回目の接種、あるいはそれ以前の接種もやりたいという方がいらっしゃる場合には、できるだけ速やかに打っていただけるような体制をつくっていきたくと。そこを定時に施設との間で、状況の確認もしておりますので、その中で把握をしながら働きかけを行っていきたくというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(松井宏幸) 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、温室効果ガスの排出量の推計の方法ですけれども、今回お示したのは、環境省で、各統計調査等を基に、案分をした推計値になっております。

本市が今後つくる区域施策編の排出量の推計につきましては、策定に当たって、国でマニュアルを示されており、その中で、推計の方法が示されていますので、どこまで分野別で算出できるのかは今後検討していかなければなりませんけれども、なるべく分野別な方向で出るように、今後検討していきたいと思っております。

それと、カーボンオフセットなどの事業化につきましては、先ほど市長からも御答弁ありましたけれども、小樽の特色をどのように生かして、ブルーカーボンですとか、そういったものが取り込めるのかにつきましても、今後の区域施策編を作る中で、議論する形になると思いますので、検討していきたいというふうに思っております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

(演壇の消毒)

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

○4番(中村岩雄議員) それでは、質疑及び一般質問をさせていただきます。

まず、新たな看護学校について伺います。

令和2年5月26日、学校法人共育の森学園は、小樽看護専門学校の令和3年3月の開校を決定しましたが、その後、現在までの経緯と、令和3年2月22日発足した小樽市看護学校検討協議会のメンバー構成、目的、活動の経緯も併せてお知らせください。

5月16日の尾道市医師会看護専門学校の視察について、新設校のモデル校とした経緯、理由、視察のメンバー、目的、視察の状況と成果などを御報告ください。

これまでの市と共育の森学園との協定に代わり、今後、市と医師会、医療法人社団心優会との三者協定締結に向け協議中と伺っています。今月3日の小樽市医師会定時総会でも示されたという、小樽看護専門学校の運営に関する協定案について、この協定の目的、連携協力事項、有効期間などの内容について御説明願います。

あわせて、新たな看護専門学校の設置・運営に関する覚書案についても、内容の御説明をお願いします。

学校運営の具体的支援は、小樽市看護師養成施設運営支援事業費補助金交付要綱に基づき実施することとされており、そのための小樽市看護師養成施設支援資金基金も設置されたところです。この基金と交付要綱の内容について御説明ください。

今後は、運営資金をどう捻出するかが成否の大きな要素となります。まず、医師会は、現看護学校に対する今年から4年間の、具体的な支援金額を基金に拠出する決定をしたと伺いました。

次に、小樽市として、基金にどれくらい積み上げられるのか、いかに潤沢なものにしていけるのかが問われています。例えば、看護師確保のため、看護師あっせん業者に支払っているあっせん料を看護学校に振り向けるというような、新たな仕組みづくりも必要かと考えます。受益者負担の考え方から、看護学生を多く受けている市内の公的病院や、大手医療機関などが医療機関群としての役割を果たしつつ、後志地方も含めた全体での看護学校を支える基金のシステムづくりを小樽市がどう音頭を取っていくのか、正念場です。お考えをお聞かせください。

昨年から、市は株式会社小樽ベイシティ開発と接触を始め、今年には心優会が加わり、看護学校の移転候補地の一つとして、条件が折り合えるかどうかの相談が始まっています。移転先が決定するまで、さらに移転後も、小樽市はどのような協力体制を取っていくのかお聞きします。

次に、ウエルネスタウン構想による、新たなまちづくり活動の推進について伺います。

現在、市内において北海道済生会と株式会社小樽ベイシティ開発が連携し、ウイングベイ小樽で市民が生涯活躍でき、安心して暮らすことができるまちづくり、ウエルネスタウン構想が推進されています。この構想は、ソーシャルインクルージョンの社会を理念に、市民の身体的・精神的・社会的・環境的な健康を目指すとし、企業の相互の経営資源を有効に活用した、協働によるまちづくりです。現在、築港地区を拠点に事業が行われていますが、今後は全市的な効果の創出を目指していると聞きしています。現地を視察したところ、市民のための健康と福祉向上に資する事業が、次々と展開され、前段で質問した看護学校誘致のほか、介護や保育人材などの養成機関の誘致も行うとのこと。この地元企業を中心とした、まちづくり活動は明らかに市民福祉の向上につながっていますが、今後、本市における教育体制の向上と、就労場の創出、若い世代の定住・移住の促進にもつながる可能性もあります。また、新たな看護学校とともに、福祉系養成機関の誘致が行われると、学生の確保などの相乗効果も生まれ、看護学校などの安定的な経営にもつながるものと考えます。

以上から、本市としても、ウエルネスタウン構想に積極的に関与し、市と地元企業協働による新たなまちづくりに発展させる必要があると考えますが、市長の見解をお聞きします。

次に、町会活動支援員制度を含めた町内会の活性化について伺います。

まず、町会活動支援員制度の設立趣旨についてお示しください。

各町内会は、程度の差こそあれ、役員の高齢化や担い手不足、住民の地域に対する関心の希薄化などで、後任の方が見つからないこともあり、苦勞しながらも、地域のためにと頑張ってくれている、町内会長や役員で成り立っていると聞いております。総連合町会によると、町内会長の約7割が70歳以上であり、しかも全体の約3割が80歳以上を占めていると聞き、驚きました。

一方で、市の人口は毎年約2,000人減少しています。5年後には1万人の減、人口10万人を割る時代が目の前です。このような状況の中で、いかに地域、町内会の活力を維持していくのが大きな課題です。町会活動支援員制度を今後、存続しても、現状を見る限り、町内会活力に寄与できるか不安があります。一朝一夕に解決策を見いだせるかは分かりませんが、高齢の町内会長や役員が、町内会のために尽力してくれているこの間に、諸課題の解決に向けて、検討し、町会活動支援員制度の一部見直しではなく、制度自体の存続を含めた在り方を議論すべきと考えます。

また、総連合町会から町内会支援の今後の在り方など、幅広く協議する場を市と設けることになっていると聞いておりますが、市ではどのようなスケジュールで、どのような論点で、協議の場を設けていくのか、現時点でのお考えをお示してください。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新たな看護学校について御質問がありました。

まず、学校法人共育の森学園による小樽看護専門学校の閉校発表から、現在までの経緯につきましては、令和2年5月の閉校発表後、小樽市医師会看護高等専修学校在校生から、小樽看護専門学校存続に関する要望書や署名が市に提出され、市としても地域の看護人材の確保への影響や、人口流出の要因となることなどを考慮し、同校の存続に向け、運営法人との協議を進めてまいりました。同年8月、市と共育の森学園との間で協定を締結し、同校の運営に関し、協力及び支援を行うことで、令和3年度の学生募集再開が公表されました。同年11月には、医療法人社団心優会が、同校の運営を引き継ぐことを決定し、本年4月から、同法人に運営が引き継がれたところであります。

また、小樽市看護学校検討協議会につきましては、両法人、小樽市医師会及び市の四者で構成をし、これまで同校の運営引継ぎや、新たな看護師養成施設の設置に向けた協議を行ってきたところでありますが、引継ぎが完了したことにより、現在は共育の森学園を除く三者により、新看護師養成施設の設置に向けた協議を行っていくこととしております。

次に、尾道市医師会看護専門学校の視察につきましては、同校が働きながら通学をし、看護師の資格取得を目指すことが可能な、昼間定時制の課程を採用していることから、同様の課程を予定している、新たな看護師養成施設の検討に当たり、同校のカリキュラムを参考とするため、協力を依頼することとしたものであります。5月16日の視察には、小樽市看護学校検討協議会の構成員の代表として、小樽市医師会長、心優会代表者及び副市長が、尾道市医師会及び尾道市を訪問し、今後、同校から指導を受けたい旨の協力依頼を行い了解をいただいたものであります。

次に、小樽看護専門学校の運営に関する協定案につきましては、市、医師会及び心優会の三者が連携して、市における保健医療に貢献する、看護実践者の育成を図り、市民の生命と健康の確保に資することを目的とし、同校の運営に関し、学生募集や看護教育の実施、事業費支援等について、連携協力することなどを取り決め、新たな看護師養成施設の設置まで継続することを内容としています。

また、新たな看護専門学校の設置・運営に関する覚書案につきましては、令和8年度に開設する、新たな看護師養成施設の設置・運営に関し、三者が連携協力して取り組むことについて定めるものであります。

次に、小樽市看護師養成施設支援資金基金につきましては、資金基金条例の規定に基づき、看護師養成施設の支援の資金とすることを目的としたものであります。

また、小樽市看護師養成施設運営支援事業費補助金交付要綱につきましては、小樽看護専門学校への支援を目的とし、補助金の交付に関し、必要な事項を定めたものであります。

次に、看護師養成施設支援資金基金の積立てにつきましては、御指摘のとおり、看護師の確保を必要とする、市内の医療機関をはじめとして、後志管内の医療機関等にも協力を求めるほか、介護分野の施設、事業所や地元経済界など、広く働きかけを行っていく必要があると認識をしております。市といたしましては、検討協議会での議論も踏まえながら、積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、新たな看護師養成施設の移転に関する協力体制につきましては、移転先との条件整理等に当たり、市としても積極的に関わっていくほか、移転後についても検討協議会で協議を行いながら、必要な支援を行う協力体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、ウエルネスタウン構想による新たなまちづくり活動の推進について御質問がありました。

ウエルネスタウン構想への市の関与につきましては、本市としては、経済産業省の補助メニューを活用し、築港地区で健康づくりや介護、福祉に関連した、モデル事業の実施を目指す、いわゆるウエルネスタウン計画の推進委員会にオブザーバーとして参加するなど、これまでもウエルネスタウン構想の実現に向けた協力をしてきているところであります。

また、ウエルネスタウン構想の実現に向け、地区計画の変更が、地権者から提案をされ、小樽築港駅周辺地区地区計画について、計画変更の進められているところであります。今後も、株式会社小樽ベシティ開発と、北海道済生会の意向を伺いながら、この構想の実現に向けた連携を行ってまいりたいと考えております。

次に、町会活動支援員制度を含めた、町内会の活性化について御質問がありました。

まず、本制度の設立の趣旨につきましては、平成19年10月に町内会の自主性と、自立性を尊重しつつ、市と市民との協働のまちづくりを推進するため、市の管理職にある職員が、町内会の課題に対する相談、助言及び担当課との連絡調整などの業務を行い、町内会を支援するために設立したものであります。

次に、町内会支援の今後の在り方につきましては、町内会が抱える課題として、人口減に伴う町内会加入世帯の減少、役員の高齢化や成り手不足、若い世代の町内会に対する意識の低下など、様々な課題があることから、現行の町内会支援では、これらの課題に対応することは難しい状況にあります。そのため、現在の町会活動支援員制度や、市が町内会へ交付する補助金制度を含めて、支援の在り方を検討する必要があるため、早急に総連合町会と協議をしてまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

○4番(中村岩雄議員) それでは、再質問というか、少し私が聞き取れない部分があったので、もう一度確認なのですけれども、尾道市の視察の御答弁の中で、同校から指導を受けるというような話がありましたが、同校から指導を受けるということでもよろしかったですか。小樽市側が指導を受けるという意味ですね。そうですか。

今回の尾道市視察の状況報告と成果として、今後につながる成果というか、もう少し具体的な何かがあったのかと思っていたのですが、もう少し何か具体的な話し合いみたいなものは、今回の視察の中ではなかったのでしょうか。カリキュラムに関することだとか、あるいは運営資金に関することだとか、そういうことまでの具体的な話は、今回はなかったという。もし、今回なかったとすれば、次回につながる何かがあるのかどうかということですね。その辺を少しお話いただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(小山秀昭) 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

私も、尾道市に行ってきたものですから、今回の趣旨は、今後、具体的に心優会の新しい学校のスタッフが何日間か、長くなるかもしれませんが、そういうことで今の尾道市の学校に行き、例えば、理念の作り方とか、カリキュラムの実際とか、そういう運営の実態を聞きに行くという、その前はかなり細やかなことにも踏み込むものですから、医師会長、心優会の代表の方、それと私3人で、まずは御挨拶とい

うことで、今後、そういうことも含めて、お願いしたいということ。相手側からは、非常に好意的に受入れについて了解をしていただいた。そういうことでございます。ですから、今回、何かを突っ込んで話したとか、そういうところまではいっておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 中村岩雄議員の再質問に、私からもお答えをしたいと思います。現在、心優会におきまして尾道市への第2弾の視察の日程調整を、先方の関係者と行っているということでございます。今月中の視察は少し難しいようではございますけれども、先方の受入れ体制が整い次第、心優会からは、教務あるいは事務の担当者が尾道市に伺って、例えば、今、副市長が御答弁申し上げたような内容について、アドバイスをいただくという予定にしております。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

(演壇の消毒)

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

(3番 小池二郎議員登壇)

○3番（小池二郎議員） 児童館・放課後児童クラブについて質問いたします。

近年、全国的に都市化、核家族化の進展、共働き世帯の増加等により、児童を取り巻く環境は大きく変化しています。児童の放課後や、週末等の安心・安全な居場所や、子供の健全な育成等の環境づくりが、この町の次世代を担う子供たちの成長や、その未来にとって大切であり、また、このまちで生み育てる子育て世代への支援が、人口減少対策の一つとして、重要であるということは誰もが理解していると考えます。

他の地域、市町村では、様々な取組が行われていますが、その大きな取組として、児童館・放課後児童クラブがあります。本市でも、放課後児童クラブは、各小学校等に併設しておりますが、児童館は3か所しかありません。放課後児童クラブと児童館の関係性は高く、本市でも唯一、塩谷児童センター内に放課後児童クラブが併設しておりますが、札幌市においては、各学校にある、放課後児童クラブに児童館より規模の小さい、ミニ児童会館を併設しており、市内の児童会館の施設数は109館、ミニ児童会館は90館あり、合わせると199館もあることが分かりました。人口規模は違いますが、子供たちや住民にとって、どれだけ必要性の高い施設なのか、その数だけを見ても感じ取れます。また、児童館の利用料金は無料であることから、金銭的に厳しい低所得世帯への支援としても、児童館の必要性は高いと考えます。実際に、独り親世帯の方にお聞きしましたが、時間もお金もないので、小学校6年間、習い事など何もさせてあげることができなく、近くに児童館があればよかったと言われておりました。

それでは質問いたしますが、初めに、国が示す児童館のガイドラインについてお示しください。

次に、本市の児童館の施設数について、妥当であるのか、今後、増やすお考えがないのか、お答えください。

塩谷児童センターは、放課後児童クラブと併設しているため、放課後児童クラブの児童が、児童館を利用することができます。塩谷児童センターは、遊戯室、いわゆる体育館が完備されていて、ボール遊びや、トランポリンなど、体を動かす遊びが充実していることや縄跳び検定など、様々な行事の取組も積極的に行っており、利用されている子供や保護者からは絶賛する声しか聞いておりません。このような遊びや体

を動かすことができる環境は、子供たちの発達や成長にとっても重要と考えます。しかしながら、本市の現状は、このような環境が整っていないのではないのでしょうか。

話は放課後児童クラブに変わりますが、4月からこの短期間で、放課後児童クラブを利用している保護者や以前利用していた保護者など、多くの方から切実な願いをされました。それは子供が、放課後児童クラブに行きたくないと言われ、やめてしまった方や、現在利用している子供がやめたいと言っており、本当に困っているのです、どうか改善してほしいとの声でした。なぜ子供が行きたくない、やめたいと言ったのか、その理由をお聞きすると、単純に楽しくないから、つまらないからという理由が一番多くありました。

そこで、放課後児童クラブのここ2年間の退会児童数と、その割合を調べていただきました。各児童クラブによって、ばらつきはありますが、全体を通して約3割の退会率であり、中には5割を超える退会率のある児童クラブが2か所もありました。新型コロナウイルス感染症の影響や、個々の御家庭の事情等もあると思いますが、この退会率についてどのような見解をお持ちなのか、お答えください。

冒頭に、児童館について質問させていただきましたが、放課後児童クラブにおいても、国からの運営指針が示されております。総則の趣旨において抜粋いたしますが、「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援の内容に関する事項」という言葉が一番初めに記載されており、放課後児童クラブにおいても、遊びを通して児童の育成が図られることが示されております。現在の放課後児童クラブにおいては、宿題や折り紙などの工作は行われておりますが、施設内で体を動かして遊ぶことは難しい状況であります。しかしながら、学校側の協力もあり、体育館を利用している児童クラブもあるということをお聞きしたので、これについても調べていただきましたが、夏季休業など長期休業のみの利用が一番多く、ふだんはあまり体育館を利用されていないことも分かりました。放課後児童クラブとしては、安心・安全に預かるということが前提というのは理解できるのですが、体を動かした遊びが少ない現状に鑑みれば、結果的に通うのが嫌になり、やめてしまう児童も多いと考えます。その結果、ほかに預け先がない保護者は、子供を見るために仕事を制限する必要がある、正社員からパートに変更、労働時間の変更、また、会社との都合が合わず、最悪の場合は離職をされた保護者もいて、変更が難しい状況にある方は、子供に1人で留守番をさせるしかありません。低学年の児童が、家で留守番をすることの危険性は高く、保護者としては心配で、それは避けたいと考える世帯も多くあります。だからこそ、放課後児童クラブの必要性は高く、質の向上が必要と考えます。

今後の対策として、まずは学校側との連携を深め、短時間でも体育館で遊べる環境づくりなど、遊びの環境を整える必要があると考えますが、御見解をお示してください。

次に、放課後児童クラブの時間帯についてです。

本市の放課後児童クラブの閉室時間は一律で、原則18時までになっております。まずその理由をお示してください。

国から示されている、放課後児童クラブ運営指針の開所時間について、このように記載されております。「開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する」と示されております。

本市は、札幌市と隣接していることから、職場が札幌市の方も多い現状です。それは、放課後児童クラブの利用者の保護者も同様であり、特に正社員雇用の方が18時までにお迎えに行くのは大変厳しい状況です。実際に、未就学児の期間、保育所等に預けていた保護者のお迎えが18時を超え、延長される方も多くいます。特に、冬場の帰宅にはさらに時間がかかることから、小学生に上がると同じ時間帯で働けない状況が転じております。開所時間については、運営指針に、保護者の就労時間や地域の実情等を考慮して、

放課後児童クラブごとに設定するとされているように一律ではなく、保護者のニーズに合わせて設定することが、必要ではないかと考えますが、市の見解と今後の対応についてお示しください。

今後の、放課後児童クラブにおいて、開所時間や子供遊びの環境など、さらなる質の向上、機能の充実にを図ることで、児童が楽しく安心・安全に預けられ、退会する児童が減少するのではないのでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

児童館、放課後児童クラブについて御質問がありました。

まず、児童館ガイドラインにつきましては、児童館の運営や活動の基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、厚生労働省により発出されたものであります。内容といたしましては、児童館の目的として、「18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすること」、また、施設の基本特性として、「子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である」ことが示されております。そのほか、児童館の機能と役割、活動内容や必要な設備、運営に関することなどが示されております。

次に、本市の施設数などにつきましては、まず本市の施設数は、道内の他都市の状況から見ますと、少ないものと認識をしております。

また、今後の増設につきましては、新たな施設を整備するためには財政面や設置箇所、職員の確保など、多くの課題があることから、直ちに増設することは難しいものと考えております。しかしながら、児童館における遊びや生活を通じて、子供の健やかな成長や自立が図られることは、次世代を育成する観点からも重要であると考えております。

今後、児童館が設置されていない地域でも、子供たちが児童館における遊びを体験できるよう、指定管理者が移動児童館の実施を計画しておりますので、市といたしましても協力をしてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの退会率につきましては、1人で留守番ができるようになった、保護者の勤務時間が変わった、習い事を始めたなど、各御家庭の事情により退会する児童がいるため、年度により異なるものと考えております。

次に、放課後児童クラブにおける遊びの環境づくりにつきましては、小学校内開設の放課後児童クラブでは、学校の協力の下、体育館を利用したり、敷地内の外遊びや、公園への散歩などの時間を取り入れておりますが、職員の人数や保護者のお迎えの時間のばらつきなどから通年の対応が困難な放課後児童クラブもあると聞いております。今後も、学校の協力をいただきながら、できるだけ多くの放課後児童クラブにおいて、遊びの環境の充実に図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの閉室時間につきましては、平成15年度までは17時でありましたが、保護者からの時間延長の要望が多く寄せられたことから、現在の18時に延長した経緯があります。放課後児童クラブの開設時間については、勤務する放課後児童クラブ支援員の労働条件に大きく関わることでありますので、本市が設置している16か所全てにおいて一律の設定にしているところであります。

次に、放課後児童クラブごとの開所時間の設定につきましては、保護者の就労時間や、地域の実情等を考慮した運営が重要であると考えますので、まずは今年度中に、保護者の皆さんを対象にアンケート調査

を実施し、開所時間などについてのニーズを把握してまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、小池二郎議員。

○3番(小池二郎議員) 再質問させていただきます。

まず、最後に質問した時間帯についてなのですが、質問では終わる時間、閉所時間について取り上げましたが、夏季休業とか土曜日の預ける時間帯が、一律これも8時20分ということで、働く保護者にとって、この時間帯が弊害になっておりまして、これも実情に合っていないのかと私は思っております。実際に保育所等は7時半から預かっていただけることができまして、土曜日その時間から利用している方もおり、その中には、市立病院で勤務されている方もいました。そういった方も、やはり8時半、8時20分から預けるというのは実情と合っていないのかと思いますので、時間に関しては終わる時間もそうなのですが、始まる時間も考慮していただきたいと思いますが、その点でもう一度、御見解をお聞かせください。

あと、放課後児童クラブについては、やはり遊びが少ないというのが現状でありまして、放課後児童クラブに通わない子供たちは、家に帰って友達と遊んでいるのに、放課後児童クラブの子供たちはそのまま教室に行き、宿題とか折り紙とかやって、遊びがないから楽しくないというので、それでやめてしまうというのは、子供だったら自然なことなのかと少し考えてしまいました。ですので、この遊びというものがすごく重要で、先ほども少し言いましたけれども、放課後児童クラブ運営指針には、遊びが重要だということがたくさん書かれております。「遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である」というようなことも書かれておりまして、やはりこういったものが、遊びがなければ、どうしても子供たちがやめてしまうのではないかという。実際、先ほどやめられた方の理由として、1人で帰れるようになったとか、習い事を習うようになったからというのは、確かにそういうふうに、その方たちに聞いたら言ったみたいなのですが、やはり預かってもらっていた以上、建前でそういうことを言っていて、実際は子供たちが嫌だからやめると、つまらないからやめるとというのが、実際、現状だと私は聞いているのです。ですので、現場に聞いたこととは少し違うと思うのですが、子供たちに放課後児童クラブが少し楽しいものになるように、しっかり改善していただきたいと思いますが、その点もう一度お願いいたします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 小池議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

御質問は2点あったかと思うのですが、関連もありますので、まとめて御答弁させていただきたいというふうに思っております。1点は、閉所時間だけではなくて、夏季休業、あるいは土曜日とおっしゃっていましたでしょうか。閉所時間についての検討をいただきたいということですね。

それから、二つ目は、遊びが少ないということですが、様々な理由で退会されていくというふうには認識しておりますが、つまらないからと言われると、開設者として様々な考えていかなければいけない部分があるのかもしれませんが、先ほど御答弁させていただきましたが、今年度中に保護者の皆さんを対象に、アンケート調査を実施することにしておりますけれども、その質問項目です。質問項目も我々が把握しなければならない内容を、しっかり把握できるような質問項目を設定させていただきまして、今、小池議員の御質問にあったような、いわゆる閉所時間、開所時間ですか。こういったこととか、子供たちが何か、放課後児童クラブに対して遊びが少ないというお話もありましたけれども、どんなことを本当に要望されているのかどうかということのニーズ調査をさせていただきながら、今後の放課

後児童クラブの在り方の参考にさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時38分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 面 野 大 輔

議 員 須 貝 修 行

令和4年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和4年6月15日

出席議員（25名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 横尾英司 | 2番 | 松田優子 |
| 3番 | 小池二郎 | 4番 | 中村岩雄 |
| 5番 | 面野大輔 | 6番 | 高橋龍 |
| 7番 | 丸山晴美 | 8番 | 酒井隆裕 |
| 9番 | 秋元智憲 | 10番 | 千葉美幸 |
| 11番 | 高橋克幸 | 12番 | 松岩一輝 |
| 13番 | 高木紀和 | 14番 | 須貝修行 |
| 15番 | 中村吉宏 | 16番 | 中村誠吾 |
| 17番 | 佐々木秩 | 18番 | 林下孤芳 |
| 19番 | 高野さくら | 20番 | 小貫元 |
| 21番 | 川畑正美 | 22番 | 濱本進 |
| 23番 | 山田雅敏 | 24番 | 鈴木喜明 |
| 25番 | 前田清貴 | | |

欠席議員（0名）

出席説明員

| | | | |
|------------------|------|---------|------|
| 市長 | 迫俊哉 | 教育長 | 林秀樹 |
| 副市長 | 小山秀昭 | 総務部長 | 佐藤靖久 |
| 財政部長 | 上石明 | 産業港湾部長 | 渡部一博 |
| 産業港湾部長 港湾担当部長 | 佐藤文俊 | 生活環境部長 | 松井宏幸 |
| 福祉保険部長 | 勝山貴之 | こども未来部長 | 安部俊克 |
| 保健所長 | 田中宏之 | 建設部長 | 松浦裕仁 |
| 消防長 | 土田和豊 | 教育部長 | 薄井洋仁 |
| 総務部総務課長 | 中村弘二 | 財政部財政課長 | 尾作考則 |

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 中 村 哲 也
主 査 柴 田 真 紀
議事係 長 深 田 友 和
書 記 三 上 恭 平
書 記 中 村 知 奈 津

事務局 次 長 佐 藤 典 孝
総務係 長 加 藤 佳 子
書 記 阿 部 久 美 子
書 記 相 馬 音 佳
書 記 成 田 昇 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小池二郎議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第12号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党の松岩一輝です。一般質問を行います。

第1項、離婚・別居後の共同養育支援についてであります。

これまで、様々な観点で取り上げてまいりました。国会においては、平成30年に共同養育支援議員連盟が発足され、地方議会においては、離婚・別居後の親子関係を考える地方議員の会が本年4月に設立され、私もメンバーとして参加しております。たとえ、夫婦が離婚した場合であっても、両親が適切に子供の育ちを見守り、両親の愛情を感じて育つことは、子供の成長にとって最善の利益につながります。現在、父母の離婚後の子育てに関する法制度について、法務省でも検討が進められておりますが、具体的な制度が示されている状況には至っておりません。今なお、共同養育が適切に行われる社会の実現が道半ばで、裁判所が親権者を決める際、継続性の原則が重視され、子供を現に監護するものに親権が認められやすくなっています。このような仕組みの下で、子供を連れ去った上で、配偶者からの暴力であるDVの真の被害者を保護するための住民基本台帳事務における支援措置制度を濫用し、居場所を知られないようにしながら子供を現に看護する期間を長期化させることにより、親権を有利に得るという行為が、残念ながら全国で行われています。このような形で子供を連れ去られた方は、自分の命よりも大切で、愛する子供から引き離され、連れ去った側との交渉の機会も失い、子供との交流が閉ざされるだけでなく、DV加害者というレッテルを貼られることとなります。加えて、子供を連れ去られたことを警察に相談しても門前払いをされ、検察においても起訴されないのが現状です。逆に、連れ戻そうとすると、未成年者略取・誘拐罪により逮捕のおそれがあります。そのような状況を苦しめ、自ら命を絶つという選択に追い込まれる方も後を絶ちません。もとよりDVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、断じて許されるものではありません。しかし、相手方配偶者により、正当な理由もなく長期間子供と引き離されることによって、心身に有害な影響を受けることもまたDVであり、本来DV被害者のために存在する制度を濫用し、子供をめぐる戦争を有利に進めるための手段として使われていることは見過ごしてはなりません。

このような問題意識の下に、真のDV被害者への保護を一切後退させないことを大前提に、配偶者により子供を連れ去られた方、真のDV被害者双方の状況を丁寧に整理した上で、質問を行います。

初めに、配偶者により子供を連れ去られた方への対応についてであります。

そもそも、子供を連れ去る行為は親権者の監護権を侵害する行為であり、未成年者略取・誘拐罪の構成要件に該当し得るものです。警察に相談しても、実際は民事不介入を理由に相手にされない場合が少なくない当事者の方々より聞き及んでおります。この点について、警察庁が警視庁及び各都道府県警察本部に対し、重大な被害に発展するおそれもあることから被害の届出等への適切な対応について、遺漏なきを期する必要があると記載した事務連絡を出しております。これは、本市に宛てられた事務連絡ではありませんが、その内容や経緯について把握されているか、把握されていれば内容を紹介し、それを踏まえた対応をされているか伺います。

本市では、真のDV被害者の相談窓口は設置されておりますが、男性や外国人も含め、連れ去り被害者に対応できる専門的な相談窓口が設置されておられません。その理由と今後の設置促進に向けた対応について伺います。

現時点で連れ去り被害者から相談を受けた場合、初動対応はどこの部署がどのような相談支援を行っているのか伺います。

次に、住民基本台帳事務におけるDV支援措置についてであります。

過去の議会議論で明らかになったように、市は、DV被害を受けたという理由で支援措置申出書の提出があった場合、国の要領に従った支援措置の決定を速やかに行い、仮に虚偽の申出であっても、申出者は何ら刑事罰を受けることはなく、市にも責任がないとのことでした。これについて、現時点では引き続き、国の法整備を期待するところであります。

繰り返しになりますが、この制度は真のDV被害者を速やかに保護し、新たな被害の防止と安全を確保するための措置であります。しかしながら、申出書の提出時点やそれ以降も、DVの有無について本市は何ら捜査権を有していないため、客観的に事実認定を行うことができません。そのため、あたかもDVの事実があったかのように認める発言や記述を避け、適切な窓口対応を望みます。

本市では戸籍業務を所管する戸籍住民課が対応しておりますが、これらの相談対応は場合によっては、市を相手取った訴訟にまで現に発展しております。業務の性質上、戸籍住民課では対応が困難と考えますが、本市の見解と今後の対応について伺います。

支援措置を決定した通知は、市長名入りの公文書ですが、相手方を社会的にDV加害者というレッテル貼りを助長するために利用されている場合があります。市はあくまでも法や要領の目的にのっとり、請求者のDV被害の申出によって行われた請求を事務的に決定しているにとどまり、DVの事実を認定しているわけではありませので、その旨を記載するなど何らかの対応が必要だと考えますが、本市の見解を伺います。

次に、親子交流等の円滑化についてであります。

共同養育のためには、夫婦が離れて暮らすことになった場合であっても、親子交流や各種学校行事など子供の成長を見守る機会を確保することが重要です。一方で、真のDV被害者にとって、親子交流が心理的、経済的な負担になることも留意しなければなりません。このことを踏まえて、離婚届の交付や受理の際には、親子交流や養育費に関する情報を窓口などで提供できるようにすべきであると考えますが、本市の見解を伺います。

親子交流のうち、面会交流については、過去の議会議論の中で重要性と促進すべきであるという点については共有できたものの、実際の支援については現時点では明言できず、個別の事案ごとに相談者に寄り添い、関係者が連携して支援することで子供にとって最善の利益となるように努めてまいるといふ答弁にとどまりました。これについて、地方議員の会の会合では、先進自治体以外ほぼ同様の消極的な回答、見解を持っているということが明らかになりました。子供と会うことができない当事者の方々は、子供と1分1秒でも長く親子の時間を過ごしたいと渴望されています。半年前の議会議論では、今後も相談対応の事案などを共有しながら庁内で理解を深めていくこと。そのためにも、今後とも勉強会を随時継続して開催していくこと。このような積み重ねをもって子供にとって最善の利益につながるよう努めてまいりたいと答弁されておりますが、この半年間の進捗と市が面会交流を少しでも促進させるための対応を改めて伺います。

第2項目、公共施設のオンライン予約とキャッシュレス化についてであります。

本市の公共施設を見渡しますと、オンライン予約とキャッシュレス決済によって利用が完結できるとこ

ろが一つもありません。例えば、市民会館の場合、利用したい施設の空き状況についてリアルタイムの情報がないため一度問い合わせ、空いていることが確認できたら利用許可申請書のPDFをダウンロードし、印刷して、内容を書面に記入し、電話または対面で必ずやり取りをし、現金で利用料金を支払います。過去の議会議論の中でも、高齢者などのデジタル弱者への対応の難しさに言及されておりましたが、スマートフォンの普及率は95%ほどあり、統計はありませんが、むしろ若い世代ではパソコンやプリンター、ファクスを持っていない人も多く、不利益を被っています。デジタル化のメリットとデメリットについては、昨今議論されております自治体DXなどの一部であるため、ここでは割愛をします。利用しやすい公共施設のオンライン予約とキャッシュレス化の導入を大至急行うべきであると考えますが、本市としてどのように考えているのか、課題と実現にかかる期間について伺います。

一般的にデジタルやオンラインに対応した場合、人件費が安く済むので、その分を価格に反映させて利用料を安くし、従来のアナログでオフラインの場合はその反対に高くなることがあります。公共施設も従来の人件費やその他、労力をかけた予約方法と、オンライン予約やキャッシュレスでの利用方法との間で使用料に差を設けることが条例、その他規則の中で法的に可能なのか伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、離婚・別居後の共同養育支援について御質問がありました。

初めに、配偶者により子供を連れ去られた方への対応についてですが、まず警察庁が発出した事務連絡の把握につきましては、当事務連絡は、警察本部などへのものであり、本市に通知はきていないため内容を把握しておりませんが、小樽警察署に確認しましたところ、警察として、配偶者等による子の連れ出しについては、重大な被害に発展するおそれもあることから、被害の届出等への適切な対応をするものと聞いております。このことから、本市で同様の相談があった場合には、警察への相談を促していきたいと考えております。

次に、専門的な相談窓口が設置されていないことにつきましては、相談の内容が子の監護など当事者間の民法上の問題を含んでおり、専門的な知識が必要になるため、行政が直接関わり、解決に導くことができないことから、弁護士による法律相談や、警察への相談を促すことになるため、専門的な窓口の設置は考えておりません。

次に、現時点での連れ去り被害者からの相談を受けた場合の初動対応につきましては、配偶者等による子の連れ出しについては、重大な被害に発展するおそれもあることから、生活安全課で相談を受け、弁護士による法律相談や警察への相談を促していくことになると考えております。

次に、住民基本台帳事務に係るDV支援措置についてですが、まず支援措置業務の担当につきましては、住民基本台帳事務における支援措置の業務内容は、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付についての制限であるため、これらを所管する戸籍住民課が対応するものと考えております。

次に、住民基本台帳事務における支援措置決定通知などの記載内容につきましては、支援措置の申立者の相手方は加害者であることが判明していないケースも考えられることから、加害者であると決めつけた対応をしてしまう可能性があることに留意が必要と考えております。このため、本市では支援措置申出書については、北海道からの事務連絡に基づき、「加害者」の欄を、「加害者もしくは申立者の相手方」と変更し、支援措置決定通知書については、同様の理由から加害者の記載を削除しております。

次に、親子交流等の円滑化についてですが、まず親子交流や養育費に関する情報提供につきましては、離婚届の用紙をお渡しする際、法務省で作成をした「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を一緒に配布をいたしております。

次に、面会交流等に関する進捗状況につきましては、前回の御答弁以降、本年3月に庁内での勉強会を開催し、令和3年1月に取りまとめられた法務省による「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査分析」に係る報告書を基に、両親の離婚を経験した子供に対しての必要な支援や配慮、面会交流についての取決めや実施の有無等の実態について理解を深めるとともに、関係部署間での情報共有を図ったところであります。今後とも勉強会を継続して開催するとともに、本年1月に厚生労働省から示された「面会交流支援に関する参考指針」も参考にしながら、面会交流支援団体等の活用を含め、市としてどのような面会交流支援ができるのか、引き続き研究してまいります。

次に、公共施設のオンライン予約とキャッシュレス化について御質問がありました。

まず、オンライン予約などの考え方につきましては、これらの整備により、施設を利用する方々の利便性が向上するものと理解をしております。課題につきましては、オンライン予約などを導入した場合においても、対応が困難な方々のための手段は残す必要があり、従来の手続と両立していくための受付事務の整理などが挙げられますが、他都市の事例を参考に導入に向けて検討してまいります。

また併せて、高齢者などを対象としたスマートフォン教室を開設し、その中のメニューの一つとして、オンライン申請の支援についても考えてまいります。

なお、実現にかかる期間につきましては、諸課題が解決し、環境が整い次第、導入したいと考えているところであります。

次に、従来の予約方法とオンライン予約の間で使用料に差を設けることにつきましては、手数料については、オンライン手続による場合には、通常よりも低額な金額を設定している自治体が見受けられます。一方、使用料については、そのような取扱いは見当たらず、地方自治法第244条第3項に、公の施設の利用に関わる不当な差別的取扱いの禁止規定がありますが、合理的な理由による差異は認められておりますので、予約方法の違いによって使用料に差を設けることは、法的にその余地はあるものと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

○12番(松岩一輝議員) 再質問いたします。

1点目が、警察庁が警視庁及び各都道府県警察本部に出した事務連絡についてであります。

こちらは、当然、警察庁が各都道府県警察本部に出したというものなので、市に入っていないというのは重々承知しておりますが、今までは子供を連れ去られたときに関しては、未成年者略取・誘拐罪として扱われていなかったものが、それについても適切に対応するようというような、ある種、この内容が非常に画期的な事務連絡であったということで、この問題に関して悩まれている当事者の方々、関係されている方々の間では、大変話題になった出来事でありました。日頃からこういったことに関して情報収集をされているという答弁を受けておりましたので、私の質問で知ったのか、過去以前から把握していたのか分かりませんが、今、この離婚・別居後の共同養育支援について全体的な情報収集を市には適切に行っていただき、こういった困った方が本市にも存在しておりますので、適切に対応していただきたいと強く望みます。今のは質問というか要望です、お願いというところでした。

次が再質問として御答弁いただきたいのですけれども、公共施設のオンライン予約、キャッシュレス化についてです。

一つ目の課題と実現にかかる期間についてお答えいただきましたけれども、私の質問の中では、若い世代、特にそのオンライン予約やキャッシュレス決済に親しんでいる方々にとっては、今の市の公共施設の利用方法が、不便である、使い勝手が悪いというところで不利益を被っていると。なので、これらにも寄り添うためにもデジタル化を進めてほしいということでしたが、私の理解では高齢者に対してだとか、そういう制度のことについての御答弁だったのかと思います。その不利益を被っている世代だとかについての言及をしていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（佐藤靖久） 松岩議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

質問は、オンライン化、キャッシュレス化について不利益を被っている若年層について言及をしてほしいというお話だったかと思います。今、市長から御答弁させていただきましたとおり、こういうオンライン化、キャッシュレス化は、当然進めていかなければならないということで、若年層の方にとっても利用しやすいような形でこの導入を前向きに進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番、高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） まず、手宮公園について伺います。

手宮公園は、市の北部地区の高台にあり、推定樹齢100年から170年の自然繁殖した約230本の栗林があります。自然林としては北限とも言われ、北海道の美林に指定されています。春には、桜、ツツジの花見、秋には栗拾いなど、散策として市民に親しまれている公園です。市内の公園でも桜の代表的な名所とされ、今年も桜が満開の時期には、駐車場がほぼ満車となるくらい人が訪れ、撮影を楽しむ姿が見られました。

先日、市民の方から相談を受けました。多くの方が来る公園なのに、桜の木や栗の木に倒木や立ち枯れが目立つ。伐採などしてもなぜきれいに片づけられていないのか。道内でも4番目に古い都市公園として、歴史もある公園なのだから美しい景色が残るよう、木の維持にも力を入れてほしいとの声です。

そこでお聞きします。市長は手宮公園の桜、栗林の現状についてどう思っているのでしょうか。手宮公園の桜、栗の本数、品種、樹齢についてもお示してください。

手宮公園内を散策すると、公園内の緑化植物園では、手入れが行き届いている状況がありましたが、植物園を一步離れると、倒木や伐採されている木が目立ち、同じ公園とは思えないほど見た目に差があります。なぜ立ち枯れている状況や倒木など目立つ状況になっているのか、経過も含めお知らせください。

栗林や桜の木の現在の維持管理の方針、方法はどのようになっているのか、また、今後はどのように維持・管理をしていくつもりなのかお知らせください。

樹齢が進んで危険な枝などの伐採は仕方ないとも考えますが、手宮公園は2014年には「北の造園遺産」としても選定され、高台から小樽港を一望でき、まちの形や広さを知ることできます。そして、春の桜、秋の紅葉の季節は美しい風景が広がる場所です。木を補植したとしてもすぐに木が育つわけではないですが、このまま危険な木は伐採をして現状維持というやり方では、将来的に景色を残すことはできません。

今後も美しい景観を残せるよう、樹木医の診断も行いながら、計画的に植え替えも含め、維持管理を行ってほしいと考えますがいかがですか。

次に、痴漢について伺います。

痴漢は性暴力の一つです。痴漢は人権を侵害する性犯罪であるにもかかわらず、ささいな問題、あるいは女性が注意をすれば済むことなどと軽んじられ、日々被害が起こっています。しかし、その実態は非常に深刻です。2020年に日本共産党東京都委員会ジェンダー平等委員会が行った痴漢被害へのウェブアンケートでは、3か月間に1,400件を超える回答がありました。初めて被害に遭った年齢が18歳以下という回答が70%以上、小学生以下が34%、中・高生では通学中、ほぼ毎日被害に遭うという回答も目立ちました。被害者は場所を移動して、別な場所で違う人に継続的に被害に遭うこと。被害状況では、電車に乗ろうとすると過呼吸やフラッシュバックに遭い、学校や仕事に行くことができず辞めてしまうなど、想像以上の被害の深刻さがあると感じています。警察では、女性の安全対策として、携帯電話を操作しながら歩かず、夜間の一人歩きは避けようなど、被害を受ける側に注意喚起を呼びかけていますが、本来であれば、誰もが安心して生活が送れる社会にしていくことが必要だと考えます。市長は痴漢という犯罪についてどのような認識をお持ちですか。

日本共産党北海道委員会は、今年の2月から4月までに行った痴漢アンケートでは、全道120人から寄せられ、調査内容を見ると道内では、被害に遭っている場所は路上が一番多く、次に電車などの交通機関となっています。市民からは、小学生が路上で痴漢被害に遭ったという話も聞いていますが、今年の5月13日には、市内のバス内で痴漢発生が報道されています。痴漢被害の特徴として、被害に遭っても声を上げられない方が多くいるため、実際にはより多くの方が被害に遭っていると考えます。市として、被害に遭っている状況や実態はつかんでいるのでしょうか。市として痴漢被害を含む若年層の性暴力被害の対策や対応はどうなっていますか。また、被害者からの相談窓口はどこになりますか。

痴漢被害のアンケート調査では、被害に遭った方が周りにいる方に相談すれば、「あなたが悪かったのでは」などと言われたり、証拠を求められたりなど、痴漢被害に遭った方がさらに二次被害を受けている報告がされています。このような被害を防ぐためには、痴漢は犯罪行為だという認識を深めることと同時に、二次被害に遭わないように取組が必要だと考えますがいかがですか。

そもそも、痴漢を含む性暴力をなくす運動の一つとして、「2人っきりで食事したよね」、「そんな服を着ているから」などの言い訳の例文を出して、どんな理由があっても同意がなければ性暴力に当たるということを市のホームページや広報紙などあらゆるものを活用し、市民に対しても意識啓発が必要です。そうした取組を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

日本の各都道府県には、性暴力や性犯罪について電話相談窓口があるワンストップ支援センターがありますが、こうした施設は十分認識されていません。また、本市では心のケアは保健所、女性の相談は男女共同参画課と分かれています。痴漢被害は女性の被害が多い傾向ですが、性別にかかわらず被害があります。ワンストップセンターの告知に力を入れることや本市としても窓口を設置する必要があるのではないのでしょうか。

交通機関を利用しなければ目的地に行けないため、交通機関での協力も必要です。痴漢被害に遭った場合の対応など、車内で周知することについて、バスやJRなどにも協力依頼を求めます。お答えください。

痴漢の被害に遭った人からは、嫌だったの思いはあっても、何をすればいいか分からなかったという声が多く上げられています。学校でも、「いかのおすし」として知らない人にはついて行かないなどのお知らせをしていますが、実際に痴漢に遭った場合は、怖くて大きな声を出すことは難しいこともあります。被害に遭った場合や痴漢を目撃したときにどうしたらいいのかについて、より実践的なものがなければ十

分とは言えません。痴漢含めた性犯罪の教育を教育現場でも行う必要があると考えます。小・中学校での痴漢に対する対処方法の作成、相談できる場所を用意するなど必要ではないでしょうか。各家庭に対しても、家族の理解を深める必要や、家庭で相談しやすくする施策も必要です。痴漢被害を受けたときの対応資料を小・中学校を通じて各家庭に配布することを求めます。

最後に、働く場でのジェンダー平等について伺います。

日本は各国の男女平等の達成を示す「ジェンダーギャップ指数2021」で156か国中120位と先進国では異常な地位を続けています。そして、順位の基となるジェンダーギャップ指数がどう改善されてきたのか、G7各国のGGI比較を見ても、日本のスコアだけ改善がありません。賃金の平等は、ジェンダー社会を築く上でも土台になります。EUでは女性の賃金は男性の8割から9割となっており、この格差を重大な問題として、昨年には、男女の賃金格差公表を企業に義務付け、従わない企業には罰則などが設けられましたが、日本はそのような企業に義務付けもありません。賃金構想基本統計調査を基に、勤務年数別、役職別、雇用形態別に男性を100とした場合、女性の給料は男性の83.6%、勤続年数が長いほど格差が広がり、部長職になっても女性は男性の86.5%です。正社員では、女性の賃金は男性の7割で、非正規を含む平均給与では、男性532万円、女性293万円です。40年勤務で計算すると、生涯賃金では1億円近い格差となっています。私は男女にかかわらず適正に賃金が払われたディーセント・ワークで働き続けられることが重要だと考えます。市長はこうした男女の賃金の格差やディーセント・ワークについてどのような認識なのでしょう。また、やむを得ないという立場なのでしょう。

こうした賃金の格差は年金にも連動し、定年まで働いても年金で生活できない女性も少なくありません。令和2年度小樽市労働実態調査を見ると、50歳代の正規従業員の平均給与は4万円以上、男女で差が出ています。市として労働実態調査から男女の賃金格差について、なぜこうした差が出ているのか分析はされているのでしょうか。

そもそも日本は女性が貧困に陥りやすい社会構造があります。家事や育児など多くを女性が担っている現状があり、週休が取り入れやすい上、非正規雇用の率が高いため、男女間の賃金の格差が大きい状況にあります。この背景には、男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担の意識や、無意識の思い込みがあり、こうした問題を解決するには、性別にかかわらず自分の意欲や能力を発揮できるジェンダー平等の実現が不可欠と考えますが、市長はどのように考えますか。

賃金格差を正すには、女性が現に出産育児や介護の負担が大きいということをしっかり見て、そこに対する手当をやっていくことが必要です。仕事にやりがいがあったとしても、子育てをしながら働ける環境が整っていないから、仕事か子育てかを選択せざるを得ない状況になり、現在も、妊娠や出産を機に離職する女性の割合が4割と高く推移し、男女賃金格差が一つの原因にもなっています。

そこで一例として伺いますが、市の職員の育児休業取得率は、2014年から2018年の平均が男性職員2.3%、女性職員96.4%となっておりますが、現在の取得率、平均はどうなっていますか。

また、小樽市特定事業主行動計画では、令和6年度末までに女性職員は100%、男性職員20%の育児休業取得率を目標にしていますが、目標が低過ぎます。男性の職員の目標が低い背景には、女性が育児をすると考えがあるからこうした目標になっているのではないのでしょうか。市として男性職員の育児休業など、家庭的責任を男女共に果たせるようにするための対策をどのようなことを行ってきたのでしょうか、お答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、手宮公園について御質問がありました。

まず、手宮公園の桜、栗林の現状に対する私の所感につきましては、手宮公園は、「桜の名所」、「栗林の北限」と言われ、多くの方が訪れる公園であります。立ち枯れた木や伐採後、仮置きし、未処理となっているものが多く見受けられ、美しい景色が損なわれているものと認識をしております。

次に、手宮公園の桜、栗の本数などにつきましては、桜はソメイヨシノ、エゾヤマザクラなど約690本あり、栗については品種は不明で約230本あります。樹齢につきましては、桜については推定で50年以上、栗については推定で100年以上のものが大半を占めていると考えられます。

次に、立ち枯れなどが目立つ理由と経過につきましては、老木化により立ち枯れた木が多く、その伐採や倒木の処理などの維持管理が十分に行き届かなかったことがその理由と考えております。

次に、栗林や桜の現在の維持管理方針等につきましては、小樽市緑の基本計画では、緑の保全を基本方針としておりますが、現在の維持管理においては、病気となった枝の剪定や倒木のおそれがある樹木の伐採のみとなっております。今後におきましては、同様の維持管理を継続するとともに、迅速な処理方法の検討や樹木の健全な生育のため、必要に応じ、樹木医などの意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、樹木医の診断や計画的な植え替えにつきましては、国から樹木の点検、診断に関する指針が示されておりますので、この指針を参考としながら必要に応じて樹木医などに意見を伺い、健全な生育を図るとともに、計画的な植え替えを含めた維持管理について検討してまいりたいと考えております。

次に、痴漢被害について御質問がありました。

まず、痴漢という犯罪についての認識につきましては、痴漢は公共の場や乗り物の中で、他人の身体を触るなどにより被害を受けた人に恥ずかしい思いや不安を感じさせる卑劣な行為であり、被害者の日常を脅かす犯罪であると認識をしております。

次に、被害の状況などにつきましては、痴漢被害につながるような不審者情報などがあった場合、市では小樽警察署が配信している「ほくとくん防犯メール」で確認しているところですが、痴漢の被害状況につきましては、把握をしておりません。

次に、痴漢被害を含む若年層の性暴力被害の対策や対応につきましては、小樽警察署が主に防犯の取組に対応しておりますが、本市では防犯対策として、市のホームページで「ほくとくん防犯メール」の登録の周知を行っております。

また、これまで相談はありませんが、相談を受けた場合は、男女共同参画課で行う女性の相談、生活安全課で行う女性相談員による身の上相談、また、心のケアに関することは保健所で行うこととなります。

次に、痴漢行為が犯罪行為であるという認識を深めること及び二次被害を防止する取組につきましては、痴漢被害に対する無理解や偏見が被害に遭った方を追い詰めることになるため、寄り添った対応が求められることから、痴漢が犯罪であることや被害に遭った方への接し方についての周知が必要と考えております。

次に、性暴力に関する市民の意識啓発につきましては、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、内閣府のホームページで性暴力に関する啓発を実施しておりますので、本市もこれを引用するなどして市民への意識啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、性暴力や性犯罪についての電話相談ができるワンストップセンターの周知等につきましては、性犯罪などの対応や電話相談は、小樽警察署が中心となって行っていることから、本市では専門の窓口は設置しておりません。しかしながら、北海道と札幌市が共同で運営する性暴力被害者支援センター北海道で

は、専門の職員を配置して相談に対応していることから、今後は市のホームページ等を通じて、広く周知してまいります。

次に、痴漢被害があった場合の対応などの車内周知や交通機関への協力依頼につきましては、車内で周知することも必要なことと考えておりますので、痴漢被害の防止などに向けて関係機関と協議をしてみたいと考えております。

次に、働く場でのジェンダー平等について御質問がありました。

まず、男女の賃金格差につきましては、労働基準法第4条では、男女同一賃金の原則がうたわれており、女性であるということのみを理由として男性と性別的取扱いをしてはならないものと認識をしております。

また、ディーセント・ワークにつきましては、働きがいのある人間らしい仕事のことであり、家庭生活と職業生活の両立ができ、安全な職場環境や保険制度などが確保されることや、公正な扱い、男女平等な扱いを受けることなど、労働者が健康に生活でき、かつ満足できる職業について働くことが重要であると認識をしております。

次に、労働実態調査における男女の賃金格差につきましては、本市の労働実態調査では、勤続年数や役職についての調査項目はないことから、詳細な分析はできておりませんが、厚生労働省の男女間の賃金格差解消のためのガイドラインによりますと、男女の平均勤続年数や管理職比率に差異があることが主な要因と示されております。

次に、ジェンダー平等の実現につきましては、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにより、女性の生き方や働き方の選択肢が狭まり、男女間の賃金格差などが生じているものと認識をしております。格差解消のためには、社会的、文化的につくられた性差であるジェンダーにとらわれず、全ての人が性別に関わりなく、個々の人権を尊重し、個性と能力を発揮することができるジェンダー平等社会の実現が不可欠だと考えております。

次に、市の職員の現在の育児休業取得率につきましては、令和元年度から3年度までの平均で申し上げますと、男性職員が14%、女性職員が98.4%となっております。

次に、男性職員の育児休業取得率につきましては、平成26年度から30年度までの男性職員の育児休業取得率の平均が2.3%であったことから、現実的な目標として、まずは20%とし、職員の意識啓発によって段階的に育児休業取得率の向上を目指していくこととしたものであります。

次に、育児休業など家庭的責任を男女共に果たせるようにするための対策につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく小樽市特定事業主行動計画の中で、時間外勤務の縮減など育児に関する休暇、休業が取得しやすい環境の整備に努めることを掲げ、子育てハンドブックや男性職員の育児休業取得を促すパンフレットの配布により、育児に関する休暇、休業制度の周知や、職員の意識の啓発に努めてきたところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、痴漢被害について御質問がありました。

まず、小・中学校での痴漢に対する対処方法の作成や相談できる場所につきましては、子供たちの通学路の安全確保を図るため、各学校においては、痴漢やつきまといなど不審者への対処方法として、大声を出して助けを求めるなどの標語「いかのおすし」を使った指導のほか、小樽警察署による防犯教室を実施し、防犯ブザーを鳴らしたり、助けを求めたりするなど、具体的な対処方法を学ぶとともに、直ちに警察

と学校へ連絡するよう児童・生徒へ指導しているところであります。

また、そのような事案が発生した際、校内では相談室や保健室などを活用して、担任をはじめ、養護教諭やスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者の相談に対応することとしております。

次に、痴漢被害を受けたときの対応資料の配布につきましては、北海道教育委員会が作成をしております性被害など悩みを持つ子供の相談を受け付ける子ども相談支援センターなどの資料を、各学校を通じ保護者へ配布しているところであります。

また、小樽市教育委員会では、毎年6月中旬から7月末まで実施しております、子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン期間中に、痴漢やつきまといなど不審者に遭遇した際の具体的な対応事例を掲載した資料を毎年作成し、児童・生徒に指導するとともに、各家庭にも配布しているところですが、今年度につきましては、子供たちが被害に対処できるよう記載方法を工夫するなどの対応をしてみたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） それでは、何点か再質問したいと思います。

まず、手宮公園のことだったのですけれども、桜の本数と栗の本数について伺いました。桜は690本と書いていたのですが、栗のほうは約230本ということで、正確な本数は把握されていないのかということがあったのですが、そこら辺どうなのか少し聞きたいと思いました。答弁の中で、植え替えも含めて考えたいということがあったので、ぜひお願いしたいと思っています。

あと、痴漢の部分ですけれども、同意がなければ性暴力に当たるということで、いろいろなものを活用して市民に対しても意識啓発について取組が必要と答弁があったのですが、具体的にどのような意識啓発をしていくのかを少しお聞きしたいと思います。

あと、市長からも、交通機関に対しても協力は必要ということでした。関係機関とも協議したいというお話がありました。

それで、神戸市では、地下鉄のホーム、駅構内とかでも痴漢防止のアナウンスも実施したり、京都市でも地下鉄とか、そういうところに電光掲示板でテロップを流したりなど、痴漢は犯罪ということで、「見たり聞いたりすればすぐ110番してください」というのをやったりしているところもありますので、何か少しできないのかということも含めて、ぜひ言っていただけたらと思います。

あと、教育長のほうで、私に対処法を出すですとか作成、相談できる場所を用意してはどうかということでお話ししました。そうしたら、保健師などに相談してくれるというお話があったのですが、何かこういうことがあったときにここに行けば相談に乗ってくれるというところが、子供たちが分かっていないと、なかなか相談できないと思いますので、やはり気軽に何かあったら相談できることは子供たちにしっかり周知をしていく必要があるのではないかと思います。

あと、働く場でのジェンダー平等については、市長のほうでも、男性・女性関係なく人間らしい働き方が必要だということもお話を伺っていましたが、市の職員の育児休業取得率も伺いました。それで、女性の職員が100%に近いという状況があるけれども、男性職員がいまだに低いという状況が明らかとなっているのです。それで、目標率も、取りあえずは20%を男性職員は目指すということだったのですけれども、本答弁でも述べていましたが、やはりそういう設定があってはおかしいのではないかと思います。女性職員100%としているのに、男性職員に対しても100%を目指すという立場に立たないといけないのではないですかということをやりたいと思いますので、再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(松浦裕仁) 高野議員の再質問にお答えしたいと思います。

私からは、手宮公園の栗の本数につきまして、230本これが正確ではないのかという御質問だったかと思っております。この230本の根拠といたしましては、平成14年に大学の研究チームが手宮公園の樹木の調査を行ったときに判明した本数となっております。それから20年近くもたっておりますので、この本数については改めて今後調査してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(松井宏幸) 高野議員の再質問にお答えいたします。

まず、痴漢のことで。同意を得なければ痴漢になる、被害に遭ったりですとか、そういったような痴漢に関する周知の関係でございますけれども、先ほど答弁ございましたが、内閣府でこういった周知啓発を行って、ポスター等も作成しています。現在何も行っておりませんので、こういったことを市のホームページも通じて、こういった形で広く周知していきたいというふうに考えているところです。

それと、被害に遭った場合の交通機関との対応の協議の関係ですけれども、現在、市内のバス事業者ですとか鉄道事業者、その部分でこういった対応をしているかについてはまだ把握してございませんので、そういったことも含めてこういったことができるのか、今後協議していきたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(佐藤靖久) 高野議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、市の男性職員の育児休業取得率の関係で、目標の20%が低いのではないかということでの件についての答弁をさせていただきたいと思っております。

私どもとしましては、男性職員の目標も本来は100%だというふうには思っております。ただ、実現可能な目標として、まずは20%ということで設定をさせていただきまして、今後、意識啓発等によって段階的に引き上げていきたいという思いで御理解をいただければと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の再質問にお答えをいたします。

子供たちが痴漢の相談場所として気軽に相談できる場所を用意できないかという御質問でございますけれども、先ほどの御答弁の中で議員から校内での相談場所という御質問がありましたので、相談室や保健室などを活用して、担任をはじめ養護教諭やスクールカウンセラーが相談に対応するという御答弁をさせていただきました。そのほかに、北海道が子ども相談支援センターというのを開設をしております、性被害などにも対応する相談ということで、年中無休で24時間、電話で対応する。それからメール相談にも乗る。それから必要に応じて来所相談にも乗っていただけるという相談センターを、札幌に全道一円を網羅して支援センターを設置しておりますので、そういったものについて、毎年、子供たち及び保護者に周知を図っておりますので、そういう利用方法についてもしっかりと再度周知をしてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） 再々質問をしたいと思います。

先ほどの市民に対しての痴漢被害についての意識啓発の部分だったのですけれども、私はしっかりあらゆるものを活用してということ言っていました。再答弁の中では、まずは内閣府のそういうのが出てくるから市のホームページで周知したいというふうに思うというような話だったのですけれども、そもそも私が最初にお話したのは、やはりまだまだ女性が注意すればいいなど、そういうような実態があると。痴漢は性暴力の一つだという認識がまだまだ進んでいないということがあるからこそ、そういったことを防ぐためにも、やはり広く周知する必要があるのではないかという意図もあって、質問しているわけですから、私は市のホームページだけでは足りないと思っているのです。なので、市のホームページだけではなくて、しっかりほかにもいろいろな取組をしてほしいということで質問していますので、そのことについて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えいたします。本答弁で申し上げました、内閣府のホームページの内容を市民にお伝えするだけではまだ十分ではないのではないかと御指摘だと思いますけれども、この痴漢への被害の対応について、市ではまだなかなか十分対策が進んでいるというような状況ではありませんので、正直に申し上げまして、どういった展開をしていいのかということは、まだまだ課題が多いというふうに思っております。先ほど御指摘を受けた内閣府のホームページを市民の方々に、これを活用して周知するだけではなくて、そのほかにも、先ほど京都や神戸の例もお示しいただきましたが、そういったものも含めまして、市としてこれからどういった意識啓発が必要で効果的なのかということも市内でも少し議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時25分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 一般質問をさせていただきます。

初めに、並行在来線についてであります。

長万部から小樽までの並行在来線について、バス路線に転換するという結論が出ました。小樽市だけではなく、沿線自治体にとっては大変重い負担になるものと想定した上で、慎重に判断したものと受け止めております。その結論については、致し方ないと考えております。

長万部—小樽間の廃止という歴史的な転換点を迎えることとなりますから、ただただ、財政負担のことを考えたから廃止したという後ろ向きの話ではなく、これをチャンスと捉え、より市民の方に利便性が出るような地域公共交通にしてほしいと思っていますし、さらに、北海道に任せるのではなく、小樽市のことを一番知っていて、市民の声を聴ける小樽市が主導してほしいと思っています。私としては、並行在来線を廃止するという大きな決断をしたわけですから、バス転換を前提に、可能な限り現在のJRの路線に

とらわれることなく、より多くの沿線住民の利便性を追求してほしいと考えています。市長は、現在のJRの路線にとらわれることなく、沿線住民の利便性を追求していくというお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

また、小樽市長が並行在来線のバス転換の前倒しに言及されました。私は、これは非常に大切なことだと考えています。その中で、地域公共交通にメリットがあればという話をされています。前倒しによりJRが負担すべき経費を軽くし、その分、小樽市の地域公共交通に投資をしてもらうということだと私は理解しています。そこで、この条件となる地域公共交通のメリットについて少し私なりに考えてみたいと思ひまして、四つの問題について質問をさせていただきます。

並行在来線の廃止に伴うものですから、廃止になる地区の住民にメリットがなければなりません。小樽市内で廃止対象になるのは、蘭島駅と塩谷駅です。まずは、現在の塩谷駅をどうするかです。私としては、現在の塩谷駅にこだわることなく、合理性、利便性を追求してほしいと考えています。そこで、バスの運行を考えると、国道5号から離れている塩谷駅を利用するのは難しいと考えます。そこでぜひ、塩谷地区に高速バスも停車するバス停と、隣接する駐車場を整備してほしいと考えています。これは、いわゆるパークアンドライドの発想です。何かというと、そこで無料の駐車場でもいいと思ひますし、有料の駐車場にするのであれば、地域住民でバスを利用する住民に対して利用料を減額するか、一定の補助をするなど、小樽市として一定の支援を行う、このことにより、塩谷地区が、より地域公共交通機関を利用しやすい環境を整えてほしいと思ひています。このことについて市長の見解をお聞かせください。

二つ目は蘭島駅です。

ただ、蘭島駅は、国道5号にほど近い場所にあります。そこで質問なのですが、私は、現在の蘭島駅をそのままバス利用者のために無料駐車場にしてもよいのではないかと思ひています。この点についても、市長の見解をお聞かせください。

三つ目は長橋地区の話です。

並行在来線の議論の中で、長橋地区に新駅をという話が出ていました。結果として、並行在来線はかありませんでしたが、私はこの視点は今も非常に重要だと思ひています。それは、JRでもバスでも利便性を高めるという視点は変わらないからです。そもそも、この長橋地区に新駅というのは、利便性を高めることになるから話が浮上したのではないのでしょうか。であるならば、私はこの議論は、継続して行ってほしいと考えています。

では、具体的にどうするのということです。そこでぜひ考えてほしいのは、線路跡地を利用し、長橋十字街付近から小樽駅に直結するバス専用路線の整備を検討してほしいと考えています。このバス専用路線については、検討の余地がある話でしょうか。市長の見解をお聞かせください。

また、少し技術的な質問になるのですが、もし、このバス専用道路を造れるとしたら、片側車線を確保できる自動車専用道路にならないでしょうか。この専用道路があれば、長橋地区に並行在来線の新駅を設ける議論が無駄になりません。しかも、現在、国道5号を通行している高速バス等は、稲北十字街を通る必要があり、ここは度々渋滞するポイントです。ここを回避し、信号がない道路を走れるわけですから、後志の町村方面に向かう高速バス等の大幅な時間短縮になるのではないのでしょうか。

そして、最後に小樽駅の話です。新幹線開通に伴い、俱知安駅も新駅建設が課題となってきていますが、俱知安町はこれをチャンスと捉えて、着々と議論を進めているとお聞きしています。小樽の新幹線は、新小樽駅（仮称）になりますが、並行在来線の廃止が決まったことにより、JR小樽駅も大きく変わるチャンスを迎えていると言えるのではないのでしょうか。私はむしろチャンスと捉えてほしいと思ひているのです。なぜか。このたびJR小樽駅は終着駅となります。バスとの結節点としての新しい機能が求められる

ことになりました。これからは、JRとバスのスムーズな乗換えが求められます。また、現在、小樽駅前のバス停は様々な場所に設置されていて、地方から来られた方には非常に分かりにくいです。私は、JRに小樽駅を変えていくことを求めることができると思っています。

私は、令和3年の定例会でJR小樽駅の質問をさせていただきました。小樽駅の富岡側にも出入口をつくれぬかという議論です。小樽駅は、並行在来線の廃止に伴い、先ほど言いました最終駅になりますが、令和3年の定例会で小樽駅の質問をした際、市長の答弁では、「小樽駅富岡側の出入口等の建設につきましては、富岡方面の駅利用者の利便性向上や中心市街地の活性化に効果があるものと考えられますが、大変大きな事業となるため費用面などの課題も多いと認識しております」というものであります。

それでは、その認識には変わりありませんでしょうか。私は、この並行在来線の廃止に係る議論で、塩谷、蘭島地区の方々に納得していただくための一番大切なことは、まずはこの地区の方々に今より便利に感じてもらうことではないかと思っています。そして、しっかりと小樽市としてアピールしていく、この姿勢が大切と考えていますので、よろしくをお願いします。

二つ目の質問をさせていただきます。カスタマーハラスメントについてであります。

日本では、2010年代前半頃から、悪質クレーマーに対して、和製英語ですがカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが注目されるようになりました。消費者、顧客による悪質な嫌がらせ、迷惑行為、理不尽なクレームや暴言を繰り返す、度を越えた謝罪や対価を要求する、暴行を加えるなどがあります。厚生労働省が2019年に初めて、カスタマーハラスメントという用語を公式に用いて、カスハラが注目されるようになったのです。以前は、カスハラといえば民間企業と顧客との間での問題でしたが、自治体をはじめとした公務職場でも、地域の住民から職員が執拗なクレームや不当要求を受けたケースが多数の職場で発生し、報告されています。2020年6月、大企業に義務付けられたのに合わせて、国家公務員のパワーハラスメント対策も本格化しました。そして、新たな人事院規則が施行されて、相談体制の整備が義務付けられました。それに付随して、カスタマーハラスメントの対応方法も示されました。

お聞きしますが、近年、いろいろなハラスメント、パワハラ、セクハラ、マタハラ等がクローズアップされていますが、これらのハラスメント対応マニュアルを小樽市として作成していますか。さらに、職員向けの研修等を開催していますか。

全日本自治団体労働組合本部が、2020年に全国の自治体や病院などの職員を対象にした調査では、回答した1万4,213人のうち、過去3年に迷惑行為や悪質クレームを受けた人は46%いることが分かりました。ほぼ半数です。そして、本人ではなく職場を見たとき、職場で受けた人を含めると、76%、約4分の3の人が迷惑行為を受けていることが分かりました。その実態は生々しいものですが、怒鳴り声を上げられたり、ばか、あほ、死ねなどの侮辱的な発言を浴びせられたりする。土下座しろ、やたらと威張って要求を通そうとする。長時間、複数回に及ぶクレーム、窓口も電話もそうです。そして、居座りを繰り返す、休日・夜間に、自宅や特定の場所に呼びつけるなどです。残念ながら、小樽市役所の窓口でも発生し、警察の対応がなされたのは記憶に新しいところです。

そこでお聞きしますが、過去3年でよいですので、小樽市役所としてこのような状況の発生件数、または報告はどのくらいありますか。

市役所には毎日、市民からのいろいろな相談、要望、苦情等もたくさんのお問合せがあります。例えば、年金であったり、マイナンバーであったり、給付金など、制度が変わるたびに直接窓口に来られたり、電話などで問合せがあると思います。分かりやすい例でいくと除排雪関係です。これは市民の生活に直結する話ですが、除排雪の時期やロードヒーティング関連などの問合せ、苦情、相談はかなりの件数になるとお聞きしています。

雪の話をしましたので、少し身近な話をしますが、隣の家からの落雪、空き家からの落雪等の相談も多いと思いますが、これらは基本的に民事の話なのです。市役所がどうのこうの話ではないのです。これらの相談、苦情もかなりあります。今までの経験等が蓄積されていて、対応パターンや対策等もお持ちだとは考えますが、対応する職員の皆さんの苦労はいかばかりかとも推測されます。

ここで、誤解をされては困るのですが、私はもちろん、それらの内容が全てカスハラと言っているわけではありません。市役所として市民等からのクレームが正当な要望なのか、それともカスハラなのかを見極めた上で、カスハラ行為に対しては、毅然とした対応をすることが必要だということです。カスハラを研究し、自治体としてどのように対応していくべきかというテーマで、「公務員のカスハラ対応術」という本の著者である吉田博氏は、民間企業では、顧客との対応が中心になりますが、行政の場合は、顧客とは言えない人も含めて全ての市民を対応としているわけですから、一層問題は困難性を増すと述べ、さらに行政の場合は、対応している住民だけではなく、全体の住民の福祉向上を踏まえて最大便益を図っているので、個別具体のクレーム対応のゴールが見えないのです。見えにくい対応にあることは事実だ、確かだと指摘されています。これも、誤解のないように断っておきます。社会人として、公務員として当たり前の取るべき振る舞いとして、市民の皆さんによりよい行政サービスを提供するために、そうして仕事をスムーズに進めるために、市民の皆さんとのコミュニケーションを取る努力を重ねることと、何が何でも市民の皆さんに納得してもらうことは別であります。市民の皆さんを大切に思っ丁重に接すること。カスハラにより、心を壊されることは、これは絶対違うことです。全部相手を満足させられるなどということは決して同じことではありません。

そこで質問ですが、新たな人事院規則の運用では、行政サービスの利用者が、現場の窓口などで度を越す要求を行い、対応した職員から相談があった場合、課長や室長ら管理職も加わり、職員を一人きりにしない対応の検討を求めています。小樽市はどのような対策を講じていますか。

最後に市長にお願いがあります。

残念ながら、今年度も年度当初に多くの欠員が発生しました。そのため、多くの会計年度任用職員の方々が多くの職場で市民サービスを担って働いておられます。市民の皆さんには、誰が正規職員で誰がそうではないのかなどということが分かるはずもありません。私が経験してきた事例においても、言われなき差別的なカスタマーハラスメントを受けた人もいます。市民サービスに関わる全ての職員のために、今後の課題として、職場のサポート体制や被害職員のケアを求める声があるのが事実です。そのために、対策マニュアルや指針の策定、そして、全職員に対する学習、研修が必要と考えますので、小樽市としての体制構築をお願いしまして、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、並行在来線について御質問がありました。

まず、バス転換における住民の利便性につきましては、現在、鉄道を利用している方の移動手段を確保するとともに、より多くの沿線住民の利便性が向上するよう、市として様々な観点からルートやダイヤなどを検討し、その上で北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議で協議をしてみたいと考えております。

次に、塩谷地区の高速バスと駐車場につきましては、バスの速達性と利便性確保のために、有効な方策だと思われま。パークアンドライドなどの御提案がありましたけれども、住民ニーズを把握した上で検

討をしまいたいと考えております。

次に、蘭島駅につきましては、住民説明会でも残してほしいとの御意見を伺っており、地域振興に役立つのであれば、駐車場も含め利活用について検討をしまいたいと考えております。

次に、長橋－小樽駅間のバス専用道路につきましては、用地等の取得、線路の撤去、舗装など、多額の初期投資や除雪等の維持管理費の負担が生じるのに対し、大幅な時間短縮は見込めないため、費用対効果の面で整備は難しいものと考えております。なお、仮にバス専用道路を造る場合は、1車線分の道路幅員は確保できるものと考えております。

次に、小樽駅富岡側の出入口等の建設につきましては、富岡方面の駅利用者の利便性向上等に効果があるものと考えられますが、大変大きな事業となるため、費用面などの課題が多いという認識に変わりはありません。

次に、カスタマーハラスメントについて御質問がありました。

まず、ハラスメント対策マニュアルの作成につきましては、昨年4月にハラスメント防止指針を策定し、その中でパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの三つに関する職員の責務や相談体制等を定めております。

また、職員向けの研修等につきましては、平成30年度から新任監督者研修の中で、ハラスメント防止に関する講義を実施しているほか、令和元年度から新たにハラスメント防止研修として、パワーハラスメント等に対する防止意識の醸成とハラスメントを起こさないためのマネジメント方法に関する研修を実施しており、特に、管理職の受講を強く推奨をしております。

次に、不当要求行為等の過去3年間の発生件数につきましては、本市では、暴力、乱暴な言動等により要求の実現を図り、または公務の執行に支障を生じさせる行為などの不当要求行為等が発生した場合には、職員倫理条例に基づき、副市長が委員長を務めるコンプライアンス推進会議に報告することになっております。その受理件数で申し上げますと、令和元年度は該当なし、2年度は4件、3年度は1件となっております。いずれの事案につきましても警察に通報をしております。

次に、度を越す要求を行う行政サービス利用者への対策につきましては、平成24年度に作成した、コンプライアンスハンドブックや、26年度に策定した執拗な電話や窓口での対応に関するマニュアルにおいて、対応内容を録音すること、複数名で対応すること、必要に応じて警察に通報することなどを示しております。

また、今年度は新たな研修を導入する必要性が生じたため実施を見送っておりますが、例年実施しております接遇・クレーム対応研修の中で、不当要求行為等に対し、組織として対応するよう示しております。今後もマニュアルや研修を充実させ、カスタマーハラスメントに対する組織としての対応を強化してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

○16番(中村誠吾議員) 再質問をさせていただきます。

まず、並行在来線について、線路跡地など鉄道用地の活用について答弁をいただいたと理解します。塩谷地区、蘭島地区の方々に、利便性を感じてもらえる可能性があるし、市にとっても新たな価値観を生む可能性もあるということも述べていただいたのかと思うのです。そこでですけれども、一つ目、この鉄道用地の活用について、多くのアイデアを出すのにも、また、実効性のあるものに絞り込むにしても時間のかかる話だとは思っています。それで、バス転換はまだ先の話のようでもあるのですけれども、早まる可能性もあるとは私は思っています。そこで、そうなったときに手後れにならないように、早い段階から市で検

討を始める必要があると思っています。それは逆に言うと、小樽市が活用のメニューを持っていないければ、例えばJRと合意して支援メニューと言われてもどうにもならないわけですから、そのようなまず早める検討をしていきたいという認識は再度お聞きしますけれども、おありになりますか。

そして、先ほど答弁で費用対効果というキーワードがあったと思うのですが、そういう条件を満たせば、鉄道用地の利活用の可能性はあるという考えでいいのですか。確認したいです。

次に、最後ですが、カスタマーハラスメントです。

ハンドブックも分かりました。そして、件数も分かりました、警察対応でした。組織として対応する、要するに必要なに応じて警察に通報することは大切なことだと思います。制度のマニュアルとしては、整えているとのことだと理解しましたが、実は、私も職員だったので、肝腎なことは、現場の職員にどこまで伝えられるのかだと思っています。窓口には会計年度職員もいますし、年度途中の入れ替わりも当然あるのです。初めての市民対応で、職員がひどい思いをする可能性だって十分にあるわけです。例えばですが、このような市民には管理職対応、このような市民には警察に通報といった、全庁的な最低限の基準を、A4、1枚でいいのです、出してもらったら。そして、全ての職場の窓口のマニュアルとして誰でも途中から入った人でも分かるように窓口につづいておいてもらいたいのです。とにかく、窓口の職員が分かりやすくなるような工夫も必要だと思いますが、再度、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の、再質問にお答えをいたします。

私から、並行在来線に関してお答えをさせていただきたいと思います。住民説明会の中で地域の方々からは、やはり旧駅舎の活用ですとか、それから線路敷地の活用について、御提案なり御意見があったというふうに思っております。今後、住民説明会もこれから何度も開催していかなければいけないと思っておりますけれども、やはり中心になっていくのは、バス転換の際の利便性の確保ということにはなると思うのですが、併せて地域の皆さん方からは、いわゆる鉄道敷地を活用した地域振興と申しますか、そういったものの御意見も当然あるものと認識をしております。当然、一定の結論を導くためには時間もかかると思っております、今後も住民説明会は続けていかなければいけないと思っておりますので、早い段階から市民の皆さん、あるいは町内会とも協議をさせていただきながら、効果的な活用方法と申しますか、そういったものは探していきたいと思っております。

二つ目は利活用の可能性についてというふうにお伺いしておりますけれども、住民説明会の中で、地域の皆さんから、先ほど申し上げましたような「駅舎の活用ができないのか」、あるいは「線路敷地の活用はできないのか」という御意見をいただいた際に、私から、地域振興に役に立つのであれば、それは利活用について検討させていただきますとお答えをさせていただいております。ただ、費用対効果のことも今御指摘されましたけれども、当然JR北海道からは、駅舎なり敷地というのは鉄道資産ですから有償譲渡になるのではないかと想定していますが、そういった費用対効果、あるいは財源、また活用主体はどこになるのか。あるいは、持続性というか継続性といいますが、こういったことも含めて判断をさせていただかなければいけないと思っております。そうなりますと最初の御答弁でもありますように、やはり時間もかかりますので、早めに検討は進めさせていただきたいと思っております。

今の財政状況を考えますと、多額の投資や多額の維持費という負担は私どもとしても難しいとは考えておりますけれども、そういったことも最初は除外して幅広く御意見をいただきながら絞り込んでいけるかというふうに思っているところでございますので、御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(佐藤靖久) 中村誠吾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からはカスタマーハラスメントに関わりまして、窓口の職員にとって分かりやすい対応基準の整備ということでの御質問をいただいたというふうに思っております。市長の本答弁の中でマニュアルということでの御紹介をさせていただいておりますけれども、これ自体は平成26年度策定で8年経過しているという状況になっておりますから、これについてもやはり見直しが必要だと考えてございますし、お話にありましたA4、1枚といいますか、そういうようなペーパーにつきましても、整備の方向で考えてまいりたいと思っております。

○議長(鈴木喜明) 中村誠吾議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

(演壇の消毒)

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

(7番、丸山晴美議員登壇) (拍手)

○7番(丸山晴美議員) 一般質問をいたします。

小樽中央小公園と市内の緑化活動についてお聞きします。

令和4年第1回定例会の予算特別委員会において、公園管理について聞きました。子育て世帯を中心に高い関心がある公園整備ですが、年代を問わず市民が憩える場としての取組が大切です。園芸に詳しい方に声をかけたところ、幾つかの緑化ボランティア団体から意見を聞くことができました。団体同士のつながりが薄いことや、新しくメンバーが入らないという課題があると分かりました。数回の話し合いを経て、今年3月、ボランティア団体、おたる市民とみどりをつなぐ会の立ち上げに関わりました。その中で、私が小樽中央小公園は毎年桜が見事だが、手入れが十分とは言えず残念と話ししたところ、今年度は、小樽中央小公園の清掃、除草をしながら、市民の参加を募り、イベント等を行う予定となりました。来年度以降は、市内の緑化団体の連絡協議会をつくり、情報交換、市民への情報発信と緑化活動参加を促す予定です。現在、月に2回、小樽中央小公園で日曜早朝に活動していますが、何点か対応を求めます。

先日、市長宛の要望書もお渡しいたしました。園内にある水道です。水飲み用の蛇口しかなく、手洗いや花壇にまく水の調達に苦労しています。当面、ホースがつなげる蛇口に交換し、今後きちんとした水場の整備を求めます。いかがですか。

花壇づくりをするために使用許可を申請したところ、一部は道路用地、一部は市が所有する土地であると分かりました。市の中心部は、特に公園が少ないとされています。小樽中央小公園を街区公園または緑地とすることで公園として管理をしていただきたいが、市長の考えをお聞かせください。

公園愛護会は、会員の高齢化と担い手不足により公園管理が困難になっています。ある公園愛護会では、自分たちでは公園の草刈りが大変になり、外部に委託したところ、報奨金では不足してしまい、町内会で補填したそうです。予算特別委員会で報奨金の値上げを提案しましたが、作業の対価ではないので見直す考えはなく、除草が困難な場合、市に相談してほしい、対応を検討するということでした。市が対応することについては評価するところですが、公園愛護会の高齢化や担い手不足は一部にとどまらず、課題解決とはなりません。高齢化や担い手不足は、公園愛護会のみならず、町内会でも共通していて解決には相当の困難があり、今後、公園愛護会の活動や存続に大きな影響があると考えます。市長はどのように認識し

ていますか。

これまでに私自身が街区公園の草刈りを市に依頼したところ、公園愛護会に予定のスケジュールよりも早めに草刈りをしてもらったと報告を受けたことがあります。このように要望を受けた後、公園愛護会が除草を行うケースが一般的なのか、まれなケースなのかお答えください。

住宅地の中にある街区公園において、町内会の役員の方がほぼ一人で公園の花の手入れをしているケースがありました。身近にある公園の管理を気にかけている市民は一定数いると考えます。そのような方であっても過度な負担となれば長く続けることは困難です。できるだけ多くの市民に市内の緑化活動や公園管理に参加してもらうためには、活動の工夫と楽しさを体験してもらう取組が必要ではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設計画についてお聞きします。

広さ札幌ドーム193個分の1,067ヘクタール、1基4,300キロワットから5,500キロワット、高さ約180メートルの巨大風車を最大27基建設するもので、現在、環境影響評価中の方法書の手続が終わり、準備書が公開される前の段階です。令和4年5月28日、市民センターマリホールで行われた事業者説明会には、約100人が参加。予定の終了時刻を過ぎても質問は止まず、会場の都合で1時間延長されましたが、最後まで質問は止みませんでした。建設予定地のほぼ全てが水源涵養保安林です。これは雨を地中に蓄え、ゆっくりと川に流すことで川に流れる水量の変動を少なくする機能があり、言わば、「緑のダム」として洪水や濁水を防止する働きをします。また、計画区域内には土石流危険渓流があります。蘭島で農業を営むという参加者は、風力発電建設による土砂災害を心配していました。今後、風力発電建設に耐えられる地盤かどうか、また、工法を検討するためにボーリング調査等が必要になります。私は調査であっても自然環境破壊になるため、やるべきではないと考えています。計画区域はただの森ではありません。水の保全に大きな役割を持っています。土石流危険渓流の開発は危険です。そのような場所で巨大な風力発電計画が進んでいることから、水量の変動や土砂災害等が起こることを少なくない市民が心配していることについて、市長はどのように考えていますか。

会場から環境を壊す心配のある開発計画をなぜ進めるのかという問いに、事業者は、開発には林地開発許可制度があり、定められた四つの条件をクリアした計画であれば進めることができると説明していました。制度について説明したにすぎず、わざわざこの場所を選んで計画を進めることに強い疑問を持つ参加者の質問には全く答えていません。また、事業者は、冬の期間を含めた風車の管理を聞かれ、管理には電気主任技術者を置くとし、管理事務所を増設するとも説明しました。同期間も風車までの林道を常時除雪し管理するということになれば、相当の費用がかかります。事業者からは年間の収入を50億円と見込み、ここからコストを引くというような説明もありました。除雪の費用をどのように見積もっているのか、豪雪地における事業について、想像力が欠けていると言わざるを得ず、甚だ疑問です。

また、説明会全体を通して、計画がずさんだという意見が参加者から度々聞かれました。計画に建設の詳細を説明されておらず、コストと言っても示せるものは現時点ではあまりないとしても、説明会全体を通して、これなら任せられるとは到底判断できないと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

建設後の景観への影響を示すフォトモンタージュがスライドで示されましたが、配付された資料には入っていませんでした。スライドで示すことが可能な資料であっても全て提供しない、こうした事業者の姿勢からは、地域住民にできるだけ広く情報を伝えようとの努力が感じられません。参加者からは、説明会の内容を議事録にまとめ公開してほしいという意見がありました。市長は、事業者にこのような対応を求めていく考えはありますか。また、参加者から、地元でなく外から来た人間として、この自然豊かな土地に巨大風力発電を建設することについての考えを聞かれ、4人の方が答えましたが、「脱炭素に前向きな

まちと考える」だとか、「登山者が多い山と聞いている、景色愛好家にとっては風車があるなかなか見られない景色」、「再生可能エネルギー事業はどこかがやらなければならない、もろもろの条件からこのまちとなった」、「日本には必要、風車自体はカッコいいと思っている」、そういった答えが出ました。率直な意見であることは否定しませんが、今の自然環境と景観をこそ、変えるべきではないと考えている市民とは、価値観が全く相違しています。殊さら、楽観的な点を強調して計画を進めようという事業者の姿勢は、地元住民の不安に真摯に寄り添っているとは言い難い。そして、6月1日からは関西電力株式会社による小樽・赤井川ウィンドファーム事業の計画段階環境配慮書の縦覧が始まりました。もし仮に、一つ一つの事業の環境への影響は少ないとしても、複数の事業が集中すれば環境破壊は進みます。地元自治体の長として、(仮称)北海道小樽余市風力発電所建設計画にはっきりと反対の意思を示すお考えはありますか、お答えください。

銭函デイサービスセンターについてお聞きます。

小樽市社会福祉協議会の令和4年度事業計画書の1ページの記述によると、この施設は今回の中心として事業展開していた施設であるが、コロナ禍での利用控えの影響で厳しい経営環境に陥り、今後の方向性を検討する委員会を設置し、協議を進めていると書かれています。

そして10ページ、銭函デイサービスセンターの項目では、「市内、他地域と変わらず銭函地区も高齢化率が高く、高齢化が顕著。介護保険制度では、団塊世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の知恵の目的の下で可能な限り住み慣れた地域で暮らせるように地域包括ケアシステムの構築を推進する」としています。この記述からは、事業廃止は予想し難いのですが、令和4年5月27日の社会福祉協議会理事会では、10月に閉所とされてしまいました。しかし、特に要介護度の高い利用者にとって、あと5か月後の廃止は、次のサービス提供者を決めるための期間としては、あまりに短過ぎませんか。利用者も職員も大きな動揺を感じていることについて、市長はどのように考えますか、お答えください。

福祉保険部から提供された資料からは、2016年に地域密着型通所施設へ転換し、定員上限18名となったことが赤字の要因の一つと読み取れます。しかし、同資料によれば、赤字は2014年から続いており、地域密着型に転換後にさらに赤字額が増えています。2019年新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった年には、黒字になっています。事業者の経営努力により事業継続を検討できないのかどうか、市として確認することはないのでしょか。

銭函デイサービスセンターでは、入浴のとき、車椅子でも利用できるリフト浴の設備があります。見学に行きましたが、一度に4人がシャワーを使える洗い場と湯船があり、同じサイズの湯船がもう一つ並んでいて、そこでリフト浴ができるという大変広い浴室でした。同地域のほかの施設にはない設備と聞いています。要介護度が上がったためにほかの施設から移ってきた利用者もいます。銭函デイサービスセンターが廃止となれば、利用者は新たなサービス提供者へ移る必要がありますが、要介護度の高い利用者は、長時間の移動が難しい。また、新しい環境に順応するために時間がかかることが心配されています。いずれのケースも、移転先を探すのは困難で、相当の時間がかかると考えられます。事業者は最後の一人まで責任を持って、次の受入先を見つける必要があります。そのことについての考えをお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 丸山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽中央小公園と市内の緑化活動について御質問がありました。

まず、小樽中央小公園内の水飲み場につきましては、本年6月2日におたる市民とみどりをつなぐ会から要望書を受け、6月7日に従来の水飲み用の蛇口を改良し、新たに水飲み用の蛇口と手洗い、水まきが
できる蛇口に交換をしたところであります。

次に、小樽中央小公園を街区公園などに位置づけることにつきましては、当該公園では年2回の除草と、
週1回の清掃などの維持管理を行っており、現状でも市民が緑に親しめる身近な空間となっていることから、
街区公園などの位置づけは、特段必要ないものと考えております。

次に、公園愛護会の高齢化と担い手不足による影響につきましては、会員の高齢化や減少が進んでいる
と伺っており、今後の活動や存続に大きな影響を与えるため、若年層の入会や担い手を確保することが重
要であると考えております。

次に、公園愛護会が活動している公園につきましては、市民の方から除草の要望を市が受けた場合にお
いても、愛護会が除草を行うことが一般的となっております。

次に、多くの市民に緑化活動などを体験してもらう取組につきましては、緑化活動への参加意欲の向上
を図るため、例えば、講師の指導の下、花壇を美しく維持するために必要な技術などを参加者同士で楽し
く学びながら交流ができるイベントの開催や、本市で行われている緑化活動を紹介するなど、周知啓発に
努める必要があると考えております。

次に、（仮称）北海道小樽余市風力発電所の計画について御質問がありました。

まず、土石流危険渓流のエリアにおける風車の建設計画につきましては、事業者が北海道と協議の上、
安全性が確保できれば建設可能と聞いておりますが、一方で、市民の皆さんからは、計画の初期段階から
水量の変動や土砂災害等を心配する声も伺っております。事業者へは、市民の皆さんの不安を解消できる
よう、土石流危険渓流での事業が安全と判断した理由の説明など、丁寧かつ誠実な対応を求めてまいりた
いと考えております。

次に、住民説明会につきましては、5月28日に事業者による住民説明会が市民センターで開催され、建
設に賛成する少数の意見もありましたが、土砂災害や軟弱な地盤による倒壊の危険などを心配する意見の
ほか、説明資料の不足や具体的内容が乏しいとの不満の声もあり、建設に反対する意見が多数を占め、会
場の雰囲気もおおむね反対の雰囲気であったと報告を受けております。

今後、環境影響評価の準備初段階では、具体的内容が示されると聞いておりますので、住民説明会では、
市民の皆さんの不安を解消できるよう、丁寧かつ誠実な対応を求めていく必要があると考えております。

次に、説明会の内容の公開につきましては、事業者からは内容が確定しているものは公開すると伺って
おりますので、できる限り速やかな対応をお願いしたいと考えております。

次に、（仮称）北海道小樽余市風力発電所の建設反対に対する市の意見につきましては、当該事業計画
の環境影響評価法に基づく第2段階の方法書に対する意見で、住民等の理解が得られているとは言い難い
状況にある場合、あるいは環境保全や眺望景観上の影響が大きいと判断した場合は、事業計画を是認でき
ない可能性があり得る旨を述べております。

次の第3段階の準備書は法的な手続で、市が意見を述べる最後の機会となりますので、慎重に判断をし、
市としての意見をまとめたいと考えております。

次に、銭函デイスサービスの今後の予定について御質問がありました。

まず、事業の廃止等につきましては、事業者から厳しい経営状況のため、10月末をめどに事業廃止する
ことが理事会で承認されたことから、今後、利用者のスムーズなサービス移行と事業廃止後の職員の処遇
について責任を持って進めていくとお伺いしておりますので、引き続き、利用者とその家族、職員への

丁寧な対応を行っていただきたいと考えております。

次に、事業継続につきましては、銭函地区へのデイサービス事業者の参入による利用者確保の競合などにより赤字の状況が続く、事業者で検討を重ねた結果、事業の継続は困難であると判断されたとお聞きしております。

次に、利用者への対応につきましては、必要なサービスが継続的に提供されるよう、受入先の確保、調整などのサービス移行について、事業者に対し、責任を持った対応を求めています。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 再質問いたします。

水飲み場の蛇口については、早急に対応していただいて感謝しています。ボランティアをやっているメンバーたちと感激しておりました。自分たちの要求が、こんなに早く実現すると思わなかったというふうにおっしゃっていて、すごく喜んでたことはとても私もうれしかったのですが、ただ市政と市民の間にある溝も感じるところで、私としては市民の声をきちんと市政に届けていく仕事にまた邁進していきたいと改めて思ったところです。

それで、蛇口は替えていただいたのですが、土管を横に切って立てたようなデザインなのです。昔のものなのですね。中に溝がありまして、どうしてもごみがたまると。そこにごみを置いていく人もいたのです。最近のすっきりしたデザインのものに替える検討をお願いしたいのですが、そのことについての見通しをお願いします。

それから、街区公園にすることについては、あまり前向きな御答弁ではなかったと思うのですが、今、小樽市緑の基本計画の次期計画策定が進められています。その中の資料で、都市公園等の整備目標量にまだ届いていないと思うのです。小樽中央小公園はそんなに広くはないのですけれども、せつかくですから緑地公園としたほうがいいのではないかと考えての提案でした。前向きな検討を求めますが、いかがでしょうか。

それから、公園愛護会の存続についてですけれども、高齢化していても皆さんできることをやられているという感じです。ただ、担い手不足という点については、大きな課題があると。講師を招いてのイベントを計画していきたいということでしたので、これについては大いに期待をしていきたいというふうに思います。答弁は結構です。

次に、風力発電です。

これまでも取り上げてまいりました。そして手続に沿って事業者の方も進めているということは理解しています。

ただ、2018年実施の第2次小樽市都市計画マスタープラン策定のためのアンケートを見る機会がありました。地域の宝物として考えているもの。1番、公園。2番、海・海岸。3番目に山が入っています。

住んでいる地域について、自然に恵まれた静かな地域のイメージを持っていて、将来のまちに抱くイメージとして、「自然や緑が豊かなまち」、「安心できるまち」が僅差で入っている。小樽は自然が豊かで将来もそうあってほしいと願っている市民は多いというふうに思います。そして、フォトモンタージュを出してもらいましたが、事業者の方たちはかっこいいと思っているのですよね。だけれども、計画に懸念をしている人は、この今の自然を壊してほしくない、この景観を守りたいと思っているわけですから、どちらの立場に立つのが問われているのではないかと。その景観を損なうことは、市民が期待する小樽の将来像とこの計画は合致しないと私は思っているのですけれども、その点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、反対の声をを出している方、行動をしている方だけではなく、やはり行動をしていない方でも懸念を持っている。私が久しぶりに会った知人に、この計画について書かれた私の活動報告をお渡ししたときに、「これ何とかしてほしいのだね」っておっしゃった方がいました。あまり政治のことでお話しする方ではありませんが、この方でも関心を持っている、心配をしているというふうには私は再認識をしました。そこで、先ほどの質問もそうですけれども、こういった市民の気持ちと合致していないこの計画についての見解をお願いします。

それから、銭函デイサービスセンターについては、新しく利用先を見つけなければいけない。これは責任を持ってやらなければいけないわけですが、実際にこの地域に移れるところがあるのかということ懸念しています。今のところ、銭函デイサービスセンターにあるような、リフト浴ができるようなセンターは銭函地域にはないのです。朝里とか桜というふうに出されておりますけれども、移動に時間がかかるということでこれは職員の方が懸念をしている。このことについての、この心配についての見解をもう一度お聞かせいただけますか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 私からは、風力発電所の計画についてお答えをさせていただきたいと思います。

丸山議員は、「北海道千年の森プロジェクト」というものを聞いたことはありますでしょうか。「北海道千年の森プロジェクト」というものがあります。これは市内の皆さん方が平成19年に設立をいたしまして、企業の協賛もいただいているのですけれども、豊かな自然を守っていきこう、森林を守っていきこうということで、いわゆる植樹活動をやっておりまして、市としてもずっとこれに協力してきているわけなのです。横浜国立大学の教授が講師になりまして、いろいろな植樹を混ぜて植えていくことによって根が真っすぐに生えていく、あるいは斜めに根が生える。そういうことによって土砂災害を防いでいくのだという講演をいただきながら、我々も植樹に参加させてきていただいております。子供たちにも森の大切さというのをもう何年も伝えてきているわけですが、国連の開発目標である、SDGsの一つに「陸の豊かさを守る」というものもあります。私としてはそういったことも踏まえて基本的に再生可能エネルギーに、今の状況に反対するわけでは決してありませんし、木を切るということは逆に森を育てるという面もありますので、そこも反対するわけではありませんけれども、私の見解を尋ねられるとすると、そういった森を守るという活動をしてきたことに対するこの計画との整合性を問われたときにきちんと対応できるかどうかということは考えていかなければいけないというふうには思っておりますし、これはやはり失われるものの大きさ、自然環境、あるいは生態系、安全性、景観、そういったものと比較しながら、最終的に市として判断していきたいと思っております。この後、準備書の段階で意見を述べる機会もありますし、あるいは水源涵養保安林、これの指定解除のときにも意見を述べる機会があるというふうには思っておりますので、そういったことを踏まえながら判断をさせていただきたいと思っております。

二つ質問をいただきましたけれども、一応、私としてはまとめて御答弁させていただいたというふうには思っておりますけれども、2点目は市民の皆さんのことを触れさせていただいておりますので、当然私としては一生懸命市民の皆さんがこの風力発電に反対する動きをしておりますので、そういった気持ちにもしっかり寄り添っていききたいと思っておりますのでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 私から、公園について2点ほど再質問があったかと思っております。

1点目は小樽中央小公園における水飲み場につきまして、ごみがたまりやすいということの御指摘だったかと思えますけれども、これも改めて現地確認はさせていただいておりますが、どういった方法がいいのかというのは今後、検討させていただいてその解消に努めさせていただきたいと考えております。

もう1点は小樽市緑の基本計画について目標値に届いていないというお話だったかと思えますけれども、今これも現在緑の基本計画の策定中で、これにつきましても新たな目標値が設定されていると思えますが、これも目標を達成するために今後取り組んでまいりたいということで考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉保険部長。

○福祉保険部長(勝山貴之) 丸山議員の再質問にお答えいたします。

私からは銭函サービスセンターの廃止後の利用者の受入先の問題ですけれども、入浴サービスの関係で大きなところがないという話がありました。確かに銭函地域では、このサービスを持っている事業所はないようです。ただ、あと小樽市内には2か所ほどあるように聞いておりますし、また札幌市手稲区にあるのではないかとこのふうには思っております。

いずれにしろ利用者の方が新しい事業所に移らなくてはなりませんので、そこについては事業者とケアマネジャーの方がいろいろと利用者の話を聞きながら受入先をしっかりと調整していただくということになるかと思っております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 銭函デイサービスセンターのことについてだけ一つ。

銭函地域には今、銭函デイサービスセンターを御利用している方でリフト浴を利用されている方が別のところで使えるというような状況ではないというふうに私は捉えているのです。札幌市にもあるし、桜あたりも多分対応できる場所はあると思うのです。ただ、そういう方については移動が長距離になる長時間になると無理なのではないかというふうに聞いているわけです。基本的にその御利用者、御家族が希望するサービスを提供しなければならないと思うのですけれども、この認識についての市の見解を最後に確認させていただけますか。

○議長(鈴木喜明) 福祉保険部長。

○福祉保険部長(勝山貴之) 丸山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

あくまでも事業者のほうで、受入先の調整をするということになってくると思いますが、それに当たっては現在の利用者の方の希望を伺いながらということになってくると思いますが、ただ、必ずしも利用者の方の希望が全てかなうということにはならないかもしれませんが、それについてはできるだけいろいろ調整をして責任を持って対応していくというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 丸山議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 4時00分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、横尾英司議員。

(1番、横尾英司議員登壇) (拍手)

○1番(横尾英司議員) 一般質問いたします。

初めに、公共交通の空白地域と、利用促進についてお尋ねいたします。

公共交通を取り巻く環境は高齢者の運転免許の返納も増える中、移動手段の受皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通の維持が容易ではなくなっています。また、観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者を含む地域外の来訪者にとって利用しやすい移動手段の確保に努めていく必要がありますが、地方の移動手段をめぐる現状としては免許返納は年々増加、人口減少地域ほど公共交通空白地の割合が高く、乗合バス事業の収支は赤字構造となり、厳しい状況が続いています。小樽市における公共交通を検討していく上で、欠かすことのできない公共交通空白地域について確認したいと思います。

公共交通空白地域は、交通空白地域や交通不便地域ともいわれ、公共交通の便利さの指標の一つとなります。具体的には駅やバス停が一定の距離の範囲にない地域のことを指しますが、一定の距離については定まったものではありません。例えば、国土交通省、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱では、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落とされ、同じ国土交通省、地域公共交通づくりハンドブックでは、交通機関が充実している都市では、駅からは半径500メートル以上、バス停から半径300メートル以上が空白地域。地方では、駅から1,000メートル以上、バス停から半径500メートル以上が空白地域とされているように、資料によって定義がまちまちです。地域において計画を策定する際には、地域の状況に合わせた設定を行う必要がありますが、地域の状況に合わせるためにはこれに加えて、例えば「高齢化率や運転免許所持率または返納率などの居住者の条件」「迂回等の現実の移動距離や勾配、坂道などの地理的条件」など、歩行に影響を与える条件について考慮することが重要といわれており、特に勾配については具体的な数値を定めている自治体もあります。

そこでお聞きしますが、公共交通空白地域を考える上で必要となるバス停勢力圏や、JR駅の勢力圏について小樽市ではどのような距離に設定されていますか。また、そのように設定した理由や背景をお示しくください。

また、小樽市内の公共交通によるカバー人口はどれくらいであるか、お示してください。

最近、交通空白地域だけではなく、定期バス路線の本数が少ないため、バス以外の少ない乗車人数の車でもいいので市域内で乗り合わせる形式の交通手段が欲しいなど、自宅からバス停までの比較的短距離においても勾配がある道路である地域などの交通手段として、多くの方からコミュニティバス、デマンドタクシーや自家用有償旅客運送等の地域内交通についての要望を受けます。令和2年11月に一部改正した地域公共交通活性化再生法には、地域公共交通計画に基づき、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施する「地域公共交通特定事業」というものがあり、その中に既存の公共交通サービスの改善の徹底をするための地域公共交通利便増進事業が新設されたと聞いております。これらの事業を活用してコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の市域内交通を導入することは可能ですか。また、導入に当たって、地域や運行主体者などの条件があればお示しくください。

市では、高齢者等への対応として令和4年度にJR南小樽駅バリアフリー化事業の実施継続を計画されているようですが、北広島市では高齢者の交通安全対策の推進、そして日常生活における足の確保等のため、運転免許を2年以内に自主返納した方に対し、運転免許自主返納者バス等利用支援事業として、バス・タクシー料金を助成しています。その制度周知の際には、令和2年から札幌市と北広島市を含む近隣11市町村とともに形成する「さっぽろ連携中枢都市圏」に住む65歳以上の方を対象に、運転免許証の返納時に交付を受けられる、運転経歴証明書を協力店で提示することでサービスが受けられる「さっぽろ圏高齢者運転免許証自主返納支援制度」についても周知しています。ちなみに、小樽市も「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成する市ですので、同様のサービスを受けることができますが、地域公共交通の施策の中では特

に周知されていなかったかと思えます。このように、運転免許証を自主返納した高齢者の利用促進を図ることは新たな公共交通の利用者を増加させることとなるため、交通安全対策のほか、公共交通の利用促進策としても重要なものであると考えます。

そこでお聞きいたしますが、運転免許証を自主返納した高齢者に対する利用促進策についての見解とそのほかに実施予定の利用促進策がありましたらお示しください。

次に、新型コロナウイルス感染症罹患後症状、いわゆる後遺症についてお尋ねいたします。

令和3年9月17日の第3回定例会の予算特別委員会でも質問いたしました。当時の状況について改めて確認いたしますと、令和3年9月25日現在の陽性者数の累計が1,465人、検査者数は3万3,392人となっており、うち30歳代以下586人、40%、40歳代から50歳代358人、24.4%、60歳代以上521人、35.6%となっていました。直近の令和4年5月28日現在の累計は当時の5.06倍の7,418人、検査者数は2.09倍の7万77人で、うち30歳代以下は4,051人、40歳代から50歳代1,693人、60歳代以上は1,674人となっており、質問時と比べ多くの市民の方などが新型コロナウイルス感染症に罹患しています。このように罹患された方の中に一定の割合で罹患後症状、いわゆる後遺症が出てしまう方がいることが考えられますので、前回時の質問時よりも苦しんでいる方が増えていることが想像されます。

新型コロナウイルス感染症に罹患した際にも大きな不安に襲われるかと思われませんが、この後遺症についても不安をお持ちの方も多いかと思えます。しかし、市民の皆さんには新型コロナウイルス感染症後遺症の存在について知らない方もおり、まだまだ認知度に差があると感じます。新型コロナウイルス感染症の後遺症については、世界的に調査・研究が進められている最中であり、まだ不明な点が多いですが、国内の調査・研究によると、診断後6か月の時点で約8割の方は罹患前の健康状態に戻ったと自覚したと報告されていますが、WHOは現時点の知見として新型コロナウイルス感染症に罹患した一部の方には長期的心身への影響が残ることがあると報告しています。

そこでお聞きいたしますが、この後遺症は罹患した方にどのくらいの確率で症状が発生するのか、感染時の重症度、性別や年齢、体形、基礎疾患や生活習慣など引起しやすい方の傾向はあるのか、単独での症状なのか、併発するのかなど、特徴についてお示しください。

倦怠感や呼吸困難、嗅覚障害、味覚障害などが挙げられ、脱毛もよく見られる後遺症の一つですが、このような体の不調を感じていても後遺症自体のことや、後遺症の症状が分からなければ気のせいかなどそのまま済ませてしまうこともあるかと思えます。令和3年3定において、市の後遺症の取組について質問した際、市のホームページや広報に載せるなど、周知を図ってまいりたいと答弁されておりましたが、その後、市民への周知についてはどのような対応をされておりましたか。その理由も含めてお聞かせください。

また、質問の答弁では、後遺症に関する相談窓口は保健所であり、相談の流れについては市民から相談が入った場合、保健師が症状を聞き取り、受診が必要な場合には、かかりつけ医がいる場合にはかかりつけ医、いない場合には症状に合わせた診療科の受診をお勧めし、生活の注意点などをお伝えするとのことでした。今も後遺症で苦しんでいる人がいます。ようやく療養が終わった方もいます。これから罹患する方もいらっしゃるかと思えます。このような方や家族などが漠然とした不安や様々なメディアで取り上げられている不確定情報などに振り回されたりすることのないよう、正しい情報を確実に伝えて療養に専念してもらいたいとの思いで質問していました。

その上で確認いたしますが、小樽市の新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する相談体制は変わっていますか。また変わっている場合、どのような形で市民に周知されているのかお示しください。

新型コロナウイルス感染症の後遺症の専門外来についてお聞きしたところ、小樽市内にはないとの答弁

をいただいていた。この後遺症はそれぞれの症状について一般医療の中で十分対処できるものが少なくないとも聞いておりますし、自然経過で徐々に回復することが多いと考えられておりますが、長期にわたり後遺症で苦しんでいる方も実際にいらっしゃいます。そのような状況ですので市内でも多くの医療関係者が最新の知見を得て、かかりつけ医などの医療機関で広く後遺症患者に対応できるように努めているかと思いますが、具体的にかかりつけ医での対応や専門の医療機関への連携、専門の医療機関での対応など、小樽市ではどのような診療体制が整備されていますか。

また、かかりつけ医というのは、市内のどこの医療機関でも該当することになると思いますが、市内の全ての医療機関で後遺症に関する対応は徹底されているという認識でよろしいでしょうか。お聞かせください。

最後に、この後遺症に関する情報は、新型コロナウイルス感染症に罹患した方には確実にお知らせすることが大切かと思えます。そこで、コロナ療養を解除する際に後遺症を疑うような症状が出た場合の相談体制や、診療体制について説明することにより、確実に後遺症の情報を伝えることができるため、必要な対応と考えますが、小樽市での対応と見解についてお聞かせください。

次に、大雪対策についてお尋ねいたします。

今年の1月11日から14日、2月5日から6日、2月21日から24日にかけて北海道では大雪や暴風雪となりました。JR北海道では大学入学共通テスト前日の21時以降に札幌駅を発着する全ての列車が、除雪のため運休する異例の事態となったり、大雪の影響で駅に停車してあった電車や特急車両が立ち往生して動けなくなり、線路上の除雪が追いつかないため、札幌駅発着の普通列車や特急が全て運休となりました。一方、北海道中央バスなどの路線バスや札幌発着の都市間高速バスでもほぼ全便が運休となり、新千歳空港発着便の全便が終日欠航となったのをはじめ、北海道各地の空港を発着する航空便に欠航が相次ぐなど、道内では交通手段が麻痺する状況が多々発生し、札幌市の隣に位置する小樽市民への影響も大きかったと思えます。

そこでお聞きいたしますが、この交通への影響について小樽市内においてはどのようなものがありましたか。また、その主な要因についてもお示しください。

道路の除排雪の遅れについて、数多く報道されていた札幌市の状況では、主要幹線道路やバス路線を優先的に除雪するとともに、生活道路は新雪除雪や整正除雪を緊急的に実施することとし、パートナーシップ排雪を一時止めたり、雪堆積場の不足やダンプトラックの不足も生じたことから、大幅に道路の除排雪の遅れが生じたと聞いております。

1月から3月にかけて小樽市では道路の除排雪の遅れなどはどのような状況でしたか。またその要因についてもお示しください。

ダンプトラックの不足について、各建設業者は例年雪が少ない帯広や釧路といった道東方面の運送会社などに依頼して排雪に必要なダンプトラックを確保してきましたが、この冬は全道的な大雪に見舞われたことで融通ができなくなってしまったそうです。道内全体で運輸局に登録されている大型ダンプトラックの台数は夏場の公共工事の減少などに伴って、令和2年時点でピークの平成8年に比べておよそ27%減少しています。さらに、このうち1割がドライバー不足で稼働していないといます。ダンプトラックの不足と全道的な大雪が重なったことで排雪がうまく進まなかったという実態が分かりました。そのような事態を受け、札幌市では市内少ない人数で効率的に排雪ができるよう、ルートの見直しを行うなどの改善を進めるようです。例えば小樽市においても、除雪ステーションの範囲を超えてある程度のダンプトラックを市内で常に確保し、排雪を特に必要とする箇所に対応するというような対策も考えられるかと思えます。

次の降雪期に向けて小樽市として大雪に対する除排雪の対策、見直しや改善についてはどのように考えていますか。また、検討している内容があればお示しください。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてお尋ねいたします。

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫は、小樽市の象徴的な名所である小樽運河の北運河地区のシンボリックな建物でしたが、令和2年度内に解体したいとの意向が北海製罐株式会社から示され、建物だけではなく、解体による歴史的景観の損失は大変重要な問題であると考え、市民、経済界、有識者の方々に第3倉庫活用ミーティングを設置し、検討をしてきました。その結果、築100年近くの歴史を有する第3倉庫は様々な面から重要な価値を持つ建物であり、当面は建物と土地を小樽市が所有などの提言を受け、小樽市として建物・土地の無償譲渡を依頼し、取得しました。さらに北海製罐株式会社からは、当面の保全への支援として1,000万円の寄附も頂いたものです。

この建物は倉庫として使用されており、床面積は7,259.48平方メートル。土地は2,745.27平方メートルととても大きいものですが、開発者が見つかるまで今後は小樽市が当面保有することになります。ガバメントクラウドファンディングなどで集まった寄附金は、当初の目的どおり、第3倉庫の劣化調査及び機運醸成のためのシンポジウムの開催に要する費用への補助のために使用し、補助に要する金額を超えた額の寄附金は、小樽市登録歴史的建造物の保全事業に充てることとしていました。

そこでお聞きますが、この旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の維持管理や修繕などの費用に充てることのできる寄附金等はどの程度でしょうか、お示しください。

次にお聞きしたいのは、この大きな建物の維持管理と修繕に関する経費です。建物の劣化状況については、躯体としては今すぐ対処が必要な状態ではないようですが、外壁については経年による壁面の剥がれや鉄筋の露出などが見られたほか、テラスの手すりや外階段などは腐食が進み、危険な状態であることが分かっているかと思います。仮に外側を全て補修した場合、多額の費用がかかるため今後、段階的な活用を進めていくに当たっては、安全面の確保のため優先的に必要となる補修の費用捻出方法を検討する必要があります。そこで、今後の補修予定とその修繕にかかる費用、そして本格利用までの期間にかかる年間の維持管理費はどのくらいになりますか。それぞれお示しください。

また、それら費用に対する財源として活用できる国などの補助金等についてもお示しください。

次に、この旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の本格的利用に向けた開発者のリサーチを進めていることと思います。第3倉庫が建っている土地は小樽市の都市計画に定めた用途地域の工業地域並びに臨港地区の区域内にあり、港湾法に基づき臨港地区内に指定した分区の工業港区の区域内であることから、現在は土地の利用が厳しく制限され、現状様々な用途に活用することが難しい状況となっています。分区条例においては、工業港区であり、商業的な活用としては工業港区で認められている施設の従事者及びその利用者のための飲食店及び物販店のみとなっており、この用途を変更するには、合理的な理由と関係者の意見調整、行政手続を経なければならないため、相応な時間を要すると考えられています。

この建物の開発者のニーズに合わせて分区の指定を変更することは可能ですか。また、可能であれば変更に必要な時間の見込みについてお示しください。

今まで倉庫として使用してきた建物ですが、今後開発希望者が現れた場合、どんな条件でも本格利用ができる建物なのか、お金をかけて改修すればどんな条件でも利用は可能なのかは大きな条件になると考えます。建築基準法により、建築物及び建築物の敷地に係る規制や耐震改修促進法、消防法そのほか関係法令などによる規制もあると思いますが、この建物の利用に際しての制限や条件についてどのようなものがあるかお示しください。

最後に、ウィズコロナにおける観光客の受入れについてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の水際対策をめぐり、政府は外国人観光客の受入れを6月10日から再開することとなりました。また、今後、新千歳空港と那覇空港の国際線受入れの再開が予定されており、円安によるメリットを受けられるインバウンド再開は地域経済にとって大きな意味があるものと期待されるものですが、最大限の警戒感を維持しながら徐々に社会経済活動を回復していく必要もあるかと思えます。この水際対策では、オミクロン株に関する知見、各国地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国地域を赤、黄、青の三つに区分し、青区分の国、地域からの帰国者・入国者については、ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず入国後の自宅待機を求めないこととなります。コロナ禍前の令和元年度の状況を改めて確認すると、小樽市の外国人宿泊客は26万7,020人。国・地域別の宿泊客数トップ10は、中国、香港、台湾、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア、アメリカ、オーストラリア、インドネシアとなっており、全てこの青区分の国・地域となっていることから考えると、小樽市にも多くの外国人観光客が訪れることが予想されます。

実証事業は6月2日に終了し、観光庁からガイドラインが6月7日に公表され、旅行会社や宿泊施設などに周知されることとなっています。ツアー参加者はマスクを着用するなど、日本で実施している基本的な感染対策は必ず守ってもらい、日本の旅行会社の添乗員が同行すること。ワクチンの3回接種や民間医療保険の加入などが参加条件となりますが、この外国人観光客の効果的な感染防止対策の遵守方法の徹底は、観光客にとっても、迎え入れる市民にとっても安心・安全を確保する取組として必要なことと考えます。

そこでお聞きいたしますが、現在の飲食店や観光関連施設が実施している感染対策について、英語表記など外国人向けの対応も可能な状況になっていきますか。小樽市においても、2年ぶりの外国人観光客受入れに当たり、外国人観光客に対する市民意識の向上や事業所などが取り組むべき対策について、市民や事業所などへ改めて周知することが必要なのではないかと考えますが、今後の対応についての見解と、具体的な内容についてお示しください。

また、外国人観光客から感染者が出た場合の対応は既に定められていますか。また定められていない場合は今後検討する予定はありますか。お示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共交通の空白地域と利用促進について御質問がありました。

まず、バス停等の勢力圏や公共交通によるカバー人口につきましては、現在の地域公共交通網形成計画におきましては、バス停等の勢力圏の設定をしていないため、カバー人口の算出はしておりませんが、第2次都市計画マスタープランでは、都市交通の現状を把握するため、都市構造の評価に関するハンドブックを参考に、JR駅から800メートル以内、バス停留所から300メートル以内を徒歩圏として設定し、平成27年時点の人口12万1,924人に対し徒歩圏人口を10万5,450人と算出しております。

次に、地域公共交通利便増進事業を活用したコミュニティバス等の導入につきましては、市が事業を実施しようとするもの等の同意を得た上で、地域公共交通計画において事業の概要を定め、地域公共交通利便増進実施計画を策定する必要があります。また、条件としましては、地域公共交通計画に事業の実施区域を定めること、運行主体としては、バス・タクシー事業者のほか、同事業者による運行が困難な場合には、自家用有償旅客運送等として市町村やNPO法人等が実施することが可能となっております。

次に、運転免許証を自主返納した高齢者に対する公共交通の利用促進等につきましては、自主返納者の公共交通の利用促進することは新たな利用者の増加につながるだけでなく、高齢ドライバーの交通事故の減少や高齢者の外出機会の維持などの観点からも効果のあるものと考えております。また、今年度に実施を予定している公共交通の利用促進策につきましては、本市と地域連携協定を締結している北海道科学大学との共同プロジェクトでSNSを活用した情報発信を行うほか、バスロケーションシステムの周知活動、広報おたる特集記事による啓発などを予定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症罹患後症状、いわゆる後遺症について御質問がありました。

まず、後遺症が出やすい傾向にある方につきましては、国内では入院歴のある患者の追跡調査において疲労感、倦怠感、息苦しさ、睡眠障害、思考力の低下が診断6か月後に調査対象者の10%以上に見られ、その中で、筋力低下や息苦しさは、肺炎を合併したより重症の罹患者に認められる傾向があるとの報告があり、海外では高齢、肥満、女性で罹患後症状が見られやすいとの報告があります。

次に、市民への周知の取組につきましては、療養期間終了後も様々な症状に苦しむ方々に後遺症のことを知っていただき、医療機関や相談窓口へつなげることを目的に保健所に後遺症に関する相談窓口を設置していることを、昨年10月に市のホームページへ掲載をし、広報おたる11月号にも掲載をしております。

次に、後遺症に対する相談体制の変更と市民周知につきましては、これまで後遺症の相談は保健所を窓口としておりましたが、一般的な相談については昨日6月14日から外部委託による、小樽市新型コロナウイルス一般相談窓口へ変更することとし、専門的な相談については引き続き保健所が担ってまいります。市民周知につきましては、市のホームページにおいて、「療養終了後も続く症状について」のコーナーや、自宅療養のしおりに掲載するとともに、報道機関を通じて広く周知をいたしました。

次に、市内医療機関における後遺症患者の診療体制につきましては、今月市内の全医療機関を対象として調査を実施したところ、専用外来や相談窓口を設置している医療機関はありませんでしたが、回答のあった医療機関の約4割で後遺症患者の診療を行ったことがあり、約1割で専門医療機関に患者を紹介してまいりました。保健所では、これまでも市内の医療機関に後遺症患者の診察を積極的に担っていただくよう依頼をしてきており、各医療機関において病状に応じて必要な対応を行っていただいているものと認識をしております。

次に、後遺症の情報を伝えるための対応につきましては、罹患した方が療養解除となる際に、後遺症に関する情報を確実に得ることができるよう、ショートメッセージや電話により、市のホームページ内へのアクセス方法や相談窓口の連絡先をお知らせしてまいります。

次に、大雪対策について御質問がありました。

まず、大雪による市内のバス路線への影響につきましては、2月21日の暴風雪の影響により、4本のバス路線で最長1日の運休が発生しております。その主な要因につきましては、深夜の除雪作業後、朝方の暴風雪による吹きだまりが発生をしたことにより、路面状況の悪化やロードヒーティングの融雪が追いつかなかったことによるものであります。

次に、昨年度における除排雪作業につきましては、本市においては、大雪により交通に重大な支障を生じる大幅な作業の遅れはなかったものの、除雪については連続した降雪により作業が追いつかなかったこと、排雪については全道的なダンプトラックの不足により作業に必要な台数が確保できず、計画どおりに進まなかったことが要因となり、作業に遅れが生じたものであります。

次に、大雪に対する除排雪の対策、見直しや改善につきましては、除雪作業の遅れの対策については、地域総合除雪業者と断続的に意見交換を行い、改善に努めてまいります。また、排雪作業に必要なダンプトラックの確保に向けた対応については、全道的なダンプトラックやオペレーター不足などから、抜本的

に改善することは困難であると考えておりますが、地域内の雪押し場を確保することでダンプトラックによる運搬作業を軽減するところが可能となることから、この取組について進めてまいりたいと考えております。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について御質問がありました。

まず維持管理や修繕などの費用に充てることのできる寄附金等につきましては、令和3年度末現在で申し上げますと、北海製罐株式会社やガバメントクラウドファンディングなどの寄附額の合計2,340万3,000円から、第3倉庫活用ミーティングへの補助額536万円を差し引いた約1,800万円の全額が今後の維持管理や修繕などに使用可能な額であります。

次に、今後の補修予定と修繕にかかる費用につきましては、本格的な利用方針が決まるまでの間は維持管理を行う上で緊急性が高いものを中心に補修する予定であり、今年度は建物外観のライトアップに関わる費用を除き、屋外階段の修繕や外壁灯の設置費用として約300万円の支出を見込んでおります。また、例年発生する維持管理経費としては、屋上防水の部分修繕や電気料金など年間約60万円の支出が最低限必要と考えております。

なお、現段階では、これらの維持管理経費に活用可能な補助金が見当たらないことから、当面は寄附金からの支出を考えておりますが、本格的な利用に向け利用可能な財源についての情報収集を進めてまいります。

次に、臨港地区内の分区指定の変更などにつきましては、まず分区指定については、今後の利用方針にもよりますが、小樽港長期構想では、第3号ふ頭及び周辺地区と、周辺の観光拠点との回遊性を高めることを目指しており、第3号ふ頭と北運河の中間に位置する第3倉庫のエリアについて、構想に沿った活用を図るための変更は可能であると考えております。また、変更に要する時間といたしましては、関係する事業者等との事前調整が整った後、手続として分区条例のみを変更する場合は、およそ半年間、都市計画の変更を伴う場合であれば、およそ1年間を要するものと考えております。

次に、建物利用に際しての制限や条件につきましては、今後の建物の利用方法に応じて、例えば建築基準法による直通階段や、防火区画などの改修、消防法による屋内消火栓設備や自動火災報知設備の設置などが必要になるものと認識しております。

次に、ウィズコロナにおける観光客の受入れについて御質問がありました。

まず市内観光施設における感染症対策の外国語表記につきましては、現在、外国人観光客が激減をしていることから、日本語のみの感染症対策の注意喚起を行っている施設が多いと聞いておりますが、外国人観光客の受入れ緩和により、その対応が急がれるものと認識しております。

次に、外国人観光客受入れに当たっての今後の対応についての見解につきましては、市内観光業者からは、外国人対応へのブランクに対する不安の声も聞いており、市民意識の向上や事業者などが取り組むべき対策を改めて周知し、今後回復が見込まれる外国人観光客の受入体制を整える必要があるものと考えております。具体的な内容につきましては、今年度から観光事業者及び市民のおもてなし力を向上する事業を小樽観光協会と連携して進めており、セミナーや研修会などを通じて、市民意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

また、事業所が取り組むべき対策につきましては、市として従業員の語学研修などの支援を検討するほか、6月7日に観光庁から公表されたガイドラインを踏まえ、多言語対応のリーフレット掲示等を促すよう努めてまいります。

次に、外国人観光客からの感染者が出た場合の対応につきましては、国のガイドラインに沿って、旅行者等が有症状者に医療機関を受診させることとなり、感染が判明した際には受診した医療機関から発生

届を提出していただき、その内容を確認した上で保健所において療養のための必要な対応を講じることとなります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、横尾英司議員。

○1番(横尾英司議員) 何点が再質問させていただきます。

まず、公共交通の空白地域と利用促進について、空白地域のバス停勢力圏、JR勢力圏については設定されていないと、カバー人口についてもそれが無いということで設定されていないということでしたけれども、今後、並行在来線の話もあって、それからその空白地域はどこなのかというものをしっかり確認していかなければならない。そこで手を打っていかなければならないことと、先ほども言ったように、高齢者だとか勾配だとかを考えると高齢者の方がバス停まで行くためには、100メートルだとか、そういったことが限界だというような資料もあつたりしますので、細かい単位でも空白地域を把握した上で、公共交通網を形成していくということが大事かと思うのですが、この空白地域の設定については考えていないのか確認させてください。

あと、運転免許証を自主返納した高齢者に対する利用促進策と実施予定の利用促進策についてお聞きしましたけれども、この北海道科学大学とのコラボでの事業、利用促進事業とバスロケーションシステムの周知ということがあるのですが、これについての効果みたいなものは確認される予定があるのかだけ確認させてください。利用促進策も、利用促進されているのかどうかという部分が必要だと思いますので、この効果の確認があるのかないのか、どのような形であるのか、確認させていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症についてお尋ねしましたが、相談体制が変わって一般的な相談は委託先に、専門的な相談は保健所ということでありましたが、一般的な相談というのはどういうものなのか、専門的な相談というのはどういうものなのか具体的に分らないと思いますので、具体例だとか、そういったものがあればお示しいただきたいと思います。

あと、約4割の病院で後遺症について対応しているという答弁がありましたけれども、結局かかりつけ医というのはどこでも市民の方がかかる病院なので、その病院が全て対応できるものなのかという部分、私のほうで聞き漏れしたのかもしれないのですが、全ての病院で後遺症でかかったときに対応していただける状態なのかもう一回確認させてください。

あとは、旧北海製罐株式会社第3倉庫についてだったと思いますけれども、いろいろ利用するときの条件だとか建築基準法だとか確認させていただきましたが、心配なのが利用したいという開発者が出たときに実際にこの用途で使いたいと来て、実はそのためには、例えば設備を変えなければならないという、お金がすごくかかるのだとか、実は法的に使えないのだという話になると、せっかく出てきた開発者も駄目になってしまうということを恐れているのです。そういった使いたいといったときにきちんと使える状態なのかどうかという部分が、私には不安があるところです。そういった部分ではこの建物を利用したいという方がいたときには、その利用の話聞いた段階でこの利用では使えない、この利用なら大丈夫など、しっかり話し合った上で進んでいって、本当に開発したいという人が開発できる状況になるのか、それが法に引っかかってできないということにならないのかという部分だけ確認させていただきたいと思います。

最後、ウィズコロナの観光客の受入れについてです。日本語での表示が多かったりしているということで、この業者への対応について具体的にガイドラインは出たと思いますけれども、宿泊事業者については恐らく直接行っているのかと思うのですが、先ほど聞いたのは飲食店だとか観光関係事業者という部分で、そこにはガイドラインが直接行くことがないだろうということで確認させていただきました。これや

はり確実に進める方法とか具体的にこういうやり方というのがあるのか、もう一回確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 横尾議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず私からは、公共交通空白地域の関係で、今後地域の設定をどうするのかというお話がありましたけれども、今あります計画につきましては、また今後見直しということも考えておりますので、その計画の見直しの中で空白地帯がどのようになっているのかというような現状把握は進めていきたいと思っております。

あともう一点、バスロケーションシステムに関しての効果の確認というお話あったかと思っておりますけれども、これにつきましては、本年度バスロケーションシステムの効果についてアンケート等やっていきたいと考えておりますので、この中で効果は確認してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 横尾議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する御質問についてお答えをいたします。

二つありましたが、まず1点目の相談体制が変わったということで、一般的な相談と専門的な相談の違いですけれども、一般的な相談というのは、新型コロナウイルス感染症の後遺症としてどのような症状が出るのかというお尋ねがあったときに一般的な症状についてお答えをするというような例が考えられるかと思っております。

また、専門的な相談といたしましては、具体的に症状のことが相談窓口で相談をされまして、具体的にどこの医療機関にかかったらいいのかというような内容があった場合に、一般的な相談を受けるところから、保健所のほうにその相談を引き継ぎまして保健所でも対応するということになるかと思っております。

それからもう一点の、かかりつけ医で後遺症について全て対応できるものなのかというお尋ねでしたが、かかりつけ医のところでは全ての症状に対して必ずしも対応できるということではなくて、まずはかかりつけ医のところではどのような症状があるのかということは受け止めていただいて、必要な場合には専門の診療科のほうに紹介をしていただくという流れで対応していただくということになるかというふうに思っております。そのような状況があるということは調査を行って確認はしているということで、引き続きそういう流れがきちんと進んでいくように今後も機会があるごとに医療機関にも求めていきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

私からは、宿泊施設以外へのガイドラインの周知ということでお答えさせていただきますけれども、今、小樽観光協会では、既に観光協会の会員にはガイドラインは周知しているというふうに聞いてございます。観光振興室としては、当然ホームページでガイドラインの周知は図っていききたいと思いますけれども、宿泊施設以外の外国人の受入れに関係のあるような飲食店などの業界の団体ですとか、あるいは会議所などの経済団体にもガイドラインの周知について依頼を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 横尾議員の再質問にお答えいたします。

私からは、旧北海製罐株式会社第3倉庫の活用についてお答えをさせていただきたいと思っております。

使いたいときに使える状態になるかどうかというようなことでお尋ねがあったと思うのですが、旧北海製罐株式会社の小樽工場第3倉庫の活用につきましては、今後、新しい体制で利活用を考えていくことに今なっているわけですが、具体的にはいろいろなことをこれから考えていかなければならないのです。仮に民間利用となった場合については、特にその商業利用などになりますと、様々な整備を整えていかなければいけないわけではありますし、民間利用になりますと何よりもスピード感が求められることとなりますので、その際に円滑に対応できるような準備といたしますか、そういったことをこれからしっかり検討していきたいと思っておりますので、現段階では細かいことはこれからということで御理解いただきたいと思っております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、横尾英司議員。

○1番(横尾英司議員) 公共交通の関係で1点確認させていただきたいと思うのですが、公共交通の形成計画は令和7年度に見直しを行う予定だと思っておりますが、この見直しのタイミングということなのか、それまでの前に今こういった状況が来ているので見直していくという話なのか、その辺は途中なのか、今の計画が終了するタイミングなのかというところを確認させていただきたいのがまず公共交通に対する1点目です。

あともう一点ですが、新型コロナウイルス感染症の後遺症の関係で今、保健所長から御答弁いただきましたけれども、結局は市民の方が具合が悪いとか、この後遺症ではないかといったときには、まず一般的などころにかけた後に、結局委託先なので、その後保健所に自動的につながるものなのか、もう一回かけ直しますという形でのものなのか、ある意味たらい回しではないですが、そういった印象を受けるような引継ぎなものなのか、そのまま保健所につながるものなのかというのが分からなかったのです。具合が悪い方がなるべく長時間そういった相談に時間をかけないようにという思いで言っているのですが、そこに市民の理解がきちんといくのかどうか不安があるのですが、その辺と、その体制というのですか保健所に引き継ぐのは具体的にどのようなものと考えてられるのかだけ確認させてください。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(松浦裕仁) 横尾議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思っております。

現在の地域公共交通網形成計画につきましては、議員のおっしゃるとおり令和元年度から7年度までの計画というようなことになっています。

それで公共交通空白地域をいつ盛り込むのか、見直しの時期等タイミングですけれども、これにつきましては現計画を地域公共交通計画に置き換えていきたいと思っておりますので、これには現在のフィーダ一路線、これを具体的に盛り込んだ形で計画を立てていかなければならないので、このタイミングでこの空白地域がどのようになっているのかというのは現状把握として盛り込みたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 横尾議員の再々質問にお答えをいたします。

一般相談窓口と保健所との連携のことについてお尋ねがありましたけれども、確かに議員のお話されたとおりに相談者になるべく負担をかけないという配慮が必要かというようにも考えますので、一般相談窓口で対応ができない相談については、一般相談窓口の担当者から保健所に連絡をもらって、保健所のほうから相談者に連絡をするという流れを中心に考えていきたいというふうに思います。

それから、一般相談窓口で対応ができない相談、先ほど申し上げた想定されるのは、先ほど申し上げたどこの医療機関にかかったらいいのかという相談が中心になるかと思えますけれども、それ以外に想定できないものが出てくるかもしれませんので、一般相談窓口で対応し切れないものは保健所にしてもらおうと、それで保健所から連絡をするという形を考えております。

○議長（鈴木喜明） 横尾議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） それでは、一般質問を行います。

令和4年4月に、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインが改定され、公表されました。最初にこの避難所におけるトイレの確保・管理のガイドラインの内容をお聞かせください。

次に、共同通信社が4月から5月にかけて行った調査で、自治体の大規模災害に使えるトイレについて、道府県庁所在地の市と政令指定都市の約4割の市で不足すると考えているとのこと。足りると見込んでいる自治体でも、家庭での災害用トイレの備えを促していると聞きます。では、避難所への簡易トイレの常備について必要と思うが見解を求めます。

さらに、災害時の準備として忘れがちなトイレ環境について、NPO法人日本トイレ研究所では、断水や配水管の破損があると、水洗トイレが流せなくなる。停電でマンションの上階に水をくみ上げられない状況もある。ふだん使いができないトイレでは、食事や水分補給を控えて、エコノミークラス症候群のリスクもあると聞きます。災害時、家庭における備蓄品では、最低3日分を用意するのが望ましいとされ、また、国の自治体向けのガイドラインでは、1人1日当たり5回分が目安とされています。

そこでお聞きしますが、使用済み携帯トイレの回収方法について、他市・本市の状況をお聞かせください。

次に、昨年、東京消防庁が導入したトイレカーが、火災現場や災害出動で活躍したと聞きます。昨年1年間で40件以上の現場に駆けつけ、署員の後方支援を行い、最近では各自治体で災害に備えた移動式のトイレを配備する動きが広がっていると聞きます。東日本大震災をきっかけに、組織された一般社団法人助けあいジャパンでは、全国の自治体にトイレトレーラーを分け隔てなく派遣し合うことを目的に常備するよう呼びかけていて、これまで全国の15自治体が導入してこのプロジェクトにも参加。この後、7自治体も導入予定と聞きます。

そこでお聞きしますが、本市では災害時のトイレ設置は民間事業者と提携していると聞きますが、状況をお聞かせください。

また、現状本市ではトイレカーまでは必要ではないと思いますが、災害時のトイレ環境対策に関する時

代の流れについてお考えをお聞かせください。

次に、平成30年の北海道胆振東部地震による大規模停電で、道内で大きな被害が出たことは記憶に新しいことと思います。そのための備えとして各自治体では、庁舎用の非常用発電設備設置が進められていると聞きます。総務省北海道管区行政評価局が道内自治体の非常用発電設備の状況を調べたところ、約8割が庁舎内に設置しているものの、そのうちの8割の自治体では操作訓練をしていないとの結果が公表されました。総務省が示した業務継続計画の策定状況では、北海道と道内全179市町村が策定済みで、災害時に優先する業務を定めていると聞きます。

そこでお聞きしますが、操作訓練をしない理由として、停電時に自動で起動するので必要ないというものが多く、地震が起きたとき給油のために一時停止をする方法が分からなかったり、燃料の維持管理をしていない自治体が多くあったと聞きます。本市では本庁舎と教育委員会に設置されていると聞いていますが、どのような体制で行うのかお聞かせください。

次に、燃料供給で災害時協定を結んでいる自治体では163団体と聞いています。今回の調査では、ガソリンスタンドに行列ができて優先的に給油できなかつたり、店舗が停電のため給油できなかつたりした事例が示されましたが、燃料販売事業者と手順の確認、訓練は行っていますか、現状をお聞かせください。

また、市の担当者の毎年の訓練、人事異動や退職による業務引継ぎについてどのようにお考えかお示してください。

次に、消防救急搬送についてお聞きします。全国では119番で駆けつけた救急隊員が心肺停止の患者の蘇生処置を家族らに断られるケースが相次いでいると聞きます。消防法で救急隊は心肺蘇生等を実施し、医療機関へ搬送しなければならない任務であると規定されています。総務省の心肺蘇生を拒否された調査では、何らかの対応がある消防本部は、全体の46%を定め、そのうち心肺蘇生の未実施や中止を認めているのは30%と聞きます。また、心肺蘇生の未実施については、法的な規定がないと聞きます。この心肺蘇生拒否について「救急隊が責任を問われるおそれもあるのでは」という声もあり、ある現場の声では、隊員から「救急を使命だと思っているので心肺蘇生拒否には戸惑う。」別の消防本部では「家族で考えが違うこともあり、本人の意思を確認するのは難しい。」「対応に地域で差があるのはおかしい」などの声があると聞きます。そこで、消防庁では統一方針の策定を検討していましたが、令和元年、実施している状況を正確に把握できない、不十分として策定を見送ったと聞きます。心肺蘇生の未実施に絡む事例の全国的な統計はありませんが、西日本新聞社の調査では、九州地区では年間約1万2,000件ある心肺停止の搬送人数に当てはめると、心肺蘇生拒否は全体の3%程度と推測されます。

では、昨年のお本市における救急搬送で心肺停止の患者数と心肺蘇生未実施があれば、お聞かせください。

また、本市で家族等から心肺蘇生を拒否された場合の対応方法がある場合の内容をお聞かせください。

次に関連して、以前、消防団員の処遇や総数について、いろいろお聞きいたしました。令和3年版消防白書で消防団員は80万4,877人、入団3万4,553名、退団4万8,154名と聞いています。特に重点的に取り組んだ女性団員、学生団員、機能別団員については増加傾向で、消防団員数は横ばいの状況と聞きます。

最初に、全国では機能別の団員が増えていると聞きますが、本市の消防団員の定数と直近の現在員数、並びに女性団員、学生団員、機能別団員数をお聞かせください。

令和3年版消防白書の中では、退団者が入団者を上回り、年代別では、50歳代から60歳代以上の割合が伸び、20歳代、30歳代の割合が減少してきていると聞きます。本市の年代別の状況についてお聞かせください。

次に、令和2年12月15日付消防庁長官からの消防団員確保についてお聞きいたします。

従来、消防団員は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在だが、近年、消防団員数が著しく減少

し、あと数年で80万人を割り込むことが予想される。そこで重点策をまとめた事項について取組を紹介しています。「1 すべての消防団に女性消防団員の所属」「2 学生消防団員活動認証制度」「3 消防団協力事業所表示制度の導入」「4 休団制度の活用」「5 60歳未満の定年齢の引上げ、定年の導入制度の撤廃について」を述べています。最初に、多様な人材の確保から、事業所、団体等、公務員等、消防職員OB、消防団員OBなどの在籍状況を分かる範囲でお聞かせください。

次に、社会環境の変化等に伴う退団等への対応からお聞きいたします。退団への対応として、何か工夫していることはありますか、お聞かせください。

次に、基本団員を中心とした消防団員の確保等からお聞きいたします。

基本団員の計画的な確保と質の向上、大規模災害団員の導入等について本市の状況をお聞かせください。

次に、自主防災組織との連携や外国人の消防団への加入、防災ボランティアの加入促進、少年消防クラブへの加入促進が挙げられていますが、本市の状況をお聞かせください。

この項最後に、地域防災力自己診断カルテというものが出されています。これを基に勧誘を行うよう促していますが、本市ではこのカルテを利用・活用していますか、お聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連してお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症が初めて報告されてから約3年経過、この間感染のピークが6度となり、現在に至っています。

最初に、4回目のワクチン接種についてお聞きいたします。

18歳から60歳未満の基礎疾患のある重症化リスクの高い人の接種の遅れを懸念しています。本市の対応をお聞かせください。

次に、コロナ感染予防対策の一つであるマスクについてお聞きいたします。

従来、屋内・屋外を問わず、マスクをつけて感染予防に気をつけていたが、世界的な流れで着装する国が少なくなってきたと感じています。5月20日、厚生労働省では、このマスク着装について基準をまとめ公表いたしました。内容は、人との距離が2メートル以上あれば屋内でも屋外でも多くの場合は外せるとしました。また、屋内で会話をするときには、着用を推奨するものの、十分に換気をするなどをすれば外すことも可能だと聞きます。また、保育所に通う2歳以上の未就学児について、着用を一律的に求めない方針に戻すと方針を示しました。

そこでお聞きしますが、本市ではマスク着装についての見解と、市職員への周知、市民から見た職員の率先した対応についてどのように考えているのかお聞かせください。

次に、このたび送付された保存版ワクチン接種の御案内について、読ませていただきました。市民の目に留まりやすく、とてもよくできている冊子と考えます。ただ、欲を言えば、もっと早い時期にこのような情報を市民に知らせてほしかったと考えます。今回の冊子発行で努力した部分や、工夫した内容についてお聞かせください。

次に、育児・介護休業法についてお聞きいたします。昨年の道内男性の育休取得率は10.2%で、前年と比較して倍増になりましたが、市民にはまだまだこの制度についての誤解があると聞きます。代表的な例を挙げると、例の1「うちの会社には育児・介護休業制度はないと言われる。」これに対して、基本的に働き手が申し出れば、会社は拒否できないとこの法律で決まっています。例の2「大企業の社員だけが取れる。」これに対して、企業の規模に関係なく育児・介護休業を取得できる。例の3「働いていないのに給料が出るのはおかしい。」これに対して、基本は無給。代わりに国の雇用保険から育児・休業給付金が支払われる。例の4「契約社員は取得できない。」これに対して、雇用契約期間が定まっている場合で

も、特定の条件を満たせば取得できるという市民からの声です。

北海道では男性の育児休業について広く認知してもらうように育休取得促進プロジェクトという取組をしていると聞きます。理由は北海道内のほうが全国と比べて男性の育児休業取得率が極めて低いと聞きます。この取組の内容や本市でできることはありませんか、お聞かせください。

次に、市民周知の観点からお聞きします。

市民の間では、誤解や認知されないことが多いと聞きます。4月1日より、企業は申出のあった労働者に対して個別の周知制度や、取得意思の確認が義務化されています。また、10月1日より施行予定の事項は、出生時の男性の育児休業の創設。育児休業が2回に分けて取得可能。休業の申出が2週間前までになり、さらに令和5年4月1日より、従業員が1,000人を超える企業は男性の育児休業取得率の公表が義務化になると聞きます。

では、このような制度の改正点の市民周知について、どのように考えているのかお聞かせください。

質問の最後に、青少年育成についてお聞きいたします。

小樽市地域子供会育成連絡協議会という団体があります。令和元年に50周年を迎え、市内の町内会が一つになって子供たちの自主性や社会見学を通して、知見を深めています。しかし、昨今の少子化と役員の高齢化で突然、この団体の解散が発表されましたが、あまりにも突然のことで町内会関係者からは解散・存続の意思が定まらず、妥協案として2年間存続、このとき1ブロックは解散いたしました。道内ではこのような任意の団体が各町内会と青少年育成に取り組むことは珍しいと聞きます。

そこでお聞きしますが、他の自治体では市町村の保健福祉、医療や学校教育分野が担当を担っていると聞きます。この団体では、少年の船、下の句かるたなど、今まで行ってきましたが、本市との関わりで予算や認識についてお聞かせください。

次に、今月の広報おたるでは、青少年課が窓口となって6月25日からジュニアリーダー研修を開催すると聞いています。また、北前船子どもフェリー使節団実行委員会が使節団25名程度を募集、負担金は小学生3万円、随行員6万円と聞き、まさに地域子供会育成連絡協議会との事業の内容に沿っていると私は考えております。

では、この二つの事業の内容と、この事業の予算についてお聞かせください。

次に、本市では少年を取り巻く様々な課題がある中、知恵を絞って取り組んでいると思います。今後、本市の未来を担う子供たちについて、どのような青少年育成の取組を考え、実行していくのかお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害訓練等について御質問がありました。

まず、防災トイレについてですが、本年4月に改定された内閣府のガイドラインに追記された概要につきましては、下水道管路が被災した場合に備え、マンホールトイレの整備に併せた下水道施設の耐震化や、避難所施設における合併処理浄化槽の設置が災害時のトイレ対策の一つとして考えられるとされたものです。

次に、本市の指定避難所への簡易トイレの常備につきましては、既に各避難所にそれぞれ段ボール製の簡易トイレ組立式5台と、排便時等に必要なお納袋、凝固剤を併せて配備しており、予備として簡易トイ

レ組立式計30台と、同様の収納袋等の備蓄もしているところであります。しかし、実際の使用に当たっての課題もあると認識をしており、今後も運用方法の検討を進める必要があるものと考えております。

次に、使用済み携帯トイレの回収方法につきましては、平成30年の北海道胆振東部地震の際、札幌市の例で避難所となった小学校では、通常のごみと携帯トイレごみを分別して回収をしたと聞いております。本市においては、これまで避難所で災害時に水洗トイレが使用できず、避難者が携帯トイレを使用した事例はありませんが、避難所で携帯トイレを使用した場合は、通常のごみと使用済みの携帯トイレごみを分別し、市がごみ集積場から回収をし、処理施設に運搬することを想定しております。また、家庭で携帯トイレを使用した場合も、通常のごみと使用済みの携帯トイレごみを別の袋に分け、燃やすごみとして同様の取扱いを考えております。

次に、災害時のトイレ設置に関する民間事業者との提携につきましては、本市は仮設トイレの調達について、1社と災害協定を締結しているところであります。このほか市内4社からも、災害時には仮設トイレを提供いただけることとなっており、現時点で最大107台の仮設トイレを配備することが可能となっております。さらにこの台数でも不足する場合は、北海道が一般社団法人北海道環境整備事業協同組合等と協定を締結しておりますので、北海道を通じてあっせんを要請いたしたいと考えております。

次に、災害時のトイレ環境につきましては、近年の大規模災害の発生により、長期間の避難生活におけるトイレに関する課題が浮き彫りとなっており、衛生環境の悪化により、トイレの使用を控えるようなことが起きると市民への健康被害を引き起こすおそれがあるため、様々な観点から災害時の備えを検討する必要があるものと考えております。

次に、非常用発電設備についてですが、まず、災害時の非常用発電設備の操作や人員配置等の体制につきましては、災害対策本部の設置後において、本庁舎は総務部を中心とした庁舎の状況確認を行う総務部の総務人事班が、教育委員会庁舎は教育部の職員から構成される文教対策部の施設班がそれぞれの役割を担うこととなります。このため、平時においてもこれらの部署で非常用発電設備の定期的な指導確認を行うとともに、燃料の維持管理等の準備対応を行っております。

次に、燃料販売事業者との災害時の対応手順等につきましては、具体的な訓練の実施までには至っておりませんが、例年、協定締結先の小樽地方石油業協同組合と燃料の供給体制や手順について、確認をしているところであります。また、市担当者の訓練、人事異動等による業務引継ぎにつきましては、これまでも担当部署において、適切に行っているものであります。

次に、救急搬送について御質問がありました。

まず、昨年度の本市の救急搬送における心肺停止の患者数につきましては169人で、全ての心肺停止患者に心肺蘇生を行っております。

次に、家族等から心肺蘇生を拒否された場合の対応方法につきましては、本市では御家族等から拒否された場合であっても速やかに心肺蘇生等を行い、医療機関へ搬送することとしております。

なお、心肺蘇生を希望しない旨の、傷病者の意思表示を書面などにより確認できた場合は、主治医などの指示により、心肺蘇生を中止することがあります。

次に、消防団員対策について御質問がありました。

まず、消防団員の条例定数につきましては、基本団員は464人、機能別団員は50人で、合わせて514人です。本年6月1日現在の団員数につきましては、324人であり、そのうち女性団員は60人、機能別団員は8人であり、学生団員はおりません。

次に、本市の消防団員の年代別の状況につきましては、消防団員数324人のうち、50歳代と60歳代を合わせた団員は160人で、全体の約50%であり、5年前と比較してその割合は増加しております。20歳代と30歳

代を合わせた団員は71人で全体の約22%であり、こちらは5年前と比較してその割合は減少をしております。

次に、消防団員の職業別在籍状況につきましては、事業所・団体等として、消防団協力事業所である14団体に28人、公務員等は6人、消防職員OBは1人、自営業・会社員等は289人であり、消防団員OBはおりません。

次に、消防団員の退団への対応につきましては、これまで本業が多忙などの理由により消防団活動の継続が難しい場合には、退団を余儀なくされておりましたが、令和2年に小樽市消防団条例を一部改正し、機能別団員制度や、休団制度を設けたことにより退団することなく、消防団活動を継続できる環境を整えたところであります。

次に、基本団員の計画的な確保等につきましては、各分団を通じて市民の皆さんに勧誘を行っているほか、市のホームページやFMおたる、さらには消防本部が行う行事において募集を行い、基本団員を含む消防団員の入団促進に努めているとともに、消防団員の質の向上を図るため、消防団独自で訓練や研修を行うほか、消防本部との連携訓練を通じ災害対応能力などの強化に努めているところであります。

また、大規模災害団員につきましては、本市としては機能別団員の一部と考えており、その役割として大規模災害における重機等の特殊車両の操作や、通訳等の活動が期待できることから、積極的に加入促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織との連携や、外国人防災ボランティア、少年消防クラブへの加入促進の本市の状況につきましては、自主防災組織が行う津波避難訓練に消防団員が参加するなど、連携に努めており、また、加入促進につきましては、外国人や防災ボランティアにかかわらず、広く市民の皆さんに消防団への入団を働きかけているところであります。

少年消防クラブへの加入促進は、各クラブの指導者による勧誘のほか、消防体験研修会の参加者をクラブ員以外に拡大するなど、より多くの子供たちに消防への関心を持っていただくことにより、入団促進を図っているところであります。

次に、地域防災自己診断カルテの利用・活用につきましては、このカルテにある、消防団に関わる項目は、第7次小樽市総合計画、小樽市強靱化計画などの策定に当たり検討していることから、現時点では活用しておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症等について御質問がありました。

まず、18歳から60歳未満で基礎疾患がある方などへの4回目ワクチン接種の対応につきましては、対象者ができるだけ早く接種を受けられるよう医師会との相談の上、接種券を4回目接種が可能となる日の1か月程度前に送付するとともに、対象者からの申告により接種券を発送するのではなく、3回目接種を受けた方全員に接種券を送付することといたしました。

なお、間違い接種を防止するため、4回目接種の対象となる方の説明と不明な点はコールセンターに問合せいただきたい旨を記載した文章を接種券に同封をいたしております。

次に、国が示すマスク着用の基準につきましては、市といたしましては、マスクの着用は従来と同様に基本的な感染防止対策として重要であると考えておりますが、人との距離が確保できており、会話を行わない場合や飲食を伴わない場合には、国が示した方針のとおり屋内においても換気の下でマスクを外すことが可能であると考えております。

また、本市職員のマスク着用につきましては、執務室内において、十分な人との距離が確保できず、窓口での対応時など、会話を行う場合が多いため当面は引き続き執務中の着用が必要と考えており、着用を取りやめることについては慎重な検討が必要と考えております。

次に、全戸配布した保存版ワクチン接種の御案内の発行に当たり、工夫した点につきましては、市民の皆さんにワクチンに関する正しい情報をお伝えをし、接種について検討をしていただくため、冊子の作成に当たっては多くの方に手に取って読んでいただき、分かりやすいと感じていただけるよう、親しみのあるキャラクターを用いながら、紙面の構成や配色、書体などに工夫を凝らし、必要な情報を掲載したところであります。

次に、育児・介護休業法等について御質問がありました。

まず、北海道の取組である育休取得促進プロジェクトにつきましては、民間企業等とも連携をし、育児休業に関する事例等の情報共有や男性の育児休業に関する周知啓発を行い、北海道全体で男性の育児休業取得に向けた機運の醸成を図るために令和2年度から進めているプロジェクトと認識をしております。現在は、北海道から道内自治体に対する働きかけはありませんが、今後連携や協力の要請があれば、検討してまいりたいと考えております。

次に、育児・介護休業法の市民への周知につきましては、厚生労働省や地方労働局がホームページに掲載するほか、労働局では改正内容を事業主に周知するため1月から2月にかけて計4回、オンラインにより説明会を開催したと伺っております。市といたしましては、市のホームページで市民周知に協力するほか、市民からの問合せ等に対しましては、相談窓口の紹介など、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、青少年の育成等について御質問がありました。

まず、小樽市地域子供会育成連絡協議会との関わり等につきましては、本市の青少年育成の取組については、当協議会と協力・連携して取り組んでいることから、市は当協議会の事務局を担当するとともに、研修をはじめとした事業活動に対し、毎年16万円を上限として補助金を交付しております。また、当協議会は子供会相互の交流の促進や子供会リーダーの育成等の事業を50年以上にわたり積極的に行っていることから、本市の青少年育成の取組を牽引する団体であると認識をしております。

次に、ジュニアリーダー研修及び北前船子どもフェリー使節団の事業内容と予算につきましては、まずジュニアリーダー研修は学校や地域活動などで活躍できるリーダーを育成することを目的として小学校5年生、6年生を対象におたる自然の村での宿泊研修等を実施し、参加者同士の交流を通じて相互理解とリーダーシップの醸成を図っており、今年度の事業費は約7万円を見込んでおります。また、北前船子どもフェリー使節団は、子供たちが日本遺産に認定をされている北前船の寄港地との交流を通じ、日本遺産への理解を深めることを目的として実行委員会が実施をするもので、令和元年度に石川県加賀市の子供たちが同事業により来樽をしております。今年度はその一連の取組として、本市の子供たちが加賀市をはじめとする北陸の北前船寄港地を訪問し、文化財の見学等を行う事業内容となっており、実行委員会の事業予算の総額は約268万円と伺っております。

次に、今後の本市の青少年の育成の取組につきましては、本市では子供たちのリーダーシップの醸成につながるよう、交流を主体とした内容でリーダー研修を実施しておりますが、様々な知識や伝達力、表現力の習得を目的に令和2年度からは外部講師を招き、小樽の観光をテーマとして市内散策や意見交換、ラジオ出演を行っております。本市といたしましては、今後も将来を担う子供たちが積極的に地域のリーダーとして活躍できるよう、スポーツ、歴史、文化などの分野にも目を向け、研修内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) 2点だけ聞かせていただきたいと思っております。

青少年育成について、2点お聞きいたします。

最後に聞きました、この北前船子どもフェリー使節団は、今回初めてされるということで予算も聞きました。その点で、これは本市も関わっていることですから、継続事業と考えていいのか。まずそれが1点。それと予算についてお聞きしましたが268万円。これについては、本市の補助そういうものも含めて総額でこの金額ということでよろしいのでしょうか。その2点だけお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 山田議員の再質問にお答えいたします。

北前船の交流事業の関係でございますけれども、1点目の継続事業かということですが、これ御答弁でもお答えしたとおり、令和元年に加賀市の子供たちが小樽に来て、その答礼ということで今回、加賀市のほうに小樽の子供たちが行くということで聞いておりますので、継続事業では今のところ私どもでは押さえておりません。

2点目の268万円の内訳ですけれども、まず参加者の負担金が大体半分ぐらいがありまして、それ以外に市からの負担金として60万円、それから実行委員会の負担金として約53万円、それらの合計が268万円という内容になってございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号及び議案第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。横尾英司議員、高橋龍議員、酒井隆裕議員、秋元智憲議員、松岩一輝議員、須貝修行議員、佐々木秩議員、高野さくら議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第3号、議案第4号、議案第9号、議案第11号及び議案第12号につきましては、総務常任委員会に、議案第8号につきましては、経済常任委員会、議案第5号及び議案第6号につきましては、厚生常任委員会に、議案第7号及び議案第10号につきましては、建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月26日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時36分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 小池二郎

議員 中村吉宏

令和4年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和4年6月27日

出席議員（25名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 横尾英司 | 2番 | 松田優子 |
| 3番 | 小池二郎 | 4番 | 中村岩雄 |
| 5番 | 面野大輔 | 6番 | 高橋龍 |
| 7番 | 丸山晴美 | 8番 | 酒井隆裕 |
| 9番 | 秋元智憲 | 10番 | 千葉美幸 |
| 11番 | 高橋克幸 | 12番 | 松岩一輝 |
| 13番 | 高木紀和 | 14番 | 須貝修行 |
| 15番 | 中村吉宏 | 16番 | 中村誠吾 |
| 17番 | 佐々木秩 | 18番 | 林下孤芳 |
| 19番 | 高野さくら | 20番 | 小貫元 |
| 21番 | 川畑正美 | 22番 | 濱本進 |
| 23番 | 山田雅敏 | 24番 | 鈴木喜明 |
| 25番 | 前田清貴 | | |

欠席議員（0名）

出席説明員

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 市長 | 迫俊哉 | 教育長 | 林秀樹 |
| 副市長 | 小山秀昭 | 総務部長 | 佐藤靖久 |
| 財政部長 | 上石明 | 産業港湾部長 | 渡部一博 |
| こども未来部長 | 安部俊克 | 建設部長 | 松浦裕仁 |
| 教育部長 | 薄井洋仁 | 総務部総務課長 | 中村弘二 |
| 財政部財政課長 | 尾作考則 | | |

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 中 村 哲 也
主 査 柴 田 真 紀
議事係 長 深 田 友 和
書 記 三 上 恭 平
書 記 中 村 知 奈 津

事務局 次 長 佐 藤 典 孝
総務係 長 加 藤 佳 子
書 記 阿 部 久 美 子
書 記 相 馬 音 佳
書 記 成 田 昇 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第12号、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第30号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

次に、議案第12号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号、陳情第11号第3項目の2、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第12号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシ

ェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方についてはいずれも採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第30号小樽市役所のウイングベイ小樽移転方についてはいずれも不採択の立場で討論を行います。

議案第12号です。政府は核兵器禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

陳情第8号です。津波対策として整備している実態があります。

陳情第11号第3項目の2です。生涯学習プラザについて利用者の要望を尊重することは当然であり、託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。塩谷小学校の存続が必要です。

陳情第30号です。市役所をウイングベイ小樽に移転することは、市民の利便向上に当たるとは、思えません。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第30号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第12号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張し、討論します。

現在、気候変動が進んでいます。その原因は、大気中にCO₂などの温室効果ガスが増えていることにあります。気候変動を防ぐためには、まず、CO₂の排出を抑制することが必要です。森林には気候変動を抑制する機能があります。森林は光合成によって、CO₂を吸収し、CO₂の排出を削減することができます。こうしたことから、地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収元として大きな役割を果たしています。気候変動を防ぐためにも、これまで述べてきたとおり、陳情者が求めている天然林に戻すための皆伐は、環境負担も含めて適切ではないと考え、不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第7号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号、陳情第3号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1、陳情第11号第4項目及び陳情第28号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、議案第5号及び議案第6号については可決、陳情第2号、陳情第3号、陳情第11号第1項目の1及び陳情第28号については採択、陳情第7号は不採択を求めます。

陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方についてに関して、討論いたします。5月28日小樽市民センターのマリンホールで行われた事業者説明会の資料によると、この計画は小樽市及び余市町にまたがる毛無山において、1基4,300キロワットから5,500キロワット、高さ約180メートルの風力発電を最大27基設置、総出力11万6,100キロワットという大規模な風力発電計画です。陳情の内容は、市は事業者に対して、計画に当たっては住民生活に最大限の配慮をし、十分に影響低減に努めるように求めること。地域住民に広く周知し、対話、説明の機会を求めること。しかし、そのようにしても、十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意が得られない場合は、市は事業者に対し、計画を進めるべきではないことを提言することを要望しています。私は、5月8日、陳情者らによって企画された塩谷丸山登山に参加しました。年間1万人を超える登山者がいるというだけあって、山道の脇に咲く花を見ながら、2時間半ほどかかって到着した山頂は、小樽や余市の町とその先に続く海、そして背後には、山が望める素晴らしい眺望と吹き抜ける風で大変爽快でした。山頂での時間は、巨大風力発電建設計画がある場所を実際にこの目で見るという登山の目的を忘れてしまいそうなほど楽しい時間でした。このような経験ができる塩谷丸山登山とその山頂からの景色は間違いなく小樽の財産です。塩谷丸山山頂から羊蹄山を望むその途中に巨大風力発電が27基も建設されてしまえば、この素晴らしい眺望は、破壊されてしまいます。5月28日の事業者説明会では、参加者の質問に対し、風車の基部となるコンクリート構造物の大きさについて、高さ5メートル、幅約20メートルと想定していることを事業者は説明しました。このコンクリートの塊を埋設するわけですが、地盤の状況によっては、さらにその下に何メートルものくいを打つ可能性もあるということでした。これを27基分、手つかずの森林を切り開き、山を掘削し、埋設することになれば、

多大な自然破壊になると考えます。計画の大部分が水源涵養保安林に指定されています。さらに、土石流危険渓流が含まれています。計画を進めることで、地域住民が水資源への影響や土砂災害発生への懸念を抱くことは当然と考えます。陳情者が要望するように、住民の理解と合意が得られない場合、計画を進めるべきではなく、陳情が求める内容が妥当と考えることから、陳情第28号の採択を求めます。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

○23番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について、不採択を主張して討論いたします。

本年策定された、小樽市総合体育館長寿命化計画では、本市総合体育館を旧緑小学校跡地での建て替えによる、再整備を検討する旨が記載されております。これを基に基本構想に着手している現状、本市の方針は明確になったものと理解しております。これまでの議会議論において、我が党は、本市総合体育館を旧緑小学校跡地での建て替えを求めてきたことは、皆様御承知のことと思います。しかし、様々な可能性を含めて、現状を判断するため本陳情を継続審査としてまいりましたが、本市の方針が明確になった現在、本陳情をこれ以上、検討する余地はないものと考えます。今後は、我が党が主張してきた体育館の旧緑小学校跡地への早期建設が実現することを願います。

よって、陳情第7号を不採択とすることを求めて、各党派、各議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、陳情第7号に対し、不採択の立場で討論いたします。

本陳情は、市民会館を旧緑小学校跡地に移転するよう求めるものであります。我々が反対をする理由について、簡潔に申し上げます。

旧緑小学校跡地は小樽市総合体育館長寿命化計画において、新総合体育館の建設用地となっており、加えて公共施設長寿命化計画においては、市民会館は第1期で改修、第2期で建て替えの予定です。つまり、市の示した計画と本陳情の求めるものは、方向性をたがえる形となりました。旧緑小学校跡地の利用に関して、市の計画と考え方を同じくする立憲・市民連合といたしましては、本陳情を採択することはできないという判断に至り、不採択の態度をとるものであります。

以上、討論いたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について、不採択の立場で討論を行います。

これまで、この陳情につきましては、継続審査を主張してまいりましたが、本年3月小樽市教育委員会より、総合体育館長寿命化計画が正式に策定され、議会の中で公共施設の再編に関する調査特別委員会に提出されました。この計画の中で、建て替え場所について次のように記載されております。「新総合体育館の建設場所は、新たに土地を取得する必要がないこと、建替えにより使用できない期間がないこと、中心部に位置して利便性が高いこと、海拔が高く（62.7m）防災拠点として適していることなど複合的な視点から、現総合体育館に隣接する「旧緑小学校跡地」とします」との内容であります。また、本計画ののっとり、令和4年度は基本構想、5年度は基本計画へスケジュールが進展する予定と伺っております。よっ

て、陳情趣旨である市民会館を旧緑小学校跡地へ移転してほしいとの内容については、この計画により、議論の余地はないものと判断いたしました。これにより、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について、不採択を主張し、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第7号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第3号及び陳情第28号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号並びに陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第29号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第29号は不採択、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求め、討論いたします。

初めに、陳情第29号JR小樽駅前広場再整備の中止方についてです。日本共産党は、小樽駅前の安全対策は必要と考えています。しかし、安全対策以上に規模を広げ、莫大な事業費をかけるべきではありません。陳情者は現状で事故は起きないと理由を述べています。ところが、委員会の質疑で過去5年間事故が起きなかったことはないと答弁があったように、事故は現実起きており、安全対策は必要であり、不採択を主張いたします。

次に、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。市民が利用しやすくしていくかが、公共交通を維持していく上で重要です。小樽市は第7次総合計画の基本構想で、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指としています。事業者と協力して塩谷と築港を結ぶ路線を作るべきです。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。地域住民と協議を進め、安定的に水を供給できるようにすべきです。

陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。陳情第4号と同様に、利便性を向上させることが利用促進には、欠かせません。そのために、必要な整備を市が行うなどして、市民の要望に応えるべきです。

以上、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第29号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第13号及び議案第14号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。(拍手)

○市長(迫 俊哉) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第13号令和4年度一般会計補正予算につきましては、国において拡充された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分等を活用し、電気・ガス料金や食材価格の高騰などにより、家計への負担が大きい子育て世帯の生活を支援するため、市独自の事業として、子育て世帯応援クーポン券事業費及び学校給食原材料費等支援事業費を計上したほか、国の子育て世帯生活支援特別給付金への北海道による上乗せ支援として、子育て世帯臨時特別給付金事業費を計上いたしました。

また、事業者支援につきましては、コロナ禍において、燃料費や原材料費の高騰の影響を受ける事業者に対し、業種を限定することなく、幅広い市内事業者の事業継続を支援するため、事業継続緊急支援事業費を計上したほか、公共交通事業者等支援事業費及び貨物自動車運送事業者支援事業費を計上いたしました。

さらに、観光需要の喚起策として、市内宿泊施設への誘客促進及び消費増を図るため、宿泊施設誘客促進事業費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金及び道支出金を計上いたしました。

議案第14号職員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、多木誠一郎氏、菰田尚正氏、中村誠吾氏、上石明氏及び勝山貴之氏の任期が令和4年8月31日をもって満了となりますので、引き続き多木誠一郎氏、菰田尚正氏及び中村誠吾氏を、新たに渡部一博氏及び安部俊克氏を選任するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。(拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、議案第13号令和4年度小樽市一般会計補正予算は、可決を主張し、討論いたします。

まず、学校給食原材料費等支援事業費です。今定例会で、我が党の小貫元議員の代表質問において、臨時交付金の活用が可能な事業例として、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業は示されているが、小樽市としてもこれを活用し給食費負担軽減に取り組むべきではないかとの質問に対し、教育長は、国から同交付金の活用が可能な子育て世代への支援として学校給食費の負担軽減が例示されておりますので現在、市教委においてその実施についての検討を進めているところと述べ、市長は物価高騰に関わる生活支援に関して、早めに着手できるものについては、最終本会議で御審議いただければと答弁しました。こうした素早い対応に敬意を表します。

しかし、道内他都市の臨時交付金を活用した給食費への補助では、1年間の限定とはいえ全額無料とする自治体や半額にする自治体もあります。本市では、全額無料を約2億4,000万円のできるのですから、実施すべきです。子育て世代への特別給付金やクーポン券の支給事業は評価できます。しかし、燃料高騰、

物価高騰の影響を受けているのは、高齢者も同様です。年金額は0.4%の減額です。食品なども大幅に値上がりしているさなかの減額は、高齢者を苦しめています。今定例会には間に合わないにしても、次回市議会に向け、福祉灯油を実施することなどを検討すべきです。さらに、燃料高騰、物価高騰の影響を受けているのは運送事業者や交通事業者だけではありません。ハウス栽培農家や漁業者、公衆浴場、クリーニング店への影響は多大です。一刻も早く実施することは重要なことですが、影響を強く受けている事業者の調査を行い、不公平感がないようにすることも重要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第14号について、採決いたします。

本件につきましては、職員懲戒審査委員会委員5名の選任について同意を求める案件であります。中村誠吾氏とそれ以外の方々を分離して採決いたします。

最初に、中村誠吾氏について、採決いたします。

この採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、中村誠吾議員は除斥となりますので、退席を求めます。

（16番 中村誠吾議員退席）

○議長（鈴木喜明） お諮りいたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

（16番 中村誠吾議員着席）

○議長（鈴木喜明） 次に、ただいま決定いたしました以外の方々について、一括採決いたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第13号について採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、後志教育研修センター組合議会議員に、私、鈴木喜明を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第4「意見書案第1号ないし意見書案第13号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号、意見書案第5号及び意見書案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

○16番（中村誠吾議員） 提案説明をいたします。

初めに、意見書案第1号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書（案）についてです。沖縄に行かれた方なら分かることなのですが、美しい自然を楽しみながら、移動をしていますと、突如として永遠と続く金網のフェンスとその中に広がる広大ながらんとした敷地を目にすることになります。それは行く先々で同じです。国土面積の0.6%に米軍基地や施設の70%が集中している沖縄の現実なのです。今、中国の海洋進出やロシアのプーチン大統領によるウクライナ侵攻によって国内でも安全保障について議論が起きています。今次の議論を考えるならば、本意見書案の訴えのとおり、私たち一人一人が基地の負担について考えなければならないのです。

次に、意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）についてです。教育の機会均等、水準の最低保障は国家の最大の使命であり、教育は未来への投資でもあります。今、コロナ禍の中で、そうして不穏な世界情勢の中で経済的に困難を抱える子供たち、保護者の実態が明らかになっています。ぜひ格差を生じさせない積極的な財政措置を図ってほしいと考えます。

最後に、意見書案第7号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）についてです。なぜ、政府が最低賃金の引上げの取組を強めているのか。それは、個人消費の喚起には最低賃金の引上げが欠かせないからであり、事実として個人の消費は国内総生産GDPの半分以上を占め、その活性化は経済の好循環に不可欠だからです。そうして、意見書案にも示しているとおり、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備の推進も欠かせないことは忘れてはいけません。

以上、3つの意見書案についての提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第2号ないし意見書案第4号及び意見書案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、意見書案第2号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）、意見書案第3号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案）、意見書案第4号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書（案）、意見書案第6号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）の提案説明を行います。

意見書案第2号です。インボイス制度の導入は、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

意見書案第3号です。国産砂糖を守る政策への転換が必要です。

意見書案第4号です。コロナ禍で米の需要減少は深刻です。少なくとも、国産米の受給状況に応じた輸入数量調整は実施すべきです。

意見書案第6号です。日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つことは、必要です。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。（拍手）

○2番（松田優子議員） 提出者を代表して、意見書案第8号地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）について提案趣旨説明を行います。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られています。政府の、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、地方公共団体情報システムの標準化が決まり、そこで地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、令和2年度、3年度に約1,825億円を基金として計上しました。国では、2022年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、それを受けて地方公共団体では、令和5年度から7年度にかけて、ガバメントクラウドの利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっています。しかし、地方自治体では、新型コロナウイルス感染症の影響で、財政状況も厳しい上、デジタルの人材不足も深刻な状態になっているのが現状であり、システムの利用についても高齢の方などデジタル化に慣れていない方にとって、使いこなせるのか利便性があるのか様々な懸念があるのも事実です。よって、政府においては、システム導入に向け、このような地方公共団体の状況を踏まえ、令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行い、また、情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討し、都道府県に対しても、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導することを要望するものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第9号ないし意見書案第13号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党を代表し、意見書案第7号について否決の立場から討論します。

コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、我が国の経済情勢は力強い回復に至らず、先行きも予断を許しません。企業業績はいわゆるK字型の回復を示し、業績が好調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい状況の企業が多く、事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められます。こうした状況の中、成長と分配の好循環を実現するには、生産性の向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠であり、政府によるパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージをはじめとした取組の粘り強い継続と実効性の強化により多くの企業の賃上げにつながる必要があります。最低賃金は近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業、小規模事業者から経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれています。最低賃金は、法が定める労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければなりません。意見書案には、最低賃金の大幅な引上げや道内高卒初任給の時間当たりの賃金を下回らない水準に改善することの記載があり、これらは労働者と同じく新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者にとって難しいと考えま

す。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論とします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、討論いたします。

まず、意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）についてです。本意見書の趣旨は、数字の部分はさておいても、国が責任をもって、教育にかかる予算を確保・拡充し、それをもって教員の確保や家庭の経済負担減、子供の教育機会均等等を図ってほしいというものです。市民に寄りそう立場の市議会としては、極めて当然の要望ではありませんか。日本の教育予算は、世界的に見てもいまだ低水準にあります。そうした中で、本市においても学校現場では教職員の超過勤務・多忙化は相変わらずの状況ですし、子供の数が減り、養護教諭が置けない学校が出たり、様々なサポート職員は配置されているものの本来の教員が不足し、休んだ教員の補欠さえ困難な状況が現場では起こっています。一方、家庭や子供たちにおいては、続くコロナ禍の影響はいまだに大きく、さらにこれまでの政府施策が公を奏さず、物価高は進行するという追い打ちをかける中、一過的な国の助成等ではそれらをカバーできてはおらず、保護者負担は増すばかり。このままでは、経済的理由で子供たちの進路が制限され、教育の機会均等までが危ぶまれるおそれがあります。こうした中で、本意見書案にあるような教育予算の確保・拡充を国に求めるのは、私たち地方議会としての責務と考えることから、可決を求めるものであります。

次に移します。先ほども申し上げましたが、今多くの家庭で物価上昇による家計への打撃が深刻なものとなっています。新型コロナウイルス感染症の蔓延に起因する世界的な半導体の不足、流通にかかる経費の増大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の影響、円安で進む為替市場など多くの問題を抱えている中、コストを抑えるために給料は上がらないという状況です。景気悪化と物価高が進むいわゆるスタグフレーション的な状況で短期的には生活に不可欠なものの値段を下げるための施策も必要ですが、成長に向けた本質としては所得を上げていくことこそが重要であることから、意見書案第7号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）について、意見を申し上げます。景気回復に向けて消費を増やし、経済成長をさせようの前に、まず消費をするための原資がなくては、購買力を上げることはできません。そもそも、これまで日本経済が停滞し続けた理由は何でしょうか。「我が国においては、成長の果実が、地方や取引先に適切に分配されていない、さらには、次なる研究開発や設備投資、そして従業員給料に十分回されていない」といった、「目詰まり」が存在する。その「目詰まり」が次なる成長を阻害している。待っていても、トリクルダウンは起きない。」今申し上げたのは、内閣官房による新しい資本主義のグランドデザインからの引用です。文中では給料が上がらないことを目詰まりと表現し、これまでの失敗を認めた上で、今後に向けては政策的に解消する必要性をうたっており、この点については我々も共感を覚えております。加えて、この議論の際に必ずといっていいほど出てくるのが、最低賃金を上げると、企業が倒れるという話ですが、それは企業に対しての支援を行わない場合には起きてしまう懸念はあります。しかしながら、本意見書案には企業側に対しても、賃上げしやすくするための支援策の拡充を図ることが記載されています。労働者にも、経営側にも必要な措置を行っていくべきという趣旨に我々立憲・市民連合は賛同するものです。なお、自民党の高市政調会長が賃上げ政策への見解として、最低賃金はできる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指していると示しておいでだったのは、つい先日6月16日のことでありました。

以上のことから、ぜひ全会一致にて意見書案第7号を御可決いただくことを求め、立憲・市民連合の討

論を終わります。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。（拍手）

○1番（横尾英司議員） 公明党を代表し、意見書案第8号地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）について、可決の態度を表明し、討論を行います。

地方自治体においては、DXの推進が図られているとともに、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、地方公共団体情報システムの標準化が決まったことに伴い、令和5年度から7年度にかけて、ガバメントクラウドの利用に向け、標準準拠システムに移行していく予定となっております。国においては、自治体情報システムの標準化・共通化に向けて、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書などを公開しているほか、ガバメントクラウドに関する先行事業を公募するなどの取組が進められています。しかし、標準準拠システムへ移行する場合には、事業者による標準準拠システムの開発に加え、各地方自治体においても他システムとの連携を含むシステム開発が必要となり、実際に移行するまでに一定の期間を要すことが見込まれるにもかかわらず、移行に向けた調査や計画策定等を全国の自治体が同時に進めているためコンサルティング事業者やシステム事業者の人材不足、またそれに伴い、自治体におけるデジタル人材確保がより困難度を増していることや需要過多による価格の上昇、他のシステム改修回収への影響などといった課題が明らかになっています。さらに、地方自治体は新型コロナウイルス感染症の影響で財政状況も厳しい状態となっていることや高齢者はデジタル化に慣れていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある状況です。そのような地方自治体の状況を踏まえ、自治体情報システムの導入に向けて、令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じた柔軟な対応を求めるとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うことや情報システムの保守、運用コストなど総合的な支援の検討と都道府県に対して市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導するよう求めるものです。

以上の理由により、意見書案第8号地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）については、可決の態度を表明し、各議員の賛同を呼びかけて討論といたします。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び意見書案第8号については否決。意見書案第2号ないし意見書案第7号については可決の立場で討論します。

意見書案第1号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書（案）です。沖縄が日本に復帰して今年で50年です。復帰したあとも沖縄の基地負担は高まり、現在も県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島全体の軍事化が進められています。これを解決するには、辺野古新基地建設の中止、普天間基地の無条件撤去しか道はありません。米軍基地の強化は、沖縄だけではありません。北海道から沖縄まで全国各地に130か所の米軍基地があり、そのうち米軍専用基地は81か所、ほかには自衛隊との共用になっています。中でも、首都東京に陣取る横田基地においては、配備されたオスプレイのホバリング訓練は、民家の間近で行われ、横田基地での軍用機の発着は、2020年には3万4,000回と3年連続増加しています。岩国基地では東アジア最大の航空基地へと変貌し、横須賀基地では新型イージス艦も相次いで配備され、在日米軍基地が世界への殴り込みの一大拠点として強化されています。このように米軍基地は、日本国民の命と暮らしに重大な被害と苦痛を与え続けています。普天間基地を本土に引き取るのではなく、在日米軍基地を全面撤去し、日本全土に基地のない平和な日本にすべきです。

意見書案第8号地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）です。デジタル関連法案に

は、デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会形成整備法案、公的給付支給預貯金口座登録法案、預貯金口座マイナンバー管理法案、自治体情報システム標準化法案がありますが、日本共産党は、全てに対し、プライバシーの侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、そして官民癒着の問題があるとして、反対していることから否決します。

意見書案第2号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）です。消費税のインボイス制度が2023年10月から導入されることに、自営業者などから不安と批判の声が上がっています。年間売上げが1,000万円以下は免税事業者とされ、インボイスを発行する必要がありませんが、規模の大きな取引先の課税業者からインボイスを求められれば、断ることは困難です。インボイスを発行する業者は、免税事業者となれないので、売上げが数十万円あっても、売上げにかかる消費税を支払わなければならないとなります。取引ごとのインボイスの発行や7年間の保存などの事務負担に加えて、消費税の負担が重くのしかかってきます。フリーランスや個人事業主などには大きな問題です。インボイス制度の導入は中止すべきです。

意見書案第3号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案）です。農林水産省が最近発表した2020年のカロリーベースの食料自給率は、前年度から0.38ポイント減少し、37.17%になりました。その中でも、北海道のてん菜糖は国産砂糖の8割を占め、砂糖の自給率40%を支えています。輸入調整金収支の赤字を理由に、砂糖の生産量64万トン枠を削減する動きは、生産者と地域経済にとって大きな問題です。砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守り、自給率を引き上げることが必要です。

意見書案第4号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書（案）です。農林水産省は水田から米以外への転作を補助する水田活用直接支払交付金の交付対象を狭め、5年のうちに米を作付しない水田を交付対象から外そうとしています。直接支払交付金の活用で、米からそばや小麦などへ転作し、直接支払交付金とは別に転作で2万円の産地交付金を受けても、直接支払交付金がなくなれば赤字です。今必要なことは、生産者を励まして、生産を増やし、食料自給率を高めることであり、水田活用の直接支払交付金の見直しは中止すべきであります。

意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することになりました。しかし、中学校・高校については依然として検討にとどまっています。要保護・準要保護援助率は、北海道は全国で8番目に高く依然として厳しい実態にあります。また、給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、教材・図書費も自治体によって措置に格差が生じています。さらに、奨学金制度の利用者や経済的な理由で進学・就学を断念する子供が増加しており、授業料の無償化などを拡大していく必要があります。

意見書案第6号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）です。核兵器禁止条約が発効して1年を経過しました。核兵器禁止条約の署名・批准は、今年6月13日現在で、署名国86か国、批准国62か国となりました。6月21日にウィーンで開催した核兵器禁止条約第1回締約国会議で各国による発言が行われ、多くの国がウクライナ侵略を続けるロシアによる核兵器使用の威嚇を念頭に、核抑止力論は通用しないと強調し、核兵器の禁止条約の実践にこそ危機打開の道があると訴えています。日本は、国及び政府においては、核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために核兵器禁止条約の参加・署名・批准を行うべきです。

意見書案第7号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）です。道内で働く方の暮らしは、コロナ禍の下で一層厳しい状況に置かれています。年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれ

る労働者は、道内でも45万人を超え、給与所得者の27.3%に達しています。最低賃金が上がらなければ、働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、道内経済の停滞を招くことにつながりかねません。今年度の北海道最低賃金の改正に当たって、大幅に引き上げること、同時に中小企業に対する賃上げしやすい環境整備と支援の充実、安定した経営を維持する対策を図ることが必要です。

以上を申し上げて討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし意見書案第6号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、いずれも否決されました。

次に、意見書案第7号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第8号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時12分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 丸山晴美

議員 中村誠吾

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和4年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和4年4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

若竹地区防波堤改良事業費は、今年2月の低気圧の影響で若竹地区防波堤の一部が破損したことにより、防波堤の老朽化対策として行う整備事業の一部を前倒して実施することとなったものであり、この事業で今年度はブロックを製作し、現地への据付けは来年度になるというが、その間、防波堤の破損による影響が生じる心配はないのか。

また、この事業費には申請期限を過ぎているため防災安全交付金を活用できず、市債で対応するというが、防波堤の破損は予想できないものではなく、防波堤全体の老朽化が心配される中で起こったものであるから、今回のように交付金の活用ができなくなるようなことがないよう、しっかりと対策してほしいと思うがどうか。

医療的ケア児等総合支援事業費は、日常的に医療的ケアを必要とする18歳未満の児童と高等学校等に在学する18歳以上の方に対して半年間、訪問看護ステーション等から看護師を派遣するための費用を助成する事業であり、今回は市内12名の対象者のうち要望のあった1名分について予算計上されているというが、市は、この事業で看護師等の派遣を行うことにより保育施設や学校等での受入れが可能となることによって、保護者の負担が軽減される効果を見込んでいるという。

事業実施に当たっての訪問看護ステーションや医療機関との協議はこれから行うとのことだが、慢性的な看護師不足などからケアを行う看護師等の事業の担い手不足が推測されるため、担い手不足に関する対策を練ってほしいと思うがどうか。

また、この事業は新しい支援策であることから、利用者や事業者の事業に対する意識が定着していないと考えられるため、今後、増加が見込まれる利用者がしっかりと支援を受けられるよう取組を進めてほしいと思うがどうか。

銭函小学校放課後児童クラブ新築関係経費は、老朽化が進む現在の建物を同校敷地内で新築するに当たって当該施設整備に係る地質調査と実施設計を行うものであり、補正予算が可決された場合には、8月から地質調査と実施設計が開始されるという。

今、新型コロナウイルス感染症を経験した中での新築となると、これまでとは違い、感染症対策として清掃や消毒を行うことを想定しなければならないと思うが、放課後児童クラブの施設、設備について感染症対策に関する基準は示されているのか。

また、新築する場所は現在よりグラウンドに近く、土ぼこりが入りやすいことが想定されることから、実施設計に当たっては、床材や備品を、衛生環境を維持しやすい材質にして清掃しやすくするなど、実際に衛生管理をしていく現場の意見をしっかりと聞いた上で進めてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

人口減少対策として、本市でも国や他の自治体の婚活支援施策について情報収集を行い、実施する必要があると考えるが、そのためにも、本市においても結婚に対する意識調査を行ってほしいと思うがどうか。

また、人口減少を食い止めるためには、多様化しているライフスタイルを、戦略を組んで一定の方向に向かわせるような取組も必要だと思うがどうか。

ちょっと暮らし事業は、本市への移住・定住を検討している方に、本市での暮らしを体験してもらうことを目的として、長期滞在者向けプランを提供してもらえる施設を「ちょっと暮らし施設」として市のホームページなどで情報を発信するものであり、経済面や本市の交流人口増加に非常に効果があると思われるが、市は、本事業におけるターゲットをどのように定めているのか。

また、ちょっと暮らし事業の利用者が道内で最も多い釧路市と比較すると、施設の数、特にアパートやマンションの数が少ないと感じるため、市には、施設の数やバリエーションの充実を図ってほしいと思うがどうか。

本市の行政評価では、目標値の推移と、予算措置における新規事業、増額となった事業、減額となった事業との関連性が見えないが、行政評価によって事業効果が判断され、その結果を踏まえて予算措置されてきているはずであり、増額や減額となった事業の増額や減額の影響や効果、職員配置への影響などについては、行政評価制度を運営している企画政策室で把握していなければいけないと思うがどうか。

また、行政評価には総合計画の進捗管理という面もあるというが、現在の第7次小樽市総合計画は、コロナ禍前の社会状況を踏まえた計画であり、コロナ禍やDX、SDGs、脱炭素など近年の社会状況の変化に鑑みると計画の見直しに着手する必要があると思われることから、市には、これら社会状況の変化を踏まえて計画の見直しを行った他市の事例を調査し、計画の見直しについて真剣に検討してほしいと思うがどうか。

市の公共施設における新型コロナウイルス感染症対策について、開館・閉館などの大きな方針は、保健所の意見を踏まえ、業種別ガイドラインを基に市の対策本部会議などで決定しているが、具体的な対応については、各施設の所管部署が決定しているという。

そのため、施設内での飲食について、感染対策をした上で認める施設と一切認めない施設のどちらもあるという状態になっているが、市には、国が示す感染症対策等を徹底した上で、コロナ禍前に施設内での飲食を認めていた施設については、施設内での飲食が可能になるようにしてほしいと思うがどうか。

小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画では、数値目標として、令和7年度までに管理職に占める女性職員の割合を25%、係長職に占める女性職員の割合を35%と設定しているが、令和3年度の管理職に占める女性職員の割合は、20%に満たない状況であり、今のままでは目標に届かないと思うが、市はどのように認識しているのか。

また、本市の男性職員の育児休業取得率が低く、取得期間も短い上に、妻の出産時における男性職員の特別休暇の取得率もいまだに30%台であるといい、こうした状況に鑑みると、女性職員が活躍できる体制が整っているとはいえないため、匿名のアンケート調査を行うなどして、リアルな声を聞き、具体的な課題を明確にした上で、改善を図ってほしいと思うがどうか。

企業誘致について、データセンターの誘致には大きな土地が必要であり、一般的には銭函の石狩湾新港地域がその適地となると思うが、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区の土地の価値を大きく上げるためにも、そうした企業を誘致できるよう当該地区をアピールし、新駅を孤立させないようにしていく必要があると思うがどうか。

また、企業誘致に当たり、オフィス環境の不足は本市の弱点であると思うが、5月20日の日経新聞の記事によれば、札幌市のオフィス需要が旺盛で良好な状況である中、オフィスの空き率が常に2%前後と低いことから、新たに首都圏からの進出を計画する企業が十分なスペースを確保できず、北海道への進出を諦めるケースがあるということであり、駅前第一ビルの再開発に当たってIT設備の整ったオフィス環境を整備することで、そうした需要に応えてほしいと思うがどうか。

国が原油価格・物価高騰対策として様々な政策案を打ち出している中、市が経済対策として実施するおたるプレミアム付商品券事業は、市民の期待が大きく、販売予定数を超える応募があったというが、予定数を超えた分の応募についてはどのように対応するのか。

また、この事業の終了後の評価や検証は、どのように行うつもりなのか。

本市がゼロカーボンを目指すに当たり、小樽市温暖化対策推進実行計画は、現在「事務事業編」がようやく示され、「区域施策編」は令和5年7月の完成を目指しているというが、全体的にすごく遅れていると感じられる。

そのため、北海道の「新エネルギー導入加速化基金」など、支援事業の活用の遅れも心配されるが、例えば市民のEV車購入に対する一部補助などは、買い換え費用という経済の活性化にもつながると思われることから、計画ができるのを待つのではなく、こうした身近なところから着手してほしいと思うがどうか。

また、ゼロカーボンの重要なファクターとして森林があり、環境だけでなく防災の面でも森林の整備は重要であるが、民間企業とタイアップした森林保護のプロジェクトが道内でも既に行われていることから、こうした民間企業を活用したプロジェクトの導入なども検討してほしいと思うがどうか。

第3号ふ頭及び周辺再開発計画には、計画スケジュールが記載されておらず、現時点ではスケジュール感も立てられない状況だという。

しかし、スケジュール感のない計画は、実行性のない計画と同じであり、目途でもよいので立てなければ、計画が進まないと思うがどうか。

また、市役所本庁舎や新総合体育館の建て替えが計画されていることに鑑みると、ある程度の目途を立てておかなければ、計画が成り立たなくなることも考えられると思うがどうか。

小樽市の漁業は市内産業の中でも大きな産業であるが、若手漁業者の割合はまだ高いものの、今後は遞減していくことが容易に推察されることから、将来を見据え、若手漁業者育成のための手段を講ずるべきと思うがどうか。

また、本市の水産振興のためには、つくり育てる漁業や水産資源管理の推進に努めていくほか、国や北海道、漁協とも連携を図りながら、水産物を安定供給できるようにすることが重要であり、海洋環境や社会・経済の変化などの状況を考慮しつつ、持続性のある漁業・水産業の実現に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

パートナーシップ制度は、現在200を超える自治体で導入されており、さらに導入する自治体が増えているという。

本市において、男女共同参画に関する市民意識調査を行った結果、性的マイノリティーが暮らしやすい社会にするために必要な施策としてパートナーシップ制度と回答している割合が約5割に達したことを踏まえると、既に意識啓発の段階ではなく、市はパートナーシップ制度の導入に向けた検討をすべきと思うがどうか。

市は昨年度、地域女性つながりサポート事業として、女性相談担当者養成研修会開催業務、相談窓口開設業務、相談支援つながり業務を行ったが、相談窓口開設業務の相談件数は0件、相談支援つながり業務の相談件数は5件であったという。

相談件数が少なかったことについては、周知期間が短かったことや相談方法にハードルがあったことなど周知方法に問題があったと考えられるが、相談窓口開設業務は、現行の相談室では利便性に問題があると感じて行った業務であり、また、相談支援つながり業務は生理用品の購入に困難を来している方は生活全般にも困っているという認識が市にもあることから、どちらもまた今後も周知方法を工夫して行ってほしいと思うがどうか。

この事業は国からの交付金を受けて行ったもので、単年度事業のために終了したというが、困難を抱えている女性はたくさんいるので、すぐに結果が出なかったからといって事業を終了するのではなく、ほかに利用できる制度を模索するなどして事業を実施してほしいと思うがどうか。

市は、市民や事業者向けの地球温暖化防止対策の取組としてエコ・アクション・プログラムやおたるエコガイドの配布を行っているものの、取組の効果を数値で示すことが難しいという。

今後、市民や事業者にはさらなる協力をいただくことが必要になると思うが、省エネ行動促進策として行動経済学を用いた啓発を行い、行動を効果的に促す効果が得られた自治体があることから、市民や事業者に行動変容を起し、協力を得るためにも、行動経済学の考え方に基づいた事業を行う必要があるのではないか。

また、市内では再生可能エネルギーの導入も進んでいるが、温暖化対策と自然保護を両立する必要があるといわれていることから、導入に当たっては環境に対する影響を最小限に抑えなければならぬと考えるが、市では、その両立に向け、地球温暖化対策推進法に基づくポジティブゾーニングを行う考えはあるのか。

専門的な治療を行って患者を確保するためには、認定看護師の採用や、現在採用している看護師を認定看護師へ育成していくことが必要であるという。

そのため、小樽市立病院において認定看護師が充足していないのであれば、資格取得のための助成を行い、専門性の高い看護師の育成をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

また、現在行っているオンライン面会を続けることも大切であるが、場所を選ばず自由に使えるWi-Fi環境を整えることも、患者サービスの向上や感染症対策に非常に有効であると思うため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、患者に選ばれる病院にしていくことが大切であると思うがどうか。

今後、人口が減少していくことに鑑みると、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送などの細かい交通が必要になると思われるが、市民からのこれらの交通を望む声や、交通事業者からの参入を希望するニーズの有無について市は把握しているのか。

また、公共交通の在り方を検討するには、JRや路線バスを基本とした交通空白地域を明確にしなければならないと思うが、その際には、高齢化率や運転免許証の所持率、移動距離や勾配などの地理的な条件も考慮し、交通弱者が生じないような対策を行ってほしいと思うがどうか。

公園愛護会では、会員の高齢化と担い手不足という課題を抱え、活動の継続が困難なケースが見られるという。

公園愛護会設立要綱では、愛護会は地域住民をもって構成するものと記載されており、この記述では町内会の住民しか会員になれないという誤解を招くため、記述の変更を検討してほしいと思うがどうか。

また、公園の清掃、除草、公園施設の点検連絡などの活動だけでは、楽しみが見出しにくく、活動を継続するためには、緑化活動の工夫と楽しさを体験してもらう取組が必要であり、市には、講師の指導の下で技術を学べるイベントや講座などの開催を実現してほしいと思うがどうか。

公園の管理について、昨年度、市内では71か所の公園や緑地が市道の雪の堆積場として使用されていたというが、雪解け後の公園では、大きな石やコンクリート片などが目につき、これらは草が伸びてくるまでそのままだった。これらは公園愛護会から要望があつてからではなく、市の責任において、公園緑地課と維持課で連携し、自発的に処理してほしいと思うがどうか。

また、公園愛護会に対する報償金は平成21年以降変わっておらず、物価が上がっている現状にあつても報償金は謝礼の意味であることから変えるつもりはないというが、公園愛護会を手伝ってくれる人がいなくなったら終わりであることから、草刈り機等の燃料費については市が燃料を現物支給できることや、活動中に第三者にけがをさせた場合や器物を損壊した場合などに保険を使えることなどは、ほとんど知られていないので、せめて、公園愛護会にしっかりと周知してほしいと思うがどうか。

都市計画法の提案制度を活用した小樽築港駅周辺地区の地区計画の変更が都市計画審議会に示されたが、その対象となる地区は大型商業施設とパチンコ店が立地している範囲になるという。

しかし、提案者がウエルネスタウン計画で想定しているのは大型商業施設が立地している範囲のみであることから、大型商業施設の範囲だけ地区計画の変更を行い、パチンコ店や大型商業施設の駐車場を範囲から外すことはできないのか。

また、市は地区計画の変更に必要な地権者の3分の2の同意を得ていることや提案内容が本市の方針と合っていることから特段問題はないというが、同意をしていない地権者がいることには違いないのだから、市には、同意していない地権者にも理解が得られるよう進めてほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第30号について

陳情第30号「小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について」は、市役所をウイングベイ小樽の4階の空きスペースに移転することを求める陳情であり、移転先をウイングベイ小樽とする理由の一つに同施設の空きスペースが市役所別館の面積よりも広いことが挙げられている。

実際には、ほぼ同様の面積になるとのことだが、市役所新庁舎には、ワンストップ窓口やバリアフリーなどの機能が求められることから、現状の広さがあればよいというものではないと思うがどうか。

また、防災拠点としての役割を果たせるかということや、別館のみを移転すると本館と別館が分かれてしまうことなど、市役所としての機能を考えると、建て直しの必要がなくなるという資金面のメリットのみを理由に市役所をウイングベイ小樽に移転することは難しいと思うがどうか。

市役所がウイングベイ小樽に移転することにより、市民の利便性の向上につながるのであれば良いことだと思うが、本当につながるのか疑問がある。

例えば、ウイングベイ小樽は建築から20年以上が経過しており、市役所を移転しても、近い将来、老朽化による大規模な改修が必要になることから、同施設への移転は現実的ではないと思うが、市はどのように認識しているのか。

また、陳情ではウイングベイ小樽の4階の空きスペースは市役所別館より広いというが、同施設には看護学校が入る可能性があり、仮にそうなった場合、市役所として使用できる面積も少なくなると思われることから、市役所をウイングベイ小樽に移転することは現実的ではなく、これまで進めてきた小樽市本庁舎長寿命化計画に沿って整備を進めてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

市は、「ひと旗プロジェクト」を立ち上げて、個人での起業など小規模なものへの支援を行い、起業や移住をターゲットに人口減少対策に取り組むといい、現在、事業のフェーズ0である庁内組織の設置について検討しているという。今後、組織が設置され、議論が進行すると、事業費や人員確保といった課題が出てくると思われるが、この事業の実現性は担保されているのか。

また、事業の実現性の担保がないと、職員のモチベーションにも関わるとともに、様々な提案がなされたとしても、予算がないため不要と判断されたり、少額の予算で行えるものだけの事業になってしまうことが懸念されるがどうか。

令和3年度業務量調査についての報告によると、正規職員の業務のうち、専門性のいらないノンコア業務の割合が59.73%であり、470人工は正規職員でなくても可能だが、正規職員が対応している状況があるという。それを踏まえた上で、各部署で1年間の業務量をこなすために最低限必要な正規職員数や期間限定で必要となる職員数を検討し、管理体制を作ってほしいと思うがどうか。

また、業務量調査に基づいて、ノンコア業務を外部委託することも考えられるが、逆に費用がかかる場合もあるので、まずは各部署でどの程度の業務量があり、正規職員と非正規職員の区分ごとにどの程度人工が必要なのかを把握し、部局ごとに人員配置の管理体制をまとめることが必要であり、それが職員最適化配置計画にもつながると思うがどうか。

令和3年度に行った組織改革から1年が経過したが、新たな組織となったことで見えてきた課題や再度見直しが必要な部署はないのか。

また、市では、民間企業と協力し、職員の業務量の概要を把握する業務量調査を行い、調査結果を受け、効率化が期待できる業務を選定して業務改善に取り組む予定とのことだが、組織改革にしても業務改善にしても、市民目線に立ち、市民に必要なものは何かを考えながら進めてほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

・議案第8号について

議案第8号「工事請負契約について（（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事）」は、西條・近藤共同企業体と1億6,060万円で契約を結ぶものだというが、当初予算2億8,982万円とのかい離があるのはどういった理由か。

また、大型クルーズ船の誘致については、このターミナルの整備と、大型駐車場の整備、それから遅れているとの報告があった岸壁の改修工事がセットになって機能が発揮されるものだと思うが、これらが稼働開始となるのはいつ頃の予定なのか。

議案第8号「工事請負契約について（（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事）」は、クルーズ船の誘致戦略のため、上屋の約半分を、C I Qを行うためのターミナルとして使用できるようにするものだというが、内装等の改修工事を行うのは、あくまでもクルーズ船のターミナルになる部分だけということによいのか。

また、ターミナル内にコンテナを設置するというが、どのような用途で使用するつもりなのか。

議案第8号「工事請負契約について（（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事）」は、上屋半分のターミナル部分のみを工事するということが、同じ建物を半分しか工事しないのであれば、外装にギャップが生じるのではないかと思うがどうか。

そもそも33号上屋の半分をクルーズターミナルにするということは、貨物を置くスペースが半分になるが、スペースが足りなくなるなど、物流に影響を及ぼす心配はないのか。

・その他の質問

平成26年6月に策定された第3号ふ頭及び周辺再開発計画において、第3号ふ頭及び周辺に関する小樽市の既定計画での位置付けとして第6次小樽市総合計画や小樽港将来ビジョンなどが列挙されているが、中には現在では既に更新された計画も含まれており、これを市民が見た場合、現在でも正しい位置付けとなっているのかが分かりにくいのではないかと思うがどうか。

また、市がこれまで第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議において意見交換をしながら具体的な整備を進めてきた中で、観光・商業施設が多目的広場に作られることになったことなど、当初の第3号ふ頭及び周辺再開発計画とその施設配置計画図からは変更が生じているにもかかわらず、連絡会議での議論経過は公表されておらず、さらには、再開発計画を時点修正する考えもないという。しかしながら、市民の理解を得ながら再開発を進めるためには市民への分かりやすい周知が必要であることから、市には、連絡会議における検討状況の公表や、再開発計画の見直しなどを検討してほしいと思うがどうか。

観光船については、安心・安全に楽しんでもらうことが一番であると考えているが、海難事故が起きた場合の緊急通報先を知らない乗船客が多いことから、通報先をしっかりと周知することが乗客の安心につながるのではないかと思うがどうか。

また、救命胴衣については、様々な種類があり、性能によって救助されるまでの延命時間に影響するというが、高性能なものは高額で購入できないことから補助金を出してほしいという事業者の声もあるため、本市も安全対策として、今後、補助金について検討すべきだと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

パートナーシップ制度とは、同性同士の婚姻は法的には認められていないが、自治体が独自に性的少数者カップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行することで、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度だという。パートナーシップ制度を利用することで受けられるメリットにはどのようなものがあるのか。

この制度は、もともと性的少数者を対象と想定して広がっていったが、最近では異性同士の事実婚カップルが利用するケースもあり、子供を含めた家族関係を合わせて証明するファミリーシップ制度を導入する自治体が増えているという。

本市ではパートナーシップ制度の導入を検討していくというが、子供がいるケースも想定されることから、ファミリーシップ制度の導入も併せて検討してほしいと思うがどうか。

小樽市地域子ども会育成連絡協議会は、ジュニアリーダー研修や小樽ライオンズクラブ少年の船などの事業を実施することで、これまで本市において青少年育成をけん引してきた組織だというが、昨今の少子化と役員の成り手不足により、組織の存続が難しい状況になっていると聞く。こうした状況について、これまで市に相談はなかったのか。

また、この連絡協議会が解散した場合、町内会との連絡調整を含めて青少年育成を行う組織の構築について、市では何か想定していることはあるのか。

市は、本市の地域の脱炭素の実現に向けて再生可能エネルギーを最大限導入するための地域再エネ導入戦略策定事業として、環境省の補助メニューである「2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援」という事業を活用し、再エネ導入の方向性、基本方針などを策定するという。この環境省の示す公募要領の中には合意という言葉が多数出てくるが、ここでいう合意というのは、どのような意味で捉えるべきなのか。

また、市は、この事業を業務委託する事業者を公募型プロポーザルで選定するというが、プロポーザル方式における選考の基準がブラックボックス化することがないよう、市には、本委員会に対してしっかりと選考結果を示してほしいと思うがどうか。

市は以前、重層的支援体制整備事業の実施に向けた課題として、アウトリーチを挙げていたが、組織改革によって福祉総合相談室ができてから約1年が経過した中で、アウトリーチに関する取組は一定の強化が図られたという。

しかし、アウトリーチを行うためには、潜在的な支援対象者を見つける必要があり、それは容易なことではないと思われるが、市には、潜在的な対象者を見つけるために考えていることはあるのか。

今後、複雑化する社会の課題を解決するには、重層的支援体制整備事業を実施する必要がある、市には事業が早期に進められるよう取組を推進してほしいと思うがどうか。

市は、配偶者等による子供の連れ出しについて相談があった場合、重大な被害に発展する恐れもあることから、相談内容を聞いた上で警察に相談するよう促したり、法的な判断が必要な場合には弁護士による法律相談を促したりするというが、子供を連れ出されてしまった方は、刑事的な対応のみならず、心身の不調など様々な問題に同時多発的に対処しなければならないことから、決して相談者が孤立することのないよう対応してほしいと思うがどうか。

また、相談を受ける際の専門的な相談窓口については、相談内容が民法上の問題を含み専門的な知識を必要とし、行政が問題に直接関わり解決に導くことが難しいため設置しないというが、相談者に寄り添い、包括的な支援を行うことも行政の役割であると考えられるため、ホームページ上の相談窓口の一覧に子供の連れ去りについて相談ができるページを設けるなど、当事者が相談できるような体制を作ってほしいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第7号について

議案第7号「工事請負契約について（旧色内小学校解体工事）」は市民が待ち望んでいた道営住宅の建設地を確保するために旧色内小学校を解体するものであり、道営住宅の建設スケジュールに遅れが生じないように解体工事を進めてほしいと思う。

建設業法上、工期等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約の締結までに建設業者に対し情報提供しなければならないことが定められているが、そのような工期に影響を及ぼすおそれのある事象は生じているのか。

また、この工期は3月までとなっているが、当該解体工事場所は、冬場になると積雪等で危険な状態となるため、解体工事がスムーズに進まなくなることが懸念される。順調であれば実際の工事はいつ頃までに終わらせる予定なのか。

・議案第10号について

議案第10号「動産の取得について（ロータリ除雪車）」の取得価格は4,793万8,000円となっている。今年度は2億1,880万7,000円の予算を計上し、ロータリ除雪車等を7台取得する予定になっていたと思うが、残り6台は全て議会の議決を必要としない、取得価格が3,000万円以下の契約だと認識してもよいか。

また、新たなロータリ除雪車を取得することにより、これまで使用してきた車両はどのように処分されることになるのか。

・陳情第29号について

陳情第29号「JR小樽駅前広場再整備の中止方について」、陳情者からは、歩行者や自家用車、バスなどは注意深く走行しているため、事故は起きておらず、再整備により道路を拡幅すれば、車両が速度を上げ、かえって危険な状況を作るという趣旨説明があった。

しかし、再整備計画では歩行者と車両の通行を分離し、車両の速度が出にくいロータリー式を採用することであり、駅前広場では過去5年間に毎年事故が発生していることから、再整備による駅前広場の安全対策が必要と思うがどうか。

・その他の質問

中央通の維持管理について、市は、本市最大のイベントである潮まつりの開催時期に合わせ、例年7月中旬に中央分離帯や植樹帯の除草作業などを行っているというが、6月に開催される運河ロードレースにも市外から多くの方が参加しており、来樽された方が雑草の伸びた中央通を通り小樽駅と会場を行き来することで、本市にどのようなイメージを持たれるかが不安である。

中央通は本市の顔であり、また、本市は観光都市を標榜しているのだから、市には中央通がいつでもきれいな状態でいられるよう、工夫をしながら整備を行ってほしいと思うがどうか。

J R小樽駅前広場再整備基本計画第1回検討委員会の実施した市民アンケートの結果によると、最も問題があると感じていることとして、歩行者の乱横断による安全性の不安や送迎車の乗降場が明確に区別されていないことなどの意見があるが、安全性の問題は最優先の解決課題だと思うかどうか。

また、第3回検討委員会での主な意見として広場空間を憩いのスペースとして確保した方が良いという記述があるが、J R小樽駅前からの港の景観の確保と広場の確保というのは、重視すべきテーマではないかと思うかどうか。

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 中村誠吾
同 佐々木 秩

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で50年です。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いています。この国の米軍専用施設の70%以上が国土面積0.6%の小さな沖縄に押し付けられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからです。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではありません。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきました。2019年の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票でも、県民は明確に基地の押し付けにNOを示しました。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めています。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、途切れることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言えます。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしましたが、戦後も同様の構図を維持するからです。サンフランシスコ平和条約では、「本土」は平和憲法の下主権を回復しますが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされました。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはなりません。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まりました。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島全体の軍事化が進められています。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人だということです。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのです。したがって、私たち「本土」の日本人の一人一人こそ、この問題の当事者であり、責任者です。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しません。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはなりません。大多数の国民が日米安全保障条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことです。これまで沖縄に押し付けてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきです。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策です。

よって、国及び政府においては、喫緊の課題として、下記の事項を実現するよう求めます。

記

- 1 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること。
- 2 辺野古新基地建設を断念すること。
- 3 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | |
|-------|-----------|------|-----|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-----------|------|-----|

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 面 野 大 輔
同 酒 井 隆 裕

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、更には、ロシア軍のウクライナ侵攻による国際情勢の激動で、あらゆる分野で資材の高騰や不足が続き、国民生活、経済活動は甚大な被害を受け、深刻な状況が続いています。

このような経済状況の下、2023年10月から適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」）が実施されようとしています。

軽減税率導入で消費税制度が複雑化し、更にインボイス制度の導入は、軽減税率対象品目を扱う事業者をはじめ、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

また、中小零細事業者、個人事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況で、インボイス制度導入を契機に廃業の増加、複雑な納税事務を回避するため免税事業者にとどまることによる成長意欲の低下を招くなど、インボイス制度の導入は地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。

さらに、多くの中小業者団体や日本税理士会連合会などがインボイス制度導入中止や見直し、延期を求めています。

よって、国及び政府においては、インボイス制度の導入中止をすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 27 日
小 樽 市 議 会

| | | | |
|-------|-----------|------|-----|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-----------|------|-----|

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 酒 井 隆 裕
同 林 下 孤 芳

てん菜は、北海道農業の基幹作物として重要な役割を果たしています。北海道のてん菜糖は、国産砂糖の 8 割を占め、砂糖の自給率 40% を支えています。

国産砂糖生産は、輸入粗糖、輸入加糖調製品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度で、てん菜生産者、製糖事業者への交付金等で生産振興が図られ、交付金対象数量として、てん菜産糖量 64 万トンを枠としています。

輸入調整金収支の赤字を理由に、産糖量 64 万トン枠を削減する動きが強まっており、てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題になっています。

世界的な食料危機、食料高騰の中、輸入に依存した食に不安が広がっています。砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守り、本腰を入れて食料自給率を引き上げる政策に転換することが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の対策を実施するよう強く求めます。

記

- 1 食料の安定供給、食料自給率を引き上げるために、てん菜生産への支援を強化すること。
- 2 製糖事業者への支援を強化すること。
- 3 国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 27 日
小樽市議会

| | | | |
|-------|-----------------|------|-----|
| 議決年月日 | 令和 4 年 6 月 27 日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-----------------|------|-----|

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 面野大輔
同 酒井隆裕

コロナ禍の長期化で農産物需要が減少し、在庫増、価格低迷で生産者は大変苦しい中で、生産者は国民の食料を支えているという思いで農作業に励んでいます。

昨年から食料価格が上昇し、更にロシアのウクライナ侵攻で食料不足、価格高騰が深刻になり、我が国でも食料価格の高騰は低所得者、ひとり親家庭、年金生活者などの生活を直撃しています。

また、肥料や飼料など生産資材の多くが輸入に依存し、追い打ちをかける円安で、生産資材の高騰と不足に生産者は直面しています。

国が進める水田活用の直接支払交付金の見直しで、交付金対象から除外される水田が多く出ることが危惧されています。多くの国民の皆さんが輸入に依存した食に不安を抱えています。

今必要なことは、生産者を励まして、生産を増やし、食料自給率を引き上げることです。

よって、国及び政府においては、下記の対策を強く求めます。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の見直しは中止すること。
- 2 肥料、飼料など生産資材の高騰対策を行うこと。
- 3 食料自給率を確実に引き上げる価格保障・所得補償を行い、生産者を励ますこと。
- 4 ミニマムアクセス米などの農産物の輸入を減らす外交協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | |
|-------|-----------|------|-----|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-----------|------|-----|

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 中 村 誠 吾
同 高 野 さくら

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要です。

また、子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

2021年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護援助率は、全国で14.52%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.30%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供が増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国及び政府においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請します。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係無く子供たちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
- 5 高校授業料無償化制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | |
|-------|-----------|------|-----|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-----------|------|-----|

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 酒井隆裕
同 中村誠吾

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して1年以上が経過しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現した核兵器禁止条約は、2022年3月時点で、86の国と地域が署名、60カ国が批准しており、「核なき世界」を求める声が広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪のらく印」を押しました。開発・生産・実験・製造・取得・保有・貯蔵・使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、ロシアは世界で、最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になると核兵器による威嚇を行いました。核兵器がいかに人類の生存を危うくするのかが、明白になりました。

よって、国及び政府においては、核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | |
|-------|-----------|------|-----|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-----------|------|-----|

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 横 尾 英 司 |
| | 同 | 小 池 二 郎 |
| | 同 | 中 村 誠 吾 |
| | 同 | 高 野 さくら |

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-----------|------|-----|---------|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 可 決 | 賛 成 多 数 |
|-------|-----------|------|-----|---------|

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 松 | 田 | 優 | 子 |
| | 同 | 面 | 野 | 大 | 輔 |
| | 同 | 濱 | 本 | | 進 |
| | 同 | 前 | 田 | 清 | 貴 |

政府は、令和 2 年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後 5 年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定しました。

近年、社会では D X が進み、地方公共団体においても D X の推進が図られており、国では、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和 2 年度、3 年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約 1,825 億円を基金として計上しました。

また、国では、2022 年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など 20 業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和 5 年から令和 7 年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっています。

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症の影響で、財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状態となっており、また、高齢者はデジタル化に慣れていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もあります。

よって、政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望します。

記

- 1 令和 7 年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 27 日
小樽市議会

| | | | | | |
|-------|-----------------|------|-----|-----|-----|
| 議決年月日 | 令和 4 年 6 月 27 日 | 議決結果 | 可 決 | 賛 成 | 多 数 |
|-------|-----------------|------|-----|-----|-----|

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書（案）

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 中村岩雄 |
| | 同 | 高橋龍 |
| | 同 | 高橋克幸 |
| | 同 | 小貫元 |
| | 同 | 山田雅敏 |

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっておりません。

特に子供にとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響があります。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命に関わります。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘しています。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入補助等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって、制度の内容が大きく異なっています。また、成人については、制度そのものがない自治体もあります。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきです。

よって、国及び政府においては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴（児）者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。
- 2 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること。
 - (1) 非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害（児）者を加えること。
 - (2) イヤーモールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝導補聴器を購入費の補助対象とすること。
- 3 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児聴覚検査への公費助成を実施するよう、国が財政的援助を強化すること。
- 4 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や、風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | | | |
|-------|-----------|------|----|----|----|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 可決 | 全会 | 一致 |
|-------|-----------|------|----|----|----|

安心・安全の医療・介護・福祉を実現し国民の命と健康を守るための意見書（案）

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 松田優子 |
| | 同 | 高橋龍 |
| | 同 | 丸山晴美 |
| | 同 | 松岩一輝 |
| | 同 | 前田清貴 |

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民の命と健康が脅かされる事態を広げました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性及び感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、1990年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費並びに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

よって、政府においては、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記の事項について取り組むよう要請します。

記

- 1 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
 - (1) 医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
 - (2) 公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
- 2 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-----------|------|----|------|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 可決 | 全会一致 |
|-------|-----------|------|----|------|

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 横尾英司 |
| | 同 | 中村岩雄 |
| | 同 | 面野大輔 |
| | 同 | 中村吉宏 |
| | 同 | 小貫元 |

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担う必要があります。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林作りや防災・減災対策を更に進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林作りを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-----------|------|----|------|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 可決 | 全会一致 |
|-------|-----------|------|----|------|

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 秋元智憲 |
| | 同 | 高木紀和 |
| | 同 | 中村誠吾 |
| | 同 | 高野さくら |
| | 同 | 前田清貴 |

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

よって、国及び政府においては、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護、児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 4 2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における看護、介護、保育など新型コロナ感染症対応と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善が図れるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。
- 5 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、更なる財政需要を十分に満たすこと。
- 6 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 7 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-----------|------|----|------|
| 議決年月日 | 令和4年6月27日 | 議決結果 | 可決 | 全会一致 |
|-------|-----------|------|----|------|

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の Z E B 化のさらなる推進を求める意見書（案）

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 中 村 岩 雄 |
| | 同 | 丸 山 晴 美 |
| | 同 | 千 葉 美 幸 |
| | 同 | 中 村 吉 宏 |
| | 同 | 佐々木 秩 |

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組である S D G s や 2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて、更なる取組が急務ですが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校（エコスクール）事業」が行われてきました。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成 29 年から今まで 249 校が認定を受けています。文部科学省の支援として、令和 4 年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、Z E B R e a d y を達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援が行われているところです。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築のほかに、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童生徒に快適な教育環境を整えることができました。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっています。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきましたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、更に加速して事業を実施することが必要です。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面（学校施設の Z E B 化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、政府においては、下記の事項に留意して更なる推進を行うことを強く求めます。

記

- 1 技術面に関しては、学校施設に関する Z E B 化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなく L E D や二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行いできるところから取り組む自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
- 2 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 27 日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-----------------|------|-----|---------|
| 議決年月日 | 令和 4 年 6 月 27 日 | 議決結果 | 可 決 | 全 会 一 致 |
|-------|-----------------|------|-----|---------|

令和4年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 令和4年6月7日～令和4年6月27日（21日間）

| 議案 番号 | 件名 | 提出 年月日 | 提出 者 | 委員 会 | | | | 本 会 議 | |
|-----------------|--|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | | | | 付託 年月日 | 付託 委員会 | 議決 年月日 | 議決 結果 | 議決 年月日 | 議決 結果 |
| 1 | 令和4年度小樽市一般会計補正予算 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 予算 | R4.6.20 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 2 | 令和4年度小樽市病院事業会計補正予算 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 予算 | R4.6.20 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 3 | 小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 総務 | R4.6.21 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 4 | 小樽市税条例等の一部を改正する条例案 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 総務 | R4.6.21 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 5 | 小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 厚生 | R4.6.22 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 6 | 小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 厚生 | R4.6.22 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 7 | 工事請負契約について〔旧色内小学校解体工事〕 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 建設 | R4.6.22 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 8 | 工事請負契約について〔（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事〕 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 経済 | R4.6.21 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 9 | 工事請負契約について〔忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事〕 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 総務 | R4.6.21 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 10 | 動産の取得について〔ロータリ除雪車〕 | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 建設 | R4.6.22 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 11 | 小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について | R4.6.7 | 市長 | R4.6.15 | 総務 | R4.6.21 | 可決 | R4.6.27 | 可決 |
| 12 | 小樽市非核港湾条例案 | R4.6.7 | 議員 | R4.6.15 | 総務 | R4.6.21 | 否決 | R4.6.27 | 否決 |
| 13 | 令和4年度小樽市一般会計補正予算 | R4.6.27 | 市長 | — | — | — | — | R4.6.27 | 可決 |
| 14 | 小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について | R4.6.27 | 市長 | — | — | — | — | R4.6.27 | 同意 |
| 意見書案 第1号 | 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 否決 |
| 意見書案 第2号 | 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 否決 |
| 意見書案 第3号 | 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 否決 |
| 意見書案 第4号 | 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 否決 |
| 意見書案 第5号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 否決 |
| 意見書案 第6号 | 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 否決 |
| 意見書案 第7号 | 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 可決 |
| 意見書案 第8号 | 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 可決 |
| 意見書案 第9号 | 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 可決 |
| 意見書案 第10号 | 安心・安全の医療・介護・福祉を実現し国民の命と健康を守るための意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 可決 |
| 意見書案 第11号 | 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 可決 |
| 意見書案 第12号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 可決 |
| 意見書案 第13号 | 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書（案） | R4.6.27 | 議員 | — | — | — | — | R4.6.27 | 可決 |
| その他会議に 付した事件 | 後志教育研修センター組合議会議員の選挙 | — | — | — | — | — | — | R4.6.27 | 当選 |
| | 行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務） | — | — | — | （総務） | R4.6.21 | 継続 審査 | R4.6.27 | 継続 審査 |
| | 市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務） | — | — | — | （経済） | R4.6.21 | 継続 審査 | R4.6.27 | 継続 審査 |
| | 市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務） | — | — | — | （厚生） | R4.6.22 | 継続 審査 | R4.6.27 | 継続 審査 |

| | | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|---|---|---|------|---------|------|---------|------|
| | まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務） | — | — | — | （建設） | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
|--|----------------------------------|---|---|---|------|---------|------|---------|------|

<継続審査中の陳情で今定例会において結果の出たもの>

| 議案 番号 | 件 名 | 提 出 日 年 月 日 | 提 出 者 | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | |
|------------|------------------------|----------------------------|-------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|------------------|
| | | | | 付 託 日 年 月 日 | 付 託 委 員 会 | 議 決 日 年 月 日 | 議 決 結 果 | 議 決 日 年 月 日 | 議 決 結 果 |
| 陳情 第7号 | 小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について | R1.11.19 | 議長 付議 | R1.12.11 | 厚生 | R4.6.22 | 不採択 | R4.6.27 | 不採択 |
| 陳情 第29号 | JR小樽駅前広場再整備の中止方について | R4.3.2 | 議長 付議 | R4.3.17 | 建設 | R4.6.22 | 不採択 | R4.6.27 | 不採択 |
| 陳情 第30号 | 小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について | R4.3.2 | 議長 付議 | R4.3.17 | 総務 | R4.6.21 | 不採択 | R4.6.27 | 不採択 |

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

| 番号 | 件名 | 提出年月日 | 委員会 | | 本会議 | |
|----|--|----------|---------|------|---------|------|
| | | | 議決年月日 | 結果 | 議決年月日 | 結果 |
| 8 | J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について | R1.11.20 | R4.6.21 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 11 | 公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の2(生涯学習プラザなど)] | R2.1.24 | R4.6.21 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 13 | 小樽市立フリースクールの創設方について | R2.2.3 | R4.6.21 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 15 | 小樽市立塩谷小学校の存続方について | R2.4.6 | R4.6.21 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 30 | 小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について | R4.3.2 | R4.6.21 | 不採択 | R4.6.27 | 不採択 |

経済常任委員会

○陳情

| 番号 | 件名 | 提出年月日 | 委員会 | | 本会議 | |
|----|--|---------|---------|------|---------|------|
| | | | 議決年月日 | 結果 | 議決年月日 | 結果 |
| 1 | 奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について | R1.5.13 | R4.6.21 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |

厚生常任委員会

○陳情

| 番号 | 件名 | 提出年月日 | 委員会 | | 本会議 | |
|----|---|----------|---------|------|---------|------|
| | | | 議決年月日 | 結果 | 議決年月日 | 結果 |
| 2 | 子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について | R1.6.7 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 3 | 朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について | R1.6.10 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 7 | 小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について | R1.11.19 | R4.6.22 | 不採択 | R4.6.27 | 不採択 |
| 11 | 公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の1(勤労女性センター、勤労青少年ホーム)] | R2.1.24 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 11 | 公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の1(勤労女性センター、勤労青少年ホーム)] | R2.1.24 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 11 | 公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第4項目] | R2.1.24 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 28 | (仮称)北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について | R3.12.6 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |

建設常任委員会

○陳情

| 番号 | 件名 | 提出年月日 | 委員会 | | 本会議 | |
|----|--------------------------------------|--------|---------|------|---------|------|
| | | | 議決年月日 | 結果 | 議決年月日 | 結果 |
| 4 | 「ばるで築港線」塩谷までの延伸方について | R1.8.9 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 5 | 星野町ゴンシロ川流域(星野町71・172地域)の上水道整備方について | R1.9.5 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |
| 6 | 天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について | R1.9.6 | R4.6.22 | 継続審査 | R4.6.27 | 継続審査 |

| | | | | | | |
|----|---------------------------------------|------------|-----------|------|-----------|------|
| 9 | 行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について（第1、2、3項目） | R1. 11. 22 | R4. 6. 22 | 継続審査 | R4. 6. 27 | 継続審査 |
| 29 | J R小樽駅前広場再整備の中止方について | R4. 3. 2 | R4. 6. 22 | 不採択 | R4. 6. 27 | 不採択 |

小樽市議会会議録

令和4年 第2回定例会

令和4年9月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話(代) (0134)32-4111